又同天皇が承和七年六月下し給ひたる詔の中に曰く

去年陰陽並隔シ、秋稼登ラズ、頃者、偏亢旬ニ淹リ、藝殖或ハ損セン、麥元何ノ罪アラン、仰テ前烈ヲ稽フレバ、德ハ是レ邪ヲ除キ、內ハ諸ヲ心ニ求ム、抑モ挹損スベシ、其レ朕ノ服御ノ物幷ニ常膳等、並ニ宜シク省減スベシ、左右馬寮ノ秣穀ハ一切權絕シ、諸作役ノ要ニ非ル者ハ、事ヲ量リテ且ツ停メヨ、陛圖ノ中恐クハ寃者アラン速カニ所司ニ命ジ、慮ヲ申ネ放出セヨ、加之、天下諸國水有ルノ處ハ、任マヽニ百姓ニ命ジテ灌溉セシメ、貧ヲ先ニシ富ヲ後ニシ、鰥寡孤獨自存スル能ハザル者ハ、賑贍ヲ量リ加ヘ、其ノ病ニ臥スルノ徒、視養スルニ人無ケレバ、多ク夭折ヲ致ス凡ソ國郡ノ司ハ民ノ父母タリ、而カモ顧念セズ、豈ニ子育ト稱センヤ、宜シク就テ穀藥ヲ班チ、存濟ヲ得セシムベシ、又五畿內七道諸國、去ル承和二年以往ノ調庸未進ノ民ノ身ニ在ルモノヲ免除セヨ、(續日本後紀)

と宣ふは飢饉及び疫疾の爲め租稅の免除、疫疾者の救療、孤獨者の賑恤、寃罪者の審理等を命じ給ふものであり凶年に當り天皇自ら服御常膳を省減せよと宣ふた是れ未だ嘗てなかつた所であるか仁明天皇は府庫の缺乏に拘はらず臣民を憐れみ給ひて是の決意をなし給ふたものである、以てその仁慈の叡慮を知り得るのである。

又文德天皇が嘉祥三年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

宜シク星使ヲ馳セ、就テ恩光ヲ展スベシ、其ノ災ヲ被ル尤モ甚シク、自存スル能ハザルモノハ使、國、商量シテ租調ヲ蠲免シ、並ニ民狀ヲ問ハズ、倉廩ヲ開キテ其ノ生業ヲ貸振シ重ネテ困セシムル莫レ、崩壞毀屋ノ下、有ル所ノ殘屍露骸ハ官收埋ヲ爲シ、務メテ優恤ヲ申ネヨ、庶クハ凍ニ委スルモノヲシテ挾纊ノ溫ヲ知ラシメ、飢ニ阻スル者ヲシテ廩牢ノ飽ヲ得セシメンコトヲ、(文德天皇實錄)

と宣ふは出羽國の地震に際し臣民を救助せんとし給ふ仁慈懇切の叡慮である。

又同天皇が仁壽元年八月下し給ひたる詔の中に曰く

人民或ハ坐ナガラ魚トナリ、今秋廬宅乍チ湍川ヲ成ス、朕ノ不德ニシテ百姓何ノ辜アラン、憂心悠々、將タ何ヲ以テ寄センと宣ふは京畿の水害に際し是を救助せんとし給ふ仁慈憐愍の叡慮である。

又清和天皇が貞觀十一年六月下し給ひたる詔の中に曰く

然リト雖モ、冥應未ダ通ゼズ、嘉應至リ難シ、朕ノ不德ニシテ百姓何ノ辜カアル、躬ヲ實メ責貶シ、未ダ濟ス攸ヲ知ラズ、其レ朕ガ服御常膳等ノ物、並ニ宜シク減撤スベシ左右馬寮ノ秣穀ハ一切權ニ絕テヨ、左右京職ニ命ジテ、道墐ヲ收葬シ、骼ヲ掩ヒ髑ヲ埋メヨ、又圖行ノ中、如シ寃結アランコトヲ恐ル、宜シク使者ヲ遣ハシ、勤メテ申理ヲ加フベシ、天安二年以往ノ調庸米ノ未進ニシテ民ノ身ニ在ルモノハ、皆從テ蠲除スベシ、(三代實錄)

と宣ふは飢饉及び疾疫流行に際し天皇が如何に臣民を憐み給ふかを知るのみならず遂に天皇の服御常膳を減省して國費を減すると共に臣民の租稅を輕減せられたる仁慈の叡慮を拜察し得るのである又同天皇が貞觀十一年十月下し給ひたる詔の中に曰く

今使者ヲ遣ハシテ、就テ恩賜ヲ布カシム、使國司ト與ニ民夷ヲ論ゼズ、勤メテ自ラ臨撫シ、既ニ死スル者ハ盡ク收殯ヲ加ヘ其存スル者ハ詳カニ賑恤ヲ崇クシ、其ノ害ヲ被ムル太甚ナル者ハ租調ヲ輸スルコト勿レ、鰥寡孤獨窮シテ自ラ立ツコト能ハザル者ハ、所在斟量シ、厚ク與濟スベシ務メテ矜恤ノ旨ヲ盡シ、朕親ラ覩ルガ若クナラシメヨ、(三代實錄)

と宣ふは陸奥國の地震に際し天皇が被害者に對する最も厚き同情を以て是を憐愍し是を救濟し給ふ仁慈の叡慮を窺ひ得るのである。

斯様に是の時代に於ける歷代天皇は臣民を見ること赤子の如く嬰兒の如くであつた而してその臣民を愛し臣民を憐れみ給ふ大御心は歷代天皇皆な然りであつたのである。

斯様にこの時代の歴代天皇は臣民を愛すること赤子の如く、是を撫育慈養することを以て政治と思惟し給ひたるにより、直接臣民の指導に當る國司郡司等が私慾を逞ふし臣民を貧窮に陥らしむるを、甚しく憎惡し給ひ屢彼等を戒飭し給ふた。

即ち元明天皇が和銅五年五月國司に下し給ひたる詔の中に曰く

諸國ノ大稅三年賑貸スルモノハ、本ト百姓ノ窮乏ヲ恤レミ濟ハンガ爲ナリ、今國郡司及ビ里長等、是ノ恩借ニ緣リ、妄リニ方便ヲ生ズ、政ヲ害シ民ヲ蠹スルコト斯ヨリ甚シキハ莫シ、如シ身ヲ潤スコトヲ願ミ、枉テ利ヲ收ムル者ハ、重ヲ以テ論ゼヨ、罪赦サザルニアリ、(續日本紀)

と宣ひ臣民の窮乏を救はんが爲め國司郡司等の私利を貪るを戒め給ふたのである。

又同天皇が靈龜元年五月下し給ひたる詔の中に曰く

百姓ヲ撫導シ、農桑ヲ勸課シ、心字育ニ存シ、能ク飢寒ヲ救フハ、實ニ是レ國家ノ大蠹ナリ、(續日本紀)

ヲ願ヒ、農業ヲ妨奪シ、萬民ヲ侵蝕スルコトアラバ、實ニ是レ國家ノ大蠹ナリ、(續日本紀)

と宣ひて國司等の私慾の爲め臣民を害することを戒め給ひ又聖武天皇が天平九年九月下し給ひたる詔の中に曰く

聞クナラク、臣家ノ稻諸國ニ貯蓄セルモノヲ、百姓ニ出擧シ、利ヲ求メテ交關ス、無智ノ愚民後害ヲ顧ミズ、安ニ迷ヒ食ヲ乞ヒ、此ニ農務ヲ忘ル、遂ニ乏困ニ逼リ、他所ニ逃亡シ、父子流離シ、夫婦相失ス、百姓ノ弊窮斯ニ因リ彌甚シ、實ニ是レ國司敎喩方ニ乖ルノ致ス所ナリ、朕甚ダ焉ヲ愍レム、濟民ノ道豈ニ此ノ如クナルベケンヤ、(續日本紀)

と宣ふて國司等を戒め給ふた、詔の中の臣家の稻とは主として官人及國司郡司等が有する穀物であつて、當時穀物を以てその俸給としたから、是の貯蓄したる穀物を利を取りて民に賑卻するものがあつた、是に於て民は耕やさずして、是の買ひたる穀物によりて一時的生活を送り得るも、その怠惰の習慣は遂に貧困に陥らしめ、父子夫婦離散するに至るのであるから、斯様なる國司郡司等の稻の賑卻を禁じ給ふたのである、詔の中の交關とは稻と錢とを交換することである、當時貨幣經濟が漸く起りた

る時代であるから、斯様なる事實を生じたのであつて、今日より見れば稻の賑卻を禁ずる如きは不當のよふであるが、奈良朝時代に於ては一般に生活を農業に依存したる時であるから、國司郡司等の私慾が斯様なる弊害を生ずるに至つたのである、而して是の弊は臣民を困窮に陥らしむるのであるから是を禁じ給ふたのである。

又稱德天皇が天平神護元年三月下し給ひたる詔の中に曰く

今聞ク墾田ハ天平十五年ノ格ニ緣リ、今ヨリ以後任マヽニ私財トナシ、三世一身ヲ論ズル無ク、咸ナ悉ク永年取ル莫レト、是ニ由リ天下諸人競フテ墾田ヲ爲シ、勢力ノ家百姓ヲ駈役ス、貧窮ノ百姓ハ自存スルニ暇無シ、今ヨリ以後一切禁斷セヨ、(續日本紀)

と宣ひて墾田を禁じ給ふた、墾田とは官より臣民に給與する口分田ではなく、新に林野を開墾して自ら田となすものであり、是の墾田は私田であるから田租を納むるを要せぬ爲め、人爭ふて墾田を作るも、是により官人その他富強のもの民を驅使して開墾をなすも、貧窮のものは却つて役せられ自己の口分田を耕すを得ざるが故に、困窮するのであるから、墾田を禁じ給ふたのである。

又光仁天皇が寶龜十年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

比年在外ノ國司尙ホ朝委ニ乖キ、苟モ利潤ヲ規ル、廣ク隱藏ヲ擧ゲ、無知ノ百姓爭フテ咸ナ僦食ス、其ノ徵收ヲ屬スルニ償フベキ物無ケレバ、遂ニ乃チ家ヲ賣リ、田ヲ賣リ、他鄕ニ浮逃ス、民ノ弊ヲ受クル此ヨリ甚ダシキハ無シ、今ヨリ以後官稻ヲ隱藏スル者ハ、宜シク其ノ多少ニ隨ヒテ科斷シ、永ク里巷ニ歸ラシメ、以テ贓汚ヲ懲ラスベシ、(續日本紀)

と宣ふて國郡司等の隱藏を戒め給ふた隱藏とは民が官に納むる田租即ち稻を隱に民に賑卻することである、當時國司郡司の役所の附近に田租即ち稻を貯藏する官倉があつたから、國司郡司等は是の官の稻を隱に民に賑卻して利を貪つたのである、斯の如くするが故に、民は自己の口分田を耕さずして國司等の賑る米を食して一時の生活をなし得るも、納稅期に至りては納む

へき稻なきが故に、自己の家屋家財を賣りて他鄉に遊離するのであつて、斯樣なる弊害を生ずるが故に、國司等の隱藏を戒め給ふたのであつて、何れも皆な臣民を憐憫し給ふ叡慮より出でたるものである、卽ち臣民を嬰兒の如く慈み給ふ愛民思想の表現である。

又桓武天皇が延曆三年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

民ハ惟レ邦ノ本、本固クシテ國寧シ、民ノ資スル所ハ農桑是レ切ナリ、比者、諸國司等、厥ノ政僻多クシテ撫道ノ方ニ乖ルコトヲ愧チズ、唯ダ侵漁未ダ巧ナラザルヲ恐ル、或ハ廣ク林野ヲ占メテ蒼生ノ便要ヲ奪ヒ、或ハ多ク田園ヲ營ミテ、黔黎ノ産業ヲ妨グ、百姓ノ彫弊スルハ職トシテ此ニ由レリ、宜シク禁制ヲ加ヘ、貪濁ヲ懲革スベシ、今ヨリ以後、國司等公廨田ノ外、更ニ水田ヲ營ムコトヲ得ズ、又私ニ墾闢ヲ貪リ、百姓ノ農桑地ヲ侵スコトヲ得ズ、如シ違犯スル者アラバ、牧獲ノ實、墾闢ノ田ハ並ニ皆官ニ沒シ、卽チ見任ヲ解キ、遠勅ノ罪ニ科セン、(續日本紀)

と宣ひ當時國司等が民を使役して土地を開墾し若くは民の土地を侵奪し、その私利を逞ふし以て民利を妨ぐるを嚴禁し給ひ、科するに遠勅の罪を以てせられたのである。

又同天皇が延曆三年十二月下し給ひたる詔に曰く

山川藪澤ノ利ハ公私之ヲ共ニスルハ、具ニ令文アリ、聞クナラク、比來、或ハ王臣ノ家及ビ諸司寺家、山林ヲ包ネ併セ獨リ其利ヲ專ラニス、是ニシテ禁ゼザレバ百姓何ゾ濟ハン、宜シク禁斷ヲ加ヘ、公私是ヲ共ニスベシ、如シ違犯スル者アラバ、遠勅ノ罪ニ科シ、所司阿縱スル者ハ亦タ與ニ同罪トス、(續日本紀)

と宣ひ王家及び官吏等の山林を兼併してその利を獨占することを禁じ給ふた、當時總ての土地は國有であり班田收授の法により土地を臣民に貸與したる時代であるから勢家官吏等が山林を獨占し民の享受すべき利益を奪ふことを禁じ給ふたのである。

又同天皇が延曆二十五年正月下し給ひたる勅の中に曰く

承前出擧ノ雜稻ハ、半倍ノ利ヲ收ムルヲ法令ノ恒規不易ノ典トス、延曆十四年改メテ十束ヲ率トシ、利其ノ三ヲ收ム、此レ民ヲシテ財用ヲ阜ニシ、俗ヲシテ隆昌ヲ期セント欲スルナリ、聞クナラク、富豪ノ輩競フテ多得ヲ求メ、貧弊ノ家俱ニ贍ラザルニ苦ム、吏或ハ愚闇ニシテ治濟公ニ乖リ、遂ニ百姓ヲシテ罄乏ヲ免レズ、倉廩徒ラニ減損ヲ致サシム、弊ヲ革ムルノ途此ニ於ヲ切ナリト爲ス、加以、官稻ヲ收納スルニ、死人ヲ免セズ、彼ノ孤遺ヲ思フニ、深ク以テ矜愍ス、今ヨリ以後、論定、公廨及ビ雜色ノ稻ノ出擧ノ息利ハ、半倍ノ利ヲ收メ、死者ノ負稻ハ舊ニ依ツテ免除セヨ、(日本後紀)

と宣ひ當時富者勢家等が臣民に稻を貸すに不當の利息を以てし、富者は益々富むも貧者は益々疲弊するが故に、是の過當の利息を禁じ給ふたのである、卽ち當時の公定利率は年五割（半倍ノ利）であつたが、是の利率より猶ほ高き利率を以て貸與するものあるが爲め是を禁じ給ふたのである、而して、官稻とは卽ち正稅であつて、是の正稅を既に死亡したるものにも課したるものあるにより、是を禁じ給ふたのである、若し是を禁ぜざれば、死者の遺族は自己の租稅の外死者の租稅をも納めなければならぬ爲め、非常なる負擔を受くるからである、是れ皆臣民を愛憐し給ふたのである、是を憎み是を嚴禁し給ふたのである、是れ皆な國司郡司等が私利を貪ぶる爲め行ふたる手段であるが、天皇は痛く又平城天皇が大同元年五月下し給ひたる詔に曰く

今聞ク頻年登ラズ、民ノ食惟レ乏シ、公稻ヲ出擧スト雖モ、而カモ猶ホ阻飢多シ、玆ニ因リ、私カニ民間ニ託シ、更ニ乞貸ヲ事トシ、報償ノ時息利兼倍シ、遂ニ富强ノ輩ヲシテ齊粱餘リ有ラシメ、貧弊ノ家ヲシテ糟糠ヲ厭ハザラシム、宜シク正稅ヲ貸シ、彼ノ絕乏ヲ濟フベシ、須ラク使ヲ差ハシ、貧人ヲ實錄シ、保ヲ結ビ之ヲ給スベシ、若シ亡者アラバ、保內ニ塡セシメヨ、其情愛憎ニ涉リ、强ヲ選ケ强ヲ進メ、及ビ未納ヲ補塡シ、衆ヲ私債ヲ收ムル者ハ發覺ノ日必ズ重科ニ處セン、民稍給スルヲ待チ、乃チ停止ニ從ハン、(日本後紀)

と宣ひ富者が私に高利を以て稻を貸すことを禁じ、專ら官庫に收納せる官稻を貸して臣民の飢を凌がしめ給ふたのである、公

稻を出擧するとは臣民から租稅として官に納めたる稻(國司郡司が官庫に入れて保管するもの)を一時臣民に貸し與ふることであり、「正稅を貸す」と記するものと同一意義である、當時國司郡司等が私利を營む爲め非常なる高利を以て、臣民に稻を貸し、秋季收穫の時貸したる時の倍額以上の稻を返却せしめたる弊害を矯正せんが爲め、國司郡司を戒め給ふたのである。

又同天皇が大同元年五月下し給ひたる勅の中に曰く

池ノ用タル必ズ灌漑ニ由ル、栗林ノ用タル良實ヲ得ンガ爲メナリ、今諸國有スル所ノ蓮池並ニ栗林等、或ハ田ニ灌クノ水ヲ決シテ、彼ノ芙蓉ヲ潤ホシ、或ハ實无キノ林ヲ占メ、言ヲ供御ニ寄ス、此ノ如キノ類必ズ百姓ヲ妨グ宜シク、使ヲ遣ハシテ子細ニ之ヲ勘定スベシ、(日本後紀)

と宣ひ當時佛教盛んとなりたる爲め灌漑の爲め水を貯へたる池の水を放ちて蓮池となし、蓮花を佛壇に供へたるもの多く、斯くすれば水田に水を注ぐを得ざる爲め、水田の荒廢となり、民利を奪ふが故に是を禁じ給ふたのであり、又實を得んが爲め植へたる栗林を伐りて、他の雜木を植へて工匠の用に供したるものを舊に復し、臣民に利益を與へんとの趣旨であつて、皆な臣民を思ひ給ふ大御心より出でたるものである。

又嵯峨天皇が弘仁二年正月下し給ひたる詔の中に曰く

陸奥出羽兩國ハ土地曠遠ニシテ民居稀少ナリ、百姓浪人便ニ隨フテ開墾スレバ、國司巡檢シテ隨フテ卽チ收公ス、是ヲ以テ人民散走シ、靜心有ルコト無シ、宜シク兩國ノ開田ハ公驗无シト雖モ、收公スルヲ得ザルベシ、(日本後紀)

と宣ふは當時一般の原則として土地は國有であつたか新に開墾せる土地は民有となしたるものである、然るに是の一般的原則を開墾地にまで及ぼし、陸奥出羽の國司郡司等が臣民の新に開墾し、大なる勞力を費したる土地を忽ち官に沒收し、以てその私腹を肥さんとしたことを禁じ給ふたのである。

又同天皇が弘仁三年五月下し給ひたる詔の中に曰く

諸ノ國司、公廨田ノ外、水陸田ヲ營ムハ、特ニ嚴制ヲ立テタリ、而ルニ諸國朝憲ニ率ハズ、專ラ私利ヲ求メ、百端ノ奸欺一モ懲革スルコト無シ、或ハ他人ノ名ヲ假リ多ク墾田ヲ買ヒ、或ハ王臣ニ託言シ、競フテ腹地ヲ占ム、民ノ業ヲ失スル此ニ由ラザルハ莫シ、若シ亦タ違犯スルモノアラバ、見任ヲ解却シ、遽勅ノ罪ニ科スルコト、一ニ先勅ノ如クセン、買田占地ハ並ニ亦タ官ニ沒セン、(日本後紀)

と宣ひ國司郡司等が土地水田を兼併することを禁じ給ふたのである、公廨田とは國司郡司その他是に附屬する役員の俸給を支辨する田であつて、公廨田の收穫によりて官吏は養はるゝのである、又墾田とは臣民に分ちたる口分田ではなく、新に山林を開きて得たる新田である、而してこの新田が何故に臣民に害を與ふるかと言へば、國司郡司その他の地方官吏が官の威を借りて、臣民をして是の新田を無償にて耕さしむるが故に、臣民は自己に與へられたる口分田を耕すことを得ないからである、斯樣にして國司郡司等は臣民を使役して俸給以外の收穫を得、自己の私腹を肥さんとするものあるにより、是を禁じ給ひ、臣民をして安んじて口分田に衣食せしめんとの大御心より出でたるものである。

又同天皇が弘仁四年五月下し給ひたる詔の中に曰く

國ヲ治ムルノ要ハ民ヲ富マスニ在リ、民其ノ蓄有レバ凶年是レ防グベシ、故ニ禹水九年、人飢色無ク、湯旱七歲、民業ヲ失ハズ今諸國ノ吏深ク委寄ニ乘キ、或ハ專ラ侵漁ヲ事トシ、撫字ニ心無シ、此ニ因リ黎元業ヲ失ヒ、飢饉自ラ隨フ、災變ニ緣ルニ非ズ、常ニ民ノ飢ヲ告ゲ、乃テ年々賑給シ、倉廩殆ンド罄ク、儻シ災害有ラバ、何ヲ以テ相濟ハン、不治ノ弊一ニ此ニ至ル、今ヨリ以後田業損害有リ、及ビ疾疫等有ルニ非ザレバ、輒ク賑給ヲ請フヲ得ズ、(類聚國史)

と宣ひ國司郡司等を戒め給ふた、卽ち國司郡司等が新に田を開き、或は是の新田を耕作せしむる爲め、農耕に缺くべからざる時期に於て臣民を使役するが故に、臣民は自己の耕作をなすことを得ず、卽ち業を失ひ飢饉に瀕するのである、加之、國司郡司等は自己の私腹を肥さんが爲め飢饉にもあらず、天變地異にもあらざるに、欺りて飢饉なるが故に賑給を仰ぎ度しと奏上し、而

して認可せらるれば、國司郡司の保管する官庫より、賑給の名目を以て稻を出し、是を臣民に與へずして自己の私庫に貯ふるが故に、國司郡司等は益々富強となるそれ故に、是の弊を戒め給ふたのである、當時地方官吏が如何に私腹を肥したるや想像に餘りあるのである。是に關し仁明天皇も亦た同じき趣旨を以て國司郡司を戒め給ふたその承和五年八月下し給ひたる詔に曰く

五畿內七道諸國ノ勅旨田、並ニ親王以下寺家占ムル所ノ墾田ノ地、未開ノ間ハ、公私利ヲ共ニセヨ、苟モ憲法ニ隨ハズ、民ヲシテ愁苦セシムルモノハ、國宰郡司見任ヲ解却シ、專當ノ莊長ハ、遞勅ノ罪ニ科セン、(續日本後紀)

と宣ひ臣民を愁苦せしむることを戒め給ふた文德天皇も亦同意義を以て國司郡司等を戒め給ふたその嘉祥三年四月下し給へる勅に曰く

聞クナラク、所司事意ニ熟セズ、法禁ヲ矯餃シ、人ノ斧斤ヲ奪ヒ、人ノ牛馬ヲ捕ヘ、其ノ往還ノ跡ヲ絕チ、其樵蘇ノ業ヲ妨グ、人ノ息ヲ爲ス此ヨリ甚シキハ莫シ、宜シク早ク下知シ更ニ然ラシムルコト莫カルベシ、又閑ク豪富ノ家、官符アルニ非ズシテ、妄リニ山野ヲ占メ、多ク民利ヲ妨グ、斯ノ如キノ類、並ニ早ク禁斷セヨ、其ノ江河池沼ノ類同ジク亦此ニ准ズ、人ノ愁ヲ致ス莫レ、路頭ニ勝示シテ普ネク知見セシムベシ、(文德天皇實錄)

と宣ひ地方官吏並に富者等が山野を獨占して臣民を苦めたるを戒め給ふたのである。

斯樣に此の時代の歷代天皇は常に地方官吏及び富者を戒飭し是を抑制し給ひ、下層民に同情し、是を愛憐し給ふたのである。その「是ニシテ禁ゼザレバ百姓何ゾ濟ハン」と宣ひ「遂ニ百姓ヲシテ罄乏ヲ免レズ倉廩徒ラニ減損ヲ致サシム」と宣ひ、「貧弊ノ家ヲシテ精糠ヲ厭ハザラシム」と宣ひ、「民ノ業ヲ失スル此ニ由ラザル莫シ」ト宣ひ、「此ニ因リ黎元業ヲ失ヒ飢饉自ラ隨フ」と宣ひ「民ヲシテ愁苦セシム」と宣ひ、「人ノ息ヲ爲ス此ヨリ甚シキハ莫シ」と宣ふは、皆な是れ臣民を憐れみ貧者を愍み給ふ叡慮より出でたるものである。

斯の如き對臣民思想により行はれたる賑恤、免租、醫療、吊問等の史實を續日本紀、日本後紀、續日本後紀文德天皇實錄、三代實錄等より摘記すれば左の如くである。

元明天皇（在位七年）

景雲四年	十一月	志摩國飢フ之ヲ賑給ス
同	十二月	伊豫國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
和銅元年	二月	讃岐國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	三月	山背備前二國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	七月	但馬伯耆二國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	七月	隱岐國霖雨大風アリ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑恤ス
同	二年 正月	下總國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	三月	隱岐國飢フ之ヲ賑恤ス
同	六月	上總越中二國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	六月	紀伊國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同	十月	全國當年ノ調租ヲ全免ス
同	三年 二月	信濃國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ救フ
同	四月	三河遠江美濃三國飢フ並ニ賑恤ヲ加フ
同	四年 四月	大倭佐渡二國飢フ並ニ賑給ヲ加フ
同	五月	尾張國疫ス醫藥ヲ給シテ之ヲ療ス

同　五年　五月　駿河國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ療ス
同　九月　全國今年ノ田租ヲ免ジ並ニ大和河內山背三國ノ調ヲ免ズ
同　六年　二月　志摩國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ救フ
同　四月　大倭大隅二國疫ス藥ヲ給シテ之ヲ救フ
同　四月　讃岐國飢フ之ヲ賑恤ス
同　九月　全國和銅四年以前ノ未納ノ田租ヲ免除ス
同　十一月　伊賀伊勢尾張三河出羽等ノ國ニ大風アリ秋稼ヲ傷フ依テ調及ビ庸ヲ免ズ
同　七年　十月　美濃武藏下野伯耆播磨伊豫六國大風アリ仍テ當年ノ租及調ヲ免ズ
靈龜元年　五月　丹波丹後二國飢フ之ヲ賑貸ス
同　五月　播津紀伊武藏越前志摩五國飢フ之ヲ賑貸ス

元正天皇（在位九年）

靈龜元年　九月　全國今年ノ租ヲ免ズ
養老三年　九月　六道諸國旱ニ遭ヒ飢荒ス義倉ヲ開キテ之ヲ賑恤ス
同　六年　八月　全國ノ當年ノ租ヲ免ズ
同　七年　四月　日向大隅薩摩三國飢疫ス三年ノ租ヲ復給ス

聖武天皇（在位二十五年）

神龜三年十二月　尾張國稼傷飢饉ス遠江五郡水害ヲ被ル三年ヲ限リ賑貸ヲ加フ
同　四年　十月　安房國大風アリ上總國山崩レ壓死百姓七十人アリ並ニ賑恤ヲ加フ

同　五年　五月　左右京ノ百姓溺ニ遭フ被損七百餘烟ニ布穀ヲ賜フ
天平三年　八月　豐稔ニヨリ全國田租ノ半ヲ免ズ
同　五年　正月　讃岐淡路等國去年登ラズ百姓飢饉ス之ニ賑貸ス
同　二月　紀伊國旱ス之ヲ賑給ス
同　同月　大倭河內五穀登ラズ百姓飢饉ス並ニ賑給ヲ加フ
同　三月　近江淡路飢フ之ヲ賑恤ス
同　閏三月　紀伊淡路阿波等國旱ニ遭フコト甚シク五穀登ラズ、今年ノ大稅ヲ賑貸ス
同　十二月　左右京及ビ諸國飢疫者衆シ並ニ賑貸ヲ加ブ
同　六年　四月　地大ニ震ヒ壓死者多シ使ヲ京及ビ京畿內ニ遣ハシ百姓ノ疾苦ヲ問フ、詔シテ諸國ノ健兒儒士選士ノ田租並ニ雜徭ノ半ヲ免ズ
同　七年　八月　大宰府管內疫死者多シ使ヲ遣シ疫民ヲ賑恤シ又大宰府管內今年ノ貢調ヲ停ム
同　八年　十月　大宰府所管諸國ノ今年ノ田租ヲ免ズ
同　十一月　京四畿內及ニ監國ノ今年ノ田租ヲ免ズ
同　九年　四月　大宰府管內諸國ノ貧疫ノ家ニ賑恤シ湯藥ヲ給ス
同　七月　大倭伊豆若狹三國飢疫ス百姓ニ賑給ス
同　同月　伊賀駿河長門三國ノ飢疫民ニ賑給ス
同　十年　十月　京畿內吉野山和泉監國今年ノ田租ヲ免ズ
同十一年　五月　全國今年出擧ノ正稅ヲ免ズ

同　十三年　八月　佐渡國霖雨ス當年ノ田租庸調ヲ免ズ
同　　九月　左右京ノ百姓ノ調稅及ビ四畿內ノ田租ヲ免ズ
同　十四年　五月　使ヲ畿內ニ遣ハシ地震ニ遭フタル百姓ノ產業ヲ檢校セシム
同　　十一月　大隅國地大ニ震フ使ヲ遣ハシテ檢問ス
同　十六年　五月　肥後國雷雨地震アリ賑恤ヲ加フ
同　十七年　四月　巡察使ノ上奏ニヨリ全國去年ノ田租ヲ免ズ
同　十八年　十月　日向國風雨甚シク蚕蠶損傷ス仍テ調庸ヲ免ズ
同　十九年　二月　大倭河內攝津近江伊勢志摩丹波出雲播摩美作備前備中紀伊淡路讃岐十五國飢饉ス賑恤ヲ加フ
同　　四月　紀伊國疫旱ス賑給ス
同　　五月　近江讃岐二國飢フ賑給ス
同　　七月　左右京ノ今年ノ田租ヲ免ズ
同　二十年　六月　河內出雲二國飢フ之ヲ賑恤ス
同　　八月　近江播摩飢フ之ヲ賑給ス
同　　十月　全國ノ田租ヲ免ズ
天平勝寶元年正月　此年五穀登ラズ官人ノ妻子多ク飢フ是ニ於テ文武官及ビ諸家司ニ米ヲ給ス人別月六斗
同　　同月　上總國飢フ之ヲ賑給ス
同　　二月　下總國旱蝗飢饉ス之ヲ賑給ス
同　　同月　石見國疫ス之ヲ賑給ス

同　　五月　天下今年ノ田租ヲ免ズ

孝謙天皇（在位十年）

天平勝寶二年　六月　備前國飢フ之ヲ賑給ス
同　　三年十一月　天平勝寶元年已前ノ公私債負ノ未納者ハ悉ク之ヲ免ズ
同　　五年　八月　攝津國御潮村南風大ニ吹キ潮水横溢シ百姓ヲ漂沒ス賑恤ヲ加ヘ京中ノ空地ニ選置ス
同　　十二月　攝津國災ニ遭フ諸郡今年ノ田租ヲ免ズ
同　　同月　西海道諸國ノ秋稼多ク損ス今年ノ田租ヲ免ズ
同　　六年十二月　八月以來ノ風水ニヨリ畿內及諸國ノ百姓ノ產業ヲ損傷ス並ニ賑恤ヲ加フ
同　　八年　三月　河內攝津二國ノ田租ヲ免ズ
同　　五月　天下諸國今年ノ田租ヲ免ズ
天平寶字元年　四月　畿內伊賀尾張近江丹波但馬播磨美作備前紀伊國ノ兵士、防人、鎭兵、御士、火頭、仕丁、鼓吹、戶人、輸車戶、頭ノ今年ノ田租ヲ免ズ

淳仁天皇（在位六年）

天平寶字三年十一月　大風アリ百姓ノ廬舍破壞セラル其舍ヲ修メシムル爲メ今年ノ田租ヲ免ズ
同　　四年　三月　上野國飢フ之ヲ賑給ス
同　　同月　伊勢近江美濃若狹伯耆石見播磨備中備後安藝周防紀伊淡路讃岐伊豫ノ十五國疫ス之ヲ賑給ス
同　　四月　志摩國疫ス之ヲ賑給ス
同　　閏四月　巡察使ヲ派シテ疫者ノ患苦ヲ視問シ賑恤ス

天平寶字六年　四月　遠江國飢フ之ヲ賑給ス
同　同月　尾張國飢フ之ヲ賑給ス
同　五月　京師及畿內伊勢近江美濃若狹越前等ノ國飢フ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス
同　同月　美濃飛彈信濃國地震フ損ヲ被ルモノニ穀家ゴトニ二斛ヲ給フ
同　同月　石見國飢フ之ヲ賑給ス
同　同月　備前國飢フ之ヲ賑給ス
同　六月　尾張國飢フ之ヲ賑給ス
同　八月　陸奧國疫ス之ヲ賑給ス
同　七年　二月　出羽國飢フ之ヲ賑給ス
同　四月　信濃國飢フ之ヲ賑給ス
同　五月　伊賀國疫ス之ヲ賑給ス
同　同月　河內國飢フ之ヲ賑給ス
同　六月　尾張國飢フ之ヲ賑給ス
同　同月　美濃國飢フ攝津山背二國疫ス並ニ之ヲ賑給ス
同　同月　備前阿波二國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　八月　近江備中備後三國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　同月　丹波伊與二國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　同月　使ヲ遣ハシテ阿波讃岐兩國ヲ檢シ飢民ヲ賑給ス

同　九月　尾張美濃但馬伯耆出雲石見六國年穀登ラズ使ヲ遣ハシテ損ヲ復ス
同　十月　淡路國飢フ之ヲ賑給ス
同　十二月　攝津播摩備前三國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　八年　正月　備中備後二國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　二月　石見國飢フ之ヲ賑給ス
同　三月　志摩國疫ス之ヲ賑給ス
同　同月　攝津播摩備前備中備後五國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　四月　美作國飢フ淡路國疫ス並ニ之ヲ賑給ス
同　同月　阿波讃岐伊豫三國飢フ並ニ之ヲ賑給ス
同　八月　石見國飢フ之ヲ賑給ス
同　同月　多褹島飢フ之ヲ賑給ス、上野國飢フ之ヲ賑給ス

稱德天皇（在位五年）

天平神護元年　二月　和泉山背石見美作紀伊讃岐淡路壹岐多褹等ノ國飢フ並ニ賑恤ヲ加フ
同　同月　相模下野伊豫隱岐等ノ國飢フ之ヲ賑給ス
同　三月　天平寶字八年以前ノ官稻未納ハ咸ナ悉ク之ヲ免ズ
同　同月　伯耆國飢フ之ヲ賑給ス
同　同月　三河下總常陸上野下野五國旱ス今年ノ調庸十分ノ七八ヲ復ス
同　同月　伊賀出雲國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　左右京飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　上野國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　尾張三河播摩石見紀伊阿波等ノ國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　美濃越中能登等ノ國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　常陸武藏二國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　駿河國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　丹波國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　五月　左右京ニ各一千斛ヲ貧民ニ糶ス
同　六月　甲斐國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　備後國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　左右京ニ籾一千石大膳職ノ鹽一百石ヲ貧民ニ糶ス
同　七月　左右京ノ籾三千三百餘石ヲ諸官司人ニ糶ス
同　十月　紀伊國今年ノ調ヲ免ズ
同　閏十月　河內和泉國今年ノ調ヲ免ズ
同　二年　四月　淡路石見二國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　和泉國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　六月　日向大隅薩摩三國大風アリ桑麻損壞ス調庸ヲ免ズ
同　同月　大隅國新造新島震動シテ息マズ民多ク流亡ス仍テ賑恤ヲ加フ

同　同月　河內國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　左右京及大和國ノ田租ヲ免ズ
同　七月　多嶋島飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　志摩國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　十一月　陸奥國磐城宮城二郡ノ稻穀一萬六千四百餘斛ヲ以テ貧民ヲ賑給ス
神護景雲元年　正月　尾張國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　淡路國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　山背國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　八月　志摩國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　十二月　美濃國此年亢旱シ五穀登ラズ百姓負ヲ所ノ租稅ヲ除ク
同　二年　三月　左右京五畿內ノ天平神護二年ノ逋租ヲ免ズ
同　七月　豐岐島飢ヲ之ヲ賑恤ス
同　三年　三月　下總國飢ヲ之ヲ賑恤ス
同　同月　志摩國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　尾張國海部、中島二郡大水アリ尤貧者人ゴトニ穀一斗ヲ賜フ
寶龜　元年　正月　大宰府管內大風アリ官舍並ニ百姓ノ廬舍一千三百餘口ヲ壞ル被損ノ百姓ヲ賑給ス
同　四月　對馬島飢ヲ之ヲ賑給ス
同　六月　志摩國大風アリ被害ノ百姓ヲ賑給ス

同　同月　美濃國霖雨ス被害ノ民ヲ賑給ス
同　同月　京師飢疫ス之ヲ賑給ス
同　同月　土佐國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　但馬國疫ス之ヲ賑給ス

光仁天皇（在位十一年）

寶龜　二年　二月　石見國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　三年　六月　讃岐國疫ス之ヲ賑給ス
同　九月　尾張國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　十月　豐後國速見郡敵見鄉山崩レテ澗水ヲ塡メ水流レザルコト十餘日ニシテ決壞ス、被害ノ百姓ノ調庸ヲ給シ賑給ヲ加フ
同　十一月　去ル八月大風アリ産業損壞ス害ヲ被ルモノ衆シ京畿七道ノ田租ヲ免ズ
同　四年　二月　志摩尾張二國飢ヲ並ニ之ヲ賑給ス
同　同月　近江飛彈出羽三國大風アリ並ニ之ヲ賑給ス
同　三月　左右京ノ飢人ヲ賑給ス
同　同月　三河國大風アリ民飢ヲ之ヲ賑給ス
同　四月　伊賀國疫ス醫ヲ遣シテ之ヲ療ス
同　五年　二月　京師飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　尾張國飢ヲ之ヲ賑給ス

同　同月　讃岐國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　三月　大和國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　三河國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　能登國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　四月　美濃國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　近江國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　河內國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　六月　志摩國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　伊豫國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　飛彈國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　同月　若狹土佐二國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　七月　尾張國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　六年　二月　讃岐國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　三月　陸奥國蝦賊騷動シ田疇荒廢ス當年ノ課役及ビ田租ヲ復ス
同　五月　備前國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　七月　三河信濃丹波三國飢ヲ並ニ之ヲ賑給ス
同　八月　和泉國飢ヲ之ヲ賑給ス
同　十一月　日向薩摩兩國風雨アリ桑麻損盡ス今年ノ調庸ヲ免ズ

同　七年　十月　陸奥國頻リニ征戰ヲ經百彫弊ス當年ノ租ヲ免ズ

同　八年　二月　讃岐國飢フ之ヲ賑給ス

同　七月　伯耆國飢フ之ヲ賑給ス

同　九年　三月　土佐國風雨アリ百姓ノ產業損傷シ廬舍破壞ス賑給ヲ加フ

同　十年　七月　駿河國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　因幡國暴雨アリ山崩レ水溢レ人蓄漁流シ田宅損害ス飢饉三千餘人、使ヲ遣ハシテ之ヲ賑恤ス

同　十一年　三月　駿河國飢疫ス使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス

同　五月　伊豆國飢フ之ヲ賑給ス

天應　元年　正月　下總國飢フ之ヲ賑給ス

桓武天皇（在位二十六年）

延曆　元年　三月　武藏淡路土佐國飢フ並ニ之ヲ賑給ス

同　四月　陸奥國頃年兵亂アリ奥郡ノ百姓並ニ未來集ニ三年ヲ給復ス

同　六月　和泉國飢フ之ヲ賑給ス

同　三年　九月　京中大ニ雨アリ百姓ノ廬舍ヲ壞ツ詔シテ使ヲ東西京ニ遣ハシ之ヲ賑給ス

同　四年　五月　周防國飢疫フ之ヲ賑給ス

同　六月　出羽丹波國年穀登ラズ百姓飢饉ス並ニ之ヲ賑給ス

同　七月　河內國洪水汎溢シ百姓漂蕩シ或ハ船ニ乘ジ或ハ堤上ニ寓ス、糧食絕乏シ艱苦良ヤ深シ是ニ於テ使ヲ遣ハシ監巡シ兼テ賑給ヲ加フ

（以上續日本紀）

同　十月　遠江下總常陸能登等ノ國去ル七八月大風アリ五穀損傷シ百姓飢饉ス並ニ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス

同　八年　四月　美濃尾張三河等ノ國去歲五穀稔ラズ饑者衆シ賑恤ヲ加フト雖モ自存スル能ハズ是ニ於テ使ヲ遣ハシ倉庫ヲ開キ賤時價ニ準ジ糶シテ百姓ニ與フ

同　同月　伊賀國飢フ之ヲ賑給ス

同　五月　安房紀伊等飢フ之ヲ賑給ス

同　七月　伊勢志摩兩國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　下野美作兩國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　備後國飢フ之ヲ賑給ス

同　八月　陸奥國ノ軍ニ入ル者ノ當年ノ田租ヲ免ジ兼テ二年ヲ給復ス

同　九年　三月　伯耆紀伊淡路三河飛彈美作等ノ六國飢フ之ヲ賑給ス

同　閏三月　三河美作二國飢フ之ヲ賑給ス

同　四月　備前阿波二國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　和泉三河遠江近江美濃上野丹波伯耆播磨美作備前備中紀伊淡路等ノ十四國飢フ之ヲ賑給ス

同　八月　大宰府所部ノ飢民八萬八千餘人アリ之ヲ賑給ス

同　九月　左右京及五畿內疾疫飢饉ニ苦ム因テ、當年ノ田租ヲ免ズ

同　十一月　坂東諸國頻ニ軍役ニ屬シ加ルニ疾旱ヲ以テス因テ當年ノ田租ヲ免ズ

同　十年・五月　豊後日向大隅紀伊國飢フ之ヲ賑給ス

同　十五年　八月　筑後國潦ス詔シテ賑恤セシム

同　同月　使ヲ遣ハシテ京中ノ百姓ヲ賑給ス霖雨日ヲ經穀價騰躍スルヲ以テナリ
同　十月　志摩國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　十六年　正月　壹岐島ノ飢民ヲ賑給ス
同　三月　甲斐下總武藏土佐ノ國飢フ使ヲ遣ハテシ之ヲ賑給ス
同　十八年　二月　美濃備中大和國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　三月　近江紀伊伯耆阿波讃岐國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　四月　河內國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　同月　山城河內攝津國ヲシテ貧民ヲ巡檢シ正稅ヲ以テ之ヲ給セシム
同　同月　左右京ノ貧民ヲ賑給ス
同　五月　淡路國飢ヲ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　同月　讃岐國飢フ穀一萬二千斛ヲ出ダシ絕乏ノ戶ヲ賑ハシム
同　六月　去年稔ラザルニ仍リ其被害最モ甚シキ美作備前備後南海道諸國肥前豐後等十一國ノ去年ノ田租ヲ免ズ
同　同月　越中國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　七月　丹波國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　同月　備中國去年ノ租ヲ免ズ風旱災ヲ爲シ五穀登ラザルヲ以テナリ
同　十一月　淡路國今年ノ調庸ヲ免ズ風水災ヲ爲シ百姓害ヲ被ムルヲ以テナリ
同　同月　淡路國湧ス播摩國隨近郡ノ穀ヲ以テ絕乏ノ戶ヲ賑給ス
同二十三年　正月　淡路國ノ窮民ノ負稅九萬三千九百束ヲ免ズ

同　二月　大和國ノ田租並ニ地子ヲ免ズ旱災ニ緣ルナリ
同　同月　攝津國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　五月　山城國穀四千斛ヲ以テ左右京高年者ヲ賑給ス
同　同月　正稅二萬束ヲ假リニ攝津國ノ貧民ニ貸ス同國頻年登ラズ且水害アリ、百姓ノ資糧盡ルヲ以テナリ
同　十月　越前能登二國ノ今年ノ調十分ノ七ヲ免ズ桑麻損ジタルヲ以テナリ
同二十四年二月　備後ノ國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　五月　甲斐越中石見三國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　十月　伊賀國飢フ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス
同　十二月　天下諸國當年ノ庸ヲ免ズ

平城天皇（在位三年）

大同　元年　五月　正稅ヲ天下ノ貧民ニ貸シ其ノ絕乏ヲ濟フ、天皇卽位ニヨリ天下ノ租言上未納ヲ免ズ
同　八月　畿內ノ水害ヲ被レル百姓ノ調庸ヲ免ジ其ノ正稅ハ明年是ヲ納メシム
同　同月　七道諸國ヲ賑給ス
同　同月　水害ニ因リ資產ヲ流失セシ百姓ヲ賑給ス
同　三年　四月　淡路國飢フ播摩國ノ穀ヲ以テ賑給ス
同　五月　大同元年水害ヲ被ルコト七分以上ノ家ノ正稅未納ヲ免ズ
同　同月　畿內及飢疫ヲ言上セル諸國ノ今年ノ調ヲ免ズ
同　同月　使ヲ遣ハシテ左右京ノ病民ヲ療治ス

同　同月　但馬國飢ヲ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　十二月　伊賀國大同元年ノ正稅未納一萬九千束ヲ免ズ水害殊ニ甚シク百姓彫弊スルヲ以テナリ

嵯峨天皇（在位十四年）

弘仁　二年　五月　天下諸國疾疫シ百姓彫弊ス鰥寡孤獨貧窮老疾者ニ賑恤ヲ加フ
同　七月　出羽ノ鎭兵ニ三年ヲ賜復ス邊戍ニ在ツテ家業絕乏スルヲ以テナリ
同　八月　諸國浮浪人ノ調庸ヲ免ズ
同　十一月　伊勢國今年ノ田租ヲ免ズ往年大嘗祭及齋內親王ノ送迎ニヨリ民ヲ勞スルヲ以テナリ
同　十二月　出羽國ノ百姓ニ三年ヲ賜復ス軍役ニ勞スルヲ以テナリ
同　三年　五月　京中ノ飢民ヲ賑給ス
同　六月　京中ノ飢民ヲ賑給ス
同　同月　薩摩國蝗ス連負ノ稻五千束ヲ免ズ
同　同月　京中米騰貴ス官倉ノ米ヲ出シ減價ヲ以テ貧民ニ糶ス
同　四年　六月　大隅薩摩國蝗ス未納ノ稅ヲ免ズ
同　五年　七月　大和河內兩國ノ遠年未納ノ稻十三萬四千束ヲ免ズ百姓窮乏スルヲ以テナリ
同　六年　五月　薩摩國蝗ス調庸田租ヲ免ズ
同　同月　河內國澇ス絕乏ノ戶ヲ賑給ス
同　七月　霖雨及ビ洪水ニヨリ左右京及五畿內ノ今年ノ田租ヲ免ズ
同　十二月　大宰府管內諸國ノ三箇年ノ田租ヲ免ズ頻年登ラザルヲ以テナリ

同　七月　相模武藏下總常陸上野下野等ノ國地震フ山崩レ谷埋ルコト數里壓死セル百姓勝テ計フベカラズ使ヲ諸國ニ遣ハシ地震ノ地ヲ巡省シ其損害甚シキ者ニ賑恤ヲ加フ
同　十三年　七月　甲斐國疾疫ス使ヲ遣シテ賑給ス

淳和天皇（在位十年）

弘仁十四年　五月　伊賀國ノ飢病ノ民ヲ賑給ス
同　同月　左右京五畿內ノ貧民ヲ賑給ス
同　七月　長門國鑄錢ニ勞シ他國ト異ル且ツ連年疾疫アリ人民絕乏ス仍テ當年ノ庸ヲ免ズ
同　同月　美濃阿波兩國ノ飢病ノ百姓ヲ賑給ス
同　同月　三河遠江兩國頻年疫ス當年ノ庸ヲ免ズ
同　同月　遠江國病人多シ穀二千斛ヲ給シテ疫料ニ充ツ
同　八月　紀伊國ノ庸ヲ免ズ連年登ラザルニ緣ルナリ
同　十月　美濃國ノ百姓ノ飢病者ヲ賑給ス
天長　元年　三月　安藝國疾疫ス賑給ヲ加フ
同　六月　左右京ノ飢病及ビ水害ヲ被レル百姓等ヲ賑給ス
同　三年　八月　出羽國地震フ使遣ヲハシ倉廩ヲ開キテ賑給シ且ツ當年ノ田租ヲ免ズ
同　七年　四月　長門國ノ民ヲ賑給ス旱損ヲ救フナリ
同　七月　使ヲ遣ハシテ京中飢病ノ百姓ヲ賑給ス
同　八年　五月　安藝國當年ノ田租十分ノ四ヲ免ズ土地磽薄年穀登ラザルヲ以テナリ
同　十月

同　九年　五月　左右京ノ病者ヲ賑給ス

仁明天皇（在位十七年）

天長　十年　三月　遠江國飢疫ス之ヲ賑給ス

同　四月　嵯峨院附近ノ貧民ノ滯稅及雜賦ノ未進ヲ免ズ

同　五月　京畿七道諸國ノ飢民ヲ賑給ス去年穀稼登ラズ且ツ疫スルヲ以テナリ

承和　元年　正月　加賀國疫癘ス之ヲ賑給ス

同　二月　越後國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　石見國飢饉ス之ヲ賑給ス

同　六月　丹波國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　伊勢國飢フ之ヲ賑給ス

同　七月　越前出雲二國飢フ之ヲ賑給ス

同　二年　三月　下總國飢フ之ヲ賑給ス

同　四月　越前國飢フ之ヲ賑給ス

同　五月　近江國飢フ之ヲ賑給ス

同　七月　讃岐國ノ正稅ノ穀ヲ漕シ淡路國ノ飢民ヲ賑給ス

同　八月　佐渡國去歲登ラズ今年飢疫ス之ヲ賑給ス

同　同月　筑前國ノ貧民ニ貸セル正稅一萬束五年ノ期限ヲ更ニ二年延長ス

同　十二月　能登國飢フ之ヲ賑給ス

（以上日本後紀）

同　三年　二月　伊勢國飢フ之ヲ賑給ス

同　三月　尾張國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　石見國飢フ之ヲ賑給ス

同　四月　備中國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　加賀國飢フ之ヲ賑給ス

同　五月　東西兩京ノ人民病苦ス之ヲ賑給ス

同　閏五月　伯耆國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　若狹薩摩兩國飢フ之ヲ賑給ス

同　六月　能登國飢フ之ヲ賑給ス

同　七月　因幡國飢フ之ヲ賑給ス

同　四年　二月　備前國飢フ之ヲ賑給ス

同　三月　尾張國ノ課口三分ノ一特ニ優復ニ從フ、河流漫溢シ民多ク病ム故ニ此恩ヲ降ス

同　同月　和泉淡路兩國飢フ之ヲ賑給ス

同　六月　備後國飢フ之ヲ賑給ス

同　八月　陸奥國ノ課丁三千二百六十九人ニ五年ヲ給復ス其情ヲ安慰スルナリ

同　九月　東西兩京ノ飢病ノ百姓ヲ勘錄シ特ニ賑恤ヲ加フ、滛霖日ヲ經穀價踊貴セルヲ以テナリ

同　五年　四月　大宰府管內諸國飢フ之ヲ賑給ス

同　五月　山城國飢フ近江國ノ正稅ノ穀ヲ以テ之ヲ賑給ス

同　七月　大和國飢フ之ヲ賑給ス
同　八月　備前國飢フ之ヲ賑給ス
同　六年　三月　陸奥國ノ百姓三萬八百九十八人ニ三年ヲ復給ス窮弊ヲ濟ハンガ爲メナリ
同　四月　美濃國惠奈郡飢フ之ヲ賑給ス
同　七年　二月　勅シテ京中高年隱居並ニ飢病ノ百姓等ニ賑恤ヲ加フ
同　五月　京中飢病ス飯米錢ヲ以テ之ヲ賑給ス
同　同月　攝津國飢フ之ヲ賑給ス
同　八年　二月　出羽國百姓二萬六百六十八人ニ一年ヲ賜復ス年穀登ラズ飢饉相仍ルヲ以テナリ
同　七月　伊豆國地震フ使ヲ遣ハシ倉ヲ開キテ賑救シ且ツ震地ノ百姓當年ノ租調ヲ免ズ
同　九年　七月　左京工町ニ灾シ廬舍二十煙ヲ燔ク使ヲ遣ハシテ失火ノ百姓ニ六萬錢ヲ班給ス
同　十年　正月　義倉ノ物ヲシテ東西悲田院ノ病者及ビ貧窮者ニ賑給セシム
同　六月　伊賀尾張三河武藏安房上總下總近江上野陸奥越前加賀丹後因幡伯耆出雲伊豫周防等ノ十八國飢ヘ勅シテ賑恤ヲ加フ
同　九月　肥前豐後薩摩三國豐岐對馬兩島飢フ之ヲ賑給ス
同　十一年　五月　越前國飢フ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス
同　六月　若狹國飢フ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス
同　十二年　七月　山城國飢フ之ヲ賑給ス
同　十三年　五月　出羽國飢フ使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス

同　十四年　五月　左右京ノ飢民ヲ賑給ス雨久シク止マザルヲ以テナリ
嘉祥　元年　三月　伊豆淡路兩國飢フ使ヲ遣ハシテ賑給ス
同　五月　勅アリ飢民ヲ賑給ス宣ラ城中ニ非ズ特ニ城外ニ覃ホス、危困ノ俗慮頼セザル莫シ
同　六月　越中國飢フ賑給ス
同　七月　出雲國飢フ之ヲ賑給ス
同　八月　京中洪水シ人蓄流損ス使ヲ遣ハシテ米鹽ヲ齎シ之ヲ賑恤ス
同　同月　使ヲ攝津河內兩國ニ遣ハシ水災ヲ被レル者ヲ巡檢シ便近ノ倉庫ヲ開キ之ヲ賑給ス
同　二年　六月　使ヲ遣ハシ京城ノ飢民ヲ巡檢シ倉廩ヲ開キテ以テ賑恤ス霖雨ニ緣ルナリ
同　閏十二月　乘輿京城ヲ巡省シ錢米ヲ以テ窮者ヲ賑恤ス

（以上續日本後紀）

文德天皇（在位八年）

嘉祥　三年　七月　左右京ノ貧窮者ヲ賑給ス
同　十一月　出羽國地大ニ震フ壓死者多シ勅シテ使ヲ遣ハシ倉廩ヲ開キテ貸賑シ且ツ災ヲ被ル甚シキモノノ租調ヲ免ズ
仁壽　元年　五月　左右京ノ自存スル能ハザル者ヲ賑恤ス
同　六月　使者ヲ遣ハシ五畿內ニ分赴シ水ヲ病ム者ヲ賑給ス
同　八月　勅シテ水害ヲ被レル左右京及ビ五畿內今年ノ調ヲ免ジ且ツ灾害ヲ被ル甚シキ者ニ賑恤ヲ加フ
同　十二月　使者ヲ遣ハシ伯耆ノ飢民ヲ賑給ス
同　同月　出雲國飯石仁多兩郡ノ百姓ニ一年ヲ賜復ス

同　同月　遠江國城飼郡ノ百姓ニ一年ヲ賑復ス
同　二年　三月　京師ノ尤モ貧キ者ヲ賑給ス
同　同月　使者ヲ遣ハシ播摩國ノ飢民ヲ賑給ス
同　同月　使者ヲ遣ハシ河內若狹因幡三國ノ飢民ヲ賑給ス
同　六月　使者ヲ遣ハシ土佐國ノ飢民ヲ賑給ス
同　七月　遠江國城飼郡ノ貢賦ヲ免ズ
同　同月　肥前豐後兩國ノ貧民一萬六千餘口ヲ賜復ス
同　閏八月　廉院ノ米ヲ以テ京師ノ風災ヲ被ル者ヲ賑給ス
同　三年　三月　穀倉院ノ粳鹽ヲ以テ京師ノ飽瘡ヲ患ル者ニ給ス
同　五月　美濃國ニ詔シ穀二千一百斛ヲ出シ飽瘡ヲ患ル者ニ給ス
同　八月　伯耆國ノ百姓ニ一年ヲ賜復ス
同　九月　大宰府ニ詔シ穀三萬八千七百餘石ヲ出シ管內飽瘡ヲ患ル者ヲ賑給ス
同　十月　安藝國佐伯山縣沙田三郡ノ今年ノ傜役ヲ免ズ窮民ヲ恤ムナリ
齊衡　元年　二月　尾張國ニ詔シ課口三分ノ一ヲ特ニ優復ニ從フ河流漲溢シ民水ヲ病ムモノ多シ故ニ此ノ恩ヲ降ス
同　同月　使者ヲ遣ハシ丹後國ノ飢民ヲ賑給ス
同　三月　石見國ノ不動稻三萬五千餘束ヲ以テ飢民ヲ賑給ス
同　四月　肥前豐後兩國ノ百姓窮困ノ者九千餘人ニ一年ヲ復ス
同　五月　陸奧國ニ勅シ穀一萬石ヲ以テ俘夷ヲ賑給ス

同　九月　陸奧國ノ百姓ニ一年ヲ復ス
同　二年閏四月　使者ヲ遣ハシ相模國ノ飢民ヲ賑給ス
同　十月　出羽國百姓ノ困窮者一萬九千餘口ヲ復ス
天安　二年　五月　勅使ヲ遣ハシ兩京洪水ノ害ヲ巡檢セシム且ツ穀倉院ノ穀二千斛民部廉院ノ米五百斛大膳職ノ鹽二十五斛ヲ出シ左右京ノ霖ニ苦ム窮民ヲ賑給ス

（以上文德天皇實錄）

淸和天皇（在位十八年）

貞觀　元年　四月　武藏國去秋水澇シ下野國大風アリ陸奧國洪水アリ出羽國籍菴アリ加賀國水旱シ出雲國秋寒ナリ並ニ之ヲ賑給ス
同　六月　霖雨ノ爲メ京邑ノ飢乏者ニ穀ヲ賜フ
同　三年　六月　伯耆國八橋、汗入、會見、日野四郡去年九月水災ニ遭ヒ百姓損ヲ被ル者ニ二個年ヲ優復ス
同　八月　越前國ノ百姓窮弊シ飢饉特ニ甚シ長門國去年疫癘シ死者尤モ多シ並ニ之ヲ賑給ス
同　四年　二月　出雲國出雲、大原兩郡去年風水殞霜シ多ク損傷ヲ被ル詔シテ課役一年ヲ復ス
同　五月　美濃國土岐、惠奈兩郡ノ百姓弊亡ス特ニ一年ヲ給復ス
同　六月　五月ヨリ霖雨シ京邑飢饉ス使者ヲ頒遣シテ之ヲ賑給ス
同　七月　常陸國ノ河內、信太、鹿島、那賀、多珂ノ五郡頻年水旱疾疫ニヨリ二年ヲ給復ス
同　五年　正月　京師飢病尤モ甚シキ者ヲ賑給ス
同　二月　大和和泉兩國飢疫ス之ヲ賑給ス
同　閏六月　京師飢フ之ヲ賑給ス

同　十月　出雲國ノ百姓ニ課役一年ヲ復ス

同　六年　五月　霖雨ニヨリ京師ノ隘居及飢病者ニ特ニ賑給ヲ加フ

同　六月　出雲國ノ仁多飯石兩郡ノ百姓ニ課役二年ヲ復ス農蠶宜シカラザルヲ以テナリ

同　十一月　下總國ノ葛飾、印幡、相馬、埴生、猴島五郡ノ百姓ノ調庸二年ヲ復ス頻年水旱ヲ憂フルヲ以テナリ

同　七年　八月　備後國ノ神石、奴可、甲努、惠蘇、世良、三谿、三次、三上八郡ハ山間ニ居リ土宜鐵ヲ採ル連年旱疾シ黎庶弊亡ス四ノ間毎年四郡更々課役ヲ復ス

同　同月　武藏國旱霜ス一年ヲ優復ス

同　十二月　京城ノ貧窮者ヲ鴨河邊ニ召シ新錢五萬文飯二千五百裹ヲ頒給ス

同　八年閏三月　美作國飢疫ス之ヲ賑給ス

同　同月　尾張阿波兩國風潦シ百姓飢饉ス尾張國ノ正稻六萬束阿波國ノ八萬束ヲ借貸シ以テ民弊ヲ救フ

同　四月　伊勢國飢フ之ヲ賑給ス

同　五月　紀伊國飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　京師飢フ之ヲ賑給ス

同　同月　備前國旱疫ス正稅十萬束ヲ以テ窮民ニ假貸ス

同　六月　伊勢因幡兩國飢疫ス並ニ之ヲ賑給ス

同　同月　武藏國去年風雨シ今年飢旱ス之ヲ賑給ス

同　同月　志摩國飢疫ス尾張國ノ正稅ノ穀ヲ以テ之ヲ賑給ス

同　同月　伊勢國大神宮ノ封、多ノ氣度會ノ兩郡ノ百姓飢饉ス使ヲ遣ハシテ之ヲ賑給ス

同　同月　備前國飢旱ス之ヲ賑給ス

同　八月　下總國飢旱ス之ヲ賑給ス

同　十月　備中國ノ哲多英賀兩郡ノ百姓ニ二年ヲ給復ス旱疫スルヲ以テナリ

同　九年　二月　去年ノ災旱ヲ承ケ京邑飢儉ス詔シテ米三百二十石粟二千石鹽三十五斛新錢一百貫ヲ以テ東西兩京ノ乏絕ノ人ヲ賑恤ス

同　四月　東西始置ノ常平出ス所ノ官米ヲ糶ス米一升ノ直新錢八文京邑ノ人來リ買フモノ雲ノ如シ是ノ時穀價騰躍シ內外飢饉シ米一斛ノ直新錢一千四百文（註一升ノ値十四文）是ニ由リ官糶シテ以テ俗弊ヲ救フ

同　十一年十一月　安藝國旱ス詔シテ當年ノ田租五分ヲ免ズ

同　十二月　能登國ノ四郡ノ新附ノ百姓四百九十八人ニ一年ヲ優復ス

同　十二年　二月　京師飢フ之ヲ賑給ス

同　四月　河內國年穀登ラズ民飢饉ニ苦ム境內ノ富豪ノ貯稻一萬三千束ヲ借リ百姓ニ班給シ秋ヲ待テ返給セシム

同　六月　頻月淫霖シ京師飢饉ス之ヲ賑給ス

同　十月　伯耆國飢疫ス死スモノ衆シ河村久米會見日野四郡ノ百姓ニ一年ヲ優復ス

同　十二月　常陸國ノ信太、那珂兩郡ノ百姓千二百人ヲ復ス旱飢スルヲ以テナリ

同　同月　越後隱岐兩國ノ調庸ノ未進ハ當年究メズ明年十二月三十日以前ヲ限リ究進ノ期ト爲ス

同　十三年　三月　河內國去年水旱シ農民業ヲ失フ詔シテ攝津ノ國ノ正稅稻五萬束ヲ以テ之ニ賜フ

同　六月　美濃國ノ土岐、惠那兩郡ノ百姓ノ調庸一年ヲ復ス

同　閏八月　東京ノ居人水損ニ遭フ者三十五家百三十八人西京六百三十家三千九百九十五人ニ穀鹽ヲ賜フ各差アリ

同　十四年　三月　大風雨アリ京師ノ絕乏者ヲ賑給ス
同　四月　尾張國去年澇旱ス絕乏者ヲ賑給ス
同　十一月　詔シテ大和國因幡國當年ノ田租四ヲ收メズ六ヲ待ツ夏旱魃シ秋風水アリ苗稼蓮ニ損スルヲ以テナリ
同　十五年　三月　陸奥國頻年登ラズ之ヲ賑給ス
同　六月　京邑飢フ倉廩ヲ開キテ之ヲ賑給ス
同　同月　河內國飢フ攝津國ノ正稅稻一萬束ヲ以テ之ヲ賑給ス
同　九月　遠江國ノ引佐長上郡ノ百姓ニ一年ヲ給復ス
同　十二月　大宰府ノ府中飢疫ス之ヲ賑給ス
同　同月　但馬國城崎郡澇旱ス百姓ノ困窮者七百四十人ニ一年ヲ復ス
同　同月　備後國年來凋殘ス百姓ノ貧窮尤モ甚シキ者十四郡七千四百十三人ニ一年ヲ給復ス
同　十六年閏四月　京邑飢フ之ヲ賑給ス
同　九月　東西京ノ風水ノ損ヲ被ルコト尤モ甚シキ者三千五百五十九家ニ倉廩ヲ開キテ之ヲ賑給ス
同　十一月　陸奥國小田牡鹿二郡ノ百姓ニ二年ヲ給復ス
同　同月　三河因幡兩國秋風水アリ當年ノ租五分ヲ免ズ
同　十七年十一月　伊勢國ノ去年ノ田租八分ヲ免ズ風水災ヲ爲スヲ以テナリ
同　十八年　三月　霖雨シ京城ノ人飢フ之ヲ賑給ス
同　六月　京師飢饉ス使ヲ遣ハシテ賑給シ後院ノ物ヲ以テ之ニ給ス
同　七月　丹後美作兩國飢疫ス絕乏ノモノヲ賑給ス

同　同月　丹後國比年大旱シ百姓飢餓ス詔シテ穀類三萬斛ヲ以テ絕乏戶ニ借貸ス

（以上三代實錄）

猶ほ是の時代に於ける天皇の愛民思想に就て特記すべきことは、弘仁九年疾疫大に流行し臣民多く死したる時、嵯峨天皇は金泥を以て、般若心經を親ら寫し給ひ、佛の信仰を以て臣民の疾苦を救はんと欲し給ふたることであつた、是れ從來の歷代天皇に於て見ざる所であり、且つ嵯峨天皇の最も篤き佛教信仰と、最も深く臣民を憐れみ給ふ叡慮の結果であつて、實に特筆大書すべきことである。

是の事に關しては日本後記第二十六卷及び第二十七卷缺けあるを以て正史中より是を發見し能はざるも、大覺寺文書中秘鍵奧書に記して曰く、

時ニ弘仁九年春天下大ニ疫ス、爰ニ帝皇自ラ黃金ヲ筆端ニ染メ、紺紙ヲ握リ双掌シテ般若心經一卷ヲ書寫シ奉ル、予講讀ノ撰ニ範リ、經旨ノ宗ヲ綴リ、未ダ結願ノ詞ヲ吐カザルニ、生族ヲ途ニ蘇ヘシ、夜變ジテ日光赫々タリ、是レ愚身ノ戒德ニ非ズ、金輪ノ御信力ノ爲ス所ナリ、但ダ神舍ニ詣ヅル輩、此ノ秘鍵ヲ誦シ奉ル、昔予鷲峰說法ノ莚ニ陪シ、親シク是ノ深文ヲ聞ク、豈ニ其義ヲ達セザルノミナランヤ

入唐沙門空海

と誓するもの是であり、是の嵯峨天皇親筆の般若心經は大覺寺に現存して居る。

上記の事實によりて見れば、是の時代に於ける歷代天皇が如何に臣民を愛撫し給ひたるやを知り得るのである、卽ち天變、地異、飢饉、疫癘等の發生したる際に於ける免稅、賑恤、救療、吊問等の事實が餘りに多きに驚かざるを得ぬ、卽ち免租賑恤救療吊問等は時代により多少の變遷あるも、大體に於て每年連續行はれたのであつて、是の時代の末期に於て官庫漸く窮乏するに至りても、猶ほ或は甲地の米を運びて乙地の臣民を救恤し給ひ、或は不動穀倉の制を布きて飢饉を未前に防ぎ給ひ、或は早春に貸し秋收を待ちて是を償はしむる等、實に至れり盡せりであつた。

第七節　對國家思想

前時代に於ては三韓は我が國に服屬し、朝鮮諸國の盛衰興亡は直接我が政治に波及し、或は兵を三韓に送り、或は使節を遣はし我が命に從はしめんとしたが、其目的を達せず遂に任那の日本府を撤廢し、百濟の救援功を奏せず、而して唐兵と戰ふて利あらず、遂に天智天皇の御代に於て唐と和を議し、爾來對外關係は平穩なるを得たのであつた。

斯の如くして、是の時代に於ては三韓は我に服屬したるにあらず、僅かに新羅、高麗、等が使を遣はして舊慣を行ふたるに過ぎず、我も亦使を以て是に應酬したるに過ぎなかつた、それ故に、是の時代に於ける對外關係は唯外交的辭令を交換するに過ぎないものであつたが故に、天皇の對國家思想は大に發展するを得なかつたのである、然しながら三韓は我に服屬するものであるとの古來よりの思想は猶ほ存在して、天皇は大八洲のみならず、三韓をも間接に統治するものであるとの思想を有せられたることは勿論である。即ち孝謙天皇が天平勝寶五年五月渤海國王に給はりたる國書の中に曰く

天皇敬テ渤海國王ヲ問フ、朕寡德ヲ以テ寶圖ヲ虔奉シ、黎民ヲ亭毒シ、八極ヲ照臨ス、王海外ニ僻居シ、遠使入朝ス丹心至明深ク嘉尙スバシ、(續日本紀)

と記され天皇は八極を照臨して海外の渤海王を睥睨するの觀ありて、天皇の國家觀は偉大なるものである。又光仁天皇が寶龜三年二月高麗國王に給はりたる國書の中に曰く

天皇敬テ高麗國王ヲ問フ、朕體ヲ繼ギ基ヲ承ケ、區宇ニ臨馭シ德澤ヲ恩覃シ蒼生ヲ寧濟ス、然ラバ則チ、率土ノ濱、化同軋ニ輯ルアリ、普天ノ下、恩殊隣ニ隔ツル無シ、(續日本紀)

と記され、天皇は世界至る處即ち普天の下率土の濱に至るまで、德化を及ぼし、鴻恩を垂れ給ふものであるとの國家觀であつて、高麗國は單に天皇の藩屛たるに過ぎざるものであることを暗示する。

又新羅は神功皇后三韓征討以來我が國に全く服屬しあるものと思惟せられ、當時三韓の諸國を併合して勢威隆々たる新羅に對して、是を屬國扱となしたる態度は頗る異彩を放つて居る。即ち天平勝寶四年六月、新羅國が王子金泰廉を遣はしたる時、孝謙天皇が金泰廉に宣ひたる詔の中に曰く

新羅國來ツテ朝廷ニ奉ズルハ、氣長足媛皇太后、彼ノ國ヲ平定セシヨリ始マリ、以テ今ニ至ル迄デ我ガ藩屛ト爲ル、而カモ前王承慶、大夫思恭等ノ言行怠慢ニシテ恒禮ヲ闕失ス、由リテ使ヲ遣ハシ、罪ヲ問ハント欲スルノ間、今彼王軒英、前過ヲ改悔シ、親ラ來廷ヲ冀フ、而カモ國政ヲ顧ル爲メ、因リテ王子泰廉等ヲ遣ハシ、代ツテ入朝セシメ、兼テ御調ヲ貢ス、朕嘉歡勤欵シ、位ヲ進メ物ヲ賜フ所以ナリ、(續日本紀)

と宣ひ新羅を眼下に睥睨しあるの觀がある。

又光仁天皇が寶龜十一年正月新羅の使節金蘭泰に宣ひたる詔の中に曰く

夫レ新羅國ハ世々舟楫ヲ連ネ、國家ニ供奉スルハ其ノ來ルコト久シ、而ルニ泰廉等還國ノ後、常貢ヲ修メズ、事每ニ禮無シ所以ニ、頃年彼ノ使ヲ返却シ、接遇ヲ加ヘズ、但シ今朕ノ時、使ヲ遣ハシ、貢ヲ修メ、兼ネテ元正ヲ賀シ、又タ海上三狩等ヲ搜求シ、使ニ隨フテ送リ來ラシム、此ノ勤勞朕嘉スル有リ、(續日本紀)

と宣ひ是れ亦た孝謙天皇と同一なる態度であつた。

又桓武天皇が延曆十八年四月渤海國王に與へ給ひたる國書の中に曰く

天皇敬ンデ渤海國王ヲ問フ、使昌泰等、駕萬ニ隨ツテ至ル、啓ヲ得テ之ヲ具カニス、王逖風化ヲ慕ヒ、重ネテ聘期ヲ請フ、占雲ノ譯肩ヲ交ヘ、驟水ノ貢踵ヲ繼グ、美志ヲ念フ每ニ嘉尙已ム無シ、(日本後紀)

と宣ふ所渤海國王を眼下に睥睨するの慨がある。

又弘仁六年正月嵯峨天皇が渤海國王に與へ給ひたる國書の中に曰く

天皇敬ンデ渤海國王ヲ問フ、孝廉等至リ、啓ヲ省シ懐ヲ具ス、先王遐壽ヲ終ヘズシテ、奄然殂背スト乍聞ス、惻怛ノ情已ムコト能ハズ、王祚累葉ニ流レ、慶連枝ニ溢ツ、遠ク使臣ヲ發シテ、舊業ヲ聿脩シ、風ヲ北海ニ占メ、蟠木ヲ指シテ津ヲ問ヒ日南ノ朝ヲ望ミテ鯨波ヲ凌ギ、以テ聘ヲ修メ、永ク誠款ヲ念フ、敷慰深キ攸ナリ、(日本後紀)

と宣ふもの亦た實に威風堂々渤海國を壓するの慨がある。

又仁明天皇が嘉祥二年五月渤海國王に與へ給ひたる國書の中に曰く

天皇敬ンデ渤海國王ヲ問フ、入貢ノ使文矩等至リ、啓ヲ省シ之ヲ具ニス、惟レ王志欽仁ニ敦ク、心懐德ニ宅シ、飛颺斷セズ日城ヲ望ミ遐ヲ忘レ、貢篚相尋ク、遼陽ヲ想ヒテ近キガ如シ、其ノ勤苦ヲ眷ミ良ニ乃誠ヲ嘉ミス、(續日本後紀)

と宣ふもの亦た皇朝の威儀を示し、頗る堂々たるものがある、斯様なる文字は單なる外交上の威儀を示すに止まつたものであるが、以て當時の歷代天皇が自ら居り給ふことの高きを窺ひ得るのである。

然しながら、是を史實に徵するに、我國と新羅との間には常に反感の存在したることは爭はれぬことである、卽ち我は新羅を以て服屬國であるとなすに對し、新羅は任那の日本府撤廢以來、日本國と對等の一獨立國であると思惟したるにより、兩國の反感は絶へなかつたのである、續日本紀の記する處に據れば、聖武天皇の御宇天平八年四月、阿倍繼麻呂を大使として新羅に派遣したが、翌天平九年二月この使節の一行が歸朝し、新羅の我が使節等に無禮を加へたることを奏上復命した、仍りて、天皇は五位以上の諸臣を招致して意見を開陳せしめ給ひ、且つ同年四月使を伊勢大神宮、大三輪社、住吉社、八幡社及び香椎神宮に遣はし給ひ、新羅の無禮を奉告せしめ給ふた、是の事件は恐らく、我が國朝野を緊張せしめたものであろふ、而して諸臣の中開戰論者も鮮くなかつた、斯様なる我が國内の事情を聞知したる爲であろふ、新羅は翌天平十年正月、金想純等百四十七人を遣はしたが、我國に於てはこの使を太宰府に於て抑止し歸國せしめた、而して、我國は天平十二年三月紀必登等を大使となし、新羅に至りその無禮を詰問せしめた、是に於て、天平十四年二月、新羅は金欽英以下百八十七人を我國に遣はしたが、

再び是を太宰府に抑止し歸國せしめた、是に於て、天平十五年三月新羅は金序貞以下を使として我國に遣はしたが、我國は三たび是を太宰府より歸國せしめた、斯様なる頗る強硬なる態度により、兩國の國交は約十年間斷絶したが、孝謙天皇の天平勝寶四年六月新羅の前王死し、後王嗣ぐに及び、國王の子金泰廉を大使として我國に遣はした、從來新羅が我國に派したる使臣は比較的下位のものであり、且つその國書の文面も驕慢のものであつたが、此度は國王の子を使節とし、且つ國書の辭も頗る謙遜のものであつたから、我國の朝野は此の使節には頗る滿足したものゝよふであつた、金泰廉の奏文に曰く、

新羅國王日本照臨天皇ノ朝廷ニ言ス、新羅國ハ遠朝ヨリ始メ世々舟楫ノ並連ヲ絕タズ、來ツテ國家ニ奉ズ、今國王親ラ來朝シ、御調ヲ貢進セント欲ス、而モ顧念スルニ、一日主无ケレバ國政絕ヘ亂ル、是ヲ以テ、王子韓阿飡泰廉ヲ遣ハシ、王ニ代ツテ首ト爲シ、使以下三百七十餘人ヲ率ヒテ入朝シ、兼ネテ種々ノ御調ヲ貢セシム、謹デ申聞ス、(續日本紀)

斯様なる態度であつたから、孝謙天皇も滿足せられたる如く、是の使節を朝堂に饗應せられ、茲に兩國の國交が恢復したのであつた。

然しながら新羅は我が國が金泰廉を優遇したるにより、既に事畢れりと思惟し、爾後毫も使節を派遣せず、孝謙天皇の御宇を過ぎ、淳仁天皇の御宇に至つても遂に來らず、茲に於て、新羅征討の準備が着々として實行せらるゝに至つた、卽ち淳仁天皇の天平寶字三年六月に至り、大宰府に令して行軍式を作らしめ給ひ、同年八月大宰帥三品船親王を香椎神社に遣はし、新羅征討を奉告せしめ給ひ、同年九月造船の命下り、卽ち北陸道八十九隻、山陰道百三十五隻、山陽道百六十一隻、南海道百五隻、合計四百九十隻を三年の内に造船し終ることを命じ給ひ、更に天平寶字五年正月勅を下して、美濃武藏二國の少年、國毎に二十八人をして新羅語を習はしめ、征討の際の通譯たらしめ給ひ、同年六月筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向等の國をして甲刀弓箭を造らしめて大宰府に輸送せしめ給ひ、而して、同年十二月左記の兵員を發して五行の陣を調習せしめ給ふた、卽ち近江駿河伊豆甲斐相模安房上總下總常陸上野下野武藏の十二國の檢定船百五十一隻、兵士一萬五千七百人、子弟七十八人、水手七千

五百二十人、紀伊阿波讃岐伊豫土佐播磨美作備前備中備後安藝周防の十二國の檢定船百二十一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、筑前筑後肥後豊前豊後日向大隅薩摩の八國の檢定船百二十一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、合計船舶三百九十三隻、兵士四萬七百人、子弟二百二人、水手一萬七千三百六十人である、卽ち當時としては非常なる大兵であつた、而して、翌天平寶字六年正月には東海南海西海道の節度使をして襖冑各二萬二百五十具、計六萬七百五十具を造らしめ、同年二月には更に伊豫近江美濃越前等四國の郡司の子弟及び百姓にして年四十以下二十以上のものをして、弓馬を練習せしめて健兒と稱し、又た曩に造りたる甲冑一千領を鎭國衞府に貯へしめた、是れ恐らくは京師直接警護の爲めに、特に兵員及び武器を準備したものであろふ、而して、同年十二月には文室淨三等を伊勢大神宮に遣はし、藤原巨勢麻呂等を香椎神宮に遣はし、新羅征討を奉告せしめ、同時に弓矢を天下各地の神社に奉獻せしめ給ふた、斯樣にして約四ケ年を費し、殆んど全國を動かして、大規模なる戰爭準備を行ふたるに拘はらず、藤原仲麿の變により遂に新羅の征討は實現せられなかつた。

是れ實に不可思議のよふであるが、恐らくは翌天平寶字七年に起りたる惠美押勝（藤原仲麿）の變の爲め、遂に新羅征討を行はずして止んだものであらふ、何となれば、續日本紀の記述を見るに新羅征討準備に關し一人の異論非議のなかつたことより見れば、征討の發唱者たり主張者たる御方は實に淳仁天皇であつたであろふと推察せられ（勿論惠美押勝が帷幄に參畫したものであろふ）而して淳仁天皇は惠美押勝の女を皇后とせられたる關係上、押勝の變と共に、太上天皇たる孝謙稱德天皇の爲め廢せられて淡路に遷され給ふた、それであるから、新羅征討の主唱者たり發意者たる淳仁天皇が在位せられなければ、是の征討が如何に大規模の準備ありとは言へ遂に實行せられなかつたことは當然であるからである、それ故に、我等の推定に誤りがなかつたとすれば、淳仁天皇は實に神功皇后に比すべき大謀雄圖を有せられた天皇であつたことを知り得るのである、若しも天平寶字時代に新羅征討の軍を興し、是に成功したならば、以後の日本歷史は或は著しく異つたものであらふ、而かも、準備

のみにしてこの事の實行せられなかつたことは淳仁天皇としては最大の遺憾事であり、當時の國民亦然りである。

上記の新羅征討準備の遂行に關しては、二樣の說がある、その一は當時唐に安祿山兵を擧げて叛し、唐帝玄宗は西南に蒙塵し四百餘州大亂となる、而して我が朝廷はこの變に應ぜんが爲め戰鬪準備をなしたるものであるとの說であり、その二は新羅の無禮を憤り、眞面目に新羅を膺懲せんが爲めに戰爭準備をなしたるものであるとの說である、我等はその孰れが眞なるや否やを斷定し能はざるも、歷史上の推移より見れば、後說に與みするものであるが、何れにしても是の時代に於て、斯の如き大規摸なる戰爭準備が行はれたることは、是の時代の歷代天皇が猶ほ發溯たる雄心壯圖を有し給ひしことを證するに足ると信ずるものである。

上記の如く三韓征討の事遂に行はれず、爾來韓半島及び唐との關係は單に使節を交換するのみであつたが、我が東北方に於ては、漸次蝦夷を壓して版圖を廣め、關八州の地は既に全く皇化に霑ひ、東北の重鎭多賀城を根據として爾來益々東北に發展し特に日本海方面に於ては、漸次北進し淳仁天皇の御代に於て秋田城完成し、光仁天皇の御代に於ては陸奥の按察使紀廣純、新に覺鰲の柵を造り、東北の版圖大に開らけたが、光仁天皇の寶龜十一年三月に至り蝦夷の酋、呰麻呂叛して紀廣純を殺し、陸奥介大伴眞綱逃れて多賀城に入るも、賊衆多にして支ふる能はず、遂に多賀城を拋棄するに至り、光仁天皇は藤原繼繩を征東大使となし、大伴益立、紀古佐美を副使となし、大伴眞綱を陸奥の鎭守府副將軍となして是を征討せしめたが、爾來兩軍一勝一敗して決しなかつた、是の時に當つて、英邁なる桓武天皇は位に卽き給ひ東北を戡定せんと欲し、延曆六年東海東山諸國に令して、糧を多賀城に輸送せしめ、延曆七年十二月紀古佐美を征東大使となし、多治比濱成、紀眞人、佐伯葛城、入間廣成を副使となし、全國の步騎五萬二千八百人に將として、蝦夷を征せしめ給ふたが、紀古佐美等延曆八年七月蝦夷と戰ひて大敗し死傷四千に及び、全軍殆んど覆滅した、是に於てか、天皇は更に戰爭準備を命じ給ひ、延曆十年七月大伴弟麿を征夷大使となし、百濟王俊哲、坂上田村麿、多治比濱成、巨勢野足、を副使として蝦夷を征せしめ給ひ、征戰八年、更に延曆十六年十一月

に至り坂上田村麿を征夷大將軍に任じ、東北の征討に從はしめ給ふや、田村麿遂に能く戡定の目的を達し、二十一年膽澤城を築き鎭守府を是に移し、二十二年志波城を築き、東北全く鎭定するに至つた。

斯くの如き、桓武天皇の雄圖は能く其の目的を達し、爾來平安朝の末期に至るまで、東北の背叛を見ることなきを得た、是實に、桓武天皇の偉大なる國家思想の然らしむる處であつた。

是を要するに、是の時代の歷代天皇の國家思想は未だ太古創業時代の雄渾偉大なるに及ばざるも 前時代の消極的なるに反し、比較的積極的であり、その力は未だ三韓に延ぶる能はなかつたが、寧ろ東北に於て版圖を擴大し、且つ外國に對し國威を張りたるものであつた。

第三章　聖武天皇の政治的理想

我が歷代天皇の中で、佛敎を信奉せられたる天皇は甚だ多かつたのであるが、然しながら、その眞摯の程に於て熱心の度に於て、聖武天皇に比肩すべき天皇はをはさなかつた、前時代に於ける推古天皇の如き、厩子皇子の如きは佛敎を信奉し、佛敎を尊敬せられたること頗る篤かつたが、然しながら、聖武天皇は佛說を何等の疑惑なく、眞向に信奉し、其の熱心熾るが如き信仰を以て、佛敎を天下に普及弘通することを以て、天皇の天職の如く思惟し給ひ、是を有形と無形とに論なく、最も徹底的に實行せられたる一事に於ては、我が國歷代天皇の中に於ける第一人者であらせられたことは、聖武天皇は佛敎をその經文の中にある字句その儘に解せられ、佛敎を信仰し讀經供養をなすときは、佛の功德により一切の災

害疾疫等は除去せられ、國家安泰臣民幸福なることを得ると信じ給ふたのである、天平十三年三月下し給ひたる詔の中に曰く

經ヲ案スルニ云ク、若シ國土講宣讀誦シ、恭敬供養シ、此ノ經ヲ流通スル王有ラハ、我等四王ハ常ニ來ツテ擁護セン、一切ノ灾障皆消珍セシメ、憂愁疾疫亦タ除差セシム、所願心ヲ遂ケ、恒ニ歡喜ヲ生スト、宜シク天下諸國ヲシテ各々敬ンテ七重塔一區ヲ造リ、並ニ金光明寂勝王經、妙法蓮華經各一部ヲ寫サシムヘシ、(續日本紀)

と宣ふもの、卽ち天皇は經文を字句その儘に信仰せられたのであり、而して、この思想は同時に佛敎を信奉するは國家を擁護し、國家を安寧ならしめ、臣民を福祉ならしむる所以であると信じ給ふたのである、この思想は、天皇の詔勅の中に於て各所に發見せらるるのである、卽ち天平十三年三月下し給ひたる詔の中に曰く

朕又別ニ金字金光明最勝王經ヲ擬寫シ、塔毎ニ各々一部ヲ置カシム、冀クハ聖法ノ盛、天地ト永ク流レ、擁護ノ恩、幽明ヲ被フテ、恒ニ滿ツルコトヲ、(續日本紀)

と宣ひ、又天平十五年十月下し給ひたる詔の中に曰く

率土ノ濱已ニ仁恕ニ霑フト雖モ、而カモ、普天ノ下未タ法恩ニ浴セス、誠ニ三寶ノ威靈ニ賴リ、乾坤相泰クシ、萬代ノ福業ヲ修メ、勳植成ナ榮エンコトヲ欲ス、(續日本紀)

と宣ひ又天平十八年三月下し給ひたる詔の中に曰く

三寶ヲ興隆スルハ國家ノ福田ナリ、萬民ヲ撫育スルハ先王ノ茂典ナリ、是ヲ以テ、皇基ヲシテ永固ナラシメ寶胤ヲシテ長ク承ケシメ天下ヲシテ安寧ナラシメ黎元ヲシテ利益セシメンカ爲メ仍テ仁王般若經ヲ講セシム、(續日本紀)

と宣ひ又天平十九年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

朕又天平十三年二月十四日ヲ以テ、至心發願シ、國家ヲ永固ナラシメ聖法ヲ恒修セシメント欲ス、遍ク天下ニ詔シテ國別ニ金光明寺、法華寺ヲ造ラシム、(續日本紀)

と宣ひ又天平勝寶元年閏五月天皇位を皇太子に讓る直前に於てなし給ひたる願文中に曰く

花嚴經ヲ以テ本ト爲シ、一切ノ大乘小乘、經、律、論、抄、疏章等、必ス轉讀講說ヲ爲シ、悉ク讎覓セシメ、遠ク日月ヲ限リ、未來ノ際ヲ窮メシム、今故ニ玆ノ資物ヲ以テ、敬ンテ諸寺ニ捨ス、冀フ所ハ、太上天皇ノ沙彌勝滿シ、諸佛擁護シ、法藥薰質シ、萬禍消除シ壽命延長ニ一切ノ所願皆ナ滿足セシメ、法ヲシテ久住シ、群生ヲ拔濟シ、天下大平ニ兆民快樂ニ法界ノ有情共ニ佛道ヲ成サシメヨ、（續日本紀）

是等の詔勅によりて見るときは、聖武天皇の政治思想は三寶即ち佛教によりて、或は諸佛の功德によりて、國家を擁護し、國家を安固ならしめ、臣民を安樂ならしめ、臣民を幸福ならしめんと欲し給ふものであり、換言せば、佛教の敎化弘通によりて國家を治めんと欲し給ふものである、即ち政治の理想たる國家の安寧永固、臣民の幸福安樂を達せんが爲め、佛教を弘通しその敎化によらんと欲し給ふたのである、天皇が「誠ニ三寶ノ威靈ニヨリ乾坤相泰クシ萬代ノ福業ヲ修メ」と宣ひ「是ヲ以テ皇基永固、寶胤長承、天下安寧、黎元利益セシム」と宣ひ「至心發願シ國家ヲ永固ナラシメント欲ス」と宣ひ、「法ヲシテ久住シ群生ヲ拔濟シ天下大平ニ兆民安樂ニ法界ノ有情共ニ佛道ヲ成サシメヨ」と宣ふもの、皆なこの意義である、即ち佛教の成就によりて、その政治理想たる國家の安固と、臣民の幸福を得せしめんと欲し給ふたのである。

斯様なる思想は天皇の施政に於て實現せられたのであつて、從來宮中に於て讀經等の事稀であつたに拘らず、天皇は頗る頻繁に讀經を行ひ給ふた、即ち神龜二年閏正月災異を除く爲め僧六百人を宮中に請して、大般若經を讀ましめ、神龜四年二月にも、災異を銷する爲め僧六百尼三百を宮中に請して金剛般若經を轉讀せしめ、又神龜五年八月皇太子の病を癒せんが爲め觀世音菩薩の像百七十七體、經百七十七卷を爲り、佛を拜し經を轉讀せしめ給ひ、又天平七年五月災害を消除し、國家の安泰を祈る爲め、宮中に於て大般若經を轉讀せしめ給ひ、又天平八年七月太上天皇（前元正天皇）の不豫により、百人を度して僧となし、都下四大寺に七日間讀經せしめ給ひ、天平九年五月には僧六百人を宮中に請して大般若經を讀ましめ給ひ、同年八月僧七百人

を宮中に請して大般若經、最勝王經を轉讀せしめ給ひ、同年十一月律師道慧を請して講師となし、大極殿に於て金光明經を講ぜしめ給ひたる如きは、全く前例なき異數の事であつた、更に天平十年四月には國家を隆平ならしめ、疫病の流行を除かん爲め、宮中及び天下諸國をして三日間最勝王經を轉讀せしめ給ひ、天平十六年には僧三百人を宮中に請して、大般若經を讀ましめ、而して、天平十七年八月には無遮大會を大安殿に設け給ひたる如きも亦、前例なき事である、而して、同年九月天皇の不豫なりし爲め、宮中に僧六百人を請して、大般若經を讀ましめ、天平勝寶元年正月には元日より七日間宮中及び天下の諸寺をして悔過金光明經を轉讀せしめ給ひたる如きは、著しき事實であつて、天皇が如何に佛教を信仰し請僧讀經に依つて災異惡疾等を除かんことを祈願せられたかを知るのである。

更に天皇が以上の如き思想により、佛教の興隆弘通に努力せられたるの事實を見るに、神龜五年八月殺生禁制の爲め養鷹を欲せざるの詔を下し給ひ、同年十二月金光明經六百四十卷を諸國に頒ち（國毎に十卷）給ひ、天平九年三月には國毎に釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀を造らしめ、天平十二年六月には國毎に七重塔一基を建てしめ、法華經十部を寫さしめ給ひ、同年九月には國別に觀世音像高七尺一軀、並に觀音經十卷を寫さしめ給ひ、天平十三年二月には禽獸屠殺禁制の詔を發し給ひ、天平十五年十月東大寺を建造し、大佛を建立するの詔を發し給ひ、天平十七年九月には更に殺生禁制の詔を發し給ひ、天平十九年十一月、國毎に國分寺及び國分尼寺を建造せしむるの詔を發し給ひ、同年十二月に天下諸國のものにして造塔を請願するものあらば、悉くこれを聽すの詔を發し給ひ、而して天平勝寶元年四月大佛略ぼ完成したるにより、天皇は百官を率ひて東大寺に親臨し、盧舍那像を禮拜し給ひたる如き、天皇が如何に佛教の興隆弘通に熱心であり眞率であつたかを知り得るのである。

斯の如く聖武天皇は殺生禁制、養鷹斷禁等の如き、消極的手段を以て甘ぜず、全國に對し金光明經、法華經、觀音經、等の頒布、釋迦佛像觀世音像等の彫造分配を行ひ、諸國に七重の塔、國分寺及び國分尼寺の建立をなす等の積極的手段により、佛教

の弘通を圖り給ひ、遂に東大寺の建立及び大佛の鑄造を行ひ、是等國分寺國分尼寺の中心道場たらしめ給ふた、是れ皆な佛教の敎化によりて、政治の理想に達せんとし給ふたものである。

殊に天皇が大佛の建立を發願し給ひたる時の詔の中に曰く

粤ニ天平十五年歳次癸未、十月十五日ヲ以テ菩薩ノ大願ヲ發シ、盧舍那佛金銅像一軀ヲ造リ奉リ、國銅ヲ盡シテ象ヲ鎔シ、大山ヲ削リ、以テ堂ヲ構ヘ、廣ク法界ニ及ホシテ朕カ知識ト爲シ、遂ニ同シク利益ヲ蒙リ、共ニ菩提ヲ致サシメントス、夫レ天下ノ富ヲ有スル者ハ朕ナリ、天下ノ勢ヲ有スル者ハ朕ナリ、此ノ富勢ヲ以テ此ノ尊像ヲ造ル、事之レ成リ易ク、心之レ至リ難シ、但タ恐ル徒ラニ人ヲ勞スル有リテ、能ク聖ニ感スルナク或ハ誹謗ヲ生シ、反ツテ罪辜ニ墮チンコトヲ、是故ニ諸ノ知識ニ預ルモノハ懇ロニ至誠ノ心ヲ發シ、各々介福ヲ招キ、宜シク毎日盧舍那佛ヲ三拜シ自ラ各々盧舍那像ヲ造ルト存念セシムベシ、如シ更ニ人一枝ノ草、一把ノ土ヲ持シ造像ヲ助クルコトヲ情願スル者アラハ恣ニ之ヲ聽ルセ、(續日本紀)

と宣ふたこの詔勅によれば大佛の鑄造は聖武天皇一人の爲めではなくして天下萬民が大佛を造り天下萬民が大佛を毎日三拜せんが爲めに造り給ふたものであつて、是れ亦た佛教の敎化によりて政治の理想を達せんとし給ふたものである、而して大佛略ぼ竣成し天皇自ら之を禮拜し給ひたる時の宣命に曰く

三寶ノ奴ト仕ヘ奉ル天皇カ命ラマト、盧舍那ノ像ノ大前ニ奏シ賜ヘト奏サク、此ノ大倭ノ國ハ天地ノ開闢ヨリ以來ニ、黃金ハ人國ヨリ獻ルコトハ有レトモ、斯ノ地ニハ無キモノト念ヘルニ、聞看ス食國ノ中ノ東ノ方、陸奥ノ國守從五位上百濟王敬福ノ部内少田郡ニ黃金出テタリト奏シテ獻レリ、此ヲ聞食シ驚キ悅ヒ貴ヒ念ホサクハ、盧舍那像ノ慈ミ賜ヒ福ヘ賜フ物ニアリト念ヒ、受賜ハリ恐ミ戴キ持チ、百官ノ人等ヲ率ヒテ禮拜ミ仕ヘ奉ル事ヲ、桂マクモ畏キ三寶ノ大前ニ、恐ミ恐ミモ奏シ賜ハクト奏ス、(續日本紀)

斯樣に、天皇自ら三寶の奴と稱し給ひ、陸奥の出金は佛の慈によりて賜はりたるものなりと思惟し給ひ、佛像を神として禮拜し給ひたる天皇が如何に熱烈なる信仰を有し給ひしやを窺ひ得るのである。

是を要するに、聖武天皇の政治的理想は固より治國平天下即ち國家の永久的安固と、臣民の恒久的幸福とであつて、儒學の政治理想と異るものではなかつた、然しながら是の理想に達せんが爲めには、天皇の熱烈なる佛敎の信仰を萬民に移し、萬民を敎化し、佛敎の弘通に由らんとするものであつた、而して是が爲め全國に對し、各種の積極的手段を用ひられたるものであつて、彼の「アフガニスタン」の「カニシカ」王の如く、東羅馬帝國の「コンスタンチン」大帝の如くである。是れ聖武天皇が我が歷代天皇中、出色の天皇であつた所以である。

第四章　桓武天皇の政治的理想

桓武天皇はこの時代に於ける歷代天皇の上に、卓然として傑出し給ひたる最も偉大なる天皇にてをはした、而して、その傑出し給ひたる所以は時勢を觀破し、時弊を明察し、その政治に存するのである、而して、天皇の政治的理想とは何ぞや、曰く、大化の新政以後漸く雲翳を帶び、漸く塵垢を蒙りたる一君萬民の政治、換言せば臣民に對する天皇直接の政治を實現せんこと是れである。

盍し大化の新政は、天皇の間接政治を改めて臣民を天皇に直屬し、天皇直接の政治となしたるものであるが、爾後の歷代天皇は既に確立せられたる法制を固守し、舊慣によりて政治を行ひ給ひたるものであるが、時勢の推移と共に、權臣、勢家、僧侶等が天皇と臣民との中間に梗塞して、私利私慾を逞ふし、爲めに天皇と臣民とを疎隔して、是を苦しめ是を虐げ、更に政權を壟斷して勢力を揮ひ、爲めに、天皇の權威を冒瀆するが如き狀態を來し、藤原仲麻呂、僧道鏡の如き遂に天位を危ふせんとするが如きものを生じ、一君萬民の政治的理想に遠ざからんとするの形勢を觀破し、是の雲翳を排し是の塵垢を除かんとし、斷

乎としてその政治的理想の實現に努力し給ひたるは、實に桓武天皇であつた。

桓武天皇はその在位二十五年間に於て、一方に於ては天皇統治の範圍即ち領土を擴大し、皇化を四周に及ぼし給ひたると同時に他方に於ては、國都を創造し是を永遠に傳へんことに努力し給ひたる名君英主にてあらせられたることは勿論であるが、然しながら、桓武天皇が爲し給ふたる最も偉大なることは、時勢の推移と共に漸く有名無實ならんとしつつありたる我國本來の一君萬民の政治的理想を堅き信念を以て、斷々乎として實現せんとし給ふたる一事に存するのである。

桓武天皇の政治的理想の根本は歷代天皇と異る處はなかつた、然しながら、歷代天皇はその政治的理想を實現するに當り多くはこれをその臣僚に委託し、斯くして、政治の實際に接觸する臣民の受くる惠澤は歷代天皇の政治の理想に反したること多々あつたが、是を知り給はなかつたか、若くは是を看過し給ふた、然るに、桓武天皇は卽位前の長き政治の傍觀の結果、この政治の理想が實際に實現せず、天皇の恩澤に浴せざる臣民あることを充分知り給ふた、是に於て、桓武天皇はその政治の理想の實現に全力を傾注せられたのである、卽ち桓武天皇はその二十五年の在位間、政令の中心であると同時に政令實施の監督者であり、督勵者であり、吃責者であり、嚴罰者であつた。

それ故に、桓武天皇の下し給ひたる詔勅の殆んど總ては、左右大臣以下國司、郡司、僧侶、神職に至る總ての官人に對する敎諭であり、訓戒であり、戒飭であり、譴責であつた、恐らくは、天皇の前に於ては、左右大臣と雖も頭を擧ぐる能はなかつたであらふ、卽ち桓武天皇はその萬民を慈育愛養せんとする、政治の理想を完全に實現せんと欲し給ふたのであつて、これが、歷代天皇と異る所以である、卽ち桓武天皇の政治は理想の實現であると言ひ得るのである、而かも、是れ行ふに難き所であつて、偉大なる天皇に於て初めて爲し給ひ得る所である。

左に天皇の詔勅に就て說明を加ふるであらふ。

天皇の政治的理想は臣民の父母として、臣民を子育愛養し臣民の福祉と長壽とを望まれたることは歷代天皇のそれと異る所は

なかつた、卽ち、天皇御卽位直後卽ち天應元年六月下し給へる詔の中に曰く、

朕肇メテ寶曆ニ膺リ、區夏ニ君臨シ、言ニ生民ヲ念ヒ、情撫育ニ深シ、其ノ殘害ヲ除キ、之ニ仁壽ヲ惠マント思欲ス、(續日本紀)

と宣ひ又延曆元年七月下し給へる詔の中に曰く

朕不德ヲ以テ寰區ニ臨馭シ、萬姓ノ未タ康カラサルヲ憂ヒ、一物ノ所ヲ失フヲ惕ム、(續日本紀)

と宣ひ、又延曆十八年六月下し給へる詔の中に曰く、

朕祇テ丕業ヲ纂ケ、黎元ヲ撫臨ス、已ニ尅チ躬ヲ勤メ、寧處ニ遑アラス、四海ヲ輯熙シ刑措ヲ期シ、百姓ヲ弘濟シ之ヲ壽域ニ致サンコトヲ思欲ス、(日本後紀)

と宣ふは、皆な天皇の政治的理想の表現であつて、臣民を撫育愛養し臣民に福祉と長壽とを與ふることを政治の理想とし給ふものである。

然しながら斯樣なる政治的理想を實現するには、偷安姑息を能となし、守舊因循を事となす、公卿百官屬吏小司等を監督激勵するを要するのである、是に於て、天皇が御卽位直後卽ち天應元年六月下し給ひたるは官廳に使用する員外官廢止の詔であつた、詔の中に曰く、

惟レ王ノ百官ヲ置クヤ、材ヲ量リ能ヲ授ク、職員限アリ、玆ヨリ厥後、事務稍繁シ、卽チ劇官ヲ量リ、仍チ員外ヲ置ク、近古因循ニシテ其ノ流蓋シ廣シ、譬ヘハ十羊ヲ以テ、更ニ九牧ヲ成スコトシ、民ノ弊ヲ受クル、寔ニ此カ爲メナリ、(中略)宜シク內外文武官、員外ノ任ハ一ニ皆解却スヘシ、(續日本紀)

と宣ひて、冗官の減員を勵行せられた、是れ實に臣民の負擔を輕減せんとの大御心であつて、同時に督勵の第一步である。

天皇は更に當時の地方官たる國司郡司を激勵し給ひ同じき詔の中に曰く、

在外ノ國司多ク朝委ニ乖キ、或ハ未タ欠倉ヲ知ラス、且ツ公廨ヲ用ヒ、或ハ憲綱ヲ畏レス、肆ママニ百姓ヲ漁ス、故ニ今奸濫尤モ著ハルル者ヲ擇ヒ、秩未タ滿タスト雖モ、事ニ隨フテ貶降ス、今ヨリ以後內外官人身ヲ立ツル淸謹、事ヲ處スル公正ナル者ハ、所司審カニ訪フテ授クルニ顯官ヲ以テシ、其職ニ在リテ貪殘、狀迹ノ濁濫ナル者ハ、宜シク巡察ヲ遣ハシ、採訪翻降スヘシ、(續日本紀)

と宣ふた是れ實に公卿百官等の頭上に霹靂する百雷である、又延曆五年四月下し給ひたる詔の中に曰く

又其政ニ莅ミ、民ヲ治ムル、多ク朝委ニ乖キ、廉平職ニ稱フモノ百ニ一ヲ聞カス、侵漁シテ身ヲ潤ホスモノ十ニシテ九ナリ、黍クモ官司ト曰フ豈ニ此ノ如クナルヘケンヤ、宜シク其狀迹ヲ量リ、事ニ隨ツテ貶黜セン。(續日本紀)

と宣ひ上記の詔と同樣なる督勵をなし給ふた又延曆十八年十一月下し給ひたる詔に曰く

先ニ民苦ヲ問フノ使ヲ遣ハシ、政迹ヲ採訪シ、激揚ヲ明カニシ、以テ黜陟ヲ嚴ニセンコトヲ思フ、今使ノ狀ヲ閱スルニ、違犯スル者多シ、理須ラク刑ヲ峻クシ、永ク後輩ヲ懲スヘシ、但夕以テ辜ニ泣キ網ヲ解クハ叡哲ノ良規ナリ、過ヲ宥シ故ヲ刑スルハ古今ノ通典ナリ、去ル延曆十四年使者ヲ簡差シ、巡察ヲ遣ハスヲ擬スルハ、彼ノ自新ヲ慮リ、未タ遽カニ發遣セス、而シテ法ヲ慢リテ悛メス、慾ヲ縱ママニシテ厭クコト无シ、此ヲシモ原スヘクンハ、孰レカ恕ス可カラサラン、其ノ延曆十五年以還、犯有ルノ國司以下ハ、法ニ依ツテ斷シ、以テ將來ヲ懲スヘシ、(日本後紀)

と宣ひ、頗る嚴重なる吃責を下し給ふた、

又天皇は猶ほ國郡司等が國家の租稅を私し、私利を逞ふするを屢戒め給ふた　卽ち延曆四年七月詔して曰く

夫レ正稅ハ國家ノ資、水旱ノ備ナリ、而ルニ比年、國司苟モ私潤ヲ貪リ、費用各紊ク、官物減耗シ、倉廩實セサルハ、職トシテ之ニ由ル、宜シク今ヨリ已後、嚴ニ禁止ヲ加フヘシ、其國司如シ一人犯用スルアラハ、餘官同坐シ、並ニ見任ヲ解キ、永ク叙用セス、(續日本紀)

と宣ひ又延曆九年十一月詔して曰く

公廨ノ設ハ本ト欠負未納ヲ塡補スルカ爲メナリ、國ノ大小ニ隨フテ、既ニ擧式ヲ立ツ、而シテ今聞ク諸國司等欠物有リト雖モ、猶ホ公廨ヲ得、理須ラク法ニ依リ罪ヲ科シ、沒シテ官物ト爲スヘシ、(續日本紀)

と宣ひ、又延曆十八年六月詔して曰く

前ニ公廨ト正稅トヲ混合スルヲ停止シ、兼テ擧數ヲ減シ、以テ民頃ヲ省ケリ、然ルニ諸國、任中ノ未納ト稱シ、公廨ノ息利ヲ徵シ、百姓弊ヲ受ケ、艱苦實ニ深シ、今ヨリ以後宜シク焉ヲ徵スルヲ停ムヘシ、如シ違フ者アラハ隨フテ卽チ之ヲ科セン(日本後紀)

と宣ひ、何れも國司等が國家の租稅を私し、その私腹を肥すを痛烈に戒め給ふものである。

天皇は更に富家勢家が人民の利を奪ふを戒め給ふた卽ち延曆二十五年正月詔して曰く

承前出擧ノ雜稻ハ半倍ノ利ヲ收ムルヲ法令ノ恒規、不易ノ典トス、延曆十四年率十束ヲ改メ、利其三ヲ收ム、此レ民ヲシテ財用ヲ阜カニシ、俗ヲシテ隆泰ヲ期セント欲スルナリ、聞クナラク、富豪ノ輩競フテ多得ヲ求メ、貧弊ノ家倶ニ贍ラサルニ苦シム、吏或ハ愚闇ニシテ治淸公ニ乖リ、遂ニ百姓ヲシテ罄乏ヲ免レス、倉廩徒ラニ減損ヲ致サシム、弊ヲ革ムルノ途此ニ於テ切ト爲ス、(日本後紀)

と宣ひて、富者勢家等の私利を貪り臣民を苦しむるを戒め給ふた。

天皇は猶ほ僧尼等の國家の厚き保護を受け、宏壯華麗の寺院に住し、美服美味頗る贅澤なる生活をなし、且つ權門勢家に接近して、國家の榮爵を得、朝廷の優遇を受け居るに拘らず、猶ほ私慾私利　謀るもの多きのみならず、屢々法禁を犯し、常人すら敢てせざる犯行をなすに至つた、而して從來の歷代天皇は佛敎信仰の篤き爲め、多くは是を看過し、若くは是を寬恕し給ふた、然るに、桓武天皇は斯の如き僧侶等の行跡が國家に害を貽し、且つ臣民を苦むるもの

であると思惟し給ひ、痛く彼等を戒飭し給ふた、即ち延暦二年六月詔して曰く

京畿定額ノ諸寺、其數限有リ、私自ノ營作ハ先既制ヲ立ツ、比來所司寬縱シ、曾テ糺察セス、如シ年代ヲ經レハ、地寺ナラサルハ無シ、宜シク嚴ニ禁斷ヲ加フヘシ、今ヨリ自後、私ニ道場ヲ立テ、及ヒ田宅薗池ヲ將テ捨施シ、並ニ賣易シテ寺ニ與フルモノハ、主典已上見任ヲ解却セン、自餘ハ蔭贖ヲ論セス、決杖八十、官司知ツテ禁セサル者ハ、亦タ與ニ同罪トス（續日本紀）

と宣ふて恣ままに寺院を建立すること及び寺に土地を寄附し又は賣渡すことを禁じ給ふたのである、詔の中の定額寺とは官より定額の費を給して維持する寺院である、然るに官費によつて衣食する僧侶等が更に私慾を充さんが爲め、漸次に臣民の土地を買收し、若くは喜捨によりて收得し、その利益によつて贅澤をなさんとするものあるにより、是を禁じ給ふたのである、又延暦二年十二月詔して曰く

先ニ禁斷有レトモ未タ懲革セス、而シテ今京内ノ諸寺利潤ヲ貪求シ、宅ヲ以テ質ニ取リ、利ヲ廻シテ本ト爲ス、只綱維法ヲ越フルノミニ非ス、抑モ亦官司阿容ス、何ソ其レ吏タルノ道ナランヤ、輒チ王憲ニ違フ、出塵ノ輩更ニ俗網ニ結フ、宜シク其多歳ヲ經ルト雖モ、一倍ヲ過ス勿レ、如シ犯ス者有ラハ、違勅ノ罪ニ科セン、官人ハ其見任ヲ解キ、財貨ハ官ニ沒セン、（續日本紀）

と宣ふた當時僧侶等がその富裕の餘財を以て金貸業を營み而かも高利を以て臣民に貸し臣民を苦めのたである、而して天皇は斯の如き僧侶等の行爲を痛く戒飭せられたのである、又延暦四年五月詔して曰く

出家ノ人ハ本ト道ヲ行フヲ事トス、今衆僧ヲ見ルニ多ク法旨ニ乖キ、或ハ私カニ檀越ヲ定メ、閭巷ニ出入シ、或ハ佛驗ヲ誣稱シ、愚民ヲ詿誤ス、唯ニ比丘ノ教律ヲ愼マサルノミニ非ス、抑モ是レ所司ノ捉搦ヲ勤メサルナリ、嚴禁ヲ加ヘサレハ、何ソ緇徒ヲ整ヘン、今ヨリ以後如シ此類有ラハ、外國ニ擯出シテ定額寺ニ安置セヨ、（續日本紀）

と宣ふた、當時の僧尼等が佛教の戒律を守らざるのみならずその私腹を肥さんことに熱中したるの狀を知るべきである、その擅越を定めて閭巷に出入するは布施又は喜捨を募る爲めであり佛驗を誣稱して愚民を誤るも亦布施又は喜捨を募る爲めであるからである而して天皇は僧侶の斯の如き行爲を痛く戒め給ふたのである詔の中「出家ノ人ハ本ト道ヲ行フヲ事トス」と喝破せられたる處實に頂門の一針である、又天皇は延暦二十三年正月詔して曰く

頃年諸國ノ緇徒多ク戒行ヲ虧キ、既ニ法教ヲ汚ス、先ニ擯出ニ從ヒ、然モ特ニ弘恕ヲ降シ、厚ク耆宿ヲ優ス、其過ヲ改ムル者有ラハ、本寺ニ住スルヲ聽シ、又智行稱スヘク、人ノ師ト爲ルニ堪フル者ヲ簡ヒ、擢ンテテ講師ニ任シ、釋侶ヲ化導ス、聞クナラク、苟モ講師ヲ忝フシ、或ハ奸濫ヲ事トシ、詐テ過ヲ改ムト稱シテ、未タ妻孥ヲ捨テスト、此レ乃チ僧綱ノ簡擇ヲ失スル所、國司阿容シ意ノ任ニス、教ニ違ヒ法ヲ慢ル斯ニ過クルハ莫シ、宜シク是ノ類有ラハ、一ニ擯却ニ從フヘシ、其僧綱、國司猶ホ悛革セサレハ、情ヲ量リテ科貶セン、（日本後紀）

と宣ひて僧侶の戒律を實行せず法教を汚すもの多きを指摘し給ひ、且つ撰拔して諸國の講師に任じたる僧侶すら濫行を恣にするを戒め給ふたのである、僧綱とは僧正、僧都、律師等僧侶の高位にありて、僧侶取締に任ずるものの稱である。

斯様に桓武天皇はその政治的理想たる臣民愛撫の實行を期せんが爲め、上は廟堂の百官より、下は國郡の小吏に至る迄を戒飭し敎誨し給ふと同時に、當時臣民の害をなしたる富者、勢家並に僧侶等を戒飭し、秋毫も假借し給はなかつた、是れ實に綱紀を肅張し、道義を嚴立し給ふ所以であり、而かも臣民の害をなしたる富者、勢家並に僧侶等を戒飭し、秋毫も假借し給はなかつた、是れ實に綱紀を肅張し、道義を嚴立し給ふ所以であり、而かも臣民の上にありて、千古に卓絶したる聖天子にてあらせられたることを證する實行せられたるは、桓武天皇が時代を超越したる明君英主であり、ものである。

蓋し中大兄皇子が蘇我蝦夷入鹿を誅し、大化の新政を斷行し、臣民を天皇に直屬して一君萬民の政治を行ひ給ひてより、約百五十年、秩序定まり、法制備はりたるも、歳月の經過と共に、權臣勢家僧侶等が天皇と臣民との中間に塞がり、各私利を逞ふ

し、私慾を貪り、臣民を虐げ臣民を苦ましむるに至りたるは、時勢の推移上自然に生ずるの現象であるが、桓武天皇は是の形勢を觀破し給ひ、是等の中間梗塞の權臣勢家僧侶等を痛く抑制し、再び臣民をして天皇に直接せしめ、一君萬民たる我國本來の政治の理想に復歸せんと欲し給ひたるものである、而して中大兄皇子は是の理想實現の爲め主として法制の確立に據らんとし給ひたるに反し、桓武天皇は自ら宰相となり、公卿となり、權臣を排して、政治を親らし、徹底せる見識を以て、時勢を觀破し、同じき理想實現の爲め、督勵と嚴責とにより主として實行に努力し給ひたるものである。

是を要するに、桓武天皇は嘗に偉大なる國家觀を以て國都の建設、國土の擴張を行ひ給ひたるのみならず、その政治的理想たる臣民を天皇に直接する一君萬民の政治を實現せんと欲し給ふたのである。

第五章　個人の政治思想

第一節　和氣清麿の政治思想

前時代に於ける皇極天皇の御宇に於て、蘇我蝦夷入鹿等が至大なる勢力を得て皇室を僭し、皇親を戮したる際に於て、一君萬民の思想に燃へて是を誅したるは中大兄皇子及び中臣鎌足等であつたが、是の時代に於ても稱德天皇の御宇に於て、天位を窺竊したる僧道鏡に對し、一君萬民の思想を固持し、惡僧に一擊を加へて其の陰謀を粉碎したる和氣清麿があつた。

和氣清麿の事蹟は頗る簡單であるが、然しながら、是れ我國體に關しては絶大なる功績であつた、始め僧道鏡の稱德天皇の寵遇を受くるや、漸次にその勢力を宮園の中に擴大し、その政敵藤原仲麿を斃し、仲麿の女を皇后となし給ひたる淳仁天皇を廢して淡路に配流し、更に皇室の懿親、船親王、池田親王に逆名を附して是を貶し、而して、自己の一族たる弓削牛養、弓削秋賡、弓削廣方、弓削薩摩等を匹夫より擢用して之に顯官を授け、新に內竪省を設け、弓削淨人を其の卿となし、大納言となし、

更に武庫を司らしめ、遂に和氣王の人望あるを見て、辭を設けて是を弑し、王の黨與粟田道麿、大津大浦、石川長手等を殺し、斯くして、自己の勢力を張ると共に、反對黨のものを一掃し、遂に大臣禪師となり、更に太政大臣禪師となり、進んで法王の位に卽きて、その待遇を供御に准じ、西宮に宮殿を作り、百官をして跪拜せしめ、而して、自ら僧侶政府を作爲し、僧圓興に法臣の位を授けて大臣に擬し、僧基眞に法參議の位を授けて公卿に擬し、高麗の福信に法王宮大夫の位を授けて皇宮大夫に擬し、斯くして、滿朝の士大夫は總て道鏡の鼻息を窺ひ、歷代の重臣吉備眞備すら道鏡の法王宮に跪拜するに至つた。

是に於てか、神護景雲三年宇佐八幡宮の禰宜、阿倉麻呂なるもの、僧鏡に媚び八幡神の神託なりと僞りて曰く、「道鏡ヲシテ皇位ニ卽カシメハ天下泰平ナラン」と、道鏡之を聞き大に喜び、且つ自負す、是に於て、稱德天皇は和氣清麿を召し、勅して曰く、「昨夜夢ミルニ八幡ノ神使來リテ云フ、大神事ヲ奏セシメンカ爲メニ、尼法均ヲ請ヒタモウ、宜シク汝清麿相代テ往テ彼ノ神命ヲ聽ケヨ」と、發するに臨み道鏡清麿に語りて曰く、「大神ノ使ヲ請フ所以ハ、蓋シ我ノ卽位ノ事ヲ告ケンカ爲メナリ」と且つ慕るに重き官爵を以てす、清麿行いて神宮に詣で神教を承け奏して曰く、

我カ國家開闢ヨリ以來、君臣定レリ矣、臣ヲ以テ君タラシムルコト未タ之レ有ラサルナリ、天ツ日嗣ハ必ス皇緒ヲ立テヨ無道ノ人ハ宜シク早ク掃ヒ除クヘシ、(續日本紀)

と道鏡是を聞き大に怒り、清麿の本官を解き、因幡の員外の介と爲し、更に名を除きて大隅に流し、その姉法均を備後に流した。

清麿の奏言は頗る簡單であるが、事件は至大である、皇位の問題であるからである、而して、當時の大臣を始めとし文武百官が僧道鏡に阿附諂諛しつつある際に於て、自己一身の利害を顧みず、毅然として神託を傳へたる點に於て、清麿の無二の忠誠を見るのである、その「臣を以て君たること未だ之あらざるなり」の一語は、正に我國の傳統たる一君萬民の思想であり、同時に皇統一系の思想であつて、是を表現せるに外ならぬ。

期の如くして、妖僧道鏡の逆心により皇位を奪はんとした危機が、救脱し得られたのであり、而して是の清麿の一語により て皇位が絶對不動のものとなり、其後梟雄賴朝を以てしても、遂に皇位を覗窺し能はなかつたのは實 に是が爲めであつたのである、是の意味に於て、清麿の思想が我國に於て、絶大なる價値を有することを特筆するのである。

第五編　禱治思想の時代

第一章　時代及び政治思想概觀

禱治思想の時代とは、前時代の後を承けて儒學の德治思想は漸く形式に流れ、唯だ先例舊慣を墨守したるに反し、佛教より由來せる禱治思想は、益發達し高調し、神佛共に祈禱の對象となり、一切の政治が奉幣祈禱によりて行はれたる時代であると同時に、天皇は概ね幼沖にてあらせられ、其始に於ては藤原氏政治の全權を掌握して、攝政關白として天皇の政治を攝行し、其終に於ては、上皇法皇が政治を院中に於て行ひ給ひ、爲めに天皇と上皇との二中心を生じ、而かも上皇が政治の實權を掌握し給ひたる時代であつた、斯樣なる攝關時代と院政時代とは、その政權の中心を異にしたるも、是を政治思想より見れば全く同一であつて、何れも主として禱治思想によりて、政治が行はれたるものである、而して是の時代は明瞭に區劃し能はざるも、概ね清和天皇陽成天皇の頃より、高倉天皇安德天皇の頃までである。

前時代に於ては天皇は政を親らし給ひ、且つ高調せる德治思想と禱治思想とによりて、政治が行はれたるに依り、その政治は至仁至慈なる道德政治を現出し、臣民は至幸の生活を遂げ得たのであつたが、是の時代に於ては、神治思想と德治思想とは形式化し、法治思想も亦た衰退し、禱治思想のみ獨り高調せられ、政務を司れる朝廷は、恰かも讀經祈禱をなす法王廳の觀を呈するに至り、而かも實際政治は漸次に衰微して權力を缺き、世は漸く無警察狀態に變化するに至つた。

卽ち前時代に於て高調せられたる德治思想は、漸く固定して形式化し、唯だ先例を重んじ、舊慣を守るの保守思想に變じ、朝

廷の政務は全く儀式を司るものとなり、而して是の保守思想の爲め、時代に於て必要なる改革を斷行するを得ず、唯だ倫安姑息その日を送るのみであつた、而して德治思想の一部たる、象徵思想就中各徵思想は寧ろ高調せられ、天變地異風水疫疾毎に年號を改むるの風を生じ、頻々たる改元が行はれ、甚しきば改元後一年にして、更に改元を行ふに至り、而して瑞祥の出現は反つて是を郤けて瑞徵となさす、十九年毎に來る朔旦の冬至を以て嘉祥となすの思想を生じた。

又前時代に於ては、律令格式等大に整備し、法治思想の發達を見たが、是の時代に於ては、主として是の律令格式を遵守墨守したるのみであり、且つ是等の法令を勵行しなかつた爲め、漸次に是等の法令も亦た死物と變化し、爲めに盜賊、海賊等横行し放火流行し、頻々たる皇宮の火災を惹起し、且つ租稅は公卿及び國司等の押領する所となり、朝廷の府庫空しく、遂に官吏の俸祿を減少せざるべからざるに至り、朝廷衰微の主因をなした。

是に反し、前時代に於て發達したる佛教思想は益々高調せられ、爲めに神佛共に祈禱の對象となり、天變地異風水疫疾は勿論人爲を以て所謂讓り給ひしのみならず、祈禱を以て政治の主眼となし、爲めに朝廷は奉幣使發遣と讀經祈禱とに忙殺せられ、政務を處理すべき大極殿紫宸殿等は、單なる讀經の伽藍と類を同ふするに至つた、而して禱治思想の高調せらるると共に、其の一部たる放生思想も亦高調せられ、天皇、太上天皇、皇后等の病患に際しては罪因を赦免し、是の功德によりて延命治癒を得んとしたる爲め、大赦の令は最も頻繁に發せられ、從つて刑罰を長るるものなきに至り、不逞の徒を制止する能はざるに至つた。

唯だこの時代に於て、前時代と毫も變化しなかつたものは、天皇の敬神思想であつた、天皇が一方に於て、最も篤く佛教を信仰し給ひたると同時に、他方に於て最も深く祖神を崇敬し給ひ、あらゆる變災の責を己に歸して神に謝し神を懼れ、自らを愼み給ふた、而して神に對する祭祀を重んじ、是を缺き給ふことなかつた。

又是の時代に於て、天皇は臣民に對しては、常にその父母を以て任し、臣民を嬰兒として是を慈み給ひ、當時府庫漸く缺乏したるに拘はらず、變災疫疾等の際、是を賑恤救療し給ひ、その愛民の思想は、毫も減退しなかつたことを見る。

又是の時代に於ては蝦夷既に平らぎ、亦遣唐使の發遣停止により唐との交通もなく、對外關係殆んど絶へたる爲め、天皇の國家思想を表現すべき機會がなかつたのである。

是の時代に於て天皇の政治を輔弼し、若くは攝行したる藤原氏は、他にその競爭者なきと天皇の幼冲なるとに乘じて專恣專横を極め、一門の顯榮を保ち、榮華を誇るのみでありその爲す所は全く利己心に滿ち、且つ時代思想たる形式尊重と先例墨守の思想に支配せられ、政治上の惡弊累積せるに拘はらず、斷然たる改革をなす能はず、姑息偸安と歌舞管絃とに其の日を送りたる爲め、世道人心頽廢し、源平の爭亂を經て、政權遂に武門に歸するに至つた。

第二章　歷代天皇の政治思想

第一節　政治の實情

前時代に於ては天皇は政治を親らし給ひ、左右大臣の如きも、唯だ天皇の政治を輔弼するに止まつた、聖武天皇、孝謙天皇、光仁天皇、桓武天皇の如き然りであつた、殊に桓武天皇の如きは自ら萬機を親裁し給ひ、藤原百川、同良繼等ありしと雖も、唯た天皇の勅を奉じ、唯々として犬馬の勞に服したるに過ぎなかつた、平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇、仁明天皇、文德天皇の朝に、藤原緒嗣、同冬嗣等ありたるも、未だその政權を專らにするを得ず、政治は概ね天皇の親裁によりて行はれたのであつた。

然るに是の時代に於ては、光孝天皇、宇多天皇、醍醐天皇、後三條天皇等は壯年期であらせられたが、其他の天皇は別表に示

す如く概ね幼冲であり、且つ皇后又は中宮たる藤原氏の所生であつたから、政權は全く藤原氏の手に掌握せられ、殊に文德天皇の時、藤原良房太政大臣となり、天皇崩じて清和天皇齡九歲を以て卽位し給ふに及び、良房は攝政となり天皇の外戚を以て政治を攝行して以來、基經、時平、忠平、實賴、伊尹、兼通、賴忠、兼家、道隆、道兼、道長、賴通、敎通等相繼いで攝政又は關白となり、後三條天皇の時に至るまで政權を壟斷し、專恣專橫至らざるなく、是の間橘氏、菅原氏等藤原氏に拮抗したるものもあつたが、何れも藤原氏の陰謀奸策によりて失脚し、遂に藤原氏にして太政大臣左右大臣なる三公の位を一時に占めたるが如き、專恣を敢てし、藤原氏にあらざれば人にあらざる如き觀を呈した。

斯樣なる形勢を憤り給ひたる後三條天皇は、藤原氏の專權を抑制し、天皇の大權を恢復せんとして努力し給ひたるも、在位僅かに四年にして崩御し給ひ、その志を果すを得ざりしも、その後を嗣ぎ給ひたる白河天皇は後三條天皇の志を繼ぎ、位を堀河天皇に讓り給ひ、親ら天皇の後見として政治を院中に行ひ給ひしより以來、鳥羽上皇、後白河上皇相繼ひで院政を行ひ給ひしより、天皇と攝關とは單にその位を保つのみであつて、政治の實權は全く上皇（後ニ佛ニ歸依シ法皇ト稱シ給フ）の上に在つた、斯くして詔勅の外に院宣なるものを生じ、院宣は實は政治の實際を施行するものとなつた。

斯樣なる院政時代の末期に於て、後白河上皇の寵遇を得て大政大臣となり、その一門を顯榮の地に置きたるものは、武臣平清盛であつたが、彼は狂暴を逞ふし、政治を私し、專橫至らざるなきに至り、後白河上皇の是を惡み給ふや、遂に上皇を幽閉し奉り、その女孫安德天皇を卽位せしむる等專橫至らざるなく、特に平治の亂以後、平氏は源氏を抑壓し、虐遇したる爲め却て源氏をして奮起せしめ、源平兩氏の爭覇戰となり、政權遂に武門に歸するに至つた。

斯樣なる政權の推移の間、藤原氏は單にその家門の榮達と、政權の掌握とに全力を傾注し、當時既に生じたる政治上の惡弊を改め、社會の窮迫を救はんとするものなく、改革を斷行するの勇氣なく、國利民福を思ふの熱情なく、單に舊慣故例を墨守し、政治の實際に要なき學問文章に耽り、詩歌管絃を弄び、表面上の泰平を謳歌し、政治上に於ては奉幣と祈禱とを頻繁ならしむ

るのみであつた。

而して藤原氏の專權を抑制して、院政を行ひ給ひたる上皇、法皇及びその周圍のものも亦た、一方に於ては政權の爭奪に沒頭し、他方に於ては佛敎の敎理に沈溺し、地方政治の廢頹、山賊、海賊等の橫行、惡僧、俗侶等の跋扈を抑制すること能はずして、堂塔伽藍の建立と讀經祈禱に專念するのみであつた、而して平氏の如きは單にその武力を以て專橫專恣を擅にしたるのみであつて、是れ亦た國家を救治せんと欲するものではなかつた。

中央政治は斯樣なる勢情であつたが故に、地方政治は漸く弛緩し廢頹し、大化の新政によりて斷行せられたる臣民の天皇直屬主義、土地の國有主義は漸次に棄却せられ、班田收授の法はその名を存するも恰んど是を實行することなく、大化新政以來人口は增加したるも、土地を有せざる民多く、新に開墾せられたる墾田は、多くは公卿社寺の有に歸し、大化新政の際定めたる官吏の俸給を、國庫より支辨するの制を廢して、淸和天皇の頃より漸次に官吏に田園を與ふることとなりたる爲め、各種の田園を生じ、皇室の有する勅旨田、神社の有する神田、佛寺の有する寺田、布薩戒田、放生田、官吏豪族の有する公廨田、射田、健兒田、諸衛田、馬寮田、勸學田、位田、職田、采女田等田園の名稱すら擧げて數ふべからざるに至り、土地國有の制は事實上破ぶれ、郡縣の制はその名ありてその實なく、公卿、社寺の有する土地は至る處に存在して小封建の形勢をなし、地方政治に於ける主腦者たる國司の支配する領域內に於て、公卿社寺の私領たる莊園點々として存在し、而かも是の莊園に於ては、各代官を派して是を治めたるが爲め、國司の權威及ぶ能はずして、地方政治は全く二重政治となり、而して莊園の增加するに從ひ、國司の治むる領域は益縮少して、遂に國司は有名無實となり、且つ國司にして京師を離れて地方に出づるを好まざるもの多く、爲めに介、緣、目等次者未輩の施政に委せたる爲め、地方政治も亦た頗る荒廢し、就中國司の權威失墜と地方軍團の廢絕との爲めに、漸く警察力を失ひ、遂に强盜、山賊、海賊等橫行して臣民塗炭に苦しみ、加之、豪族神官僧侶の奢靡驕傲の爲め、租稅の誅求苛斂により、臣民は納稅の負擔に苦しみ、且つ租稅の大部を國司及び代官等が掠め取りたると公卿社寺の莊園

增加との爲め、國庫の收入は益々減少し、國費を支ふる能はざるに至り、遂に天皇の服御常膳をすら節せざるべからざるに至つた、斯の如くして地方政治は漸く荒廢し弛緩したが、而かも中央政府に於て是を嚴勵鞭撻することなく、中央政府の官人も亦た政權爭奪と奉幣、祈禱、讀經等に浚頭したる爲め、遂に全く救ふ能はざるに至り、政權は地方の豪族たる源平二氏に移り、武門政治を生するに至つたのである。

天皇在位年齡表

天皇諡號	卽位時年齡	退位時年齡	在位年數	崩御時年齡	在院年數	備考
陽成天皇	九歲	一七歲	八年	八一歲	六四年	讓位ナシ
光孝天皇	五五歲	五八歲	三年	五八歲	—	法皇
宇多天皇	二一歲	三四年	一〇年	六五歲	六五歲	讓位ナシ
醍醐天皇	一三歲	四六歲	三三年	四六歲	—	法皇
朱雀天皇	八歲	二四歲	一六年	三〇歲	六年	讓位ナシ
村上天皇	二一歲	四二歲	二一年	四二歲	—	法皇
令泉天皇	一八歲	二〇歲	二年	六二歲	四二年	法皇
圓融天皇	一一歲	二六歲	一五年	三三歲	七年	法皇
花山天皇	一七歲	一九歲	二年	四一歲	二二年	法皇
一條天皇	七歲	三二歲	二五年	三二歲	—	讓位ナシ
三條天皇	三六歲	四二歲	五年	四二歲	一年	
後一條天皇	九歲	二九歲	二〇年	二九歲	—	讓位ナシ

後朱雀天皇	二八歲	三七歲	九年	三七歲	—	讓位ナシ
後冷泉天皇	二一歲	四四歲	二三年	四四歲	—	讓位ナシ
後三條天皇	三五歲	三九歲	四年	四〇歲	一年	
白河天皇	二〇歲	三四歲	一四年	七七歲	四三年	院政
堀河天皇	八歲	二九歲	二一年	二九歲	—	讓位ナシ
鳥羽天皇	五歲	二一歲	一六年	五四歲	三三年	院政
崇德天皇	五歲	二三歲	一八年	四六歲	二三年	配所
近衛天皇	三歲	一七歲	一四年	一七歲	—	讓位ナシ
後白河天皇	二九歲	三二歲	三年	六六歲	三四年	院政
二條天皇	一六歲	二三歲	七年	二三歲	—	讓位ナシ
六條天皇	二歲	五歲	三年	一三歲	八年	
高倉天皇	八歲	二〇歲	一二年	二一歲	一年	
安德天皇	三歲	八歲	五年	八歲	—	

左に是の時代に於ける歷代天皇の禱治思想、德治思想、神治思想、法治思想等を詳說せむ。

第二節　禱治思想の高調

其一　禱治本思想

前時代に於ては、佛教による禱治思想が大に發達し、祈禱政治が大に行はれたが、然しながら猶ほ德治思想も亦た高調せられ、

政治は有爲に行はれ、且つ天皇の權威赫々たるものあつたが、是の時代に於ては、德治思想は單なる形式として存在し、先例舊慣を墨守し、法治思想は寧ろ衰頽して、律令格式も亦た法文として存在するのみであつて、殆んど是を勵行することなく、唯だ禱治思想のみが大に高調せられ、政治の全局に於て獨歩の位置を占め、神と佛とは全く同一意義となり、祈禱の對象となり、晉に天變地異疫癘飢饉等人力を以て如何ともすべからざるものに對し、祈禱祈願するのみならず、政治的權威を發動して處置し得べき裁判、爭鬪、騷擾、反亂等に至るまで、總て是を讀經祈禱によつて處置せんとするの風を生し、寧ろ祈禱の濫用となつた、如之、斯の如き祈禱に專念する結果として、些細なる事項にも至る所の神社佛閣に奉幣し讀經し、是が爲め朝廷に於ける政務の大部分は、神社に對する奉幣使の發遣、幣帛の調達、大極殿、紫宸殿等に於ける讀經僧侶の召集、布施の分配等であつて、朝廷は正に法王廳の如き觀を呈するに至つた、是れ實に禱治思想が政治の全部を占めたる結果である。

卽ち是の時代に於ける歷代天皇は、佛教を以て國家鎭護、利民厚生の教であると確信せられた、これは既に前時代に於ける僧侶等が唱へたる說を信じ給ふたによるものである、卽ち光孝天皇仁和元年閏三月下し給ひたる勅に曰く

每年正月大極殿ノ齋講ハ是レ先聖ノ始メテ修スル所ナリ、德厚ク民ヲ利ス、大會ノ法座ヲ設ケ、慮深ク國ヲ護ル、最勝ノ經王ヲ演ジ、才名萃ヲ拔キ、智德群ヲ出タルヲ屈シテ講師ト爲ス、其來ルコト尙シ矣　（三代實錄）

と宣ふは、卽ち佛教を國家鎭護、利民厚生の教と信じ給ひたるを表現するものである、又同天皇が仁和元年四月に於て行ひ給ふたる仁王會の呪願文の中に曰く

至心敎主牟尼ニ敬禮シ、稽首シテ歸依ス、仁王、般若、三摩ノ地寂カニ千華ノ臺飛ビ、大光明ヲ放チ、殊勝ノ樂ヲ奏ス、其ノ言誠セズ、所說甚ダ深シ、國ノ爲メ身ノ爲メ、應ニ解スベク應ニ入ルベシ、仁和歲ヲ獻ツリ、龍旂蒙ニ集マレリ、曆數躬ニ在リ、鴻基聖運シ朱明孟夏、時ナル哉此ノ時、黑月庚辰、吉ノ又吉、人民ヲ愍ムガ故ニ、國土ヲ安ンズルガ故ニ、三寶惟レ崇ヒ萬機暫ク息ム　（三代實錄）

と宣ふもの亦佛教を以て國土を安泰ならしめ、臣民を愛憐するの教であると信じ給ひたることを表現するものである。

又朱雀天皇が平將門藤原純友の亂平定の後、天慶三年二月に於ける臨時仁王會の呪願文に曰く

爰ニ將軍ニ命ジ、其ノ征伐ヲ議ス、毅城石動キ、常山蛇驚ク、附屬寄深シ、誰カ力ヲ假ル可キ、受持ノ志切ナリ、其ノ威ヲ懵ムコト莫レ、青陽ノ六旬、墨月ノ七日、近クハ綾綺殿、遠クハ羅城門、驗佛堂ノ前、名神社ノ下、百講座ヲ排キ、二軸時ヲ分チ、誠一心ヲ抽ンデ、助ヲ五力ニ求ム、法ニ准シテ守護セヨ、說ノ如ク修行ス、東方ノ菩薩ハ金剛ノ杵ヲ持シ、青色ノ光ヲ放チ、來ツテ我國ヲ護レヨ、南方ノ菩薩ハ金剛ノ索ヲ持シ、白色ノ光ヲ放チ、來ツテ我國ヲ護レヨ、西方ノ菩薩ハ金剛ノ劍ヲ持シ、金色ノ光ヲ放チ、來ツテ我ガ國ヲ護レヨ、北方ノ菩薩ハ金剛ノ鈴ヲ持シ、瑠璃ノ光ヲ放チ、來ツテ我國ヲ護レヨ、中央ノ菩薩ハ金剛ノ輪ヲ持チ、五色ノ光ヲ放チ、來ツテ我國ヲ護レヨ、開題ノ初、首ヲ授ケテ禍ヲ悔イ、結願未ダ畢ラザルニ、手ヲ束ネテ降ヲ請ヒ、須臾ニ奔亡シテ、風ヲ逐フノ鋒ニ同ジク、刹那ニ殄滅シテ、日ニ向フ氷ニ類ス、戎旅長ク停ミ、兵ヲ武庫ニ藏メ、風塵自ラ靜ナリ　（本期世紀）

と宣ふ意は叛亂起りしにより、東西南北の菩薩に國家鎭護を祈願したるに、祈禱未だ終らざるに忽ち討平するを得たりと宣ふのであつて、是れ亦た佛教が國家を鎭護するものであるとの思想である。

其二　神佛同視思想

斯樣に是の時代に於ける歷代天皇は、佛の功德により國家の安寧と臣民の福祉とを希ひ給ひ、讀經及び祈禱を以て是に對し給ふたが、神佛習合說により神を佛と同一視し、神に對する祈願祈禱により、天變地異風水疫疾等を未然に攘除せんとし給ひ、以て國家の平安と臣民の福祉とを希ひ給ふたのである。

然しながら斯樣なる祈禱政治の結果として、天變地異等人力の及ばざる所は勿論、兵亂、爭鬪、刑罰等人力の及ぶ範圍までも、悉は神佛の祈禱によらんとする傾向を生じ、行政上の方策を施さず、若くは是を第二として只管ら神佛に祈願するに至つた。

卽ち朱雀天皇天慶年間に平將門藤原純友の反亂ありし際、天皇が天慶四年八月石清水八幡宮に奉幣し給ひし時の宣命に曰く

天皇ガ詔旨ト掛マクモ、長キ石清水ニ御坐ス、八幡大菩薩ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申シ給ヘト申サク、去ル天慶二年季冬ヨリ東西ノ國ニ兇賊群レ起リテ奸謀端多ク、萬民聊無ク四方騷擾ス、此ノ如キ賊亂ハ國家ノ大災ナリ、掛マクモ長キ大菩薩ノ廣キ助厚キ惠ニ依リテナム、掃除スベキ物ナリト所念行シテ件ノ賊ヲ討滅セシメ賜ハラバ、神寶ヲ造リ飭リ、歌舞ヲ調ヘ奉ラント祈リ申サシメ給ヒキ、然ルモ驗ルク、東山ノ賊首ハ去年斬リ戮ヘラレ、南海ノ魁師ハ今夏梟ニ懸ケラレタリ、是レ只ダ掛マクモ長キ大菩薩ノ恤ミ賜ヘルナリトナン、長ミ喜ビ賜フ御祈ヲモ果シ奉リ賜ハントスルニ、神寶ノ金銀練久シク、彫練巧妙ニ造飭ノ間其ノ程迥カリキ、仍リテ且ツ從四位下行左中辨兼內藏頭源朝臣相職ヲ差シ使ハシテ、禮代ノ御幣ヲ捧持セシメテ出シ奉リ賜フ、掛マクモ長キ大菩薩此狀ヲ平ケク聞シ食シテ、彌益ニ國家平安ニ人民快樂ニ助ケ恤ミ賜ヘ、又西國凶賊ノ次將藤原文元、佐伯是本等討滅ノ日、類ヲ率ヒテ遁レ脫シテ未ダ誅戮ニ就カズ、狼心變シ難ク蠭毒消ヘズ、近日又潛カニ伊豫ノ國ニ入リテ海道ノ郡ニ害ヲ致スト聞シ食ス事在リ、大菩薩早ク神兵ヲ下シ、孽遺無ク殺戮セシメ賜ヒテ、干戈永ク藏マリ、陸海驚キ無ク天皇ノ朝廷ヲ寶位動キ無ク、常磐堅磐ニ夜ノ守リ、日ノ守リニ護リ幸ヘ賜ヘト恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス（本朝世紀）

と宣ふは天皇が將門純友等の賊徒討滅に關し、如何に神に依賴せられたるかを窺ふに足るのである。

又堀河天皇が寬治四年十二月石清水八幡宮に奉幣し給ひし時の宣命に曰く

天皇ガ詔旨ト掛マクモ、長キ八幡大菩薩ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申給ハクト申サク、往古以來聖武天皇ノ御宇ノ時ニ當リ、宮ニ奉供セシメ給ヒシ黃金ハ、香鑪宮ニ入レテ累代ノ御寶トシテ傳ヘ來レルコト尙シ矣、而ルニ先年ノ比ヨリ紛失セル由ヲ訴ヘ申ス事數年ニ及ブト雖モ、宮司ハ紛失セザル旨ヲ陳ヘ申セリ、遼隔ノ間ニ直僞決シ難クシテ、居諸推シ移リテ延テ今日ニ及ビタリ、遲引ノ至リ寤寐ニ思シ食シ、懼レ長ミ御坐ハスコト限リナシ、玆ニ因リテ件ノ黃金ノ新舊ノ虛實ヲ檢知セシメント所念行メシテナム、故レ是ヲ以テ吉日良辰ヲ擇ヒ定メテ、錦蓋、弓箭、鉾梓、御裝束、玉佩、御鏡等ノ種々ノ神寶ヲ潔ク妙

ニ調裝シテ禮代ノ大幣ヲ金銀ニ造リ飭リテ副ヘ捧ゲシメテ、從四位上行美作守藤原朝臣行家ヲ差シ使ハシテ出シ奉リ給フ、大神此狀ヲ安ラケク聞シ食シテ、黃金ノ沙汰ノ間監臨ノ輩定メ辨決シ難キヲ、殊ニ冥鑒ヲ垂レ給ヒ必ズ神德ヲ施コシ給フテ、情成ノ甚ダシキ玄應潛通シテ、天皇ノ朝廷ヲ寶位動キ無ク、常磐堅磐ニ夜ノ守日ノ守ニ護リ、幸ヘ奉リ給ヒテ一天無爲四海有截ニ護リ恤ミ給ヘト恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス（石清水文書）

と宣ふて居る是の宣命は、宇佐宮に於て紛失したると稱し、或は紛失せずと稱する黃金に就ての辨別の判決を神に求むるものである、斯の如き事は當時司直の職にあるものの行ふべき事でありながら、猶ほ是の判決を神に依賴するのであつて、當時の政治が如何に祈禱に偏したるやを知り得るのである。

又鳥羽天皇が天永四年四月、石清水八幡宮に奉告し給ひし時の宣命に曰く

天皇ガ詔旨ト掛マクモ、長キ石清水ニ御坐セル八幡大菩薩ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申シ給ハクト申サク、誤リテ庸昧ヲ以テ濫ニ皇圖ヲ受ケタリ、日愼ノ裏ニ年序漸ク移リタリ、爰頃以來、神人濫惡ヲ先ト爲シ、緇侶貪婪ヲ本ト爲シテ或ハ公私ノ田地ヲ押領シ、或ハ上下ノ財物ヲ掠メ取ル京畿ヲ論セズ、邊陲ヲ嫌ハズ、黨ヲ結ビ群ヲ成シテ城ヲ墳メ郭ヲ溢ル、啻ニ人民ヲ滅亡スルノミニ非ズ、兼テハ同侶同伴モ鎭ニ合戰ヲ成ス、學ヲ拋チテ刀兵ヲ橫タヘ、方袍ヲ脫シテ甲冑ヲ被リタリ、梵宇ヲ燒失シ房舍ヲ破斫ス、弓箭ヲ携ヘテ左右ノ友トシ、矢石ヲ以テ朝夕ノ翫トス、霞ヲ凌フノ窓、是ガ爲メニ戰場ニ變ジ、雲ニ臥スルノ栖其ニ因リテ軍陳トナリタリ、宰吏明カニ知レドモ、禁制ニ力ナク、憲臺近ク見レドモ糺彈ニ憚有リ、遂ニ王法ヲ忘レテ已ニ律義ヲ破ル、譬ヘハ、獅子ノ身中ノ虫ノ自ラ獅子ヲ食ム如シ、法ニ任セテ科斷ヲ欲スレバ神慮測リ難シ、憚リト成シテ默止スレバ釋敎滅ビントス、夫レ神明ハ朝廷ヲ保護シ、敎行ヲ鎭守シ給フヲ垂跡ノ本誓ト爲スニ、中ニ就テ、我ガ朝ハ神道基ヲ祈ケル國、釋敎跡ヲ留メタル地ナリ、神威ハ皇威ニ依リテ威ヲ施コシ、神明ハ皇明ニ引カレテ明ヲ增ス、神自ラ貴カラズ、人ニ依リテ貴シ、敎自ラ弘マラズ人ニヨリテ弘マル、神人ノ濫行ヲ見テハ萬人齒ヲ切リ、衆徒ノ威勢ヲ聞キテハ四海唇ヲ反ス、

內教ノ凌遲スルコト職トシテ此ニ由ルナリ、以テ歎キ思シ食ス處ニ近日神人浮倡トモ訴ヲ致セシニ、度度ノ制符ヲ背キテ猥リニ神輿ヲ昇キテ公家ヲ驚カシ奉ル、是レ朝威ヲ忽諸ニスルノミカハ、還リテ神慮ヲ憚ラザルナリ、今ヨリ以後ハ祭祠ノ式日ノ外ニハ神輿ヲ動シ奉ル可カラズ、又神鏡ヲ出シ奉ルヲ得ズ、是ノ旨ニ由ラズシテ、非常ノ鞏有リテ縱ヒ動カシ奉ルト雖モ、神ハ非禮ヲ享ケザレバ驚キ動キ給フコト無クシテ、影嚮勿カラシムレバ、國家モ其由ヲ存ズベキナリ、若シ禦制ノ旨ニ從ハザラン輩ハ、繩素ト謂ハズ、仁祠靈社等ノ司ヲ法ニ任セテ罪科ヲ行ヒ給フ可キナリ、方今興福、延曆等ノ兩所ト宜ふ宣命を見るとき、當時如何に神官僧侶等が專恣であり、濫行暴爲をなしたるかを知ると同時に、當時如何に警察力が薄弱であり、官憲の統制力が微弱であつたかを知るのであるが、斯の如き神官僧侶等の亂行を制止することが政治上の重大要務であるに拘はらず、是を神佛に祈禱して制止せんとすることは、亦た祈禱を以て實際政治に處せんとしたる結果である。

又近衛天皇が久安三年七月祇園社奉幣の宣命に曰く

天皇ガ詔旨ト掛マクモ、長キ祇園天神ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申賜ハクト申サク、今年六月十五日ノ夜、中務大輔平朝臣清盛私ノ宿願ヲ果ザンガ爲メニ、田樂ヲ調立テ、社頭ニ參詣セシムルノ間ニ、不慮ノ外ニ鬪爭出來セリ、此由ヲ聞シ食シ、驚キテ清盛ガ下手七人ヲ召取畢リテ、其後彼此ガ實否ヲ尋ネ搜リテ罪科ヲ行ハント欲スルノ間ニ、同二十八日ニ延曆寺ノ衆徒等

西坂本邊ニ下降シテ奏狀ヲ上リテ鬱ク、清盛ガ所從等ノ中鬪亂忽チ起リテ、感神院ノ所司並ニ神民等及傷ヲ被ルノ上ニ舞扱東ヲ轝損シ、社壇邊ニ亂入ノ由ヲ訴ヘ申スノ時ニ、仰セテ云フ、事ノ理非ヲ以テ沙汰致スベシト、但シ日吉社並ニ當社ノ神輿ヲ昇キ出シ奉ルコト非常ノ計、禁遏スルコト能ハズナリ、惡僧ノ造意ヨリ出ヅト雖モ、猶ホ眇身ノ哀襟ヲ勵カス、仍リテ閏三十日ニ官使等ヲ遣ハシテ、社家ヲ實撿セシ處ニ申ス旨、或ハ實正ノ事有リ或ハ不審ノ事有リ、神慮測リ難クシテ愚心決シ難シ、然ル間ニ今月五日ニ檢非違使等ニ仰セテ清盛ガ遣ハス所ノ犯人ヲ拷問セシメシ處ニ各申シテ云フ、田樂ノ後卷ヲ爲スニ依リテ鳥居邊ニ祇侯スルニ、社內ヨリ鬪諍出來セリ、事ノ根元ヲ知ラズシテ箭ヲ放ツノ間、及傷ノ事不意ニ有リケリ、清盛ヲ當ヲ帶ビテ社頭ニ向フ事ハ深ク以テ各爭ヒ申ス所ナリ、是等ノ趣ヲ以テ法家ニ下シテ清盛所當ノ罪狀ヲ勘申セシメシ處、贖銅三十斤ヲ徵スベキノ由、彼ノ勘狀ニ隨フテ仰セ下ス所ナリ、抑モ賞爵二柄ハ一人ノ掌ル所ナリ緩急ノ間朝憲ニ存スト雖モ、冥鑑知リ難クシテ。叡念疑ヲ持スルコト日夕ニ深シ、故ヲ以テ吉日良辰ヲ擇ビ定メテ、從四位上右近衛少將源朝臣成雅ヲ差シ使ハシテ禮代ノ御幣ヲ捧持セシメテ出シ奉リ給フ、天神此狀ヲ平ラケク安ラケク聞シ食シテ、無爲無事ニ綸有ラシメテ、天皇ノ朝廷ヲ實位動キ無ク、常磐堅磐ニ夜ノ守日ノ守ニ護リ幸ヒ奉リ賜ヒ、天下泰平ニ寰中安穩ニ護リ恤ミ給ヘト恐ミ恐ミモ申賜ハクト申ス（本朝世紀）

と宣ふ所によれば、司直の職に當るものが鬪爭の是非曲直の判決を下さずして、是を天皇に告げ奉り、天皇亦是が判斷に苦み疑懼を挾み給ふことを表現するものであつて、當時司直の職に當るものが如何に無能且つ無爲であつたことを證するものである。

又近衛天皇が仁平三年七月、石清水八幡宮に奉幣し給ひたる時の宣命に曰く

天皇ガ詔旨ト掛マクモ、長キ石清水ニ御坐セル八幡大菩薩ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申賜ハクト申サク、去ル六月一日ニ威儀師傳

燈大法師位、源勝、典藥寮ノ使等ヲ相具ヘテ、彼ノ寮ノ領内ニ居住セル従男不知姓道貞ヲ召シ遣ハスノ間、源勝ノ使人道貞ト諍論對捍シテ互ニ及ヲ以テ傷ケテ、道貞ヲ殺害シ畢リヌ、玆ニ因リ件ノ下手人等ヲ召シテ使廳ニ於テ、子細ヲ問糺セシムルノ所ニ、源勝ノ下知ニ非ズ自然ニ出來ノ由申ス所ナリ、然シテ、宮寺ノ四至ノ内ニ殺害ヲ致シ犯スコトハ、隨兵ヲ相具シテ追捕ヲ企ツルノ致ス所ナリ、仍リテ且ツ源勝ノ所職ヲ解却シ、且ツ罪名ヲ勘ヘシメテ、所當ニ隨フテ罪科ヲ行ハルベキナリ、件ノ日檢非違使正六位上左衛門府平朝臣助永其ノ濫行ノ由ヲ聞キ、即チ從ヲ差シ遣ハシテ制止セント欲スルノ間、宿院鳥居前ニ件ノ輩ト相逢ヒテ、又以テ殺害ヲ致シ犯セリ、仍リテ同ジク下手人ヲ召シテ鞫問セシムト雖モ、助永ハ子細ヲ知ラズノ由申サシムル所ナリ、然レバ件ノ兩所穢氣ノ不淨ニ於テハ、七十日清祓セシメ了リヌ、此モ彼モ其ノ行フ所各以テ穩カナラズト驚キ聞シ食スコト、寔寮聊無シ、若シ穢氣ニ依リテ、答祟有リトモ事無ク故無ク有ラシメンコトハ、大菩薩ノ廣キ御恵、厚キ御助ニアルベキナリト所念行シテナム、故レ是ヲ以テ、吉日良辰ヲ擇ビ定メテ、正四位下行修理大夫源朝臣雅國ヲ差シ使ハシテ禮代ノ大幣ヲ捧持セシメテ出シ奉リ給フ、掛マクモ、長キ大菩薩此狀ヲ平ラケク安ラケク聞シ食シテ、天皇ノ朝廷ヲ寶位動無ク常磐堅磐ニ夜ノ守日ノ守ニ護リ幸ヘ奉リ給ヘト、恐ミ恐ミモ申給ハクト申ス（本朝世紀）

と宣ふ宣命によりて、當時の世態が如何に無警察狀態であり、且つ殺伐であつたかを知り得ると同時に當時の檢察官たる檢非違使の役人等が如何に無能であつたかを知り得るのみならず、彼等役人等の無責任の爲め天皇の宸襟を惱まし奉つたことは其の「此モ彼モ其ノ行フ所各以テ穩カナラズト驚キ聞コシ食スコト寔寮聊無シ」の文意によりて知了し得らるゝのである、而して斯の如き事を神に奉告し給ひ、且つ是により神の祟祟を懼れて、神に祈禱し給ふことは皆な攝政關白たる藤原氏一門の無責任に歸せねばならぬのである、是を要するに、是の時代に於ける政治が、祈禱政治であり、形式政治であつて、而かもその祈禱は天變地異等人力を以て如何ともし難きもの許りでなく、政治上の權力を以て統制し得べき、反亂爭鬪裁判等の事項に至るまで、是を神佛に祈願し、神佛の冥慮によりて、その處置を仰ぐの狀態は既に祈禱の範圍を脫逸し、政治の無爲無策を表白するものである、而して斯の如き無爲無策により、當時の幼き天皇の宸襟を惱まし奉りたるは畏れ多きことである。

斯の如く是の時代の歷代天皇が神佛に對する信仰篤く、是に對し祈願、祈禱をこめ給ふに拘はらず、是に奉仕する諸臣等は斯樣なる祈願祈禱を以て一種の形式となし、奉幣、祭事、祈禱等に如何に不熱心であつたかは、是の時代の記錄により明證し得る所である、卽ち日本紀略圓融天皇天元五年四月二十一日の記事に曰く

賀茂齋王選子禊ナリ、上卿中納言濟時、參議伊陟故障ヲ申シテ參セズ、他ノ卿相ヲ催サルノ間、日景空シク暮レ、遂ニ參セズ、仍チ左中辨懷忠朝臣上卿ノ代タルベキノ由、外記ニ仰セラレ畢ンヌ、爰ノ剋ニ臨ミ齋王禊所ニ向ス。

と記しあるを見れば、彼等が如何に禊に就て不熱心であつたかを見る、而してその代理者決定の爲め全一日を費し漸く夜の十時に至りて齋王が禊所に赴かれたことを示すものである。

又日本紀略一條天皇長德四年九月十二日の記事に曰く

伊勢例幣使ヲ延引ス、上卿不參ニ依ルナリ。

とあり、又日本紀略同天皇寬弘五年三月十九日の記事に曰く

賀茂祭、左馬寮使頭タリ、相尹朝臣忽チ病發スル由ヲ申ス、之ヲ奏聞スルノ處、圖書ノ頭藤原則孝代官ト爲ル、長官妻ノ喪ニ遭フニ依リ、掃部頭藤原成親代官ト爲ル、此ノ如キノ間齋王ノ出御ハ秉燭ニ及ブ。

とありて、是れ亦官人が互に其の勤務を讓り合ひ祭事に不熱心なることを表白するものである。

又日本記略華山天皇寬和元年八月二十七日の記事に曰く

建禮門ニ於テ祈雨伊勢以下諸社幣帛使ヲ差遣ス、使參議各々障ヲ申ス、四位等賀茂、松尾、平野使ヲ勤ム。

とありて、當時三位以上の上卿が勅使たることを回避したる狀況を示すものであり、一般に祭事に不熱心であり、從つて祭事が單なる形式に止まつて居つたことを知るに難くないのである。

加之、上記の如き、奉幣新禱も時代の推移と共に漸次に固定し、且つ當時の先例尊重思想により、遂に朝廷に於ける年中行事なるものを生じ、朝廷は單に是の年中行事を繰り返し機械的に行爲したるものである、詳言せば朝廷は儀式と祭事と讀經とを一定の時日に行ふものに過ぎなくなつた、左に是の時代に於ける朝廷年中行事表を掲ぐる。

平安朝下期年中行事

行事名稱	說明			
正月				
朝賀	天皇百官ノ拜賀ヲ受ケ給フ式	朧關天皇の御宇	一日	一日
獻卯杖	百官ヨリ天皇ニ卯杖ヲ獻スル式	村上天皇の御宇	卯ノ日	卯ノ日
白馬節會	正月ノ賀筵	圓融天皇の御宇	七日	七日
御齋會	宮中ニ於テ多クノ僧ヲ請シ般若經ヲ讀マシムル會	一條天皇の御宇	自八日至十四日	自八日至十四日
男踏歌節會	宮中ニ於テ男子歌舞ノ式	後一條天皇の御宇	十六日	十六日
女踏歌節會	宮中ニ於テ女子歌舞ノ式	近衞天皇の御宇	十七日	十七日
射禮	弓ヲ射ル始ノ式		十八日	十八日
賭弓	賭物ヲ賭ケ射的ノ勝敗ヲ爭フ式		十八日	十八日
內宴	天皇近臣ヲ招キ宴ヲ開キ給フ		二十一日	二十一日
叙事始	宮中ニ於テ政治ヲ始ル式		下旬	下旬

除目議定　百官ノ補任ヲ議ス　下旬　下旬　下旬　下旬　下旬　下旬

二月

祈年祭	宮中內侍所ニ於テ年穀ヲ祈ル祭	四日	四日	四日
園韓神祭	宮中內侍所ニ於テ園韓神ヲ祭ル	丑ノ日	丑ノ日	丑ノ日
釋奠	大學ニ於テ孔子ノ廟ヲ祭ル	卯ノ日	上旬	上旬
春日祭	勅使ヲ春日社ニ派遣	申ノ日	申ノ日	申ノ日
大原野祭	勅使ヲ大原野社ニ派遣	子ノ日	子ノ日	子ノ日
直物	除目ノ後議ヲ直ス	十日	十日	十七日
列見	六位以上ノ藝能アルモノヲ列見ス	十一日	十一日	十一日
軒廊御卜	宮中ノ廊下ニテ行フト	下旬	下旬	下旬五月ニ行フ六月ニ行フ
仁王會	宮中ニテ仁王經ヲ讀ム會	六月ニ行フ		同上
春季御讀經	厄除ノ爲メ宮中ニテ讀經ス			十七日 二十七日 二十九日
祈年穀奉幣	年穀ヲ祈ル爲メ二十一社ニ奉幣使ヲ派遣			中旬
擬文章生考試	文章生候補者ノ試驗	六月ニ行フ六月ニ行フ三月ニ行フ		同上

三月

御燈	天皇皇祖皇宗ノ靈ヲ祀ル	三日	三日	三日
競上賭弓	賭物ヲ賭ケ射的ス	三日	三日	三日
		中旬	中旬	

軒廊御卜（既記）
石清水祭　勅使ヲ石清水社ニ派遣
春季御讀經　厄ヲ拂フ爲メ宮中ニテ讀經ス　中旬
最勝會　宮中ニテ最勝王經ヲ讀ム會　下旬
擬文章生考試　文章生候補者ノ試驗　六月ニ行フ　下旬

四月

平座見參　諸臣ニ拜謁ヲ賜フ式　一日
廣瀨龍田祭　勅使ヲ廣瀨社及龍田社ニ派遣　四日
擬階奏　諸臣ノ位階ヲ定メテ上奏ス　七日
灌佛　釋迦入滅ノ日ニシテ佛像ニ灌水スル式　八日
祈年穀奉幣（既記）　八日
位記成選　位階決定　十三日
平野祭　勅使ヲ平野社ニ派遣　十六日
賀茂祭　勅使ヲ賀茂社ニ派遣　申ノ日
梅宮祭　勅使ヲ梅宮社ニ派遣　酉ノ日
吉田祭　勅使ヲ吉田社ニ派遣　酉ノ日
稻荷祭　勅使ヲ稻荷社ニ派遣　酉ノ日

五月

端午節會　五月五日ノ節句ノ宴　五日
仁王會（既記）　二月ニ行フ　（同上）　（同上）　二十三日六月ニ行フ　同上
最勝會（既記）　下旬　四日間

六月

諸社奉幣　伊勢以下十一社ニ奉幣ス　八月ニ行フ　十二日　十二日　七日　七日　七日　七日
御體御卜　天皇御體ノ卜　十日　十日　十日　十日　月末　十日
月次神今食祭　宮中內侍所ニ於テ行フ祭　十一日　十一日　十一日　十一日　十一日　十一日
擬文章生考試（既記）　中旬　中旬三月ニ行フ　同上　同上二月ニ行フ　二十五日
八十島祭　勅使ヲ八十島社ニ派遣　二月ニ行フ　同上　同上　同上　同上　二十二日
列見（既記）　二十二日
直物（既記）　二十二日
仁王會（既記）　二月ニ行フ　同上　同上五月ニ行フ　下旬　同上
春季御讀經　厄除ノ爲メ宮中ニ於テ讀經　下旬　二月ニ行フ

七月

廣瀨龍田祭　勅使ヲ廣瀨社及龍田社ニ派遣　四日　四日　四日　四日　四日　四日　四日
御八講　宮中ニテ法華八講ノ論議　十月ニ行フ　自三日至七日

五　龍　祭　勅使ヲ五龍社ニ差遣
直　物　（既記）
相模内取　召合ノ豫行
相模召合　宮中ニテ相模御覽
追　相　模　召合ノ追行

八　月

釋　奠　（既記）
諸社奉幣　（既記）
除目定考　百官ノ補任ヲ決定ス
石清水放生會　石清水社ニ於テ放生ヲ行フ
駒　牽　信濃兩毛等諸國ヨリ貢スル馬ヲ天覽ニ供ス
秋季御讀經　厄ヲ拂フ爲メ宮中ニテ讀經ス
祈年穀奉幣　（既記）

九　月

御　燈　天皇皇祖皇宗ノ靈ヲ祀ル
重陽節會　九月九日ノ節句ノ宴
平坐見參　（既記）

八日
二十五日　二十五日
下旬　下旬
下旬　下旬　下旬
下旬　下旬　下旬　下旬
下旬　下旬　下旬　下旬
下旬　下旬　下旬　下旬
上旬　上旬　上旬　九日　八日　卯ノ日
上旬　六月ニ行フ　同上　同上　同上
十一日　十一日　十一日　十一日
中旬　中旬　四日間　十二月ニ行フ　十五日
四日間下旬　四日間中旬　四日間上旬　十六日
三日　三日　三日　三日　三日　三日
九日　再興九日　二十二日　九日　九日　二十八日

伊勢例幣　勅使ヲ伊勢大神宮ニ派遣
直　物　（既記）
仁王會　（既記）

十　月

平坐見參　（既記）
殿上弓場始　宮中ノ弓場ヲ始ムル式
菊花節會　天皇ノ國忌ニ方リ一時（重陽節會ニ代ヘ行フ）
御八講　（既記）
擬文章生考試　（既記）
大乘會　宮中ニテ大乘經ヲ講スル會
八十島祭　（既記）

十一月

豐　奏　來年ノ爲メノ新曆ヲ進奏ス
鎭魂祭　天皇ノ御魂ヲ鎭ムル式
東宮鎭魂祭　東宮ノ御魂ヲ鎭ムル式
新嘗祭　新酒新饌ヲ神ニ供スル親祭

十一日　十一日　十一日　十一日　十一日
十九日　十九日　二十日
二十三日
七日　七日　十日　十六日　一日　一日
十八日　二十日　三日　十二月ニ行フ
下旬　下旬
二十九日　五日間下旬　二十八日

一日　一日　一日　一日　一日　一日
中旬　中旬　下旬　十三日　二十日　十四日寅ノ日
十六日　二十三日
十九日　二十二日　二十三日　十四日　二十一日　二十日

豐明節會　宮中豐明殿ニ於ケル御宴

園韓神祭	（既記）	下旬	二十四日
平野祭	（既記）	申ノ日	丑ノ日
春日祭	（既記）	申ノ日	丑ノ日
大野原祭	（既記）	子ノ日	子ノ日
梅宮祭	（既記）	酉ノ日	酉ノ日
吉田祭	（既記）	申ノ日	申ノ日
賀茂祭	（既記）	酉ノ日	酉ノ日
八十島祭	（既記）	下旬	下旬

十二月

弓場始	（既記）	十月ニ行フ	同上
御體御卜	天皇ノ御體ノトヲナス	十日	十日
月次神今食祭	宮中內侍所ニ於テ行フ祭	十一日	十一日
直物	（既記）	二十日	二十日
佛名懺悔	三千佛ノ名ヲ唱ヘ罪ヲ懺悔スル會	自十九日至二十一日	同上
荷前幣使	勅使ヲ山陵ニ派遣	下旬	下旬
秋季御讀經	（既記）	下旬	下旬

同上	同上	同上	上旬
十日	十日	十日	十日
十一日	十一日	十一日	十一日
同上	同上	同上	同上
下旬	下旬	下旬	下旬
下旬	下旬	下旬	下旬
四日間			

追灌式大祓　歲末ニ於テ宮中ニ行フ大祓　盡日　盡日　盡日　盡日　盡日　盡日

上記の朝廷に於ける年中行事表を見るとき、當時の政治が形式政治であり、且つ祈禱政治であつたことを知るのであつて、而かも是の行事が約三百年の間大なる變化をなさずして、繼續せられてあつたことは如何に先例を重んじ、且つ形式を尊びたるかを知るに足るのである、而して斯の如き讀經と奉幣との眞意義は朝廷に於て、天下泰平、國家平安、臣民安樂を希はるゝものであり、更に具體的に言へば、風雨時順、五穀豐穰、變災屏息を希ふのであるが、而かも是によりて直接の利益を蒙むるものは神社の神官及び寺院の僧侶のみであつて、臣民等が直接に受くる恩惠は甚だ鮮きものである、而して國費の大部を祈禱と讀經に費すのであるから、神官僧侶等は益々富盛となるも、臣民は益々疲弊するのである、是れ往昔に於ては已むを得ないことであるが、餘りに祈禱政治に偏するとき、遂に政治上の大弊害を社會に及ぼすものである。

更に上記の行事表を通觀するとき、この祈禱と讀經が時代の推移と共に、益々增加したることを見る、而して平安朝の末期に於ては、總ての神社は神佛習合の名の下に、寺院の中に包括せられ、又然らざるものも神社內に僧侶ありて、神前に於て讀經したるものなるが故に僧侶は總てに於てその勢力を增長し、遂に延曆寺、園城寺、興福寺、東大寺等の僧侶が常に數千の群僧を率ひ、神輿を舁ぎて宮闕に迫り、その請願を强要し、自己に有利なる裁許を迫り、朝廷も亦是を如何ともする能はざるに至り、祈禱政治の弊害は玆に至つて極つたのである。

其三　放生思想

前時代に於ける歷代天皇が、佛教の放生思想により、天皇、太上天皇、皇后等の病重き時、罪囚を赦免し給ひたるが、是の時代に於ても亦、歷代天皇は是の思想により罪囚を赦免し給ひ、遂に皇族以外なる藤原氏の病篤き時にまで是を行ひ給ふた、卽ち藥石も病患を救ふ能はざるとき、救病延命の爲め、大赦又は一部の罪囚を赦免し給ふた、是れ刑政の濫用に近きものであるが、

而かも佛教の盛なりし當時に於ては、是を正當なりと信じて行ひ給ふたのである。

即ち陽成天皇が元慶四年十二月、太上天皇（前ノ清和天皇）の病篤き際下し給ひたる詔の中に曰く

頃者、太上天皇聖躬乖豫シ、德沼定水ノ波ヲ驚カシ、仁山愁雲ノ色ヲ動カス、朕菲虛ヲ以テ恭シク洪緒ヲ承ケ、禮敬ヲ六宗ニ罄クシ冥護ヲ三寶ニ禱ル、而カモ精誠未ダ達セズ、感激猶ホ遲シ、肆眚ノ恩ニ馮リ、更ニ延祚ノ慶ヲ致サンコトヲ思フ、天下ニ大赦スベシ（三代實錄）

と宣ひ、又村上天皇が天曆六年八月、太上天皇（前ノ朱雀天皇）の病篤き際下し給ひたる詔の中に曰く

太上天皇玉體乖豫シ、君臣ヲ究メテ、榮榮ニ非ズ、春夏ヲ涉リテ秋又秋ナリ、惠露晞ヲ欲シ、曉風薤蘞ノ洞ニ怨ム、觀月未ダ暇アラズ、夜雲三五ノ宵ヲ慘ス、朕眇身ヲ以テ恭シク丕緒ヲ承ケ、至誠空シク方赤ノ底ニ憑シ、冥感圓清ノ高キニ達シ難シ、法網ヲ一朝ニ解キ以テ、寶算ヲ萬壽ニ獻センコトヲ思フ、天下ニ大赦スベシ（朝野群載）

と宣ひ、三條天皇が長和四年五月御不豫に際し、下し給ひたる詔の中に曰く

朕旬日以來、霧露相侵シ、枕席聊無シ、依リテ謹持ヲ三寶ニ仰ゲドモ、威神ノ力猶ホ遲ク、救療ヲ十全ニ訪ヘドモ、越人ノ術未ダ驗セズ、矧ンヤ時疫流行ノ間夭折ヲ致シ、衷襟慽カラザルヲヤ、眇身ヲ性圄ニ責ムト雖モ人俗宜シク濟ヒ黔首ヲ壽域ニ導カント欲ス、刑罰ハ理亂ノ興策ナリ、空タ緩フスベカラズト雖モ、德化ハ興平ノ津梁タリ、猶ホ輕忘スベカラズ、宜シク凶惡ノ輩ヲ除キ已ニ大赦スベシ（小右記）

天皇　月　陽成天皇　十二月

赦の種類　理由

大赦	太上天皇（前清和天皇）不豫の爲め	仁和二年十月
大赦	太上天皇（前光孝天皇）大漸の爲め	仁和三年八月
大赦	大臣藤原基經病篤き爲め	寛平二年十月
大赦	皇太子病篤き爲め	延長元年三月
大赦	太上天皇（前醍醐天皇）大漸の爲め	延長八年九月
大赦	太上天皇（前朱雀天皇）不豫の爲め	天曆六年八月
大赦	天皇不豫の爲め	康保四年五月
大赦	大政大臣藤原實頼病篤き爲め	天祿元年五月
大赦	大政大臣藤原伊尹病篤き爲め	天祿三年十一月
大赦	大政大臣藤原兼通病篤き爲め	貞元二年十一月
大赦	皇太后不豫の爲め	永祚元年六月
大赦	大政大臣藤原兼家病篤き爲め	正曆元年五月
大赦	太上天皇（前圓融天皇）不豫の爲め	正曆二年二月
大赦	皇太后不豫の爲め	長德二年三月
大赦	皇太后不豫の爲め	長德三年三月
大赦	天皇不豫の爲め	長德四年七月
大赦	皇太后不豫の爲め	長德四年七月
大赦	皇太后不豫の爲め	長保二年五月

免輕罪囚

大赦	天皇不豫の爲め	光孝天皇
大赦	太上天皇（前光孝天皇）大漸の爲め	宇多天皇
大赦	大臣藤原基經病篤き爲め	同
大赦	皇太子病篤き爲め	醍醐天皇
大赦	太上天皇（前醍醐天皇）大漸の爲め	朱雀天皇
大赦	太上天皇（前朱雀天皇）不豫の爲め	村上天皇
大赦	天皇不豫の爲め	同
大赦	大政大臣藤原實頼病篤き爲め	圓融天皇
大赦	大政大臣藤原伊尹病篤き爲め	同
大赦	大政大臣藤原兼通病篤き爲め	同
大赦	皇太后不豫の爲め	一條天皇
大赦	大政大臣藤原兼家病篤き爲め	同
大赦	太上天皇（前圓融天皇）不豫の爲め	同
大赦	皇太后不豫の爲め	同
大赦	皇太后不豫の爲め	同
大赦	天皇不豫の爲め	同
大赦	皇太后不豫の爲め	同
大赦	天皇不豫の爲め	同
大赦	皇太后不豫の爲め	同

同		長保三年閏十二月	大赦
同		寛弘八年五月	大赦
三條天皇		寛弘八年十月	大赦
同		長和四年五月	大赦
後一條天皇		寛仁四年三月	大赦
同		治安二年七月	大赦
同		萬壽四年十一月	大赦
後朱雀天皇		長暦三年七月	大赦
同		寛徳元年五月	大赦
同		寛徳二年十月	大赦
同		寛徳二年正月	大赦
後冷泉天皇		天喜元年八月	大赦
同		康平二年三月	大赦
同		康平二年十月	免輕犯囚
同		康平三年十月	大赦
同		康平四年七月	大赦
同		治暦元年十月	大赦
同		治暦四年四月	大赦

皇太后不像の爲め
天皇不豫の爲め
太上天皇(前冷泉天皇)不豫の爲め
天皇不豫の爲め
藤原道長無量寺院供養の爲め
藤原道長法成寺金堂供養の爲め
前攝政藤原道長病篤き爲め
天皇不豫の爲め
關白藤原頼通病篤き爲め
皇太后不豫の爲め
天皇不豫の爲め
天皇不豫の爲め
關白藤原頼通病篤き爲め
法成寺阿彌陀堂及五大堂供養の爲め
天皇不豫の爲め
東北院供養の爲め
法成寺金堂藥師堂供養の爲め
天皇不豫の爲め

後三條天皇		延久二年十一月	大赦
白河天皇		延久五年三月	大赦

太皇太后上東門院不豫の爲め
太上天皇(前後三條天皇)大漸の爲め

備考　堀河天皇以下詳カナラズ

上記の事實によるときは、陽成天皇より白河天皇に至る二百〇四年間に於て、天皇以下貴人の病を救はんが爲め、大赦及特赦せられたるもの三十四回に及び、堂塔佛殿建立の爲め、大赦及特赦せられたるもの五回に及んで居る、殊に一條天皇の御宇後冷泉天皇の御宇の如きは殆んど毎年大赦を令せられたるを見る、その如何に放生思想が高調したるやを知る。

第三節　德治思想の衰退

其一　德治本思想

前時代に於ける歴代天皇は、儒學の唱ふる德治思想によりて政治を行ひ給ふた、而して是の時代の歴代天皇も亦た是の思想を以て政治を行ひ給ひたるは事實であるが、然しながら斯様なる德治思想は、是の時代に於ては全く形式化し、單に詔勅の文章を飾さるに過ぎざるものとなり、而して實際に於ては、寧ろ儒學の有する先例を重んじ習慣を追はんとする保守思想のみが大に高調せられたることを見る。

今是の時代の歴代天皇の詔勅に表はれたる德治思想を表現する章句を揭ぐれば左の如くである。

即ち宇多天皇が寛平十年二月下し給ひたる詔の中に曰く

朕薄德ヲ以テ洪基ヲ嗣守シ、載陽ニ在ツテ氷兢ノ懼ヲ懐キ、平陰ニ居シテ水慌ノ危在リ、況ンヤ時凋殘ニ屬シ運澆季ニ鍾ルオヤ、知ラズ、何ノ德何ノ化、國ヲ安ンジ民ヲ安ンゼン、夫レ以フニ前朝ノ故事殷鑒遠キニ非ズ(類聚三代格)

と宣ふは、天皇の德を以て天下を化せんと欲し給ふものである。

又朱雀天皇が天慶六年五月下し給ひたる詔の中に曰く

朕菲虚ヲ以テ忝シク、鴻業ヲ嗣ギ、徳義ノ政ヲ施コシ、以テ治理ノ風ヲ致サンコトヲ思フ（本朝文粋）

と宣ふもの亦た徳を以て、政治を行はんと欲し給ふものである。

又圓融天皇が天延二年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

古明聖ノ世、辰星忒ハス、律呂克ク調ヒ、月卓三旬ニシテ、暗ニ弦望晦朔ノ候ヲ知リ、風條五日ニシテ、長ヘニ七十餘二ノ聲ヲ和セリ、是レ卽チ徳乾象ニ達シ、仁寰區ニ洽ネキ所以ノ故ナリ（政事要略）

と宣ふもの亦た徳を以て天下を治むるときは、徳天に感じて天象和順し、徳楽に應じて音律整調し、斯くして天下萬民を治むるとの徳治思想を表現するものである。

又鳥羽天皇が嘉承二年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

朕小童ヲ以テ大統ヲ嗣承シ、齡幼年ニ在リ、遙カニ絢齋ノ徳政ヲ委姫ニ謝シ、且ツ更ニ成周ノ風廼ヲ思フ（本朝續文粋）

と宣ふもの亦徳を以て政を行はんと欲し給ふものである。

又近衛天皇が仁平元年五月下し給ひたる詔の中に曰く

朕謬テ陰陽ノ休運ニ膺リ、忝シク天地ノ寶命ヲ受ク、璇璣在ラズシテ、遙カニ徳輝ヲ動華ノ日ニ隔テ、社稷未ダ和セズシテ、澆俗ヲ季葉ノ風ニ馭シ難シ（臺記）

と宣ふもの亦た天の命を受け。天に代り徳を以て天下を治めんと欲し給ふ徳治思想の表現である。

然しながら、是等の章句は多くは、詔勅の修飾文字であつて、實際に於ては寧ろ單に舊慣を追ひ、先例を重んじ政治上必要なる改革施設を行ふことなく、亦た權臣勢官を戒飭督勵しなかつたが爲め、政治は益々弛緩廢頽したのである、而して是の先例舊慣尊重の思想は、是の時代に於ける歴代天皇の詔勅の總てを通じて、最も多く發露せられあるを見る。

卽ち陽成天皇が元慶二年三月下し給ひたる詔の中に曰く

靜カニ其ノ由ヲ言フニ最モ政理ニ乖レリ、事須ラク前規ヲ固修シ、使ヲ遣ハシテ考察スベシ（三代實錄）

と宣ひ、又同天皇が元慶三年二月下し給ひたる詔の中に曰く

朕永ク前例ヲ慕ミ、遙カニ聖章ヲ覩ルニ追遠ノ誠、崇班ヲ戚里ニ展ヘ、同心ノ義殊寵ヲ渭陽ニ光ス（三代實錄）

と宣ひたるもの皆前例、前規を重んじ給ふ思想を表現するものである。

又光孝天皇が仁和元年二月下し給ひたる詔の中に曰く

若シ曆年前號ヲ襲ハバ恐クハ、我ガ舊章ヲ忘レタリト謂ハン（三代實錄）

と宣ひ、又同天皇が仁和元年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕眇身ヲ以テ、猥リニ鴻緒ヲ承ケ、揆用ノ業ニ膺リ、奔ヲ駭スルガ若キ有リ、光啓ノ符ヲ受ケ、薄ヲ履ムヲ忘ル、无シ、朕前王ニ綜覈シ、曩制ヲ搜羅ス（三代實錄）

と宣ふもの亦た舊章を貴び、曩制を重んずるの思想を表現するものである。

又朱雀天皇が天慶九年五月下し給ひたる詔の中に曰く

叡旨ヲ奉順スレバ、朝章ヲ虧カンコトヲ恐ル、既ニ恒規アリ、何ゾ舊典ヲ愆ラン（類聚符宣抄）

と宣ひ、又一條天皇が、正曆四年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

斯レ乃チ宗祧祐福ノ效、臣佐變理ノ功ナリ、已ニ舊典アリ、何ゾ新休ニ違ハン（政事要略）

と宣ひ、又後一條天皇が長和五年二月下し給ひたる詔の中に曰く

將ニ聖ノ徳功成リテ、身ヲ退カントス、抑モ朝ノ舊典、廷ノ通規ナリ、列代照ラス所、以テ率由スベシ（小右記）

と宣ひ、又同天皇が寛仁元年十二月下し給ひたる詔の中に曰く

節儉ハ上德國ヲ富マスノ表儀ナリ、損益ハ前賢民ヲ安ンズルノ治要ナリ、寔ニ是レ皇道ノ彝訓ナリ、寧ンゾ史冊ノ明文ニアラザラン（小右記）

と宣ひ、又是の詔に於て更に曰く

何ノ德化ヲ施シテカ、其ノ康寧ヲ期セン、只恒典ヲ列代ニ考ヘ、節用ヲ普天ニ均シクセント欲ス（小右記）

と宣ひ、又堀河天皇が、應德三年十二月下し給ひたる詔の中に曰く

抑モ國ヲ玄風ニ扇シ、道ヲ紛澤ニ傳フ、宜シク崇敬ノ舊章ニ率リ用テ稱謂ノ新聽ヲ殊ニスベシ（本朝續文粹）

と宣ひ、又同天皇が康和元年八月下し給ひたる詔の中に曰く

朕眇身ヲ以テ叨ニテ元首ト爲リ、守ル所ハ前哲ノ道ナリ、唯ダ法言ノ愼ムベキヲ思ヒ、傳フル所ハ列聖ノ規ナリ、更ニ政化ノ弘メ難キヲ恥ヅ（本朝世紀）

と宣ふもの何れも皆舊章を尊び、先例を重んずるの思想を表現するものである。

又鳥羽天皇が嘉承二年十二月下し給ひたる詔の中に曰く

德ニ酬ヒ、功ヲ賞スルハ、列代ノ茂典斯レ著ハル、往ヲ悼ミ遠キヲ追フハ、明時ノ勝蹟長ク傳フ（朝野群載）

と宣ひ、又近衞天皇が久安二年十月下し給ひたる詔の中に曰く

祖ヲ尊ビ族ヲ敦フスルノ禮ハ、旁ラ常篇ニ載ス、往ヲ悼ミ終ヲ慟ルノ義ハ長ク彝範ニ貽ル（本朝世紀）

と宣ひ、又同天皇が仁平元年正月下し給ひたる詔の中に曰く

抑モ讖言ニ驚キ以テ、曆ヲ改ムルハ、舊史氏ノ遺文永ク傳フ、惠化ヲ弘メ以テ邪ヲ退クルハ、古先帝ノ芳蹟ニ朽チズ（臺記）

と宣ひ、又高倉天皇が治承元年八月下し給ひたる詔の中に曰く

方今、或ハ帝載ニ考ヘ、旁ラ皇猷ヲ訪フニ、咎徵ニ依リテ以テ元ヲ建テ、厄會ニ驚キテ以テ故ヲ革ム（玉葉）

と宣ふもの皆な先例を追ひ、舊慣によりて事を行ふの思想である、是他斯様なる意義の勅語は至る處に見得るのであつて總て是の時代に於ける先例舊慣を重んずる思想を表現するものである。

其二　象徵思想

前時代に於ては象徵思想の一面たる祥徵思想、卽ち朱鳥、白鳥、神馬、白龜、慶雲等を以て瑞祥となし、天皇の德至り、政平かなるの致す所であるとなす思想は肯定的より懷疑的となり、遂に否定的となつたことは、既記の通りであるが、是の時代に於ては是等の瑞物を以て祥徵となすの思想は消滅し、是を慶賀する如きことなきに至つた。

是に反し、象徵思想の他の一面たる咎徵思想は前時代に於けるよりも寧ろ深刻となつた、卽ち是の時代の歷代天皇は天變、地異、疫疾、飢饉等の咎徵は天皇の德未だ至らざるが爲め、發生する天譴であり、天罰であると思惟して、政治上の責任を自ら負ひ給ふのである、斯様なる思想は、今日の思想よりすれば、非科學的であるが、歷代天皇の斯様なる政治上の責任觀は天皇の聖德をして彌が上に高からしむるものである。

卽ち宇多天皇が寬平八年十月下し給ひたる詔の中に曰く

豈圖ランヤ、水旱兵疫頻リニ災アリ、諸國自ラ調庸ヲ闕ク、百官隨ツテ俸祿ナシ、天ヲ怨ミズ、人ヲ尤メズ、鬼ヲ嫌ハズ、神ヲ責メズ、朕ノ無道獨リ自ラ是ヲ取ルノミ、今重ネテ服御ノ三分ノ一ヲ減ジ、新ニ年ノ雜物ノ半ヲ省キ、其ノ餘ノ用度ハ中分シテ以テ折セヨ、百姓ノ單寒、朕見ルニ忍ビズ、既ニ國ヲ富スニ謀ナシ、唯ダ體ヲ貧民ニ合センノミ（本朝文粹）

と宣ふもの實に水旱兵疫を以て、天皇親らの責任であると宣ふのであつて「朕ガ無道獨リ自ラ是ヲ取ルノミ」と宣ふは深刻なる咎徵思想の表現である。

又圓融天皇が永觀元年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕庸虛ヲ以テ、猥リニ神器ヲ守ル、日ヲ愼ムコト、是レ幾多日ゾ、年ヲ計レバ只十五年ナリ、天ノ未ダ忘レザル屢々妖怪ヲ

皇シテ相誡ム、豪徳ノ是レ薄キ競惕ヲ致スト雖モ、而カモ消セズ、去年秦穆ノ炎旱ニ遇フヤ民戸殆ンド天無ク、宮室ノ灰燼ト爲ルヤ、皇居唯ダ地ノミアリ、修メント欲スレバ、又百姓ノ費ヲ作ス、將ニ廢メントス、素ヨリ一人ノ居ニ非ズ、懐ニ惻隠シテ寤寐忍ビ難シ、方今上玄ノ譴、便チ是ノ如シ、中丹ノ謝、奈何セント欲ス、宜シク正朔ヲ改メテ、以テ率土ノ聽ヲ易ヘ、徳政ヲ施コシテ、以テ國扉ノ寃ヲ解クベシ、其レ天元六年ヲ改メ永觀元年ト爲シ、天下ニ大赦セヨ（本朝文粋）

と宣ひ時候の炎旱と皇居の火災とを以て天譴となし給ひ、而して、是れ卽ち天皇の徳薄き結果であると宣ふのである。

又後一條天皇が寛仁四年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕庸昧ヲ以テ、忝シク洪基ヲ纘ギ、禁網弛々張リ、殷朝ノ一面ヲ慕フト雖モ、刑鞭措ク無ク、空シク周室ノ多年ニ慙ヅ、毎ニ貧窮ノ明カナラザルヲ思ヒ、唯ダ咎徴ノ相示ヲ懼ル、頃者疱瘡災ヲ作シテ人庶靜無ク、門戸多ク沉困ノ枕席ヲ連ネテ街巷ノ間天折ノ襟懐ヲ抱ク、朕ノ薄徳下民何ノ辜カアル、夫レ仁山ハ邪ヲ禦グノ固ニシテ函谷ノ林ハ貞ヲ慙ヅ、恩波ハ病ヲ癒スノ源ニシテ上池ノ水ハ術ヲ讓ル、宜シク肆眚ノ仁恩ヲ施コシ、以テ一天ノ灾疹ヲ消スベシ、今日昧爽以前ノ大辟以下、已發覺、未發覺、已結正、未結正、罪輕トナク悉ク以テ赦除セヨ（類聚符宣抄）

と宣ひ疱瘡の流行を以て咎徴となし、而してその責任を自ら引き給ひて「朕ノ薄徳下民何ノ辜カアル」と宣ふもの亦た深刻なる咎徴思想の表現である。

又堀河天皇が康和元年八月下し給ひたる詔の中に曰く

乾符ヲ握リテ坤珍ヲ闡スルノ君、瑤圖ヲ撫シテ赤縣ニ臨ムノ王、歳月ヲ經テ基ヲ開キ、咎徴ニ依リテ號ヲ改メザルハ莫シ、朕眇身ヲ以テ謬テ元首ト爲リ、守ル所ハ前哲ノ道ナリ、唯ダ法言ノ愼ム可キヲ思ヒ、傳フル所ハ列聖ノ規ナリ、更ニ政化ノ弘メ難キヲ耻ヅ、爰ニ去春ノ比、地震動ノ驚有リ、玆夏ノ間、又疾疫ノ困ニ遇フ、若シ民聽ヲ今日ニ易ヘザレバ、猶ホ物議ヲ斯時ニ背カンコトヲ恐ル、其レ承徳三年ヲ改メテ康和元年ト爲シ、天下ニ大赦セヨ（本朝世紀）

と宣ひ地震及び疾疫の流行を以て、咎徴であると思惟し給ふのである。

又近衛天皇が仁平元年五月下し給ひたる詔の中に曰く

朕謬テ陰陽ノ休運ニ膺リ、忝シク天地ノ寶命ヲ受ケ、璇璣在ラズシテ、遙カニ徳輝ヲ勤華ノ日ニ隔テ、社稷未ダ和セズシテ澆俗ヲ季葉ノ風ニ驅シ難シ、乾象之ガ爲メニ相誡シメ、變異其ニ因ツテ屢々呈ハル、就中、去年國暴風ノ難ニ遭ヒ、人洪水ノ困有リ、朕ノ逮ハザル咎黎元ニ及ベリ、夕惕ノ思寒心シテ聊無シ、抑モ譴告ニ驚キテ以テ暦ヲ改ムルハ、舊史氏ノ遺文永ク傳ヘ、惠化ヲ弘メテ以テ邪ヲ退クルハ、古先帝ノ芳蹤ニ朽チズ、宜シク視聽ヲ率土ニ易ヘ、以テ寃結ヲ闔扉ニ解クベシ、其レ久安七年ヲ改メテ、仁平元年ト爲シ、天下ニ大赦セヨ（本朝世紀）

と宣ひ、暴風及び洪水の變災を以て咎徴となし、その責を天皇自ら負ひ給ひて「朕ノ逮ハザル咎黎元ニ及ベリ」と宣ふもの亦た深刻なる咎徴思想の表現である。

又高倉天皇が安元元年七月下し給ひたる詔の中に曰く

朕庸昧ヲ以テ忝シク不圖ヲ受ケ、四海ヲ以テ家ト爲スト雖モ、滂流ノ化遍カラズ、萬民ヲ以テ子ノ如クスト雖モ、撫育ノ恩施シ難シ、仁風未ダ扇セザルコト玆ニ八年、方今去春以來、天下靜カナラズ、皰疫間ニ流行シ老幼頗ル流困ス、眇身ノ不徳ナリ、黔首何ノ事カアラン哉、宜シク赤縣ノ聽ヲ易ヘ以テ請室ノ寃ヲ除クベシ、其レ承安五年ヲ改メテ安元元年ト爲シ、天下ニ大赦セヨ（王葉）

と宣ひ皰瘡の流行を以て咎徴と思惟し給ひ、「眇身ノ不徳ナリ黔首何ノ事カアラン哉」と宣ひその責を負ひ給ふを見る。

上記の如く天變地異、疾疫等を以て咎徴であり、天譴であると思惟し給ひ、自ら責め給ひたることは天皇の咎徴思想の深刻となりたることを表現するものである、今この時代に於て咎徴思想により、大赦特赦を行ひ給ひたる事實を列記すれば左の如くである。

天皇	年月	赦の種類	理由
字多天皇	寛平三年六月	免輕罪囚	旱天により雨を祈る爲め
醍醐天皇	延喜七年七月	大赦	旱災により雨を祈る爲め
同	延喜十五年十月	大赦	疱瘡流行の爲め
同	延長元年閏四月	大赦	水潦及疫疾の爲め
同	延長八年二月	大赦	風水及疫癘の爲め
朱雀天皇	天慶八年十二月	免輕罪囚	天變の爲め
村上天皇	天暦元年九月	大赦	疱瘡流行の爲め
同	天徳元年十月	大赦	水旱の災の爲め
同	應和元年二月	大赦	皇居の火災の爲め
同	康保元年七月	大赦	旱魃の災の爲め
圓融天皇	天延元年正月	大赦	北野天滿宮燒亡の爲め
同	天延元年十二月	大赦	天變及地震の爲め
同	貞元元年七月	大赦	皇居燒亡及地震の爲め
同	永觀元年四月	大赦	皇居燒亡の爲め
華山天皇	寛和元年正月	免輕罪囚	炎旱にて雨を祈る爲め
一條天皇	永延元年六月	大赦	炎旱の灾を攘ふ爲め
同	永延元年十二月	大赦	兵庫寮火災に罹りたる爲め

同	正暦元年十月	大赦	大風及天災の爲め
同	正暦四年八月	大赦	疱瘡流行の爲め
同	正暦五年三月	大赦	白鳥の怪異及疫疾の爲め
同	正暦五年五月	大赦	疫疾流行の爲め
同	長徳元年二月	大赦	疫疾流行の爲め
同	長保元年正月	大赦	炎旱及疫疾流行の爲め
同	寛弘元年七月	大赦	炎旱の爲め
同	寛弘二年十一月	非常赦	雷電の災の爲め
後一條天皇	寛仁二年六月	免輕罪囚	炎旱の爲め
後朱雀天皇	長久二年十一月	大赦	天變の爲め
後冷泉天皇	康平三年六月	大赦	炎旱の爲め
同	康平四年五月	恩赦	地震の變の爲め
白河天皇	承暦三年十二月	大赦	太皇太后四條第燒亡の爲め

堀河天皇以下詳かナラズ、

上記の事實によるときは、陽成天皇の御宇より白河天皇の御宇に至る二百四年間に於て、咎徴思想に因し大赦を行ひ給ひたること三十回に及び就中炎旱、風水、疫疾、地震等の變災は勿論皇居の燒亡等までを咎徴と思惟し給ひ大赦又は特赦を行ひ給ひたるを見る。

然しながら、祥徴及び咎徴思想による改元は稍其趣を異にして居る、即ち奈良朝時代に於ては、瑞徴の出現によりて改元する

を例としたのであつて、卽ち銅の獻上により和銅と改元し、白龜の出現により靈龜と改元し、慶雲の出現によりて神護景雲と改元する等の事があつたが、平安朝上期に於ては、概ね天皇の卽位後に於て改元せられ、略ぼ一代一元であつたが、平安朝中期以後に於ては主として、祭徵の出現によりて年號を改め給ひたるは次項に記する事實によりて是を知り得るのであり、而して天皇一代の中に數回改元せられ甚しきは改元後僅かに一年にて更に改元せらるゝ如き事屢あつたのである、是れ實に天變地異、疫疾等を天譴として懼れ給ひたる結果である。

其三　曆數思想

前時代に於ける唐との頻繁なる交通により、天文及び曆の學も亦我國に傳はり、天文博士、曆博士の任命を見るに至り、是等の學者等の思想が政治上に影響を及ぼすに至つた、卽ち天文博士、曆博士等主張して曰く冬至たる十一月一日は曆の初めである、而して每日の干子は循環して某年の十一月一日に至り、その初の干子たる甲子に復歸する、是の日を朔旦の冬至と言ふ斯の如き、朔旦の冬至を得ることは吉徵であり、慶賀すべきものであると唱へ、又日蝕月蝕流星彗星の出現は凶徵であつて、變災の起るを常とし、又辛酉の年は革命の年であり、甲子の年も亦た厄年であるが故に斯の如き年に於ては戒愼を加ふるを要すと唱へて當時存在したる儒學の祭徵思想に結合せしめた、斯樣なる天文博士、曆博士等の主張は漸次に天皇及び廷臣の心を動かし、遂に是の思想が政治上に大なる影響を及ぼすやうになつた、我等は斯樣なる思想を曆數思想と稱する。

曆數思想の中に於て朔旦の冬至を吉徵となすの思想は既に前時代の末葉より萠芽し、嵯峨天皇の御代たる弘仁十三年十一月に於て初めて朔旦の冬至を慶賀し給ひしより、以來漸く發達し、是の時代に於ては是の思想は益高調し、儒學の祥徵思想に代りてその位置を占め、朔旦の冬至に際會するや、公卿百官等は天皇に對して賀表を奉呈し、天皇も亦た是を祥徵として慶賀し且つ詔を發して大赦を令し給ふを常となした、而して是の思想は屢詔勅の中に表現せられてをる、卽ち陽成天皇が元慶三年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

乃者有司奏言ス、今月朔旦ノ冬至理誠ニ賀スベキナリト、之ヲ思ヒ又思フテ兢々タルノミ、夫レ一陽ノ以テ歡ブベクハ、朕更ニ一日ノ愼ヲ增ス、履長ノ以テ樂ムベクハ、朕還ツテ氷ヲ履ムノ憂ニ切ナリ、苟モ休祥ト曰フ、何爲レソ抑遏セン、元慶三年十一月二十五日ノ昧爽ヨリ以前ノ徒罪以下輕重ヲ論ゼズ、咸ナ寬免ニ從フ（三代實錄）

と宣ひて大赦を行ひ給ひ、又醍醐天皇が昌泰元年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

迺者有司奏言ス、今月朔旦ノ冬至ヲ推得ス、終テ復タ始マル、自然ニ在ルヲ致ス、朕自ラ惟フニ、寡德何ヲ以テ嘉辰ニ會センヤ、豈祖宗ノ靈眷、臣佐ノ保持ノ致ス所ニ非ザラン乎、須ラク天下ト此ノ休祥ヲ共ニスベシ、昌泰元年十一月二十一日昧爽以前ヨリノ徒罪以下輕重ヲ論ゼズ、咸ナ原免ニ從フ（朝野群載）

と宣ひ、又村上天皇が天曆九年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

迺者有司奏言ス、老人星見ユ、又今日朔旦ノ冬至ニ當ル、天ノ紀ヲ得タリ、終テ復タ始マル、朕菲德ヲ以テ此ノ佳期ニ遭フ、唯ダ宗祧ノ助ヲ致セルノミニ非ズ、亦是レ輔弼ノ勤成ナリ、何ゾ一人ヲシテ其ノ嘉祉ヲ專ラナラシメン、須ラク萬姓ト其ノ禎祥ヲ共ニスベシ、天曆九年十一月二十二日昧爽ヨリ以前ノ徒罪以下輕重ヲ論ゼズ、咸ナ原免ニ從フ（政事要略）

と宣ひ、又圓融天皇が天延二年十一月下し給ふたる詔の中に曰く

迺者公卿奏シテ言ク、謹ミテ曆ヲ按ズルニ曰ク、今日乙亥朔旦ノ冬至ナリ、惟レ天ノ瑞聖日符爰ニ顯ハレ、乃聖ノ天時ヲ奉ジテ其ノ徵ニ感ズルナリト、誠ニ虛譽ニ之レ過ギタリト雖モ、抑モ是レ祚ヲ延ブルノ徵ナリ、朕ガ不德ナル焉ソ獨リ之ニ鍾ラン、我ガ民ト同ジク斯ノ福ヲ享ケンコトヲ思フ、天延二年十一月十八日昧爽ヨリ以前ノ徒罪以下輕重ヲ論ゼズ、咸ナ原免ニ從フ（政事要略）

と宣ひ、又一條天皇が正曆四年十一月下し給ひたる詔の中に曰く

迺者有司奏シテ言フ、今年十一月朔旦ノ冬至ナリ、端ヲ始メニ履ミ、正ヲ中ニ擧クト、朕カ素虛ナル文質ノ澆季ニ鍾ルト雖

モ天ノ玄應荷モ章首ノ嘉期ニ遇ヘリ、斯レ乃チ宗祧祐福ノ效、臣佐燮理ノ功ナリ、已ニ其ノ舊典アリ、何ソ新休ニ違ハン

正暦四年十一月十五日昧爽ヨリ以前ノ徒罪以下輕重ヲ論セス、咸ナ原免ニ從フ（政事要略）

と宣ひ、又鳥羽天皇が嘉承二年十一月下し給ふたる詔の中に曰く

公卿奏言ス、謹ンデ案ズルニ暦日十一月壬子ハ朔旦ノ冬至ナリ、列聖ヲ經テ値ヒ難ク、治世ニ鍾ツテ偶々來ル、又或ハ曩日ノ舊儀ニ稽ヘ、或ハ陰陽ノ新瑞ニ議ル、童蒙ノ心少クシテ未ダ識ルアラズ、庸昧ノ質獨リ何ゾ仁ニ當ラン、豈ニ祖宗ノ靈睠ト臣佐保持ノ致ス所ニ非ザラン乎、抑モ孝行ノ誼ヲ存シテ禮制踰フト雖モ、縱ヒ飲宴ヲ蒸々ノ誠ニ停ムルモ、何ゾ福應ヲ蒼ノ貺ニ忘レンヤ、須ラク兆庶ト斯ノ休徵ヲ享クベシ、嘉承二年十一月二十九日昧爽ヨリ以前ノ徒罪以下輕重咸ナ原免ニ從フ（本朝續文粹）

と宣ふもの皆な是れ朔旦の冬至を以て休祥と觀し、瑞徵と思惟し給ひたるものであつて、而かも是の休祥は祖宗の冥助と臣僚の輔弼の賜であると謙遜し給ふのである、而してこの休祥瑞徵は天皇御一人にて受くべきものではなく、臣民と共にすべきものであるから、天下に大赦を行ふて嘉慶福祉を分つのであると宣ふのである。

是を是の時代の事實に就て見るに左の如くである。

陽成天皇	元慶三年十一月	大赦	朔旦の冬至を賀する爲め
醍醐天皇	昌泰元年十一月	免輕罪囚	同
同	延喜十七年十一月	大赦	同
村上天皇	天暦九年十一月	同	同
圓融天皇	天延二年十一月	同	同
一條天皇	正暦四年十一月	免輕罪囚	同

三條天皇	長和元年十一月	同	同
後冷泉天皇	永承五年十一月	朝賀	同
鳥羽天皇	嘉承二年十一月	免輕罪囚	同

備考　鳥羽天皇以後大赦又は赦免のこと詳ならず

今日より朔旦の冬至なるものを見るときは左記の如く、規則正しく十九年毎に來る暦上の事實であつて、斯の如き事を吉徵となし是を慶賀することは異樣の觀をなすものであるが、當時に於ては天文博士或は暦博士等が是を以て祥徵となすの說を流布し當時一般に是を信じ、天皇も亦是の思想を有せられたるものと思考せらるるのである。

天皇	朔旦冬至年月	皇紀
嵯峨天皇	弘仁十三年十一月	一四八二年
仁明天皇	承和八年十一月	一五〇一年
清和天皇	貞觀二年十一月	一五二〇年
陽成天皇	元慶三年十一月	一五三九年
醍醐天皇	昌泰元年十一月	一五五八年
醍醐天皇	延喜十七年十一月	一五七七年
朱雀天皇	承平六年十一月	一五九六年
村上天皇	天暦九年十一月	一六一五年
圓融天皇	天延二年十一月	一六三四年
一條天皇	正暦四年十一月	一六五三年

三條天皇		長和元年十一月	一六七二年
後一條天皇		長元四年十一月	一六九一年
後冷泉天皇		永承五年十一月	一七一〇年
後三條天皇		延久元年十一月	一七二九年
堀河天皇		寛治二年十一月	一七四八年
鳥羽天皇		嘉承二年十一月	一七六七年
崇徳天皇		大治元年十一月	一七八六年
近衛天皇		久安元年十一月	一八〇五年
二條天皇		長寛二年十一月	一八二四年
安徳天皇		壽永二年十一月	一八四三年

是と同時に日蝕、月蝕、流星、彗星等の出現を凶徴となし、且つ辛酉及び甲子の年を厄年となし、是等の天變に際し屢々改元大赦を行ひ給ひ、又た辛酉及び甲子の年には改元を令せらるゝを常とするに至つた、是等に關する思想を表現する文献を發見し、能はざるも事實の存在は是を立證するものである。

是の時代に於ける改元及びその理由を掲ぐれば左表の通りである。

天皇諡號	年號	改元の理由	年號繼續年數	元年の皇紀
陽成天皇	元慶	踐祚に依る	八	一五三七
光孝天皇	仁和	踐祚に依る	四	一五四五
宇多天皇	寛平	踐祚に依る	九	一五四九

醍醐天皇	昌泰	踐祚に依る	三	一五五八
同	延喜	辛酉の厄年に依る	二二	一五六一
同	延長	水潦及び疾疫に依る	八	一五八三
朱雀天皇	承平	踐祚に依る	七	一五九一
同	天慶	厄運及び地震兵革の愼に依る	九	一五九八
村上天皇	天暦	踐祚に依る	一〇	一六〇七
同	天徳	水旱の災に依る	四	一六一七
同	應和	皇居火災並に辛酉革命の御愼に依る	三	一六二一
同	康保	旱魃並に甲子の御愼に依る	四	一六二四
冷泉天皇	安和	踐祚に依る	二	一六二八
圓融天皇	天禄	踐祚に依る	三	一六三〇
同	天延	天變及地震の災に依る	三	一六三三
同	貞元	皇居火災及日蝕皆既の災に依る	二	一六三六
同	天元	明年陽五の御愼に依る	五	一六三八
同	永觀	去年炎旱及皇居燒失に依る	二	一六四三
花山天皇	寛和	踐祚に依る	二	一六四五
一條天皇	永延	踐祚に依る	二	一六四七
同	永祚	彗星及び地震の災異に依る	一	一六四九

同	正暦	大風及び天變に依る	五	一六五〇
同	長徳	疾疫及び天變に依る	四	一六五五
同	長保	炎旱疾疫の災に依る	五	一六五九
同	寛弘	炎旱及災變に依る	八	一六六四
三條天皇	長和	踐祚に依る	五	一六七二
後一條天皇	寛仁	踐祚に依る	四	一六七七
同	治安	辛酉の厄年に依る	三	一六八一
同	萬壽	甲子の厄年に依る	四	一六八四
同	長元	天變に依る	九	一六八八
後朱雀天皇	長暦	踐祚に依る	三	一六九七
同	長久	皇居燒亡及地震の災に依る	四	一七〇〇
同	寛徳	疾疫及旱魃に依る	二	一七〇四
後冷泉天皇	永承	踐祚に依る	七	一七〇六
同	天喜	天變及恠異に依る	五	一七一三
同	康平	皇居及大極殿火災に依る	七	一七一八
同	治暦	旱魃及三合の厄年に依る	四	一七二五
後三條天皇	延久	踐祚に依る	五	一七二九
白河天皇	承保	踐祚に依る	三	一七三四

同	承暦	旱魃並赤斑瘡に依る	四	一七三七
同	永保	辛酉の厄年に依る	三	一七四一
同	應徳	甲子の厄年に依る	三	一七四四
堀河天皇	寛治	踐祚に依る	七	一七四七
同	嘉保	疱瘡流行に依る	二	一七五四
同	永長	天變に依る	一	一七五六
同	承徳	地震に依る	二	一七五七
同	康和	地震及び疫疾に依る	五	一七五九
同	長治	天變に依る	二	一七六四
同	嘉承	彗星出現に依る	二	一七六六
鳥羽天皇	天仁	踐祚に依る	二	一七六八
同	天永	彗星出現に依る	三	一七七〇
同	永久	兵革並に疾病に依る	五	一七七三
同	元永	天變並に御惱に依る	二	一七七八
同	保安	天變並に御惱に依る	四	一七八〇
崇徳天皇	天治	踐祚に依る	二	一七八四
同	大治	疱瘡流行に依る	五	一七八六
同	天承	炎旱及天變に依る	一	一七九一

同	長承	疾疫流行に依る	三	一七九二	
同	保延	疫疾及飢饉に依る	六	一七九五	
同	永治	辛酉革命の年に依る	一	一八〇一	
近衛天皇	康治	踐祚に依る	二	一八〇二	
同	天養	甲子の厄年に依る	一	一八〇四	
同	久安	彗星の出現に依る	六	一八〇五	
同	仁平	暴風及び供水の災に依る	三	一八一一	
同	久壽	厄運に依る	二	一八一四	
後白河天皇	保元	踐祚に依る	三	一八一六	
二條天皇	平治	踐祚に依る	一	一八一九	
同	永暦	兵亂に依る	一	一八二〇	
同	應保	疱瘡流行に依る	二	一八二一	
同	長寛	不詳	二	一八二三	
同	永萬	不詳	一	一八二五	
六條天皇	仁安	踐祚に依る	三	一八二六	
高倉天皇	嘉應	踐祚に依る	二	一八二九	
同	承安	災變及厄會に依る	四	一八三一	
同	安元	疱瘡の流行に依る	二	一八三五	

同	治承	大極殿の火災に依る	四	一八三七	
安德天皇	養和	踐祚に依る	一	一八四一	
同	壽永	飢饉及兵革に依る	二	一八四二	

上記の事實によりて見るときは、陽成天皇より安德天皇に至る約三百年間に於て改元せられたること實に七十八回であつて、而して是の改元の行はれたる原因を分類すれば左の如くである。

一、	天皇の踐祚、卽位に原因するもの	二五回
二、	天變、地異、疫疾、飢饉、火災、兵亂卽ち咎徵思想に原因するもの	三七回
三、	辛酉甲子等の厄年及彗星出現卽ち曆數思想に原因するもの	一四回
四、	未詳	二回

であつて、踐祚後の改元は大化の新政以後行はれたる先例によるものであるが、咎徵思想によるもの實に三十七回の多きに達し曆數思想によるもの十四回に及んでをることは、是の時代に於て如何に咎徵思想及び曆數思想が高調せられたるかを見得るのであり、而して是の咎徵及び曆數思想は遂に攘災の思想に變化し、變災あれば先づ改元して是の災厄を攘ひ、是を免れんとするに至つてをる。

又曆數思想により日蝕、月蝕、流星、彗星等の出現により大赦を行ひ給ひたる事實は左の如くである。

冷泉天皇	康保四年九月	大赦	流星出現の爲め
圓融天皇	天延三年七月	大赦	日蝕の爲め
同	貞元二年十二月	大赦	日蝕見へざるを賀する爲め
一條天皇	長保四年九月	大赦	日蝕月蝕大流星の爲め

同　寛弘四年六月　大赦　流星出現の爲め

後一條天皇　長元八年九月　大赦　流星出現の爲め

其四　恤刑思想

此の時代に於ける歴代天皇の恤刑思想は、前時代に於けるものと異ることなかつた、卽ち天皇は德政敎化を重しとなし、法律刑罰を輕しと思惟し給ふたから、刑者を憐れみ給ふ大御心は最も篤きものであつた。

卽ち三條天皇が長和四年五月下し給ひたる大赦の詔の中に曰く

刑罰ハ理亂ノ輿策ナリ、空ク綏フスベカラズト雖モ、德化ハ興平ノ津梁ナリ、猶ホ寤忘スベカラズ、宜シク曠風ノ仁ヲ施コシ、將ニ翌日ノ瘼ヲ期セントス、天下ニ大赦スベシ（小右記）

と宣ふを見るに、刑罰は單に治國の方策たるに過ぎざるものであるか、德化は治國の大本であるから、苟も忽かせにすべからざるものである、卽ち德化を重となし、刑罪を輕しとなすの思想を表現するものである。

又近衞天皇が久安三年十月下し給ひたる大赦の詔の中に曰く

五刑ハ邦ヲ經スルノ警戒ナリ、曩聖已ニ憲章ヲ設ク、肆眚ハ世ヲ理ムルノ洪基ナリ、先哲猶ホ惠化ヲ施コス（本朝世紀）

と宣ふ處に據れば、刑罰は單に治國の警戒に過ぎないが罪人を赦免することは德を布くのであるから、寧ろ治國の根本義である、それ故に刑罰を行ふと同時に惠澤を施こし德政を布かねばならぬとの意であつて、是れ亦た德政仁恕を重しとなし、刑罰を輕しとなすの思想を表現するものである。

又同天皇が久安五年三月下し給ひたる大赦の詔の中に曰く

惡ヲ懲ラシ、善ヲ勸ムルハ明王ノ彝範ニシテ君道美ヲ稱スル所以ナリ、刑ヲ綏ニシ、過ヲ宥フスルハ、賢哲ノ芳躅ニシテ民

心仁ヲ誇ル所以ナリ、時ニ隨フノ義長ク令典ニ傳フ（本朝世紀）

と宣ふ所に據れば、勸善懲惡は治國の方則であるけれども、猶ほ刑を緩にし過を宥ふすることは民心を歸嚮せしむる良道であるとの意であつて、寬刑赦免の必要なることを宣ふものであつて、間接に言へば、是れ亦德化を重しとなし刑罰を輕しとなす思想を表現するものである。

刑罰に對する根本思想が、斯樣なるものであつたから、國家に慶事あり、或は朔旦の冬至の如きものを祥徵となして忽ち大赦の令を布きて、罪人を宥恕し給ひ、又風水、飢饉、疫疾等があれば是を咎徵なりとして、又大赦を行ひ天皇御踐祚後に於ける改元の際に於ても亦た大赦を行ひ給ひ大赦は最も頻繁に行はれたのである。

其五　文章經國思想

前時代に於て淳和天皇が良岑安世、滋野貞主等をして經國集を編せしめ給ひしが如く、是の時代の初期に於ても文章經國の思想は猶ほ存在した、是れ支那儒學の影響であり、崇文卑武思想の一面であつて、菅原文時が上りし封事三ケ條に於て文時は著しく是の思想を發露して居るか、是の思想は當時の大官たる藤原氏を通して天皇に及び、天皇も亦た詩文を學び給ひ村上天皇の如きは作詩に最も長し給ふたる程であつた、それ故に當時官吏、就中中央政府の官吏登用の門たる擬文章生の試驗に於ては常に作詩がその試驗の課題となつた、而かもその詩は政治上殆んど必要なき、花鳥、風月、遊樂等に關係する課題のみを授くるのであるから、中央政府の官吏たらんとするものは、斯の如き風流の作詩にのみ沒頭して、政治の眞意義や治國平天下の本義を究むるの暇なかつたのは當然である、斯くして、平安朝下期の政治は政治の實際と遠ざかりたる形式政治、文弱政治に墮したのである。

今是の時代に於ける、官吏候補者たる擬文章生の試驗課目たる詩題を一例として揭ぐれば次の通りである。

村上天皇天曆二年六月十四日考試詩題
　昊天降豐澤
同　天曆二年十月二十九日考試詩題
　辨廉清詳群
同　天德二年五月十七日考試詩題
　魚登龍門
同　應和元年三月五日考試詩題
　流鶯遠和琴
圓融天皇天祿元年七月十一日考試詩題
　國安民治
同　天祿二年三月二十八日考試詩題
　殘雪知暑
同　天延元年七月二十七日考試詩題
　豐年至
同　天元元年三月七日考試詩題
　野無遺賢
同　永觀元年七月五日考試詩題
　蟋蟀待秋吟

一條天皇永延元年十月　考試詩題
　池岸菊猶鮮
同　長德元年十一月　考試詩題
　冬多積雪
同　長德二年六月　考試詩題
　澤如時雨
同　寬弘二年七月　考試詩題
　秋叢露作珠
同　寬弘三年十一月二十六日考試詩題
　蟄始生今日
三條天皇長和三年八月二十一日考試詩題
　擧實爲秋中
後一條天皇寬仁二年十月二十二日考試詩題
　翠松無改色
後朱雀天皇長久二年三月四日考試詩題
　歌舌不如鶯

是等の考試詩題は、時の左右大臣又は大中納言等即ち上卿の命を奉じて、文章博士等が選定し、是を試驗課題として官吏候補者等に詩を作らしめたるものであるが、その中「國安民治」「野無遺賢」「豐年至」が稍政治に關係ある題目であつて、その他

は總て風流人士の遊樂の課題である、而して斯様なる作詩にのみ浚頭したるものが、實際政治の衝に當りて迂遠であり、遲鈍であるは當然である、而かも是れ皆な文章經國思想の結果である。

第四節　法治思想の衰退

前時代に於ては、元正天皇の御代に於て養老律令の制定を見、その後嵯峨天皇の御代に於て、貞觀格、貞觀式成り、律令格式は大に整頓し且つ是が實行を監督勵行し、大に治績を擧げ給ふたが、是の時代の始に於ては、前時代を繼承して陽成天皇の元慶年間に於て、明法博士、惟宗直本は令集解を編輯して、律令格式の實行に關する解釋を與へ、又醍醐天皇延喜年間に於て延喜格を作爲せしめ給ひ、延喜七年是を頒布せしめ給ふ等法令の編輯に努力し給ひたるも、是の實行に至りては充分なる監督勵行をなす能はず剩へ藤原氏その他貴族豪族の專恣專橫を抑制し能はなかつた爲め、律令格式等は其の名ありて毫も行はれず、陽成天皇の元慶二年に於て一たび班田檢校の詔下りたるも、是が實行の困難を見るや是を中止するの已むなきに至り、爾後班田收授の法は殆んど廢絕し、且つ租庸調の法亦た漸く行はれず、豪族及び國司等の租稅を橫領して上納せざるもの多く、爲めに、府庫缺乏して遂に天皇の服御常膳を減省し、百官の俸祿を減殺せざるを得ざるに至り、朝廷の費漸く缺乏して遂に重要なる祭祀すらも缺くに至り、加之盜賊、海賊橫行し放火、夜討等跋扈するも是を追捕處刑するを得ず、遂に頻々たる皇居宮殿の燒亡を見るに至れるも是を如何ともする能はず、紀綱廢頹し朝權伸張する能はず、唯だ幸幣と讀經によりて是等の人爲的災害を除かんとするのみとなり、法治思想は全く衰頹し是の時代の末期に至りては至る處無警察狀態に陷り、爲めに、自己を擁護せんが爲め、延曆寺、園城寺、興福寺、東大寺等の僧徒は兵を養ひ甲冑を被り、その武力を賴んで朝廷を威嚇するに至り、且つ盜賊の强大なるもの徒黨を率

ひて京師を橫行し、爭鬪屢起り世は騷々擾々として制止する能はざるに至つた、是れ全く法治思想衰退し單に祈禱のみによつて政治を行はんとしたるが爲めである。

第五節　神治思想の存續

是の時代に於ては神治思想、卽ち神の意を承けて政治をなすの思想は敬神思想として存續した、卽ち政治思想として其の全般を支配するものは高調せられたる禱治思想と形式化されたる德治思想のみであつた、然しながら是の時代の歷代天皇の敬神思想は毫も減退しなかつた、否な寧ろ高調せられて高き信仰となつたことは事實である、卽ち歷代天皇は伊勢大神宮に對しては、毎年幣帛を奉りて是を祭り給ひ、又天皇の御卽位後に於ては必ず天皇の子女を齋內親王として差遣し大神宮に奉仕せしめ給ふことは、前時代と異ることなく、而して是の時代に於ては京都に最も近き賀茂神に對する信仰篤く同神に對しても、伊勢大神宮の如く天皇の近親の子女を齋內親王として同神に奉仕せしめ給ひ、一條天皇の御宇に於ては天皇自ら賀茂神社に行幸し親拜し給ふに至り、三條天皇以後に於ては更に松尾神社に行幸親拜し給ひ、而して、後一條天皇以後に於ては更に石淸水八幡宮に行幸親拜し給ふに至り、その御信仰は益々篤くあらせられたのである。

斯様なる篤き御信仰は勿論神を祈禱の對象と思惟せられたのであつて、天變、地異、風水、疫疾等を未然に攘除せんとし給ひ以て國家の平安と臣民の福祉とを希ひ給ふたのである。

斯様なる篤き御信仰の結果として、平安朝末期に於て生じたる諸神社の火災に關しては、特に宸襟を惱まし給ひ斯の如き火災の生じたるは全く天皇の不德の結果であると思考し給ひ、いたく恐懼し給ひたるは、實に畏多き極みである、而して是等神社

の失火を今日より見れば、全く藤原氏攝政となりて行ふたる政治の弛緩、即ち無警察の結果として生じたる群盜の放火であつたことは想像に難くない處である。

即ち後一條天皇が治安二年二月宇佐八幡宮に奉幣時の宣命の中に曰く

去年十二月二十三日宇佐宮ノ寶殿火アリテ燒亡セリト、此ノ由ヲ聞コシ食スニ、宸襟聊無ク驚キ嘆キ賜フ事アリ、是ハ神威ノ薄キニ非ラズ、朕ノ不德ニ依リテ來ル所ノ徵ナリ、躬ヲ責メテモ猶ホ謝スベシ（石清水文書）

と宣ひ、又白河天皇が承保四年四月石清水八幡宮に奉幣時の宣命の中に曰く

今年二月五日ニ香椎宮神殿燒失セリト、大宰府言上セル事在リ、此ノ由ヲ聞シ召シテ、冲襟ニ驚キ歎キ大坐スコト限無シ、是ハ神威ノ薄キニ非ズ、朕ノ寡德ナルニ依リテ示ス所ノ徵ナリ（石清水文書）

と宣ひ、又崇德天皇が石清水八幡宮に奉幣時の宣命の中に曰く

去ル正月二十三日夜、石清水ノ寶殿ニ火有リテ、廟堂灰燼ト爲リ、神寶多ク燒亡セリ、加之御體燒失シテ常燈絶ヘ、畢リタル事ドモヲ驚キ嘆キ御ハスコト叡慮靜無シ、是ハ朕ノ不德ナルニ依リテ、神明ノ咎徵ヲ告示シ給フナリト恐ミ畏マリ思シ食ス（石清水文書）

と宣ひ、又近衞天皇が久安四年四月祇園神社に奉幣時の宣命の中に曰く

去月二十九日ノ未時ニ、鴨水ノ側ノ人家ノ內ヨリ、不慮ニ火有リテ、煙焰忽チ盛ナリ、餘焰屢來リテ、延テ院內ニ及ビテ神殿、塔婆、東西廻廊、門等灰燼ト爲リタリ、此ノ旨ヲ聞シ食シ驚キテ、卽チ官使ヲ差ハシテ、尋ネ遣ハス所ニ院家所司等注申シテ云フ、先ヅ塔婆ヲ燒クノ後ニ次ニ寶殿ニ及ブノ時、院僧等御正體ハ數ノ如クニ取出シ奉リ畢ンヌ、自餘ノ經、論、佛具樂器、舞裝束等モ少々其殃ヲ免レタリ、燒失セシ所ノ物ハ幾モ非ズト申セリ、凡ソ御體出シ奉ラシメシコトハ、限無キ悅ナリト思シ召セドモ、寶殿ノ燒失ヲ歎キ思ヒ給フコト寤寐聊無シ（中略）抑モ天神ハ我ガ朝ニ跡ヲ垂レテ國家ヲ保護シ給フテ、累代ノ明主モ崇重殊ニ嚴シ、況ンヤ此庸昧ノ質、欽仰貳無シ、而ルニ世澆季ニ及ビ德是レ菲薄ヤルガ致ス所ニテ、此ノ如キノ事ハ出來ルニヤト解謝申セリ（本朝世紀）

と宣ふて何れも神社の燒亡神體の燒失を恐懼し給ひ憂慮し給ひ、而して是れ皆天皇の德至らざるの結果であると神に陳謝し給ひたることは、畏多き極みであるが、然しながら是を以て見ても、當時の歷代天皇が如何に敬神の念篤かりしかを知り得るのである。

第六節　對臣民思想

是の時代に於ける歷代天皇の對臣民思想は、前時代の歷代天皇のそれと毫も異らなかつた、卽ち天皇は臣民を自己の赤子であり、嬰兒であると思惟し給ひ、是を撫育愛養することを以てその天職と考へ給ふた。

是が爲め天變、地異、疫疾、飢饉等の爲め臣民が困窮したる場合に於ては、常にその救濟賑恤に全力を注がれたのであつて、同時に斯の如き場合に於ける歷代天皇の下し給ひたる詔勅並に神に奉られたる宣命に於て天皇の對臣民思想を窺ひ得るのである。

卽ち宇多天皇が仁和四年五月、災異を被れるものを賑恤し給ふ詔の中に曰く

去年七月三十日坤德靜ヲ失シ、地震災ヲ成シ、八月二十日亦タ大風洪水ノ診有リ、前後重害ニ遭フモノ三十有餘國、或ハ海水泛溢シ、人民魚鼈ノ腹ニ歸シ、或ハ邑野陷沒シ、廨宇蛟龍ノ宅ニ變ズ、呼嗟猪澤ノ功未ダ成ラズ、象耕ノ期奄チ至ル邊氓ヲ顧念スルニ誠ニ中懷ニ軫タム、朕忝シク薄德ヲ以テ洪基ヲ丕承シ、內、陟岵ノ慟ヲ纏ヒ、外、臨谷ノ危ヲ惕ル重ネテ今月ル

日信濃國山積レ河溢シ、唐突ニシテ、六郡ノ城廬地ヲ拂フテ漂流シ、戸口波ニ隨フテ浚溺ス、百姓何ノ辜アリテカ、頻ニ此ノ禍ニ罹リ徒ラニ疚首ノ歎ヲ發セン、宜シク授手ノ恩ヲ降シ、故ニ使者ヲ分遣シ就テ慰撫ヲ存セシムベシ、宜シク詳カニ實數ヲ加ヘ勤メテ優恤ヲ施コスベシ、其ノ災ヲ被ル最モ甚シキ者ハ、今年ノ租調ヲ輸スル勿レ、所在倉ヲ開キ賑貸シ、其ノ生業ヲ給シ若シ屍骸未斂ノ者アラバ、官埋葬ヲ爲シ、此ノ洪澤ノ美ヲ播シ、朕ガ納隍ノ心ニ協ヘ、主者施行セヨ（類聚三代格）

と宣ひ臣民を救恤するに切なる叡慮を窺ひ得るその「邊俗ヲ顧念スルニ誠ニ中懐ニ軫タム」と宣ふもの皆な是が爲めである。

又同天皇が寛平八年十月下し給ひたる詔の中に曰く

百姓ノ單寒朕見ルニ忍ビズ、既ニ國ヲ富スニ謀ナシ、唯ダ體ヲ貧民ニ合センノミ、内外ニ布告シテ、朕ガ意ヲ知ラシメヨ、（本朝文集）

と宣ふもの亦天皇の臣民に對する叡慮を窺ひ得るのである。

又醍醐天皇が延長七年八月臣民賑恤の爲め下し給ひたる詔の中に曰く

水害ニ依リ、損害ヲ被ル者ハ量リテ賑給ヲ加ヘ、其尤モ甚シキ者ハ今年ノ調脩ヲ輸スル勿レ（日本紀略）

と宣ひ、又村上天皇が天暦十年七月下し給ひたる詔の中に曰く

頃者甘澍降ラズ、旱ニ苦ムコト久盛ニシテ園圃青草ノ色ヲ見ズ、壠陌多ク赤地ノ愁ヲ含ム、夫レ德政ハ邪ヲ防ギ善言ハ福ヲ招ク、殷宗ガ鼎ニ餁クノ雉、昇平ノ妖自ラ消ユ、宋景ガ退舍ノ星、守心ノ變異ナルニ非ズ、其レ朕ガ服御ノ物並ニ常膳等宜シク重ネテ省減スベシ左右馬寮ノ秣穀ハ一切權ニ絶テヨ、諸作役ノ急ナラザルモノハ、事ヲ量リテ、且ラク停メヨ、又獄囚ノ中恐クハ冤者アラン、速カニ所司ニ命ジテ慮ヲ申ネテ放出セヨ、加之、天下諸國ノ水有ル處任ママニ百姓ヲシテ灌漑セシメ、貧ヲ先ニシ、富ヲ後ニセヨ、高年鰥寡孤獨ニシテ、自存シ能ハザル者ハ量リテ賑贍ヲ加ヘヨ、又五畿内七道諸國ノ去ル天暦五年以往ノ調庸未進ノ民ノ身ニ在ルモノヲ免除セヨ（本朝文粹）

と宣ふもの亦、天皇の臣民に對する叡慮を窺ひ得るのである。

又一條天皇が正暦五年四月疫癘流行に際し、諸神に攘疫を祈り給ひたる宣命の中に曰く

今年春始ヨリ遠近ニ疫癘ノ聞エアリ、仍リテ此ノ患ヲ攘ヒ除ク可キノ由、祈禱ノ誠眷念日久シ、而ルニ今外國京畿ノ間、病死ノ輩道路相枕セリ、門々戸々ニモ首ヲ擧ゲテ、病臥セリト聞シ食シテ、是レ則チ人主ノ薄德ニテ、人民モ此ノ患有リト歎キ患ルコト限リ無シ、夫レ人ハ國ノ本ナリ、若シ人民無クンバ、誰ニ依リテカ君ト稱セント、古聖主賢王モ深ク愼ミ、懼ル所ナリ、況ンヤ、朕ガ愚昧ナル未ダ捐スル攸ヲ知ラズシテ、今此疫癘ノ災有ルオヤ、只神明ノ司護リ給フナリ、人力ノ及ブ所ニ非ズ（本朝世紀）

と宣ひ、臣民の疫疾を患るを歎き給ひ、その責を親ら負ひ給ふのである、又同天皇が正暦五年六月貴布彌、丹生兩社に祈禱し給ひたる宣命の中に曰く

今年春ヨリ始メテ。遠近國郡、京洛都邑ノ間ニ、疫癘繁ク發シテ天寮甚ダ多シ、爰レ藥石ノ營斷無クシテ、耕農ノ勤自ラ懈釋セリト所念行シテ、屢神靈ノ助ヲ仰グト雖モ、冥應殆ンド空ノ如ク、病天ノ輩今ニ休マズ、是レ朕ガ薄德ニヨリテ、此ノ天下ノ患ヲ除キ難キナリト、上ハ七廟ニ慚チ、下ハ萬民ニ謝ス、加以、去月以來炎旱相感ジテ、雨澤下ラズ、田園漸ク焦損シ、農民彌々愁嘆スト聞シ食シ、歎キ大坐スト、簪窠聊無ク叡襟春ガ如シ、掛マクモ畏キ大神ノ廣キ顧厚キ助ニヨリテ、此等ノ災ヲバ攘ヒ除ク可キモノナリト所念行ス（本朝世紀）

と宣ふもの亦天皇が疾疫炎旱の爲め臣民を顧念し給ふ叡慮を窺ひ得るものである。

又後一條天皇が寛仁元年十二月下し給ひたる詔の中に曰く

朕弱齡ヲ以テ、謬リテ丕緒ヲ繼グ、帝跡廣クシテ、化俗ノ道ニ勞シ、政績紛々トシテ、利世ノ方ニ迷フ、何ノ德化ヲ施シテカ其ノ康寧ヲ期セン、只恒典ヲ列代ニ考ヘ、節用ヲ普天ニ均シフセント欲ス、其レ朕ガ服御常膳等ノ物、宜シク累朝ノ例ニ

準ジ以テ四分ノ一ヲ減ズベシ、毫毛ヲ鳳戻ノ下ニ省キ、黎元ヲ鴻休ノ間ニ導カンコトヲ庶幾フ（小右記）

と宣もの亦天皇が服御常膳の費を節して、臣民をして休養せしめんとの叡慮である。

又近衞天皇が仁平元年四月飢饉に付、諸社に祈禱し給へる宣命の中に曰く

去年ノ孟秋ニ、州縣旁ラ風水ノ難ニ遇ヒ、今春以後都鄙ニ、粗ボ飢饉ノ苦有リ、其旨ヲ聞キ驚キ、殊ニ歎キ大坐ハスコト限リ無シ、偏ニ是レ朕ガ菲薄ニ依リテ、民ノ菜色有ランカト慙懼ノ至リ、寤寐ニ休マズ、掛マクモ畏キ大神、鎭護ノ誓誤ラズシテ豐饒ノ世ニ早ク成シ給ヘト所念行ス（本朝世紀）

と宣ふもの亦臣民の飢饉を軫念あらせらるゝ叡慮を窺ひ得るのである。

又高倉天皇が安元元年七月下し給ひたる詔の中に曰く

朕庸昧ヲ以テ忝シク、丕圖ヲ受ケ、四海ヲ以テ家ト爲スト雖モ、滂流ノ化遍カラズ、萬民ヲ以テ子ノ如クスト雖モ、撫育ノ恩施コシ難シ、仁風未ダ扇セザルコト玆ニ八年、方今去春以來天下靜カナラズ、皰疫間々流行シ、老幼頗ル流困ス、眇身ノ不德ナリ、黔首何ノ事ガアラン哉（玉葉）

と宣ふもの亦臣民の疾疫に苦むを顧念し給ふ、叡慮を窺ひ得るものであつて「眇身ノ不德ナリ、黔首何ノ事アラン哉」と宣ふことは恐懼の至りである。

今三代實錄、日本紀略、扶桑略紀、本朝世紀等に記錄せる免租賑救等の事實を摘記すれば左の如くである、但し三條天皇以下に關しては記錄の存せざるを遺憾とするものである。

陽成天皇

元慶　元年　正　月　京師及畿內諸國飢饉ス、東西京中ニ常平司ヲ置キ官米ヲ出賣ス、又使ヲ河內和泉兩國ニ遣ハシ絕乏戶ヲ賑給ス

同　三　月　米一百五十斛穀一千斛ヲ以テ東西京ノ男女自存スル能ハザルモノヲ賑給ス

同　七　月　炎旱神泉苑ノ池水ヲ引キ、城南ノ民田一日一夜灌漑ス、而シテ水脉涸竭ス

元慶　二年　正　月　勅シテ播磨國不動穀六千斛ヲ和泉國ニ轉ジ百姓ニ班給ス、去年旱スルヲ以テナリ

同　同　月　去年炎旱シ京師及畿內諸國飢饉ス東西京中ニ常平司ヲ置キ、官米ヲ出賣ス、又使ヲ河內和泉兩國ニ遣ハシ絕乏戶ヲ賑給ス

同　二　月　備後國飢フ絕乏戶二千四十人ヲ優復ス

同　同　月　京師飢フ之ヲ賑給ス

同　同　月　備前國不動穀一萬斛ヲ河內國ニ運ビ百姓ニ班給ス、去年旱損シ民多ク飢餓スルヲ以テナリ

同　五　月　攝津國飢フ詔シテ播磨備前兩國ノ不動穀各三千斛ヲ轉運シ百姓ニ班賦ス

同　同　月　大和國去年大旱シ百姓飢饉ス詔シテ正稅三萬束ヲ以テ絕乏ノ戶七萬八千八百十人ニ賑給ス

同　同　月　攝津國頻年災旱シ殣道路ニ盈ツ糒百斛ヲ以テ之ヲ賑給ス

元慶　三年　三　月　山城國ノ正稅稻三萬束ヲ以テ大和國ニ充給ス、頻年損ニ遭ヒ百姓彫弊スルヲ以テナリ

同　六　月　東西京飢饉ス病困者ヲ賑給ス

元慶　五年　二　月　出羽國雄勝、平鹿、山本三郡ノ百姓調庸一年ヲ復ス

同　三　月　京師ノ飢窮病困ニシテ自存スル能ハザル者ヲ賑給ス

同　六　月　今月霖雨止マズ京師ノ困乏者ヲ賑給ス

元慶　六年　五　月　今月霖雨京師ノ貧困病困ノ輩ヲ賑給ス

同　六　月　勅シテ因幡、出雲兩國ノ正稅三千斛ヲ以テ伯耆國ニ賜ヒ百姓ニ班給ス

元慶　七年　六月　武藏國飢饉ス、正稅稻六萬束ヲ以テ賑給ス　（三代實錄）

光孝天皇

元慶　八年　三月　東西京ノ飢民ヲ賑給ス

同　八月　出雲國ノ正稅稻八萬束、長門國ノ三萬束ヲ各部內ノ百姓ニ班給ス、去年登ラズ宿儲苗種無シ農業廢スベカラザルヲ以テナリ

仁和　元年　五月　京城ノ飢民ヲ賑給ス、霖雨ヲ以テナリ

仁和　二年　六月　今月朔ヨリ霖雨ス、京師飢フ倉廩ヲ開テ之ヲ賑ハス

仁和　三年　六月　去ル五月ヨリ霖雨シ此ニ至ルモ未ダ止マズ京師飢餓ス、倉廩ヲ開キテ兩京絕乏ノ民ヲ賑給ス　（三代實錄）

宇多天皇

仁和　四年　五月　是ヨリ先キ信濃國大水アリ、山頹レ河溢ル詔シテ水災ヲ被ル者ハ今年ノ租調ヲ輸スル勿レ所在倉ヲ開キテ賑貸シ其生產ヲ給シ若シ屍骸未斂ノ者アレバ埋葬ヲ爲セト　（日本紀略）

醍醐天皇

延喜　三年　十二月　京民ヲ賑給ス

延喜十二年　五月　京民ヲ賑給ス

延喜十二年　十二月　檢非違使ヲシテ去十五日失火ノ舍宅ヲ勘申セシメ人々各々米粒ヲ給ス

延喜十三年　八月　風人宅ヲ損ス、害ニ遇フ者ヲ計ルニ凡ソ二千五百十七烟、物ヲ賜フ差アリ

延喜十四年　五月　失火ノ宅ニ米鹽ヲ給フ差アリ

延喜十六年　三月　檢非違使ヲ遣ハシ粟米五百斛ヲ請シ朱雀大路ニ於テ蹙居高年飢病者ニ布施ス

延長　三年　七月　神泉苑ノ水ヲ以テ京南ノ田ニ溉ク

延長　五年　七月　去ル二十八日燒亡セル五位已下ニ物ヲ給フ差アリ

延長　七年　八月　去月二十六日流損セル山城ノ百姓等ニ正稅ノ稻萬束ヲ以テ賑給スベキ由宣下セラル

延長　八年　二月　米百石穀四百石ヲ以テ左右兩京ノ病者窮人等ヲ賑給ス、但シ件ノ米ノ內五斗ヲ以テ每條炊飯シ之ヲ給ス飢急者ノ爲メナリ

同　同月　檢非違使並ニ左右京ニ仰セ施藥院、悲田院ノ曲殿並ニ便宜アル所等ニ窮人ヲ安置セシメ、卽チ大藏ノ古弊幔、掃部ノ古帖筵等ヲ下シ粟院ノ米五石大膳ノ鹽二斗ヲ病人ニ資給セラル、今年疫疾ニヨリ人民多ク道路ニ愁苦スルガ故ニ依ルナリ、仁惠ノ深キ已ニ黎庶ニ及ブ

延長　八年　六月　左大臣勅ヲ奉ジテ、宣テ曰ク炎旱旬ニ涉リ田畝焦損ス、京南鳥羽等神泉池水ヲ導カント欲ス、若シ許容セザレバ恐クハ民業ヲ失セン宜シク少納言良岑遠視ヲシテ六府ノ舍人以下ヲ率ヒ承前ノ例ニ准シ池水ヲ通流セシムベシ　（日本紀略及扶桑略記）

朱雀天皇

天慶　二年　五月　東西京ヲ賑給ス

同　七月　當時炎旱少納言橘實利史生並ニ諸衞舍人史長等ヲ率ヒ、神泉苑ニ向ミ今日ヨリ三ケ日池水ヲ放出スベシノ勅有リ內給所ノ錢百貫文ヲ召シ、藏人所ノ雜色等ヲ使ト爲シ、小舍人並ニ諸衞ヲ差シ東西ノ飢饉疾疫ノ輩ニ分給ス、左京一條錢七貫文、同二條錢六貫文、同三四條錢七貫文、同五六條錢八貫文、同七八九條錢十九貫文、右京一條錢十三貫文、同二條錢五貫文、同三四條錢六貫文、同五六條錢四貫

天慶　五年　四月

同　五月　文、同七八九條錢十二貫文
東西京賑給ノ事有リ、先例廣院ノ米ヲ以テ給ス、而ルニ彼院米無キヲ以テ常平所ノ穀ヲ以テ之ヲ給ス

（本朝世紀）

村上天皇

天曆　元年　六月　左右京ヲ賑給ス
同　閏七月　米百斛鹽三十籠宛ヲ東西京ニ賑給ス、疱瘡及赤痢ノ事ニ依ルナリ
天曆　三年　六月　東西京ヲ賑給ス、旱炎ニ依ルナリ
同　七月　藏人右少辨源俊、綸言ヲ奉シ神泉苑ノ池水ヲ京南ノ田ニ溉ク
天德　元年　五月　兩京ヲ賑恤ス
天德　四年　七月　勅シテ曰ク炎旱既ニ久シ例ニ依リ少納言ヲ遣ハシ神泉苑ノ池水ヲ放給セシム
應和　二年　十一月　綿調布等ヲ以テ東西京ヲ賑給ス
應和　三年　六月　今日ヨリ三ケ日神泉苑ノ池水ヲ放チ京南ニ溉ク、又大井河ヲ塞グ爲メ掃部寮ノ舊蔵三百牧宛ヲ給ス蓋シ水ヲ田ニ灌カンガ爲メナリ

圓融天皇

康保　元年　十二月　兩京ヲ賑給ス
康保　二年　十一月　詔シテ人民ヲ賑給ス、當年ノ半偪ヲ免ス天災地震火災等ニ依ルナリ
康保　三年　九月　京畿內ノ人ヲ賑給ス、洪水ニ依ルナリ其最モ甚シキ者ハ當年ノ調偪ヲ輸スル勿レ
康保　四年　五月　兩京ヲ賑給ス

（日本紀略）

貞元　元年　六月　詔シテ天皇及ビ皇后ノ服御常膳ノ物ヲ減ジ又諸國天祿三年以往ノ調庸未進ヲ免除シ天下ノ偪ノ半ヲ復ス、禁中火事ニ依ルナリ
貞元　二年　四月　詔シテ今年諸國ノ半租ヲ免ス、造宮ニ依ルナリ
天元　三年　十一月　詔シテ皇家及皇后ノ服御常膳ノ物等ヲ減ズ、又五畿七道諸國ノ調庸未進ヲ免除シ天下ノ偪ノ半ヲ復ス、宮室火事ニ依ルナリ
天元　四年　三月　詔シテ造宮ニ就キ諸國今年ノ半租ヲ免ズ
天元　五年　二月　皇太子南殿ニ於テ元服ヲ加フ、詔シテ父ノ後タル者六位已下曾一級ヲ叙シ、去ル天元三年以往調庸未進ノモノ咸ナ之ヲ免除ス

（日本紀略）

一條天皇

永延　元年　五月　詔シテ服御常膳ヲ減撤シ左右馬寮ノ秣ヲ權絕シ民庶ヲ賑給ス、災旱ヲ攘フニ依ルナリ
同　六月　炎旱ニ依リ神泉苑ノ池水ヲ放出ス
正曆　元年　十月　阿波國ニ一年ヲ給復ス
正曆　四年　八月　詔シテ天下ニ大赦シ調庸ヲ免ジ偪ノ半ヲ復ス、三合ヲ愼ミ疱瘡ヲ救フニ依ルナリ
正曆　五年　三月　詔シテ天下ニ大赦シ調庸ヲ免ジ老人ニ穀ヲ賜ヒ窮民ヲ賑恤ス、白鳥ノ怪異及疱瘡ニ依ルナリ
同　四月　臨時賑給ノ事ヲ行ハル、是レ京中病ニ臥シ食ニ乏シキ輩ニ行ハルナリ
同　同月　左右看督長等宣旨ヲ被リ、京中ノ路頭ニ假屋ヲ構ヘ薑薦ヲ覆シ病人ヲ安置セシム、或ハ空車ニ乘ゼシメ人ヲシテ藥王寺ニ運送セシム

同　五月　賑給使ヲ定メ十九日ヨリ二十三日ニ至ルマデ司々賑給ス
同　七月　賑給施米ス
長徳　元年　二月　詔シテ元ヲ改メ天下ニ大赦シ庸調ヲ免ズ、疾病及天變ニ依ルナリ
同　五月　大般若經ノ讀經アリ、又賑給ノ事アリ
長保　元年　五月　賑給使ヲ定メラル
長保　二年　七月　諸國ノ半租ヲ免ズ、造宮ニ仍ルナリ
長保　三年　十月　右近馬場ニ於テ檢非違使ヲシテ賑恤ノ事ヲ行ハシム、大炊寮米二百石
長保　五年　五月　賑給使ノ事ヲ定メラル、去夜大水京ニ入ルノ故ナリ
寛弘　元年　六月　賑給

三條天皇以下詳ナラズ

以上の記錄によりて見れば、歷代天皇は常に臣民を愛撫し臣民の窮乏ヲ憐愍し給ふたが、然しながら是の時代に於ては豪族及び國司等の租庸調の橫領と莊園私地の增加の爲め府庫窮乏し、爲めに臣民を賑救し給ふ回數は漸く減じ、而してその及ぶ範圍は近畿地方のみとなり遂に京師のみとなり、遠隔せる地方の臣民は直接天皇の恩惠に浴する能はざるに至つたことは實に已むを得ざる所である。

（日本紀略）

第三章　藤原氏の政治思想

第一節　時代の政弊

其一　時代と藤原氏

是の時代の政治に於て最大の關係を有するものは藤原氏である、藤原氏は源、北條、足利、德川諸氏の如く自ら政權の中心となりたるものではなかつたが、然しながら、その一門は約二百年間攝政關白となり天皇の政治を攝行したるが爲めである、然るに攝政關白たる藤原氏が天下國家を心とせずして徒らに自己の權勢にのみ執着し自家の榮華のみに齷齪したる私心は遂に國家をして救ふ能はざるに至らしめたることは總ての史家の一致する所である、而して是の思想を知らんとするには先づ是の時代の政弊を詳說することを要する。

是の時代は一般に頗る平和の時代であつた、朱雀天皇の天慶年間に平將門、藤原純友の反亂があつたが幾歲月をも經ずして平定に歸し、御冷泉天皇の御宇に於て前九年の役及び後三年の役があつたが、是れ亦た邊陬に於ける出來事に過ぎなく、三韓及び宋との交通も殆んどなく實に平和の時代であつた、是の長き泰平の爲め人心自ら弛緩したのは自然であつたが、然しながら政治上改革し刷新すべき事項は頗る多くあつた、今是を數ふれば大要左の五項に歸するであろふ。

第一　綱紀の肅正
第二　財政の更革
第三　警察の振張
第四　僧徒の制馭
第五　地方政治の振興

然るに藤原氏は大政を攝行したるに拘はらず毫も是を更革し肅正せずして時代の推移の儘に放任し斯しくして救ふべからざるに至らしめたのである、左に是を詳說せん。

是の時代は概して頗る平和の時代であつたが爲め、人心は弛緩し廟堂に於て中央政治の衝に當る公卿も亦政治に頗る不熱心であり爲めに朝政も亦頗る弛廢した、而してそれが如何なる程度にありたるやは本朝世紀一條天皇正暦元年八九月の記事により て明かである、卽ち、

正暦元年八月

一　日　天晴ル、政無シ
二　日　天晴ル、政無シ
三　日　天晴ル、政無シ
四　日　天晴ル、政無シ
五　日　朝間降雨ス、前攝政大政大臣去月二日薨ズルヲ以テ其後等常ノ政ヲ停止ス、爰ニ先日大外記中原致時朝臣陰陽寮ヲ召シ擇申セシメシヲ以テ今日仍テ中納言源保光卿、參議源時中卿廳坐ニ着シ政ヲ聽ク、但シ諸卿遲參ニ依リ辨申文無シ
六　日　天晴ル、休ナリ
七　日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
八　日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
九　日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
十　日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
十一日　天晴ル、參議源時中卿左衞門ノ陣坐ニ着ス、而ルニ上卿遲參ス、仍テ政無シ

十二日　休、天晴ル
十三日　天晴ル、諸卿遲參ス、仍テ政無シ
十四日　天晴ル、上卿遲着ス、仍テ政無シ
十五日　天晴ル、上卿參セズ、仍テ政無シ、今日釋奠祭ナリ
十六日　天陰降雨ス、上卿遲參ス、政無シ
十七日　天晴ル、此日少納言藤原朝臣爲任、大外記中原致時、少外記小槻善言、局坐ニ參着ス、位記召シ給フト辨官曹司ニ於テ仰下ルニ依リ、中納言藤原卿、中納言佐理卿東廊ニ參着ス
十八日　天晴ル、休ナリ
十九日　天陰時々微雨ス、上卿遲參ス
二十日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
二十一日　天晴ル、上卿遲參ス、仍テ政無シ
二十二日　天陰小雨降ル、伊勢並ニ諸社（以下虫蝕空缺）
二十六日　天陰降雨ス
二十七日　天晴ル、此日惟宗爲重、右少史肥田維延、小槻奉親等政座ニ着ス
二十八日　天陰降雨ス、申刻ヨリ風吹キ大風終夜止マズ、諸司所屋等或ハ顚倒シ或ハ破損シ洪水之ニ俱フ
二十九日　天晴ル、辰時左大臣、第ニ大外記中原朝臣致時ヲ召シ、仰セテ曰ク、今旦ヨリ京官除目ノ事ヲ行ハルベシ、早ク省奏ヲ進上セシメ並ニ諸司ヲ召仰セヨト　局ニ參ジテ此ノ由ヲ仰ス、巳刻攝政並ニ左大臣以下參議已上皆參シ除目ノ事ヲ行ハル

九月一日　天陰雨降ル、上卿遅参ス、仍テ政無シ
二日　天陰雨降ル、上卿遅参ス、仍テ政無シ
三日　天晴ル、廢務ナリ
四日　天晴ル、上卿遅参ス、仍テ政無シ
五日　天晴ル、諸卿遅参ス、仍テ政無シ
六日　朝間天晴、此日休ナリ
七日　天晴ル、上卿遅参ス、仍テ尋常ノ政無シ
八日　天晴ル、諸卿遅参ス
九日　天陰時々小雨降ル、諸卿遅参ス、仍テ政無シ、是日重陽ノ宴ナリ、然ルニ諸卿参セズ、之ニ因リ外記大
春日仲明ヲ藏人所ノ邊ニ進メ此ノ由ヲ觸ル、藏人卽チ仰ヲ奉ジテ局ニ還リ、召使ヲ以テ此ノ由ヲ大納言
源重信卿、中納言藤原顯光卿ニ申サシム、召使等還リ來リ申シテ云フ、各々障ノ由ヲ申サレ專ラ參ラレ
ズト、時ニ少外記小槻善言事ノ由ヲ申サンガ爲メ、攝政ノ里第ニ參ジ此ノ由ヲ申ス、仰セラルルニ云フ、
春宮大夫ニ早ク參ラレト申ス可シ、今日重陽ノ宴ヲ行ハル可シト、善言此ノ由ヲ奉ジテ件ノ卿ニ申セシ
ニ仰セラルルニ云フ、只今參ズ可シ、早ク傍卿ニ申シ又タ諸司ノ慥カニ候スルヲ試ミヨト、此ノ由ヲ奉
シテ罷リ還ル、時ニ中納言藤原公季卿、亥ノ二剋ヲ以テ參ジ然シテ參議參セズ、仍テ件ノ宴ヲ停ム、諸
司ノ裝束儲饌辨備スルコト恒ノ如シ

本朝世紀は時の史官たる外記の記述せるものであつて、今日の言葉を以てせば大政官の日記である、而して八月一日より九月九日に至る約四十日の間に於て公卿の政務を聽くこと僅かに三四日、その餘は總て政治無しと言ふことは何たる怠惰であろふ、而して九月九日の重陽の節會に於て諸設備、諸饗饌を準備したるに拘はらず諸公卿何れも參入せず、外記や小吏を公卿の第宅に馳せてその來會を促がすにも拘はらず一兩名の來著のみにて遂に重陽の宴を廢し設備饗饌を無效ならしめたと言ふことは何たる疎慢放埒の事であろふ、是等の記事を以てしても當時中央政府の官吏殊に大臣、納言の重臣が政務に怠惰であつたことを知り得るのであり、而かも是を呵責鞭撻するものなきが故に斯の如き狀態を繼續したのである、以て當時の公卿等が如何に怠惰であり綱紀が如何に弛廢しありたるやを知り得るのである。

又本朝世紀近衛天皇康治元年六月十六日の記事に曰く、

六月十六日內大臣、大外記中原朝臣師安ヲ召シ宣下サレテ曰ク、近年公卿事ヲ左右ニ寄セテ着坐セズ、玆ニ因リ列見、定考、尋常ノ政等勤モスレバ闕怠ス、之ヲ朝廷ニ論ズルニ其理然ルベカラズ、今ヨリ以後諸節會ニ准シ未ダ着坐セズト雖モ、外記ノ廳ニ參官シ宜シク職掌ヲ勤ムベシト

この記事は內大臣が諸公卿を戒めたるものであるが、是の時代に於ても中央官廳に於て闕怠頗る多かつたことを示すものである、これ亦官人の怠惰と綱紀の弛廢の甚しきを示すものである、中央政治既に然り、況んや地方政治に於てをやである。

其三　法令の弛廢

前時代に於て完成し且つ勵行せられたる律令格式は是の時代に入り漸次に弛緩し、就中班田收授の法の如きは最初は六年毎に班田使を差遣して收授せられたが、後に至り六年は九年となり十二年となり十八年となりて遂に陽成天皇の頃に至りては殆んど五十年班田を行はざるに至つた、卽ち陽成天皇が元慶二年三月下し給ひたる詔の中に曰く、

校班ノ政、盈紀ヲ期ト爲ス、而ルニ去ル天長五年ヨリ以來五十箇年此ノ事ヲ行ハズ、遂ニ無身ノ輩尙ホ田疇ヲ領シ、役ヲ見ルノ人曾テ潤益ナシ、奸盜之ガ爲メニ斷ヘズ、公私妨多キ所以ナリ、靜カニ其ノ由ヲ言フニ最モ政理ニ乖ケリ（三代實錄）

と宣ふを見るとき是の班田收授の法が五十箇年弛廢したるを見る、而してその後に於て時々班田使を派遣したる跡を見るも、

而かも當時權威を振ふたる藤原氏の所領、朝廷の厚き保護を受けたる寺院の所領の如きは或は恣ままに山林を開き或は民地を浚收したるものであつてその調査容易ならざるのみならず、その權勢によりて班田檢校の小吏を壓迫して是が實行を困難ならしめ、遂に班田收授の法を廢絶するに至つた、斯の如きは律令不勵行の一端であるがその他の律令に於ても是を勵行することが鮮く、就中國守に任命せられたるもの、多く任地に趣かずして京都に止まり介或は椽をして任地に於て行政を執行せしむるに至つた、是に關し光孝天皇は特に叡慮を惱まし給ひ仁和二年二月左右大臣を召して任地に趣かざる國守を鞫問し遂にその數名を免じ給ひたる如き事あるも、その以後に於ては殆んど總ての國守は他の官職を兼ねて任地に赴かず、全く介或は椽をして地方政治を行はしむるに至つた、是れ亦た法令の弛廢したる一端であり地方政治の荒廢したる原因である。

其四　守衛の缺廢

更に法令の弛廢したること最も甚しきは宮闕守衛の任に當りたる近衛、兵衛、衛門の宿衛である、是の宿衛の弛廢に關し三善清行はその封事十二條に於て左の如く記してをる、

又六衛府ノ舍人ハ皆須ラク毎月結番シ曉夕警備シ當番ハ兵欄ニ陪侍シ他番ハ京洛ニ休寧スベシ、若シ機急アラバ又須ラク當番他番倶ニ防衛ヲ勤ムベシ、今件等ノ舍人皆諸國ニ散落シ、或ハ千里郵驛ノ外百日行程ノ境ニ在リ、豈ニ門籍編名シ宿衛分番スルコトヲ得ンヤ、此レ皆部内ノ强豪民間ノ凶暴ナル者ナリ、國司法ニ依ツテ其事ヲ勘糺スレバ、則チ駿ク奔リテ洛ニ入リ、卽チ錢貨ヲ納レ買フテ宿衛ト爲リ、或ハ徒黨ヲ帥ヒテ國府ヲ劫圍シ、或ハ老拳ヲ奮フテ以テ官長ヲ凌辱ス、凡ソ厥ノ蠹害唯ダ齊辭ノミニ非ズ

と言ふてをる、是れ既に醍醐天皇の延喜年間である、その以後に於ては益々甚だしく殆んど宿衛在つて無きが如くである、是が爲め盜人屢々禁中に入りて宮室の重器を竊取し、京師民間の兒童禁中に入りて玉坐に接近するに至つた。

斯の如き狀態であつて宮闕の守衛すら充分でなかつたが爲め村上天皇以後內裏宮殿の燒亡

するもの十數回に及び、その綱紀の弛廢言語に絶してをる、而して他方に於て藤原氏の政權を掌握するや、官人の任免黜陟全くその意の儘となり、藤原氏にあらざれば人に非らざる如き觀を呈し、就中攝政關白の嫡男親近は擢用せられて忽ち顯官に昇り、その然らざるものは毫も顧られず、爲めに三十歲の左大臣と六十歲の右大臣相並びて朝に列するの奇觀を呈すること稀ではなかつた、是の如き任用の不公平あるも是を制するものなき爲め、庸才愚物反つて攝政となり關白となり遂に詐謀を以て天皇を廢立するに至つた、華山天皇の讓位の如きは全く藤原兼家及びその子道兼の政權を擅有せんとする陰謀より成りたるものであり、譎詐姦策を以て天皇を讓位せしめたるものである、斯の如き惡行非道は人心を服する能はず、朝政益々弛廢するも是を責むるものなく、斯くして崩堂に於ける政權の爭奪と閭里に於ける僧徒群盜の跋扈跳梁とは相俟つて社會をして無警察狀態より無政府狀態に陷らしめ、遂に鞏毅の下に於て保元平治の亂鬪をなすに至つたのである、是れ皆な綱紀弛廢の致せる所であつて、而かも大政を攝行したる藤原氏が是を肅正し刷新しなかつたが爲めである。

其五　國庫の窮乏

是の時代に於ける政治上の第三の缺陷は國庫の窮乏である、前時代に於ては政府の財政は頗る豐富であつた、是の豐富なる財力によりて東大寺の大佛を建立し多くの塔堂伽藍を建造し得たのである、平安朝の初期に於ても猶ほ然りであり、是によりて平安宮の偉大壯麗なる建造をなし得たのである、然るに當時の租稅徵收制度の根本たる班田收授の法が上記の如く漸次に弛廢し、耕地と人口との關係が漸次に不明瞭となり、時代の變遷と共に人口の增殖したるに拘らず、官衙の帳簿面の人口は增加せざるのみか却つて減少し、而して無田無地の臣民より田租を徵收すること能はざるが爲め、租稅の收入は漸次に減ずるに至つた。

是に次で租稅の收入を減少したる主なる原因は地方官の貪婪であつた、當時地方官は上國守より下郡村の小吏に至るまで官稻を私有しその一部を中央政府に納付するに過ぎなかつた、奈良朝平安朝上期に於ては中央政府より地方官を任命し地方政治を

監督せしめたが、是等の任命せられたる國守等は京師を離るるを欲せず、或は病と稱し或は事故を設けて京師に滯在し、而して中央政府に於ても遂 國守等の赴任せざるを當然となし、地方政治は介或は掾なるものの手に歸するに至つた、而してこの介或は掾以下は所謂贖勞即ち金錢を以て官を買ひたるものであるから、その私腹を肥すことを以て能事となし、官の租稅は漸次に地方官等の獨占する所となり、田租のみならず調庸すら中央政府に納入するもの少く、斯くして中央政府の財政は漸次に窮乏を告ぐるに至つたのである。

更に當時の中央政府財政の窮乏を大ならしめたものは奉幣と讀經である、即ち祈禱政治の結果として全國各地の神社に對し官よりする幣帛並びに是を派遣する使人の旅費等は莫大であつた、又た大極殿又は紫宸殿に於て數百人の僧侶によつて行ふ讀經は一回多きは七日間、少きも四日間であつたが爲め、是等僧侶等に與ふる報酬即ち布施も亦た莫大なるものであつた、是等の讀經は每年四季に行ふのみならず、或は炎旱に當り雨を祈り或は霖雨に當り止雨を祈り、或は疫疾の流行或は天變地異の現出に當り臨時に行はるるもの少くなかつた爲め、即ち政費の大半は是等讀經と奉幣との爲めに使用せられ、神官と僧侶とを肥すのみであつた、加之、全國に於ける定額寺即ち官給の寺院は最初十五大寺のみであつたが漸次に增加して全國各地に定額寺を有するに至つて、是等寺院僧侶を養ふの費も亦漸次に增加して政府の負擔に耐へなくなつたのである。

更に中央の財政をして窮乏せしめたるものは中央政廳に於ける官人の增加である、奈良朝時代に於ては左右大臣、大少納言を以て機務を決したるものが、平安朝に至り大政大臣を置き中納言を置き更に參議を置き、平安朝下期に於ては大中少納言の外に權大、權中、權少の納言を置き、八省に於て本官たる卿、輔、史生の外に行の字を冠したる代理官又は次官を置き、斯くして史生以下に於ても多數の增員を有したることも事實である、是の他天皇に直接したる官人として侍從の外藏人を置き內記を置く等是等官吏は時代の經過と共に增加して毫も是を減省撤廢しなかつた爲め官吏に與ふる俸祿も亦た頗る多大となつた、是れ

亦た是の時代に於ける財政窮乏の一大原因であつた。

而して更に中央の財政をして困難ならしめたるものは都鄙を問はず社會一般の奢移であつた、殊に燕飮遊興の爲めに費したる經費は莫大であつた、光孝天皇が元慶八年四月下し給ひたる勅の中に曰く、

應ニ諸司諸所ノ燒尾荒鎭及ビ人ヲ賣メ飮ヲ求ムルノ類ヲ禁ズベシ、去ル天平寶字二年二月二十日、貞觀八年正月二十二日、同十六年九月十四日、二十六日等ノ勅符ヲ騰シ、既ニ以テ分明ナリ、聞クナラク、無賴ノ輩格旨ヲ憚セズ、或ハ燒尾荒鎭ノ名ヲ改メ而カモ實費ハ前ニ倍シ、或ハ親情追訪ノ興ヲ假ッテ而カモ內懷相和ガス、又宴飮被物ノ色ヲ聽サズ（三代實錄）

と宣ひて燒尾荒鎭及び類似のものを禁じ給ふた、燒尾荒鎭とは追善祝賀等の宴會の際に於ける引出物又は施與物である、而して莫大なる是等の施與物は名も知らざる舍人宿衞その他無賴の徒に與へらるるのであつて、若し是の施與物なきか若くは鮮少なるときは是等無賴者は家宅に闖入して侮辱を與ふるから、已むを得ず莫大の施與物を準備するのである、三善清行の封事十二條の中に曰く、

而ルニ比年、諸ノ衰家其七七日ノ講筵、周忌ノ法會、競フテ家產ヲ傾ケ盛ニ齋供ヲ設ク、一机ノ饌堆キコト方丈ニ過ギ、一僧ノ儲費千金ヲ累ヌ、或ハ他家ニ乞貸シ、或ハ居宅ヲ斥賣ス、孝子遂ニ逃債ノ逋人ト爲リ、幼孤自ラ流亡ノ餓殍トナル

と記するもの如何に當時酒食に莫大なる金錢を費したるかを知るのである、此の他服裝住居の奢澤奢移は言はずして明かである、斯樣なる一般奢靡の爲め朝廷の政費の膨張するは又自然である。斯樣なる國庫の窮乏は平安朝の下期に至り益々顯著となり年代の經過と共に激甚となり遂に官吏の封祿すら給する能はざるに至つた、卽ち光孝天皇が仁和元年四月下し給ひたる詔の中に曰く、

而ルニ運澆季ヲ承ケ、風頹レ俗弊シ、幣藏虛耗シ經用殷繁シ、卿士群吏祿稍ヲ受クル者既ニ衆ク、親王源氏時服ニ預ル者亦タ多シ、計會征入未ダ其ノ費ヲ供セズ、商折見用殆ンド其ノ制ニ過ク（三代實錄）

と宣ひ宇多天皇が寛平八年八月下し給ふたる詔の中に曰く。

豈圖ランヤ水旱兵疫年頻リニ災アリ、諸國自ラ調庸ヲ闕ク、百官隨ツテ俸祿ナシ（本朝文集）

と宣ひ既にこの時代に於て國庫の空乏を告げたるを見る、況んやその後に於てをやである、是に於て、村上天皇、後一條天皇等服御常膳を減省するの詔を發し給ひ、自ら節儉を實行し給ひ、且つ國庫の空乏を救はんとし給ひたるも、是を聞することは能はず、斯くして遂に六衞府の舍人を減ずるに至り宮闕の守衞を缺くに至り、且つ政務は益々澁滯し政令毫も行はれず、小吏は走つて或は盜賊の群に入り或は俗僧の群に投じ、遂に世を擧つて無政府狀態となつたのである。

斯の如き政弊は平安朝の中期より漸次に釀成したるものであつて藤原氏のみを責むることは酷であるが、然しながら藤原氏に一人の斷乎たる決心を以て頽勢を挽回すべき改革をなしたる人物なきは、未だ政治上の責任を盡したるものと言ひ能はぬのである、藤原基經が陽成天皇の御宇に於て田租の稅を倍加して是を畿內諸國に試行したるも各方面の反對に遭遇して是を撤回し、班田を殿行せんとせしも是れ亦たその困難なるを知りて國司に委任するに至つた、是れ皆な決心の牢固たらざるものであり、而して基經以後に於て藤原氏に見るべき人物なく、僅かに新錢を鑄て財政の不足を彌縫するに過ぎず、多くはその日暮の政治をなしたるに過ぎざるものであつた。

其六　警察の無力

是の時代に於ける警察の弛廢も亦た著しきものがあつた、是の時代の警察制度としては檢非違使の官吏が首要なるものであつた、又宮闕の守衞は主として六衞府の舍人即ち宿衞がその任に當り警察と護衞とを兼ねて居つたのである、前に記せる如くこの宮闕守衞に當る宿衞等が遠く京師を離れて鄕里に歸るものある狀況であつて、その守衞の不完全なるは當然であり、又檢非違使も亦頗る警察に不熱心であつた、是が爲め諸國は勿論京師の警察は頗る不完全となり、群盜は京師を橫行跋扈して或は掠奪し或は放火し、屢々大政官符を發して群盜の捉搦を督すれども、捕ふれば從つて又生じ底止する處を知らざる有樣であつた、

而てし群盜の頭目の中には當時の政權の中樞たる藤原氏の末裔さへ存在するよふになり、盜賊は一種の營業となり、斯くして國家を擧げて漸次無警察狀態となり、村上天皇の御宇以後益々甚だしく、而して更に後朱雀天皇の御宇以後に於ては僧徒の弓箭兵仗を帶ぶるもの亦多くなり、而して群盜と僧徒との鬪爭屢々起り、而して更に神官神徒の弓箭兵仗を帶ぶるものを生し、是れ亦群盜僧徒と鬪爭を事にするに至り世は全く無政府狀態と變化するに至つた、斯の如き無警察狀態を史上に於て最もよく表はすものは宮殿、政廳、寺院、佛閣、神社、祠堂に對する放火である頻繁であるが、最も驚くべきは禁裏に對する放火であつた。

抑も平安宮の建造は桓武天皇の創め給ひし所であつて、文德天皇の時に應天門の火災あり、淸和天皇の時に大極殿の火災がありたるも宮殿の一部に過ぎなかつたが、平安宮の建造以後約百五十五年を經て村上天皇の天德四年に至り天皇の寢殿たる禁裏の燒亡を見たるを始めとして爾後頻々として其の燒亡を見る、これ實に驚くべき事實である、今是を列記すれば左の通りである。

天皇	時日	事項	皇紀	燒亡年の隔り
村上天皇	天德四年九月二十三日	皇居燒亡	一六二〇	
圓融天皇	貞元元年五月十一日	皇居燒亡	一六三六	一六
同	天元三年十一月二十二日	皇居燒亡	一六四〇	四
同	天元五年十一月十七日	皇居燒亡	一六四二	二
一條天皇	正曆五年二月十七日	皇居放火未遂	一六五四	一二
同	長保元年六月十四日	皇居燒亡	一六五九	五
				二

同	長保三年十一月十八日	皇居燒亡	一六六一	四
同	寛弘二年十一月十五日	皇居燒亡	一六六五	四
同	寛弘六年十月五日	假皇居一條院燒亡	一六六九	五
三條天皇	長和三年二月九日	皇居燒亡	一六七四	一
同	長和四年十一月十七日	皇居燒亡	一六七五	一
後朱雀天皇	長曆三年六月二十七日	皇居燒亡	一六九九	二四
同	長久元年九月十日	假皇居京極院燒亡	一七〇〇	一
同	長久三年十二月八日	皇居燒亡	一七〇二	一
同	長久四年十二月一日	假皇居一條院燒亡	一七〇三	二
後冷泉天皇	永承元年二月二十八日	假皇居大政官朝所燒亡	一七〇六	三
同	永承三年十一月二日	皇居燒亡	一七〇八	二
同	天喜二年正月八日	假皇居賀陽院燒亡	一七一四	一
同	天喜二年十二月八日	假皇居上東門院燒亡	一七一四	四
同	康平元年二月二十六日	皇居並に大極殿燒亡	一七一八	〇
同	康平二年正月八日	假皇居一條院燒亡	一七一九	四
後三條天皇	治曆四年十二月十一日	假皇居關白二條第燒亡	一七二八	一
白河天皇	承曆四年二月六日	假皇居高陽院燒亡	一七四〇	九

同	永保二年七月二十九日	皇居及研嘉殿燒亡	一七四二	二
堀河天皇	嘉保元年十月二十四日	假皇居堀川院燒亡	一七五四	一六
鳥羽天皇	天永三年五月十三日	假皇居高陽院燒亡	一七七〇	一六
同	永久二年八月三日	假皇居大炊御門殿燒亡	一七七四	四
同	永久四年八月十七日	假皇居大炊御門殿燒亡	一七七六	二
崇德天皇	保延四年二月二十四日	假皇居二條東洞院燒亡	一七九八	二二
同	保延四年十一月二十四日	假皇居土御門殿燒亡	一七九八	〇
近衛天皇	久安四年六月二十六日	假皇居土御門殿燒亡	一八〇八	一〇
同	仁平元年六月六日	假皇居四條東洞院燒亡	一八一一	三
同	仁平元年十月十八日	假皇居小六條院燒亡	一八一一	〇
六條天皇	仁安二年九月二十七日	假皇居五條東洞院燒亡	一八二七	一六
高倉天皇	治承元年四月二十八日	大極殿八省院等燒亡	一八三七	一〇

上表によりて見るときは、桓武天皇が延曆十二年平安宮造營に著手し、延曆二十四年その竣成を告げてより百五十五年を經過し、第一回の燒亡が村上天皇天德四年に起つてより六條天皇の仁安二年に至る第三十三回の燒亡に至る迄約二百年、是の二百年間に於て平均六年に一回の皇居の燒亡があつた事は實に驚くべきことである、加之後冷泉天皇、崇德天皇、近衛天皇の御宇に於ては一ケ年に二回の皇居の燒亡があつたのである、斯くて後、從つて皇居を新造すれば從つて是を燒き、後朱雀天皇以後に於ては殆んど總ての天皇は假皇居に御座せられたのであつて、是の假皇居をすら燒亡して居る、卽ち後冷泉天皇の御宇の如

きは天皇遷幸の跡を追ふて火を放ち遂に皇居の燒亡六回に及んで居る、是れ亦た驚くべき事實であつて、皇居の燒亡は惡黨乂は盜賊の行爲のみではなくして政治上の陰謀の爲めに行はれたるものでないかを疑はしむるものである。

加之皇居燒亡の爲め崇神天皇の造り給へる第二の三種の神器の中鏡鋒を燒失毀損し遂に燒けたる殘片を收めて僅かに是を傳へ給ひたる事の如きは實に國家の一大損失であり一大不祥事である、加之神代以來の武器武具、古器物等皇室の重器を燒亡し、又た歷代天皇の記錄を燒失し遂に宇多天皇以後の皇記を逸したる如きも亦一大遺憾事であるが、時代の出來事として如何ともすべからざるものである。

斯樣なる皇居の燒亡は總て放火であることは斷言するに難くないのである、何となれば當時行はれたる宇佐宮、香椎宮、石清水八幡宮、祇園神社等の燒亡が常に神寶殿より始まつて居る事實を見ても、放火の目的が實物の掠奪であつて、皇居の場合に於ても亦同樣であると考へられるからであり、而して皇居燒亡の時刻が常に亥の刻、子の刻、丑の刻、寅の刻即ち今日の午後十時より午前四時頃迄の夜間であつて、禁裡宿衞の警固の緩みたる時刻を窺ふて放火をなしたるものと思考せらるるからである。

猶ほ斯樣なる皇居の燒亡後に於て當時の攝政關白たる藤原氏が何等の處置を講じなかつた事である、時として檢非違使及び六衞府の舍人をして京師內の群盜を捕捉せしめた場合あるも、これ唯だ姑息的彌縫策に過ぎぬ、何となれば是の場合に於て群盜は忽ち京畿外に退散してその姿を隱くし、而して京師の警戒緩むとき再び京師に入りて掠奪、剽盜、放火を逞ふするからである、若しも攝政關白中具眼の士があつたならば、少くも當時の警察たる檢非違使の制度を改正するか或は是を擴張するか又は當時宮闕守衞の任に當りたる六衞府を撤廢して他に有力なる守衞を設るかの處置を取る必要があつたにも拘はらず、毫も斯樣なる處置を講ぜず、禁裡燒亡の原因を探求せず、唯だその日暮しに日を送りたる結果同一事を數十回繰返すに至つたのである、而して一條天皇の御宇の如き、禁裡燒亡して皇居を新造すれば從つて是を燒亡し遂に四回

に及び、而して第三回の燒亡後に於ては舊皇居の跡に營造せずして街衢に假皇居を營造し、而して斯樣なる假皇居すら是を燒亡するに至つては何等か爲めにする陰謀にあらずやとの疑惑を挿挾み得るに至るのである、是を要するに斯樣なる數十回に亙る皇居の燒亡は曾に皇室の威嚴を失墜するのみならず、當時の政府の無力無爲を曝露し政治上の統制を不可能ならしむるものであつて、是れ卽ち無警察狀態より無政府狀態に陷りたる所以である、而して斯の如くなりたるは當時大政を攝行したる藤原氏の大なる責任であることは勿論である。

其七　僧侶の暴戾

藤原氏は良房基經以下何れも皆佛法に歸依すること深く、而して僧徒も亦た是を知りて攝政關白に接近して權勢を恣まにし、或は寺領を擴張し或は民田を奪ひ各寺の僧都等は王侯の生活をなしたるのみならず多くの僧徒を集め遂に僧兵と稱するもの數千を養ふに至つた、而かも佛敎に沈溺せる攝政關白等は常に僧侶の意の儘に任じて是を抑制しなかつた爲め遂に是等僧徒が天下の一大禍害をなすに至つたのである。

是等僧徒に關する記事は頗る多くあるが、その最も甚しき事項を日本紀略、扶桑略記、本朝世紀等より摘記すれば左の通りである。

一條天皇永祚元年九月

僧餘慶ヲ以テ延曆寺ノ坐主ト爲ス、僧徒前坐主尋禪ニ服シ勅使ヲ受ケズ宣命ヲ壞裂ス、詔シテ尋禪ニ封百戶ヲ賜ヒ僧徒ノ罪ヲ問ハズ

後朱雀天皇長曆三年二月

園城寺ノ僧明尊ヲ以テ延曆寺ノ座主ト爲ス、延曆寺ノ僧徒明尊ヲ受ケズ、群衆關白賴通ノ第ニ詣リ之ヲ訴ヘ其門ヲ打破ス、檢非違使ヲシテ之ヲ驅逐セシメ首惡ヲ執ヘテ獄ニ下ス

後冷泉天皇永承五年正月

大和守源頼親ヲ土佐ニ、源頼房ヲ隱岐ニ流ス、是ヨリ先キ頼親興福寺ノ僧徒ノ不法ヲ訴フ、僧徒怒ツテ其ノ舘ヲ攻ム、頼親父子防戰シテ殺傷多シ、僧徒來リ訴フ、朝議其ノ父子ヲ流ス

後冷泉天皇康平六年十月

興福寺ノ僧靜範ヲ伊豆ニ流ス、是ヨリ先キ靜範、狹城ノ盾列池後陵（註神功皇后陵）ヲ發ハキ寶物ヲ盜ム、是ニ至ツテ其黨十六人ト與ニ竄流ニ處ス

白河天皇永保元年六月

延曆寺ノ僧徒園城寺ヲ燒ク、是ヨリ先キ延曆寺園城寺ト怨ヲ搆フ、是ニ至テ延曆寺ノ僧徒數千人園城寺ニ入リ堂舍房宇二千餘區ヲ燒ク

白河天皇永保元年九月

園城寺僧徒延曆寺ヲ改ム、延曆寺ノ僧徒擊テ之ヲ殲ニス、勅シテ檢非違使及前ノ下野守源義家ヲ園城寺ニ遣ハシ凶徒ヲ逮捕ス、既ニシテ延曆寺ノ僧徒復タ園城寺ヲ燒キ僧舍蕩盡ス

堀河天皇寬治七年八月

延曆寺ノ僧徒座主良眞ノ房舍ヲ壞ツ、是ヨリ先キ延曆寺ノ僧徒座主良眞ヲ逐フ、是ニ至ツテ良眞兵數百ヲ率ヒ東塔ノ房舍ヲ毀チ將ニ西塔ニ及ベントス、橫川ノ僧徒逆擊シテ之ヲ走ラシ、遂ニ良眞ノ房舍ヲ毀チ、坂下ノ民家八十餘戶ヲ焚ク

堀河天皇嘉保二年十月

延曆寺ノ僧徒日吉ノ神輿ヲ奉ジテ闕ニ詣リ美濃守源義綱其ノ徒ヲ殺セルヲ訴フ、關白師通、中務丞源賴治ヲシテ之ヲ拒カシメ神人ヲ射殺ス、僧徒神輿ヲ棄テテ走ル

鳥羽天皇天仁元年四月

延曆寺ノ僧衆、日吉ノ神輿ヲ奉ジ京ニ入ル、勅シテ檢非違使ヲ遣ハシテ之ヲ禦ガシム、初メ東寺ノ僧禪譽ヲ以テ尊勝寺ノ灌頂阿闍梨ト爲ス、是ノ歲園城寺ニ屬ス、而ルニ法皇之ヲ東寺ニ取ル、延曆寺之ヲ聞テ平カナラズ、將ニ神輿ヲ奉ジテ闕ニ詣ラントス、園城寺又將ニ如意峯ヲ踰ヘテ京ニ入ラントス、是ニ至ツテ延曆寺ノ僧徒數千甲ヲ擐ラシ神輿ヲ奉ジ京ニ入ル、檢非違使及源平武士ニ勅シテ之ヲ拒ギ、別ニ使ヲ遣ハシ諭スニ灌頂舊ノ如キヲ以テス、僧徒乃チ引還ス

鳥羽天皇永久元年四月

延曆寺ノ僧徒二千餘清水寺ノ堂宇ヲ毀チ、祇園、北野ノ神輿ヲ奉ジ大炊殿ニ詣リ、興福寺ノ僧、祇園ノ神人ヲ凌辱セルヲ訴フ、法皇僧徒ニ歸山ヲ諭ス、僧徒詔ヲ奉セズ、既ニシテ興福寺ノ僧徒數千將ニ延曆寺ヲ攻メントス、詔シテ平正盛及子忠盛等ヲ宇治ニ遣ハシ、栗前山ニ逆戰シ破テ之ヲ走ラス、別ニ源光國等ヲシテ延曆寺ノ僧徒ヲ西坂本ニ邀フ、僧徒遂ニ山ニ還ル

近衞天皇康治元年三月

園城寺ノ僧徒延曆寺ノ堂坊ヲ燒ク、延曆寺ノ僧徒擊テ之ヲ卻ク、尋テ大津ノ民家ヲ燒キ之ヲ報ズ、園城寺ノ僧徒之ヲ拒ギ殺傷頗ル多シ

近衞天皇久安五年七月

興福寺ノ僧佐保南陵（註聖武天皇陵）ヲ發ハク、使ヲ南都ニ遣ハシテ佐保南陵ヲ檢察ス

高倉天皇治承元年三月

加賀ノ目代藤原師經ヲ備後ニ、加賀守藤原師高ヲ尾張ニ流ス、是ヨリ先キ白山ノ僧徒神輿ヲ奉ジ延曆寺ニ至リ師經ノ涌泉寺ヲ燒クヲ訴フ、法皇座主ヲ諭シ之ヲ止ム、僧徒命ヲ奉セズ、師高父子ヲ罪センコトヲ請フ、因テ師經ヲ流ス、既ニシテ

延曆寺ノ僧徒白山日吉ノ神輿ヲ奉ジテ闕ヲ犯ス、勅シテ內大臣平重盛、兵庫頭源賴政ニ命ジテ之ヲ禦ガシム、重盛擊テ之ヲ破ル、僧侶神輿ヲ棄テテ走ル、遂ニ師高ヲ尾張ニ流ス

是等の記事の中最も惡むべきは、僧徒が神功皇后の山陵及び聖武天皇の山陵を發はき寶物を盜取せんとしたることである、彼等僧徒等は當時の釋迦牟尼佛あるを知りて我が皇祖皇宗あるを知らず、印度、支那あるを知りて我が國家あるを知らざる非國民であつた、それ故に彼等は天皇の山陵を發くことを意とせなかつたのである。

彼等僧徒は佛教の平等思想に感染して、皇室を蔑視し凌轢し、詔勅を奉せず法令を顧みず、その專橫を敢てし、その群衆を賴みて宮闕に逼りその我意を貫徹せんとしたのである、是の時に當り藤原氏に具眼の士があつたならば、斯の如き惡僧を膺懲し抑壓しなければならなかつた、卽ちその勢力未だ大ならざる時に當りて僧徒の非行を嚴禁し、その寺院の僧數を制限し、兵仗を帶ぶるを禁じ、世俗の事項に關繫することを禁じ、苟も詔勅及び官命に從はざるものあらば是を嚴罰する等の處置を取り、是を勵行したならば斯の如き暴逆の甚だしきに至らなかつたであろふ。

彼等僧徒が行ひたる燒打と强訴とは最も非行の甚しきものである、而してこれが爲め爭闘に關係なき民家を燒拂ひ、良民を殺すが如き事實と、是を防禦するが爲め遂に源平の武士を用ふるに至つたことは、遂に天下爭亂の端緖をなし、引て源平二氏をして名をなさしむるに至つたのである、斯樣なる結果に至りたるは一に攝政關白として大政を攝行したる藤原氏が是を制抑し、是を斷行するの勇氣と果斷とを缺き、常に情實に纏綿として政治に私情を挿みたる結果である、三百年間藤原氏に一人の英傑がなかりしことは藤原氏の不幸であつたのみならず、同時に日本國の不幸であつたのである。

其八　地方政治の弛廢

この時代に於ける政治上の大なる缺陷は地方政治の弛廢であつた、孝德天皇の政治改革は從來の世襲たり豪族たりし國造伴造等を廢して中央政府より派遣する國司郡司を以て是に代へ以て中央集權の實を擧げ、豪族の跋扈を制して皇政を伸張したものであつたが、奈良朝時代に於ては屢々七道諸國に按察使を差遣し、又は國守を京師に召集して地方政治を監督し、地方政治は概ね振張したが、平安朝の中葉より官人は京師を離るるを欲せず、從つて國司を任命するも或は病と稱し、或は事故に託して任地に赴かざるの風を生し、遂に國守は下僚を地方に置きて之に地方政治を委任するに至つた、是の形勢を見給ひたる光孝天皇は大に憂慮し國守を免じ給ふに至つた、卽ち天皇は仁和二年二月左右兩大臣を召し、未だ任地に赴かざる左の國守を訊問し給ふた。

攝津守	多治藤善
伊勢守	藤原繼蔭
甲斐守	藤原當興
安房守	當摩安民
上總介	小野國梁
隱岐守	伴有世
紀伊守	伴春雄
肥後守	藤原時長
豊後守	橘長茂
對馬守	紀經業

是の勅問に對し國守等はその任地に出發せざる理由として、或は病氣或は忌中或はその他の事故を以て答へたのであつたが、多くは勅問に恐懼して任地に出發した、然るに多治藤善、藤原當興、藤原時長、橘長茂の四名は遂に任地に赴かなかつたが爲め天皇は斷乎としてこの四名を罷免し給ふた、是れ以來地方官は概ねその任地に赴いたのである、宇多天皇も亦地方官の赴任

を勵行し給ひたるも、醍醐天皇以後國守の赴任するもの漸く少く、而して朱雀天皇、村上天皇以後に於て、地方政治は殆んど全く介又は椽に委任せらるるに至つた、是に於て中央集權の政治は漸く弛廢するに至つた、是の形勢を見て非望を抱懷したるものは平將門であつた、彼は勿論一大野心を有して居つたが、京師に於ける政權に近かんと欲して遮止せられ、遂に意を決して常陸に下り、朝廷を與し易しとなし政治の弛廢に乘じて、地方に政治的中心を作爲せんと企圖したるものである、藤原純友亦た然りである、然しながら是の時代に於ては猶ほ中央の權力が衰微しなかつた爲め是の兩賊を平定し得たのであるが、後冷泉天皇の御宇に於ける源頼義同義家等の行ふたる前九年役及び後三年の役は全く中央の權力を離れたる地方勢力の興起に於ける角逐であつたのである、斯くして源氏の勢力が地方に扶植せらるるに至り、而して是の地方的權力の潛在が源平兩氏の勢力競爭の際に於て發現し、遂に頼朝をして武門政治をなさしめたる一大原因であつたのである。

其九　時代政弊の根源

上記の如き政治の弛廢は遂に政權を武門武士に委ねたる主要なる原因をなしたるものであるが、然しながら、當時攝政關白として政權を專らにしたる藤原氏はこの形勢を洞察すること能はず、彼等は單に日々の細事に執掌し、或は詩歌管絃の興遊に沒頭したるが爲め、遂に墮落の政治の渦中にあつて益々沈淪し、遂に救ふべからざるに至つたのである、若し藤原氏にして一人具眼の士があつて幼冲の天皇を輔翼して中央地方の政治を刷新したならば平安朝末期の如き運命に立ち至らなかつたであろふ。然しながら、藤原氏には一人の具眼者がなかつた、彼等一門の有したるものは自己の權勢を保持せんとする私心と、姑息偷安の惰心のみである、是を思想として表現すれば政權私有の思想であり、形式尊重の思想であり、先例墨守の思想であり、偷安享樂の思想であつた、是等の思想は政治の本質的思想にあらざるも、是の思想が政治に大なる影響をなし上記の如きあらゆる政弊の根源をなしたるものである。

勿論斯の如き思想は當時に於ける上下一般の思想であつて獨り藤原氏のみを責むるは酷であるが、然しながら藤原氏は當時天

皇の大政を攝行したるものであるからその責任を免がれ能はぬ、若しも藤原氏に責任感があつたならば、當時の政弊を刷新し是を改革しなければならなかつたにも拘はらず、彼等は唯だ顯榮と奢靡とに任せ、その形式思想と先例思想と偷安思想との爲め何等の改革を斷行することなく、其の日を送つた事は、是の時代の政治をして益々腐敗せしめ、益々墮落せしめ遂に救ふ能はざるに至らしめたものである、左に是を詳記せむ。

第二節　權勢獨占思想

藤原氏一門の有したる第一の思想は權勢獨占の思想であつた、是を事實によりて見れば、藤原良房が清和天皇の攝政となりてより、白河法皇の院政を執らるるまでは、藤原氏が概ね天皇の政を攝行したのであつた、此間宇多天皇は藤原基經死後政を親らし給ひ、醍醐天皇も亦藤原時平の死後攝政を置かせ給はなかつたが、冷泉天皇以後は實頼、兼通、頼忠、兼家、道隆等相繼て政を攝行し、道長に至つてその絶頂に達し、尋で頼通は五十二年間攝政として後冷泉天皇の御宇の末期に至つたが、後三條天皇は藤原教通を關白と爲し給ひたるも、是に拘はらず政を親らし給ひ、白河天皇も亦藤原師實を關白と爲し給ひたるも、概ね政を親し給ふたのである、而して藤原師實以後師通、忠實、忠通、基實等攝政又は關白となりたるも、多くは官位を有するのみにて、政治は白河上皇、鳥羽上皇、後白河上皇の親らし給ふ所であつた、今藤原氏一門の攝政期間を表示すれば左の通である。

氏名	時期	官	在職年數
藤原良房	自清和天皇貞觀元年　至清和天皇貞觀十四年	攝政	一四
藤原基經	自陽成天皇元慶元年　至宇多天皇寛平三年	攝政	一四
藤原時平	自醍醐天皇昌泰二年　至醍醐天皇延喜九年	左大臣	一〇

藤原忠平	自朱雀天皇延長八年	至村上天皇天暦三年	攝政	一九
藤原實頼	自冷泉天皇康保四年	至圓融天皇天禄元年	攝政	三
藤原伊尹	自圓融天皇天禄二年	至圓融天皇天禄三年	攝政	二
藤原兼通	自圓融天皇天延元年	至圓融天皇貞元二年	大政大臣	五
藤原頼忠	自圓融天皇天元元年	至花山天皇寛和二年	關白	九
藤原兼家	自一條天皇寛和二年	至一條天皇正暦元年	攝政	四
藤原道隆	自一條天皇正暦　年	至一條天皇正暦九年	攝政	四
藤原道兼	一條天皇長徳元年		攝政	一
藤原道長	自一條天皇長徳二年	至後一條天皇寛仁元年	攝政	二二
藤原頼通	自後一條天皇寛仁元年	至後冷泉天皇治暦三年	攝政	五一
藤原教通	自後冷泉天皇治暦四年	至白河天皇承保二年	關白	八
藤原師實	自白河天皇承保二年	至白河天皇應徳三年	關白	一一

斯様に藤原氏が攝政關白となり政治上の全權力を有しその一門の顯貴と榮華とを獨占したのであつた。

藤原氏一門が政權保持の爲め行ふたる常套手段は、その女を宮圍の中に入れて皇后又は中宮となし、その所生の天皇に對して外祖父の位置を得、この外舅の地位を利用してその政權を保持することであつた、藤原道長の如きはその三人の女子を三天皇に配するに至つた、而して若しも女子を有せざる場合には他人の女を養ふて已れが女子となし是を天皇に配するの策を講ずるに至つた、今宇多天皇以後の歷代天皇の皇后及中宮を列記すれば次の通りである。

宇多天皇	女御溫子（藤原基經ノ女）	（註皇后冊立ノ記事ナシ）
醍醐天皇	中宮穩子（藤原基經ノ女）	
朱雀天皇	女御慶子（藤原實頼ノ女）	（註皇后冊立ノ記事ナシ）
村上天皇	皇后安子（藤原師輔ノ女）	
冷泉天皇	皇后懐子（藤原伊尹ノ女）	
圓融天皇	皇后媓子（藤原兼通ノ女）	
華山天皇	女御怟子（藤原爲光ノ女）	
		（註皇后冊立ニ至ラズ）
一條天皇	皇后定子（藤原道隆ノ女）、	
三條天皇	皇后娍子（藤原濟時ノ女）	
後一條天皇	皇后威子（藤原道長ノ女）	
後朱雀天皇	皇后禎子內親王（三條天皇ノ女）	
後冷泉天皇	皇后歡子（藤原敦道ノ女）	
後三條天皇	中宮馨子內親王（後一條天皇ノ女）	
白河天皇	中宮賢子（藤原師實ノ養女）	
堀河天皇	中宮篤子內親王（後三條天皇ノ女）	
鳥羽天皇	中宮璋子（藤原公實ノ女）	
崇徳天皇	中宮聖子（藤原忠通ノ女）	
近衛天皇	皇后多子（藤原頼長ノ養女）	
	中宮呈子（藤原忠通ノ養女）	

後白河天皇　　中宮忻子（藤原公能ノ女）
二條天皇　　中宮妹子內親王（鳥羽天皇ノ女）

是によれば藤原氏がその女を皇后又は中宮となし、甚だしきは皇后と中宮とを併立し、兩藤原氏が競爭的にその女を奉りしを見る、以て藤原氏が如何に權勢に執着したるやを見るに足る、猶ほ宇多天皇以後の天皇の母を列記すれば次の通である。

宇多天皇の御母　班子女王（光孝天皇の皇后）
醍醐天皇の御母　攝政藤原基經の女溫子（宇多天皇の女御）
朱雀天皇の御母　攝政藤原基經の女穩子（醍醐天皇の中宮）
村上天皇の御母　攝政藤原基經の女穩子（同右）
冷泉天皇の御母　右大臣藤原師輔の女安子（村上天皇の皇后）
圓融天皇の御母　右大臣藤原師輔の女安子（同右）
華山天皇の御母　大政大臣藤原伊尹の女懷子（冷泉天皇の皇后）
一條天皇の御母　攝政藤原兼家の女詮子（圓融天皇の女御）
三條天皇の御母　攝政藤原兼家の女超子（冷泉天皇の女御）
後一條天皇の御母　攝政藤原道長の女彰子（一條天皇の中宮）
後朱雀天皇の御母　攝政藤原道長の女彰子（同右）
後冷泉天皇の御母　攝政藤原道長の女嬉子（後朱雀天皇の女御）
後三條天皇の御母　禎子內親王（後朱雀天皇の皇后）
白河天皇の御母　藤原能信の養女茂子（後三條天皇の女御）

堀河天皇の御母　攝政藤原師實の養女賢子（白河天皇の中宮）

これによりて見れば、是の時代の歷代天皇は宇多天皇及び後三條天皇を除くの外は總て藤原氏の出であることを知り得るのである。

斯くして彼等は外戚の地位にありて政權を振ふたのであつて、而かも時として頗る惡辣なる手段を用ひてその政權を攫得したるものさへある、華山天皇の御讓位の際に於ける藤原兼家及びその子道兼のなしたる陰險陋劣の詐謀の如き、彼等が全然道義を解せざる非人間的行爲であり、又兼通、兼家の行ふたる政權攫得の競爭の爲め、兼通が圓融天皇に對し奉りその妹たる母后安子の手書を請ふて內大臣となりたる手段の如き最も陋劣であり非道である、而して藤原忠通その弟賴長の政權攫得の競爭は遂に保元の大亂を激發するに至つたのである、彼等藤原氏一門の政權に執着する思想が皇室に禍したることは實に一再に止まらなかつたのである。

第三節　形式及先例思想

當時の藤原氏一門が政治のみならず總ての事に於て形式を尊重し先例を墨守したることは、本朝世紀近衞天皇久安五年十月十九日に於ける左大臣藤原賴長の息師長の元服（加冠）の記事によりて知ることを得る、記事に曰く、

今夜左府若君（師長歲十二）宇治小松殿ニ於テ元服ノ事有リ、入道相國ノ養子ト爲ル、一向沙汰セシメ給フ所ナリ、其儀寢殿南面母屋東第二三間ヨリ二行ニ高麗端六枚ヲ敷キ公卿ノ座ト爲ス、南面弘庇ニ紫端三枚ヲ敷キテ殿上人ノ座ト爲ス、公卿座ノ西頭ヲ加冠ノ所ト爲ス、公卿座兼テ屛風ヲ居ス（塗高机）殿上人座（黑柿机）、深更ニ及ビ右大臣參ゼラル（衣冠前駈東帶）、其後公卿着座ス、左衞門督公敎師中納言清隆、冷泉宰相公隆、宰相中將敎長、三位中將兼長（以上衣冠）一獻（右京權大夫顯親朝臣盃ヲ持參シ、瓶子殿上五位）二獻（三位中將兼長卿盃ヲ勸ム、瓶子殿上五位）次ニ汁菓子ヲ居ス、次ニ公卿座

上頭ニ圓座二枚ヲ敷ク（一枚ハ冠者ノ料散位經憲之ヲ敷ク、一枚ハ理髮料散位仲行之ヲ敷ク）次ニ若君着座（東帶闕腋袍、總角陪奥權守兼長總角ヲ奉仕ス）次ニ理髮具ヲ置ク（冠ハ御笥ニ置キ少納言俊長之ヲ持參ス、櫛巾ハ打亂笥ニ入レ侍從光家之ヲ持參ス）次ニ脂燭（左馬權頭源顯定、散位同俊光等是ヲ取ル）次ニ左中將成雅朝臣圓座ニ着シ理髮ヲ奉仕シ了ル、次ニ右大臣公卿ノ座ニ起チ、冠者座ノ後方ヲ經テ西方ヨリ冠者ノ座前ニ居シ、先ヅ巾子ヲ加ヘ、次ニ額（卽冠）ヲ加フ（件事ハ違例ナリ、巾子ニ於テ理髮人之ヲ加フルナリ）次ニ右大臣本座ニ復シ、次ニ成雅朝臣圓座ニ着シ、髮撓ヲ以テ之ヲ理ス、次ニ冠者息所ニ入ル、紙燭ノ人前行ス、次ニ理髮具並ニ圓座ヲ撤ス、此間職事參ジテ叙位ノ事ヲ仰スベキモ然モ參セズ、仍チ入道相國簾中ヨリ右大臣ニ仰セラル云々、右中辨師能ヲ召シテ之ヲ仰セラル、正五位ニ叙スト、（遼遠之間職事遲參、兼テ申定セラルルニ依リ簾中ヨリ仰セラルル歟）次ニ加冠大臣ノ座ヲ敷ク（高麗一帖上ニ地敷ヲ加ヘ其ノ上ニ茵ヲ敷ク、諸大夫三人之ヲ役ス、一人ハ疊ヲ取リ、一人ハ地敷ヲ取リ、一人ハ茵ヲ取ル）次ニ大臣ノ料前物ヲ居ス（高机十二本ヲ立テ蘇方綾物打敷ク、有成朝臣陪膳ト爲リ、汁菓子ヲ居シ、酒ヲ羞セズ、勸盃ノ儀無シ）次ニ理髮人ノ前物ヲ居ス（机一前兼テ飯ヲ居ス、職事一人之ヲ昇グ）次ニ冠者裝束ヲ改メ庭ニ下リ二拜シテ還昇シ（寢殿重妻ヨリ諸大夫ニ下サル、一人沓ヲ取リ之ヲ奉ズ、又諸大夫六人松明ヲ取リ前行ス）次ニ加冠大臣ニ祿ヲ賜フ、鎗一柄（清隆卿之ヲ取ツテ大臣ノ前ニ置ク）次ニ敎長卿祿ヲ取ル（蘇方五重綾物打衣小袿共色袴）次ニ御馬二匹ヲ率カル（諸司勞五位衞府等口ヲ取ル、同五位二人松明ヲ取ツテ前行ス）右大臣雜色二人御馬ヲ請取リ了ンヌ、次ニ理髮人ニ祿ヲ賜フ、此間藏人右近將監高階爲賴勅使ト爲リ參仕ス、散位信範事由ヲ申達ス、次ニ爲賴召ニ依リ公卿ノ座後ヲ經テ叙位ノ事ヲ右大臣ニ仰セラル、此事已ニ重疊、又期ニ違フ、甚ダ意ヲ得ザル事ナリ、先例辨上卿ノ命ヲ蒙リ、卽チ內記ニ傳仰スルナリ、而ルニ今度陣ニ於テ叙位ヲ行ハレ了ンヌ、全ク先例ニ非ズ、違失ノ甚ダシキナリ、次ニ公卿分散ス

是の記事によれば、例令左大臣の息子とは言へ十二歳の一小童の加冠に右大臣を煩はし、理髮に中將を煩はし、而して右大臣

以下の公卿を列席せしめて饗膳を供し、各種の引出物を贈り夜を撤して是を行ふ、その儀式の物々しさ加減を今日より見れば殆んど滑稽に類するのである、加之、勅使の定刻に來らざるが爲め、入道相國が簾中より正五位に叙すと呼ふが如きは詔を顧みざる僭越である、而かも儀式の順序を變更するを欲せざる形式尊重の思想はこの僭越を敢てして憚からなかつたのである、斯の如き形式の尊重がその政治に及び、遂に是の時代の政治をして國家及び臣民に何等の關係なき空虛なる政治に墮落せしめたのである、又勅使たる藏人高階爲賴が遲參し、加冠の儀式を終へ諸人に引出物を與へたる後に到着し、正五位に叙する詔を右大臣に傳達したること以て、記者が先例に異る違式の行爲なりとして著しく駁して居るを見ても、當時如何に先例を重んじたるかを見るのである。

斯樣なる先例墨守の思想は當時の社會に於て一般に行はれたる思想であつて、獨り藤氏のみの思想ではなかつたが、然しながら、藤原氏が政治の大權を委任せられ、一大改革を以て當時の政弊を一掃し、當時の社會を匡救すべき任に當りながら、是の先例墨守、舊慣固執の思想を脫却すること能はず、果斷なる處置を取る能はなかつたが爲めに、その政治は益腐敗し益墮落し遂に救ふべからざるに至らしめたるものである。

第四節　姑息偸安思想

藤原氏は、攝政關白となり大政大臣となりて政權を專にすると共に、現世的榮耀榮華に陶醉することにのみ沒頭した、彼等一門の人は何等の人生觀もなく、何等の政治觀もなく、唯だ單なる慾求滿足、享樂追求のみに沒頭したる低級なる夢遊病者であつた、現世追求の醉漢に外ならなかつた、强て言ふならば、彼等が有したる思想の主なるものは享樂主義の思想であつた。試に扶桑略記に記する村上天皇の御宇、康保三年十月七日に於ける殿上の無遊の記事を揭ぐれば次の通りである。

康保三年十月七日丁卯殿上侍臣ノ舞アリ、左大臣（實頼）箏ヲ彈シ、右大臣（高明）琵琶、治部卿源朝臣（雅信）朝成朝臣二人笙、博雅朝臣、右馬允藤原清適二人横笛、吉永清眞大篳篥、良岑行正小篳篥、左衛門督藤原朝臣（師氏）銅鉢子、修理大夫源朝臣（重信）鞨皷、助信朝臣摺皷、寛仁朝臣拍子、右衛門志秦良佐大皷、共政鉦皷、左馬允永原守節、播摩掾藤原公方唱歌、次ニ萬歳樂ヲ奏ス、舞人左兵衛佐佐理、高遠、次ニ延喜樂ヲ奏ス、舞人兼通朝臣、親賢朝臣、次ニ輪臺ヲ奏ス、舞人修理大夫源延光朝臣、次ニ青海波、濟時、爲光趨蹙袂腋ノ袍ヲ着シ劍ヲ帶ビ朱槃交々舞フ、視聽感ヲ催フス、次ニ散手破陣ノ樂ヲ奏ス重光朝臣、次ニ歸德侯時中、次ニ大平樂初メニ舞人四人ヲ定ム、而シテ濟時忽チ所勞アリ供奉スル能ハズ、仍チ爲光、佐理二人ナリ、次ニ酣醉樂、兼家朝臣、理兼、次ニ胡飲酒、兼通朝臣、次ニ羅陵王、小舍人藤原親光舞衣並ニ天冠ヲ着ク、次ニ納蘇利、小舍人實資天冠舞衣ヲ着ク、舞畢ハリ實資ヲ床子ニ召シ阿古女衣ヲ脫シ之ヲ賜フ、左大臣欣感ニ堪ヘズ、起テ舞フ、前例御衣ヲ給フモノ拜舞今夜拜セズ、少小ノ內舞裝束拜禮致シ難キカ右大臣御酒ヲ献ズ、又呂歌ヲ奏セシム、暫ニシテ祿ヲ賜フ、公卿以下差アリ、大臣ニ御下襲表袴各一重、親王納言白褂紅袴各一重、參議紅染褂袴各一重、舞人四位白合褂一重、五位單重白褂一重、小童亦同ジ、自餘匹絹ヲ給フ、皇太子是ヨリ先キ退下ス、仍チ祿ヲ給セズ、次ニ退出ノ音聲ヲ越殿樂ニ奏ス、天皇卽チ入內公卿侍臣丑二刻退出ス

と記してをる、更に本朝世紀は近衛天皇久安五年七月二十八日藤原實行が右大臣に任されたる時の昇進の賀宴の模様を詳細に記述してをる、其記事に曰く、

其後內府諸卿ヲ率ヒ右府ノ褰所ニ向セラル、三條高倉ノ亭ヲ以テ此ノ儀ヲ相儲ケラル、數設、裝束等細記セラレズ、主人右大臣實行南階ノ西邊ニ下立セラル、尊者內大臣雅定以下西幔門ヨリ入リ列立ス、辨少納言一列、上官一列、主客再拜シ立定三讓ノ後相並ビテ南階ヨリ昇ル、此間散位清職主人ノ沓ヲ取ル、主人親ラ主座ニ着シ尊者東進シ南方ヨリ着座ス、次ニ宗輔列ヲ離レ南階ヨリ昇リ西第ノ一間ヨリ入リ着座ス、次々此ノ如シ、辨少納言上官、各西對東面ノ階ヨリ昇リテ着座ス、次左

ニ尊者ノ机（散位有成朝臣陪膳ト爲ル、簀薦二枚ヲ持參シ五位諸大夫、四人机二脚ヲ昇ギ參進）次ニ肴物ヲ居ス、夜景ニ臨ムノ間盃數並ビニ色目慥カニ見エズ、仍チ細記セズ、諸卿並ニ辨少納言上官等座ス、兼テ机ヲ立テ肴物等ヲ居ス、次ニ同有成朝臣盃ヲ持參ス、主人一世源氏ノ座ニ於テ盃ヲ把ラル、右少將俊通瓶子ヲ取ル、主人南庇西ノ一間ヨリ入リ公卿ノ座後ヲ經テ藤原大納言ノ座上ニ居シ頗ル盃ヲ尊者ニ轉ゼラル、尊者盃ヲ放ツノ後本路ヲ經テ簀子ヨリ東進セラルルノ間、前下野守盛邦圓座ヲ取リ東方ヨリ出テ親王ノ坐上ニ敷ク、主人着坐、次ニ同机ヲ立ツ、流盃辨ノ坐ニ到ルノ頃五位一人上官ニ勸ム、次二献此間檢非違使出居看督長床子ヲ立ツル事常ノ如シ、三献飯ヲ居ス、次ニ汁ヲ羞ス、予（大內記長光）氣色ヲ候ヒ主客以下箸ヲ立ツ、次ニ四献、次ニ錄事ヲ召ス、左少將實長朝臣、侍從公光、前肥前守爲實、前下野守盛邦參上西欄下ニ候ス、主人其由ヲ仰ス、仰ヲ奉ジテ其所ニ向スルノ間各々圓座ヲ經ス、次ニ五献、是ヨリ先キ、錄事座ヲ立チ菓子ヲ居ス、此間史生ニ祿ヲ賜フ、次ニ穩座ヲ敷キ諸卿移着セント欲スルノ間、辨少納言座ヲ起チ透渡殿ニ候ス、上官早ク起ツベキノ由金吾將軍責メラル、退立ニ及ブノ間、居中門廊ヲ召シテ祿ヲ給フ、此間肴物ヲ穩坐ニ居ス、次ニ右兵衛督盃ヲ勸ム、是ヨリ先キ所司座ヲ南階ノ西掖ニ敷キ、次ニ地下召人着座ス、次ニ諸大夫御遊具ヲ持參ス、資賢朝臣、實長朝臣參進シ公卿ノ座末ニ候ス、宗輔卿（大納言）箏、宗能卿（皇后宮大夫）拍子、重通卿（皇后宮別當）笙、忠基卿（參議）笛、資賢朝臣（上總守）和琴、篳篥ハ召人藤原賴方之ヲ吹ク、琵琶ハ彈人無キニ依リ金吾將軍責メラルト雖モ、實長朝臣忘却ノ由ヲ申シ調セズ、堂上堂下糸竹音ヲ合ス、此間辨少納言ニ祿ヲ給フ、辨少納言上官ヲ率ヒテ前庭ニ下立シ一揖シテ退入ス、次ニ大納言以下祿各差アリ、次ニ尊者祿左衛門督起座シテ母屋際ノ屛風下排艮角ニ進寄シ、取出シテ傳進セラル、主人取ツテ之ヲ授ク、此間召人ニ祿ヲ給フ、次ニ引出物次ニ人々退座ス、尊者南階ヨリ降リ主人下對ス、乃チ歸昇セラル、子尅計ニ事了ハンヌ

是の記事によれば、廟堂第一の大官たる左大臣右大臣を始め、八省の卿相を以て組織する音樂演奏團である、而して斯様なる大臣卿相の奏する音樂によつて、歌舞演伎をなすものも亦卿相にあらされば殿上の絹紳である、如何に天下が泰平であり享樂が

目的であればとて大臣卿相躬ら樂隊となり大臣卿相躬ら舞伎となりて歌舞踏踊するとは現實世界の有する享樂の絶頂である、斯の如くして政治を考へ人民を思ひ國家を慮ばかる暇何處に存在する、それ故に我等は藤原氏一門の有したる最大の思想は享樂主義であると斷言するのである。

而して斯樣なる享樂の目的を達せんが爲め、政權を掌握し關白となり攝政となり大政大臣となる、華山天皇の御讓位の際に於ける藤原兼家その子道兼のなしたる陰險陋劣の詐謀の如き彼等が全然德義を解せざる非道の行爲であり、藤原道長が自己の三人の女兒を三天皇に配したることも亦た人道を無視したる不德の行爲である、斯の如く彼等が道德を無視して政權攫得に狂奔するのであるから、彼等は政治思想もなく道德思想もなき單なる享樂の追求者であつたと言ひ得るのである。

第四章　個人の政治思想

第一節　三善清行の政治思想

平安朝の中葉藤原氏政權を專らにし、一門の榮華を恣まにして天下の權威その右に出づるものなきも、その施す所の政治は唯だ奉幣使の發遣と讀經僧の撰擇とト筮による推斷とのみ、汲々として先例を履み孜々として形式を行ふに過ぎず、藤原氏一門の外容は權貴なれども、その內容は空虛にして彼等には何等の政見も政策もなかつた、彼等は唯だその兒女を后宮に納れて皇后又は中宮となしその皇子を擁して皇太子たらしめ、皇太子天位を踐み給ふやその外舅となりて政權を擅まにし、斯の如くして政權を攫得すると同時に藤原氏に拮抗すべき勢力の出現を見れば忽ち是を排擠陷穽すること惡鬼野獸の如く、斯くして藤原

氏一門の政權保持に努力したが、彼等には何等の經綸も籌謀もなかつた、彼等は打ち續ける泰平に怠れて、詩歌管弦の遊興と讀經薰修の齋會とに、唯だその日を送りたる遊蕩兒たるのみであつた。

斯の如き時勢に於て獨り當時の時弊を擧げ政治の振興を策し、王公卿相の前に侃々愕々の言をなして自己の所信を披瀝し、堂堂として權貴の前に策案を提出したるものは三善清行であつた、當時詩文に於ては菅原道眞、紀長谷雄の如き一代の巨匠もあつた、書寫に於て小野道風の如き一代の名手もあつた、然しながら是等は唯だ文學の士であり書道の士であつて、一個藝術の巨臂たるに過ぎなかつた、而かも斯の如き時代に於て國家を思ひ皇室を思ふて、政治に關する意見を上書したる三善清行は是の時代に於ける第一の俊傑であつた。

三善清行の政治思想は是の時代の政治思想の雰圍氣を脫して、自家の所見を發露したる如き特異のものではなかつた、その思想の根底は當時の朝野に通じたる德治思想と禱治思想とに外ならなかつた、然しながら是の思想を強調し高唱して、當時の時弊を痛擊したる點に於て清行の眞面目を發揮したのであつた。

清行の封事は何れも時弊を事實を擧げて示し、是の時弊を救ふの對策を示したのであつて、政治上最も重要なる文字なるに拘はらず、當時の豪閥が是を重視せず、是の意見の行はれなかつた事は國家の爲め悲まざるを得ないのである。

封事の各條の表題は次の通りである。

一、水旱ヲ消シ豐穰ヲ求ムベキ事
二、奢移ヲ禁ズルヲ請フ事
三、諸國ニ敕シテ見口數ニ臨ヒ口分田ヲ授ケンコトヲ請フ事
四、大學生徒ノ食料ヲ加給センコトヲ請フ事
五、五節ノ妓員ヲ減センコトヲ請フ事

六、舊ニ依ツテ判事員ヲ增置センコトヲ請フ事
七、平均ニ百官ノ季祿ヲ充給センコトヲ請フ事
八、諸國ノ小吏並ニ百姓ノ告言訴訟ニ依ツテ朝使ヲ差遣スルヲ停止センコトヲ請フ事
九、諸國ノ勘籍人ノ定數ヲ置カンコトヲ請フ事
十、贖勞人ヲ以テ諸國ノ檢非違使及弩師ヲ補任スルコトヲ停メンコトヲ請フ事
十一、諸國ノ僧徒ノ濫惡及ビ宿衞舍人ノ凶暴ヲ禁ゼンコトヲ請フ事
十二、重ネテ播磨國魚住ノ泊ヲ修復センコトヲ請フ事

の十二條であつて、何れも空理空論ではなくして實際上最も緊切有要なる意見であると同時に、清行が如何に政治上臺閣の權臣よりも卓越したる識見を有したかを知るのである。

猶ほ我等は清行の封事によりて當時の時弊の一般を窺知し得るのであるか、是を總括すれば次の四項に歸するのである。

一、當時の祭典祈禱が形式に流れて誠心誠意によりて行はれざりしこと
二、當時上下擧つて奢靡淫逸に流れたること
三、當時人才の任用が不良不適であつたこと
四、當時總ての紀綱が廢弛紊亂し規律命令の行はれざりしこと

等である。

清行はその封事十二條の劈頭に於て古來我國の卓越なる所以を揭げて曰く

臣伏シテ舊記ヲ案ズルニ、我ガ朝家神明統ヲ傳ヘ、天險彊ヲ開ク、土壤膏腹ニ人民庶富ナリ、故ニ東肅愼ヲ平ラゲ、北高麗ヲ降シ、西新羅ヲ虜ニシ、南吳會ヲ臣トシ、三韓入朝シ、百濟內屬シ、大唐ノ使驛焉ニ於テ賄ヲ納レ、天竺ノ沙門之ガ爲メ

ニ歸化ス

と述べ、其言多少誇張の嫌あるも、當時唐の文化を憧憬し、唐の學術を欽仰し、朝野を擧げて支那を中華中國となしたる時に於て、獨自の見を立て、我國中心の世界觀を記述したる點に於て、他の諸儒に卓絶し斬然頭角を顯はすものである。

而して我が國の古來斯の如くなりし所以を述べて曰く、

其ノ爾ル所以ハ何ゾヤ、國俗敦庞ニシテ、民風忠厚ニ賦稅ノ科ヲ輕クシ、徵發ノ役ヲ疎ニシ、上仁ヲ垂レテ而シテ下ヲ牧ヒ、下誠ヲ盡シテ以テ上ヲ戴キ、一國ノ政猶ホ一身ノ治ルガ如クナレバナリ、故ニ范史之ヲ君子ノ國ト謂ヒ、唐帝其ノ倭皇ノ尊ヲ推ス

と說明してをる、是れ實に我等の見と一致するものである、その「上仁ヲ垂レテ而シテ下ヲ牧ヒ、下誠ヲ盡シテ以テ上ヲ戴ク」と言ふもの、卽ち君民一體の國家なるを主張するものであつて、是れ亦た肯綮に中るの言であつて、當時の腐儒等の言ひ能はざるものである。

然しながら、清行の政治に關する根本思想は儒學の德治思想、卽ち國は民を以て本となすの思想であるやふである、その封事十二條の第一の中に曰く、

臣伏シテ以ミルニ、國ハ民ヲ以テ天ト爲シ、民ハ食ヲ以テ天ト爲ス、民無クンバ何ニカ據ラン、食無クンバ何ヲカ資マン

と記してをる、文中の天なる意は天は萬物の本なりとの意味より來るものであつて、天は本又は源と解すべきである、それ故に國は民を以て本となし民は食を以て本となすと解するを至當とする、卽ち民本主義の思想であつて、卽ち孟子の高調したる所である。

清行は斯くして民は國の本であり食は民の本であるから、食物を足らしめなければならぬ、而して食物を足らしむるには當時

農業を以て唯一の經濟となしたる時代に於て、風雨時に順ひ農作を豐穰ならしむるを要する、而して是の風雨をして時に順はしむる爲めには誠心誠意を以て神佛に祈禱祈願をなすことを要すと思惟したのである、是れ當時に於ける禱治思想の影響を受けたる思想である、卽ち封事十二條の第一に於て曰く、

然ラバ則チ民ヲ安ンズルノ道食ヲ足スノ要ハ、唯ダ水旱ノ診無ク年穀登ル有ルニ在リ、故ニ朝家毎年二月四日、六月十一日、十二月十一日神祇官ニ於テ祈年月次ノ祭ヲ立テ嚴ニ齋肅ヲ加ヘテ遍ク神祇ニ禱リ、其ノ豐熟ヲ乞ヒ、其ノ報賽ヲ致ス

と記し、又曰く、

又朝家毎年正月大極殿前ヨリ始メ七道諸國ニ至ルマデ吉祥悔過ヲ修ス、又聖代毎年仁王會ヲ修シ、遍ク百姓ノ爲メニ豐年ヲ祈禱シ、疾疫ヲ消伏シ、是ニ由ツテ人天慶賴シ、兆庶歡娛ス

と記するは、神佛に祈禱して風雨の時順、五穀の豐穰を致さんと欲する禱治思想を表現するものであつて、當時の祈禱政治を是認するものである、然しながら清行はこの祈願祈禱は誠心誠意より出でたるものでなければならぬ、沐浴齋戒して神佛に祈願するのでなければならぬ、又た祈禱祈願をなすものは清廉謹直の人でなければならぬことを主張するものであつて、斯の如き人が誠心誠意を以て祈願すれば、神は人の誠意に感じて應報するものと主張するのである。

然るに當時の祭祀は單なる形式であり、神祇官は是等の祭日に當り幣帛神酒鉾鉾を各社に頒ち、各社の祝部は潔齋してこの祭物を以て神に饗じ神を祭るべきであるのに、實際は斯の如くならざることを記して曰く、

而ルニ皆上卿ノ前ニ於テ、卽チ幣ノ絹ヲ以テ懷中ニ挿シ著ケ、鉾ノ柄ヲ拔キテ棄テ、唯ダ其ノ鋒ヲ取リ、其ノ甞ノ酒ヲ傾ケテ一擧ニ飮ミ盡ス、曾テ一人モ全ク神祇官ノ門ヨリ持出スモノ無シ、況ンヤ其神馬ハ則チ市人郁芳門ノ外ニ於テ皆買取ツテ去ルヲヤ、然ラバ則チ祭ル所ノ神豈ニ歆饗スルコト有ランヤ、若シ歆饗セズンバ何ゾ豐饒ヲ求メン

と記し、實際は神祇官一たび祭文を讀み了れば是等の幣帛、神酒、鉾鉾等は役人共に分取せられて全國の諸神社に頒たるることなく、從つて諸神は祭祀せられざるのである、それ故に風雨時に順はずある、又佛に祈願する僧侶等は戒律を守り誠心誠意佛に奉ずるものでなく、濁濫の僧侶等が薰修誦經するが故に、風雨時に順はず、却つて咎徵が絕へず至るのであると喝破し、時弊を痛擊して曰く、

而ルニ今上ハ僧綱ヨリ、下ハ諸寺次第ノ請僧及ビ法用ノ小僧沙彌等ニ至ルマデ、持戒ノ者少ク遠律ノ者多シ、此ノ如ク薰修セザルモノ三尊豈ニ感應スベケンヤ、感應ノ來ルコト敢テ望ム所ニ非ズ、妖咎ノ至ル還テ亦懼ル可シ

と述べ、又國郡の僧侶に就て記して曰く、

國中ノ法務皆講讀師ニ委附ス、而ルニ講讀師多ク持律ノ人ニ非ズ、或ハ贖勞ノ輩有リ、況ンヤ其ノ國分ノ僧二十人皆是レ慙無キノ徒ニシテ、妻子ヲ蓄ヘ、室家ヲ營ミ、耕田ヲ力メ、商價ヲ行フヲヤ、而ルニ今國司例ニ依ツテ祈念ヲ致サシム、其ノ感應ヲ望ム、譬ヘバ猶ホ木ニ緣ツテ魚ヲ求メ、轅ニ向ツテ花ヲ採ルガ如シ

と記して、當時の僧侶は上僧正より下一小僧に至るまで皆な俗臭紛々たる惡僧であるが故に、斯の如き僧侶が薰修祈禱をなすも感應を得る所ではなく、却つて天譴咎徵を受くるのであるとなすのである。

斯樣に清行は禱治思想を有すると共に亦た德治思想を有するものである、德治を行ふには道德を根底とする敎育を受けたる賢人君子が天皇の政を輔弼するを要する、是が爲めには道德を敎養する學校を起し、是の學校により人才を養成し賢人を得なければならぬと言ふのである、その封事十二條の第四に於て曰く、

臣伏シテ以ミルニ、國ヲ治ムルノ道ハ賢能ヲ源ト爲ス、賢ヲ得ルノ方ハ學校ヲ本ト爲ス、是ヲ以テ古者明王ハ必ズ庠序ヲ設ケテ以テ德義ヲ敎ヘ、經藝ヲ習ハシテ而シテ彝倫ヲ敍ツ

と記するは、德治思想を表現するものである、而して德治の本源は窮極に於て民を仁慈惠愛するにあるとなすのである、封事十二條の劈頭に記して曰く、

方今陛下千年ノ期運ニ鍾リ萬古ノ興衰ヲ照ス、惻隱ヲ衆庶ニ降シ惠愛ヲ四方ニ施ス、宵衣肝食シ、夜ニ念ジ朝ニ行フ、遍ク綸綍ヲ頒チ、廣ク芻蕘ヲ訪フ、昔ハ虞舜ノ居三年ニシテ都ヲ成シ、仲尼ノ政期月ニシテ自ラ理マルと記し、卽ち清行が抱懷する政治の理想を表現するものである。

而して斯様なる政治の理想に達せんには、先づ民害を除き且つ奢靡を禁ずるを要すとなすのである、封事の第十一に曰く、

臣伏シテ見レバ、去ル延喜元年ノ官符已ニ權貴ノ山川ヲ規錮シ、勢家ノ田地ノ侵奪ヲ禁ゼリ、州郡ノ枳棘ヲ芟リ、兆庶ノ螫蠆ヲ除ケバ、吏治施シ易ク、民居安キコトヲ得、但ダ猶ホ凶暴邪惡ノ者ハ惡僧ト宿衞トナリと記し、權貴勢家の山川田地を侵奪するの害を除くの外、惡僧と宿衞とが民害をなすものとなし、封事の第十一に於て當時の僧侶等の惡爲濫行を指摘して曰く、

伏シテ以ミレバ、諸寺ノ年分及ビ臨時得度ノ者、一年ノ内或ハ二三百人ニ及ブ中ニ就キ、半分以上ハ皆是レ邪濫ノ輩ナリ、又諸國ノ百姓課役ヲ逃レ、租調ヲ逋ルル者、私カニ自ラ髮ヲ落シ、猥リニ法服ヲ著ク、此ノ如キノ輩年ヲ積ンデ漸ク多シ、天下ノ人民三分ノ二ハ皆是レ禿首ノ者ナリ、此レ皆家ニ妻子ヲ蓄ヘ、口ニ腥膻ヲ啖フ、形ハ沙門ニ似テ、心ハ屠兒ノ如シ、況ンヤ其尤モ甚シキ者ハ衆リテ群盜ヲ爲シ、竊カニ錢貨ヲ鑄、天刑ヲ畏レズ、佛律ヲ顧ミズ、若シ國司法ニ依ツテ勘糺スレバ、則チ霧合雲集シ競ヒテ暴逆ヲ爲スヲヤ

と痛言してをる、當時僧侶の勢力が如何に強大であり、而して是の勢力を頼んで暴逆の行多かりしことは想像に難くない。

又清行は當時の民害の一たる六衞府の舍人等の惡行を指摘して曰く、

而ルニ今件等ノ舍人諸國ニ散落シ、或ハ千里郵驛ノ外、百日行程ノ境ニ在リ、豈ニ門籍編名シ宿衞分番スルコトヲ得ンヤ、此レ皆部内ノ強豪、民間ノ凶暴ナル者ナリ、國司法ニ依ツテ其事ヲ勘糺スレバ、則チ駿ダ奔リテ洛ニ入リ、卽チ錢貨ヲ納レ買フテ宿衞ト爲ル、或ハ徒黨ヲ帥ヒテ國府ヲ劫圍シ、或ハ老拳ヲ奮フテ以テ官長ヲ凌辱ス、凡ソ厥ノ蠹害唯ダ狡獪ノミニ非ズ、

夫レ以ミレバ衞卒ヲ選ビ置クハ警急ニ備ヘンガ爲メナリ、而ルニ今遠ク甸服ニ在ツテ京畿ニ居ラズ、縱令ヘ皇都虛無クバ則チ此輩何ゾ用キン、若シ急アラバ奔リ赴クトモ及ブ無シ、然ラバ則チ徒ラニ諸國ノ豺狼ト爲リ、曾テ六軍ノ猛虎ニ非ズヤと記し、當時六衞府の兵士等が朝廷の直屬たるを恃んで如何に暴戾であつたかを指摘してをる。

又清行は當時の時弊の一たる奢靡を禁ずるを要すとなし、その封事の第二に於て記して曰く、

臣伏シテ以ミルニ、先聖明王ノ世ヲ御ムルヤ、節儉ヲ崇ヒ、奢盈ヲ禁ジ、澣濯ノ衣ヲ服シ、蔬糲ノ食ヲ嘗ム、此レ卽チ往古ノ稱美スル所、明時ノ規模スル所ナリ

と述べて古代の節儉なるを述べ、且つ當時の奢靡の狀を指摘して曰く、

臣伏シテ貞觀元慶ノ代ヲ見ルニ、親王公卿皆ナ生ノ筑紫絹ヲ以テ夏ノ汗衫ト爲シ、曝綀ヲ表袴ト爲シ、東綀ヲ襪ト爲シ、綀ヲ染メテ履裏ト爲ス、而ルニ今諸司史生皆白縑ヲ以テ汗衫ト爲シ、白絹ヲ表袴ト爲シ、白綾ヲ襪ト爲シ、莬褐ヲ履裏ト爲ス、其ノ婦女ハ則チ下侍婢ニ至ルマデ、裳ハ齊紈ニ非ザレバ服セズ、衣ハ越綾ニ非ザレバ裁セズ、紅袖ヲ染ムルモノ其ノ萬錢ノ價ヲ費シ、練衣ヲ擣ツモノ一砧ノ間ニ裂ケリ、自餘ノ奢靡具サニ陳ブル能ハズと記し當時の奢移の風を寫實し、而してその弊の極まる所を更に述べて曰く、

故ニ其ノ僭差ヲ見テハ則チ競フテ相倣效シ、其ノ儉約ヲ觀テハ則チ遞ニ以テ嘲嗤ス、富メル者ハ其ノ志ヲ逞フスルヲ誇リ、貧シキ者ハ其ノ及バザルヲ恥ヅ、是ニ於テ一領ノ衣ヲ製シテ終身ノ產ヲ破リ、一朝ノ饌ヲ設ケテ數年ノ資ヲ盡ス、田畝之ガ爲メニ荒蕪シ、盜徒是ニ由テ滋ク起ル、此ノ如クニシテ禁セズンバ恐クハ聖化ヲ損セン

と記して奢靡の弊の及ぶ所の至大なるを述べ、而して是が對策として曰く、

伏シテ望ムラクハ、人ノ品列ニ隨ツテ衣服ノ制ヲ定メ、檢非違使ニ命ジテ其ノ事ヲ糺シ、以テ格式ヲ張ランコトヲ、而モ此ノ法常ニ上ヨリ之ヲ破ツテ、下ヲシテ之ニ效ハシム、重ネテ望ムラクハ檢非違使ヲシテ此ノ制ヲ張リ行ハシメンコトヲ

と記し、又喪家追福の實狀を記して曰く、

而ルニ比年、諸ノ喪家其七七日ノ講筵、周忌ノ法會、競フテ家產ヲ傾ケ、盛ニ齋供ヲ設ク、一机ノ饌堆キコト方丈ニ過ギ、一僧ノ儲費千金ヲ累ヌ、或ハ佗家ニ乞貸シ、或ハ居宅ヲ斥賣ス、孝子遂ニ逃債ノ逋人ト爲リ、幼孤自ラ流亡ノ餓殍ト成ル、夫レ以ミルニ顧復撫育ノ愛ヲ蒙ムルモノ誰カ追遠報恩ノ志無カラン、然レドモ此ノ功德ヲ修スル、宜シク程章有ルベシ、豈ニ必ズ子孫ノ破產ヲ待ツテ以テ父祖ノ得果ヲ期スベケンヤ、況ンヤ此レ修齋ノ家、更ニ弔客ノ饗ヲ設ケテ獻酬交錯シ、宛カモ飮宴ノ如ク、初メ匍匐ノ悲有ツテ俄カニ酣醉ノ興ヲ成スヲヤ

と述べて追福修善の程度を越へて居ることを痛擊してをる。

而して是を禁ぜんには先づ上より始めざるべからざることを主張して曰く、

伏シテ以ミルニ、上率ヒ正サザレバ下自ラ差ヒ忒フ、若シ卿相法ヲ守ラバ僧統制ニ隨フトキハ、則チ源澄ミテ流自ラ清ク、表正フシテ影必ズ直カラン

と記してをる。

又清行は政治上に於て刑罰を愼むべきことを痛言し、封事十二條の第六に於て記して曰く、

聖王ノ政ハ刑法ヲ大ナリト爲ス、昔皐陶大賢ヲ以テ理官ト爲ル、帝舜猶ホ誡メテ云ク、欽メヤ欽メヤ惟レ刑ヲ之レ恤メヨト、光武明察ヲ以テ刑獄ヲ詳ニス、桓譚亦タ奏シテ云ク、法吏愛憎スレバ刑二門ヲ開クト、然ラバ則チ疑獄斷ハ古今ノ難シトスル所ナリ、而ルニ今萬民ノ死生ヲ總ブルコト之ヲ一人ノ唇吻ニ繫ギ、五刑ノ輕重ヲ括ルコト之ヲ獨見ノ讞書ニ決ス、已ニ閻實ノ理ニ乖ク、恐クハ濫罰ノ科ヲ貽サンコトヲ

と記して刑罰の愼むべきことを主張し、寃獄の生し易きを憂ひてをる、以て清行の刑罰思想を見るべきである。

上記の如き政治思想を有したる清行は、更に地方政治に於て國司國宰の尊重すべきことを高調し、小吏又は人民の告訴により

直ちに朝使を派遣して國司を糺彈することの不可なるを述べて曰く、

臣伏シテ以ミルニ、牧宰ハ萬乘ノ憂ヲ分ツテ一方ノ寄ヲ受ケ、六條ノ紀綱ヲ守ツテ兆民ノ領袖ト爲ル、故ニ漢ノ宣帝云ク、朕ト治ヲ共ニスル者ハ其レ唯ダ良二千石カト、必ズ須ラク其ノオヲ擇ビ用キテ其ノ職ヲ尊崇シ、官威ヲ重ンジテ民心ヲ厭カシ、小瑕ヲ捨テテ大成ヲ責ムベシ

と記してをる。

又清行は當時口分田の制漸く行はれず、諸國の計帳と事實の頗る相違せることに關しその封事の第三に於て述べて曰く、

臣伏シテ諸國ノ大帳ヲ見ルニ、載スル所ノ百姓大半以上ハ、此レ身無キ者ナリ、爰ニ國司偏ニ計帳ニ隨フテ口分田ヲ宛テ給ス、卽チ正稅ヲ班給シ、調庸ヲ徵納ス、是ニ於テ其身有ル者ハ纔ニ件ノ田ヲ耕シ、頗ル租調ヲ進ツリ、其身無キ者ハ戶口ノ一人私カニ件ノ田ヲ沽フテ曾テ自ラ耕サズ、租稅調庸ニ至ツテハ遂ニ輸納ノ心無シ

と述べ、その簿籍と實際と異るが爲め、租稅調庸の徵收の意の如くならざるを述べてをる、而してその弊の極る所を述べて曰く、

公家ノ口分田ヲ班ツ所以ハ、調庸ヲ收メ正稅ヲ擧ゲンガ爲メナリ、而ルニ今已ニ其ノ田ヲ奸シ、終ニ其ノ貢ヲ闕ク、牧宰空シク無用ノ田籍ヲ懷キ、豪富彌ヨ兼ノ地利ヲ收ム、唯公損ノ深キノミニ非ズ、亦タ吏治ノ妨ヲ成セリ

と記してをる。

以上の外五節の妓員を減ずべきこと、百官の季祿を偏頗なく支給すべきこと、諸國の檢非遣使及び琴師の人選を嚴にすべきこと、魚住の泊を修復すべき事等を述べて居るが、是等は要するに當時の事弊と政策に關する意見であつて、清行の政治思想は概ね上記に於て盡きてをると信ずるのである。

第二節　菅原文時の政治思想

是の時代の初期は大に儒學の興起したる時代であつた、而してこの興起したる儒學諸家の詩文を今日に殘せるものは本朝文粹及び續本朝文粹であるが、當時儒學の巨臂は菅原道眞であり、二紀長谷雄、三善清行、菅原文時、大江匡衡等著名なる儒家を輩出し、當時に於ける文學に一大光彩を放ちたるを見るのであるが、是等儒家の抱懷したる政治思想は實に文章經國の思想であり、更に言へば詩文經國の思想である、而してこの思想を最もよく代表したるものは菅原文時の上りたる意見書である。菅原文時の政治的意見の第一條は賓官を停むる事であり、第二條は鴻臚舘を存置することである、而してこの第三條に於て彼は遺憾なく文章經國の政治思想を吐露してをる、その全文は次の通である。

鴻臚舘ヲ廢失セズ遠人ヲ懷ケ文士ヲ勵マスヲ請フ事

右鴻臚舘ハ外賓ノ爲メニ置ク所ナリ、星律多ク積リ、雲搆頻リニ頽ル、頃年以來堂宇盡ント欲スレドモ、所司修造スルコト能ハズ、公家空シク以テ廢忘セリ、禮ニ曰ク、舊防ヲ以テ用フル所無シトシテ去ルトキハ、必ズ亂ノ患有リ、恐クハ彼ノ化ニ歸スルノ國、德ヲ慕フノ卿、風聞ヲ萬里ニ得テ、狐疑ヲ兩端ニ成サンコトヲ、一ニハ以爲ラク、君恩薄フシテ懷柔ノ情無シト、一ニハ以爲ラク、國用乏フシテ舍弘ノ力無シト、加之國家ノ故事、蕃客朝スル時、通賢ノ倫ヲ擇ミ、行人ノ職ニ任ジ、禮遇ノ中賓主筆ヲ翫ハシ、又諸生文ヲ能クスル者ヲ拔テ、餞別ノ席ニ預ラシム、玆ニ因ツテ翰苑銳思ノ士、蕃客ニ對スルヲ以テ其ノ心期ト爲サザル無シ、方今詞人才子願ミテ相誡メテ曰ク、人命限有リ、世途拋チ難シ、何ゾ徒ラニ風月ノ間ニ勤苦センヤ、請フ見ヨ、鴻臚舘ノ復タ文場タル可カラザルコトヲ、昔子貢告朔ノ餼羊ヲ去ラント欲ス、仲尼許サズ、以爲ラク、羊在ラバ猶ホ其ノ禮ヲ識ル所以ナリト、今此ノ舘ヲ廢セザランコトヲ陳ブルハ蓋シ亦タ文章道ノ爲メナリ、夫レ文章ハ王者ノ以テ風俗ヲ觀、人倫ヲ厚フシ、鬼神ヲ感ゼシメ、敎化ヲ

成ス所以ナリ、翼無クシテ飛ビ、脛無クシテ至ル、敵國之ヲ見テ智者有ルコトヲ知ル、故ニ憚テ侵サズ、殊俗之ヲ聞テ賢人有ルコトヲ覺ル、故ニ畏レテ自ラ服ス、魏ノ文帝ノ所謂、文章ハ國ヲ經ムルノ大業、不朽ノ盛事ナル者ナリ、伏シテ望ムラクハ、深ク圖リ、遠ク慮リテ此ノ賓舘ヲ廢失スルコト勿カレ、然ラバ則チ還方心ヲ離サズ、文士業ニ倦ムコト無カラン、是レ卽チ海外ニ示スニ仁澤ノ廣キヲ以テシ、天下ニ耀カスニ、威風ノ高キヲ以テスルナリ

文時の言ふ所を現今の言葉にて簡單に言へば、鴻臚舘は外賓接待の爲めに建立せられたものであるが、近時外容來るものなきが故に長く修繕を加ふることなし、この儘放置せば壞敗するに至るであろふから、是に修繕を加へて長く存置せんことを請ふ、その理由は鴻臚舘を存置すれば將來外客の來る時に文章博士や文章生等は外容即ち唐宋人と或は筆談を交へ或は詩文を贈答することを得て文章生等後進のものを勵ますことを得、詩文を作ることを奬むるやふになるからである、而して文章は風俗を致ふし人倫を厚ふし敎化を進むる所以であり、且つ外人が日本に文章が行はるるを見て智者賢人の居ることを知りて憚り恐れて我國を侵さぬよふになる、それ故に文章は經國の大業、不朽の盛事であるから、文章を奬勵するために鴻臚舘を存置するを願ふと言ふのである。

斯樣なる政治思想は儒學本來の思想ではない、論語に記せる孔子の所謂「汎ク衆ヲ愛シテ仁ニ親シミ、行ヒテ餘力アレバ則チ以テ文ヲ學ブ」なる思想よりすれば、道德が第一であり文章は第二であるのである、然しながら學者の立場からすれば文章が第一であり道德が第二である。彼等學者等は文章さへ進めば道德が行はるるものと解するのであつて、是は儒學本來の政治思想ではなくして學者に都合よき說である、恰かも僧侶が佛敎を以て國家鎭護の敎であると說明するのと同一である。

第六編　武禱兩治思想の時代

第一章　時代及び政治思想概觀

武禱兩治思想の時代とは、所謂鎌倉時代である、是の時代の政治は、京都を中心とする天皇又は上皇の政治と鎌倉を中心とする將軍又は執權の政治と、相對立して存在したる二重政治の時代であつた、勿論是の時代百五十年間に於て、朝政は漸く衰へ幕政は漸く盛んとなり、是が爲め是の時代の末期に於て、皇權の恢復を企て給ひたる後醍醐天皇の建武中興の事蹟を生じたのである。

斯の如き二中心の二重政治は、全く相反するものであつた、京都を中心とする天皇又は上皇の政治は、禱治思想によりて行はれたる讀經祈禱の精神政治であり、是に反し鎌倉を中心とする將軍又は執權の政治は、武治思想によりて行はれたる劍戟、弓馬の武力政治であつた、斯の如き相反したる二個の政治が、同時代に於て相對立して存在した、それ故に我等は是を武禱兩治思想の時代と稱するのである。

史家は屢々是の時代の政治を以て、鎌倉幕府のみの政治であつたかの如く言ふが、それは事實の詳細を吟味しない說であつて誤謬である。

源賴朝が石橋山に兵を擧げ導て平氏を討滅し、覇府を鎌倉に開いたが、その當時賴朝の政治の及ぶ範圍は關東六ケ國に過ぎなかつた、而して平氏討滅の後、義經が賴朝の處置を怒り後白河上皇に迫り、上皇は已むなく賴朝追討の宣旨を下し給ひ、而して之を憤りたる賴朝が兵を率ひて上京し、義經行家を逮捕せんとしたる機會に乘じ、賴朝が朝廷の大臣公卿等の任免黜涉に干

涉し、その所領を變更し導て義經追討を口實として賴朝が總追捕使となり、諸國に守護地頭を置くの認許を得て、その家人を以て是に補し警察と收稅との實權を掌握するに至つたが、賴朝の表面上の所領は關東御分國と稱へられたる八ケ國に過ぎなつた、而して賴朝は自ら補任したる地頭さへも宣旨又は院宣によりて是を廢止したる地方さへもあつた、而して賴朝は是の宣旨又は院宣に奬順して政治を行ふたに過ぎなかつた。

是の當時に於ては朝廷は猶ほ政治の一大中心であつた、その政治は形式に流れ、實力を失し、頗る弛緩したるものであつたが、猶ほ諸國の國司を任免し、政令を布いたのであつて、是の國司の役所即ち地方廳を國衙と稱した、而して、その實務を執るものは介又は椽と稱する次級者であつて、賴朝の補任したる守護地頭なるものは、是の介又は椽の下役人たるに過ぎなかつた。

源實賴が公曉の爲めに弑せられその後繼者なき爲め、賴朝の妹の血を連ねたる藤原賴經を將軍として、鎌倉に迎へたるを機會として生じたるは承久の變即ち朝廷對北條氏の戰鬪であつたが北條氏の勝利に歸し、北條氏が天皇を廢立し、三上皇を配遷するに至つて朝廷の權威は著しく失墜し、北條氏は遂に皇位の繼承問題にまで干涉するに至つて、非常なる政治的勢力を振ふたが、然しながら北條氏の支配する所は、諸國國衙の下役人たる守護地頭であつて、その表面上の國司は朝廷の任免する所であつた、而して天皇及び皇族の所領、即ち所謂本所と稱するもの、公卿の所領及び神社佛閣の所領即ち社領寺領等には地頭を置く能はなかつた爲め、近畿及中國地方は鎌倉幕府の政治的勢力範圍ではなかつた。

斯くの如くであつたから承久の變以後、朝廷の勢威は著しく失墜したが、猶ほ朝廷が屢々新しき法令を發布したことがあつた、それ故に是の時代の政治は、朝廷と幕府との二重政治であつて、室町時代江戸時代と全くその趣を異にしたるものである。

上記の如く京都を中心とする天皇又は上皇の政治に於ける根本思想は禱治思想であつた、即ち前時代の後を承けて神社に對する奉幣、佛寺に於ける讀經により、人爲にて如何ともすべからざる天變地異、疾疫、飢饉等の災害を攘ひ、遂に反亂の鎭定、

裁判等、政治上人爲にて行ふべきことまでも是の讀經祈禱によつて處置せんとするに至り、政治上に於ける權力を喪失して精神政治となつた。

又奈良朝及び平安朝上期時代に於て、高調せられたる德治思想は全く衰退し、佛教に因する禱治思想に壓せられて、遂に佛法即ち王法なりとの思想を生じ、德治の王道は全く禱治の佛法に併呑せられたるの觀を呈した、從つて禱治思想が政治上の總てを支配するに至つたのである。

是が爲め禱治思想に附帶する放生思想、德治思想に附帶する咎徵思想、恤刑思想等も亦、前時代の思想を繼承して改元又は大赦が行はれたが、然しながら大赦は前時代に於ける如く頻繁ではなかつたが、改元は些細なる天變地異により前時代よりも頻繁に行はれたるを見る。

前時代に於ける法治思想の衰退により綱紀頗る弛廢したる後を繼け、是の時代に於ては是を緊張更革するの必要上、天皇又は上皇は屢々新なる法令を發して時弊を匡正せんとし給ひ、法治思想が復活したるを見る。

是の他天皇及び上皇の敬神愛民の思想は、前時代と毫も異ることなく、歷代天皇は常に神を敬し、祖宗を崇め給ひ、又臣民を憐れみ給ふ大御心頗る篤く、殊に疫疾飢饉等の際是が除攘を神佛に禱り給ひ、或は般若心經を書寫し給ひて社寺に祈願し給ふ等畏き大御心を拜するを得、且つ文永弘安の役に於て龜山上皇の如きは、身を以て國難に代らんと欲し給ひ祈願をこめ給ふ等、天皇の國家に對する尊き信念を窺ひ得るものである。

是を要するに京都を中心とする天皇及び上皇の政治は全く精神主義であり、宗教主義であり、讀經と祈禱とか政治の主要なる手段であつたが故に、その效果は間接的であり且つ政治上の權力を缺きたる爲め、法令等屢々發布せられたるも毫も行はれず、且つ朝廷權威の及ぶ地域は漸次縮少せられ、是の時代の終に於ては近畿地方のみとなり朝政愈衰ふるに至つた。

是れに反し鎌倉幕府の政治は武治思想による實力政治であつた、武力政治であつた、是の政治は從來尊重せられたる一切の形

式を排除し一切の傳統を棄却し、一に實力實行によりて政治を行はんとするものであつた、而して幕府は是が爲め先づ守護を置きて全國の警察權を掌握し、更に地頭を置きて收稅權を掌握した、斯くして警察政治を行ひて戰亂後に於ける民心を安堵せしめ、次に收稅權によりて天下の財力を掌握し、幕府の力を堅固ならしめた、是れ皆な武治思想による政治であつた。

武力政治は即ち力の政治であるが故に、命令法規を發布してこれに服從せしむる法治思想も亦自然に發達し、奈良朝平安朝時代に於ける律令格式の如き多くの形式的法令を避けて、貞永式目の如き簡易直截の法令を生じた。

鎌倉幕府に於ける最初の權力者たる源氏は、猶ほ皇室を尊奉するの思想を有したが、後の權力者たる北條氏は毫も尊皇思想を有せず、その權勢慾の命ずる儘に三上皇を配遷し、皇位繼承問題に容喙し、兩統迭立の議を立つるに及びて其の暴逆の極を盡した、然しながら北條氏が百五十年の權勢を保ち得たる所以は、その儉約質素とその民心收攬術の妙とに存した、卽ち是により人民は重稅の負擔を免かれ、且つ疫疾飢饉等の際に於ける救濟を得て、その生を樂しむを得だのである、而して文永弘安の役に於ける時宗の果斷決行は能く當時の國民の意氣を昂揚せしめ一致せしめ、國難を排除し得たるものである。

是を要するに鎌倉幕府の政治の根底は武治思想であつた、而して是の武力政治により平安朝中期以來の弛緩したる無力政治に活力を與へ、實行力を與へ、以つて戰亂後の民心を安堵せしめ、民力を休養せしめたるものであつて、朝廷に於ける精神政治祈禱政治と好個の對立をなすものである。

第二章　歷代天皇の政治思想

節一節　政治の實情

上記の如くこの時代は朝廷と幕府との二重政治であつた、而して朝廷の政治は主として法皇又は上皇の政治卽ち院政であつた、

是の時代の歴代天皇は左表に示す如く多くは幼少にてあらせられ、その在位年數も十年内外であつたが爲め天皇の父に當らせ給ふ、法皇又は上皇が天皇に代りて院に於て政務を執らせ給ふた、是れ實に白河上皇が始め給ひたる院政の繼續であり、當時一般に是を以て當然であり、先例であると考へられたものである。

斯樣なる幼少の天皇が位に卽き給ふたのであるから、常に攝政又は關白が置かれたのであるが、然しながら是の攝政關白は前時代の如き政權を掌握するものではなく、政權は却つて法皇又は上皇にあつたのであるから、是れ亦た空名を帶びたるものに過ぎなかつた。

歴代天皇在位及在院年數表

天皇	踐祚時年齡	退位時年齡	在位年數	崩御年齡	在院年數
後鳥羽天皇	四歲	一九歲	一五年	六〇歲	四一年
土御門天皇	四歲	一六歲	一二年	三七歲	二一年
順德天皇	一四歲	二五歲	一一年	四六歲	二一年
仲恭天皇	四歲	四歲	四ヶ月	一七歲	一三年
後堀河天皇	一〇歲	二一歲	一一年	二三歲	二年
四條天皇	二歲	一二歲	一〇年	一二歲	
後嵯峨天皇	二三歲	二七歲	四年	五三歲	二六年
後深草天皇	四歲	一七歲	一三年	六二歲	四五年
龜山天皇	一一歲	二六歲	一五年	五七歲	三一年
後宇多天皇	八歲	二一歲	一三年	五八歲	三七年

伏見天皇	二三歲	三四歲	一一年	五三歲	一九年
後伏見天皇	一一歲	一四歲	三年	四九歲	三五年
後二條天皇	一七歲	二四歲	七年	二四歲	
花園天皇	一二歲	二二歲	一〇年	五三歲	三一年
後醍醐天皇	三一歲	五二歲	二一年	五二歲	

然しながら斯樣なる院政の結果として重要なる事態が生じた、卽ち天皇は幼少にてあらせれ且つその在位も十年内外であつたが爲め、多數の上皇があらせられた、是を區別する爲め本院、一院、新院等の俗稱を奉るに至つた、而して上皇又は法皇はその皇子を位に卽かしめて、その後見として政務を執らんことを欲し給ふたが爲め、玆に當然、皇位繼承の問題を生じた、殊に後嵯峨天皇の二皇子、後深草天皇及び龜山天皇が相尋て位に卽き給ひ、而して後嵯峨天皇は龜山天皇の聰明なるを喜び給ひ、その崩御に當り將來龜山天皇の子孫をして皇位に卽かしめよ、との詔を遺し給ひて、龜山天皇の皇子たる後宇多天皇位に卽き給ひ、龜山上皇はその後見として政務に當り給ふたが、後深草上皇は龜山上皇の兄にてあらせられたるに拘はらず政務に參與するを得ず、頗る御不滿にてあらせられ、遂に薙髮して俗界を脫せんとし給ふに至つた、是の機會を利用したるものは北條時宗であつた、彼は是に於て皇位繼承問題に干涉し、後嵯峨上皇の遺詔を無視して後深草上皇の皇子をして後宇多天皇の皇太子たらしめた、是れ卽ち伏見天皇である、斯くして北條貞時の執權となるや遂に御深草、龜山兩天皇の後裔をして十年每に迭立するの議を定め是を實行せんとしたのである、是れ後醍醐天皇が北條氏討滅の大佩を樹て給ふたる眞因である。

上皇執政關係表

天皇	在位間ノ天皇年齡	天皇ノ御父	執政	上皇院政時ノ年齡
後鳥羽天皇	四—一九	高倉天皇	後白河法皇 攝政 藤原基通	五七—六六(建久三年迄)

土御門天皇	四—一六	後鳥羽天皇	一九—三一
順徳天皇	一四—二五	後鳥羽上皇	三一—四二
仲恭天皇	四	順徳天皇	四二
後堀河天皇	一〇—二一	後高倉院（高倉天皇の皇子）	
		攝政　藤原家實	
四條天皇	二—一二	後堀河上皇	二一—二三（文暦元年迄）
		攝政　藤原家實	
後嵯峨天皇	二三—二七	土御門天皇	
後深草天皇	四—一七	後嵯峨天皇	二七—四〇
龜山天皇	一一—二六	後嵯峨上皇	四〇—五三（文永九年迄）
		天皇	
後宇多天皇	八—二一	龜山上皇	二六—三九
伏見天皇	二三—三四	後深草上皇	四五—四八（正應三年迄）
		天皇	
後伏見天皇	一一—一四	伏見上皇	三四—三七
後二條天皇	一七—二四	後宇多上皇	三五—四二
花園天皇	一二—三三	伏見上皇	四四—四九
		後伏見上皇	二六—三一
後醍醐天皇	三一—五二		

是の時代の初に於ては源平爭覇の大戰亂があつたにも拘はらず、朝廷はその先例、保守及び形式思想に捉はれて、平安朝末期

の政情を革むる能はず、且つ朝廷は兵力を失ひ嘗て存在したる左右近衛、左右兵衛、左右衛門の皇居直接の護衛兵すら存在せず、幕府はその御家人等を派して皇居を護衛せしめた、是を大番役と稱した、而して平安朝以來京都の警察を司りたる檢非違使は存在したが、是れ亦有名無實であり、後鳥羽天皇の御代に於て群盜蜂起して、民心不安であつても是を如何ともする能はず、鎌倉幕府はその御家人等を派して是の群盜を捕捉するに至つた、而して承久の變以後、幕府は朝廷を監視するの必要ありとなし、六波羅に役所を置き北條氏の親近者を派して是に居らしめ、京師の警察及び皇居の護衛を名として、實は朝廷を監視し且つ朝政に干渉したのである。

加之、賴朝が後白河上皇に請ふて諸國に守護地頭を置き、地方政治に於ける警察及び收稅の實權を掌握するに至つた、然しながら天皇及び皇族の御領、公卿の領地、神社、佛寺の領地は地頭を置くことを得なかつた爲め、近畿中國地方は猶ほ朝廷の政治勢力の範圍であつた。

是の時代に於ける朝廷政務の主なるものは、改元、大赦、廷臣の補任、叙位、朝廷内に於ける年中行事即ち節會、祭祀及び讀經等の人員、時日、場所等の決定施行並びに伊勢大神宮以下の諸神社への奉幣使の發遣、諸佛寺に於ける供養等に忙殺せられて、實際政治には頗る緣の遠きものであり、災旱には雨を祈り、霖雨には止雨を祈り給ひて臣民の生活を安易ならしめんとの叡慮はありながら、是の叡慮を臣民に及ぼす直接方法はなかつた、飢饉疫疾に際し、宸筆の般若心經を佛寺に捧げて臣民を救ふの叡慮は畏けれども、この叡慮を臣民に及ぼすの直接方法はなかつた、斯くの如くして朝廷は單なる祈禱讀經の場所となり、その政治は全く宗教政治となり、恰かも宗教の總本山の如くなるに至つた。

左に是の時代に於ける禱治、德治、神治、法治各思想の消長を詳記せむ。

第二節　禱治思想の高調

其一　轉治本思想

前時代に於ける歴代天皇の有し給ひし政治思想の中樞をなしたるものは轉治思想であつた、是の時代に於ても亦是を繼承して天皇の政治思想を支配したるものは、主として轉治思想であつた、卽ち此の時代に於ける歴代天皇は佛教に對する信仰益々深く、益々篤く、遂に神佛を同一視し、政治法制等一切の事を擧げて佛教に歸し、一切の事を讀經と供養とによりて處置せんとし給ひ宗教政治を實現したのである。

是が爲め是の時代に於ける歴代天皇は、前時代に於て行はれたる正月の御齋會春秋二季の御讀經の外、各種の修法が行はれ、如何なる事にても讀經祈禱によりて處置せられたのである、今その重なるのを擧ぐれば次の如くである。

後七日法
修二月法
常業會
最勝會
懺悔法
舍利會
尊勝陀羅尼
佛眼法
最勝講論義
御靈會

放生會
金輪法
孔雀經法
仁王經法
不動法
七佛藥師法
普賢延命法

等である、斯の如くして天變地異、風水疫癘は勿論讀經祈禱によるものであるが、私事たる病氣、出産、傷痍より政治上に於ける內亂外寇の平定、鬪爭騷擾の裁定に至るまであらゆる總てを、讀經祈禱に依りて處置するの風をなして佛法に沈醉するに至つた、斯の如くして轉治思想は政治の全局面を支配し、遂に儒佛同視思想及び神佛同視思想を生じたるものである。

其二　儒佛同視思想

前時代に於ける歴代天皇は、佛教を以て國家鎭護の教であると信じ給ひたるが、この時代に於ける歴代天皇は更に進んで佛教は、儒家の所謂王道と同一であると思惟し給ふた、是れ最も篤く佛教を信じ給ひたる結果であり、佛教の唱ふる祈禱により政治上の一切を處置せんとする轉治思想の高調せられたる結果であり、その最も撤底したるものである。

卽ち後鳥羽天皇が建久六年三月、石清水八幡宮に祈禱し給ひたる宣命の中に曰く

佛法王法ハ名雨端ト雖モ、趣是レ一致ナリ、仍テ佛法恢弘スレバ王法繁昌セリ（石清水文書）

と宣ふた、王法とは儒學の唱ふる王道であつて、修身齊家、治國平天下の道である、この王道も佛法も同一であると宣ふので

ある。

又土御門天皇が建久三年十一月、石清水八幡宮に祈禱し給ひたる宣命の中に曰く

佛法恢弘スレバ、王法繁昌セリ、加之、我等興復セバ、天下興復セント、本願聖主ノ遺誡炳焉タリ　（石清水文書）

と宣ふもの亦た後鳥羽天皇の宣命と同一意義である。

又順徳天皇が建保四年二月九日、東寺の舎利及び寶物を盗みたる際下し給ひたる宣旨(勅)の中に曰く

今月五日ノ夜、白波有リテ東寺ニ入リ、舎利ヲ取リ、道具ヲ盗ム、舎利ハ一代教主ノ遺身、道具ハ三國相承ノ靈寶ナリ、佛法已ニ衰微ノ期ヲ得、王政又タ鎭護ノ力ヲ失フ、惜マザルベカラズ、恐レザルベカラズ　（東鑑）

と宣ふもの亦た暗に佛法と王法とは同一であり、佛法の衰微は即ち王道の衰微であると宣ふのであつて、後鳥羽天皇及び土御門天皇と同一の思想を表現したるものである。

斯の如く儒學の唱ふる王道と、佛教の唱ふる佛法とは同一なりと思惟することは、即ち徳治思想が禱治思想に抱含せられ、併呑せられたものであつて、禱治思想が時代の全局面を支配したることを表現するものである。

其三　神佛同視思想

是の時代の歴代天皇は應神天皇の靈たる八幡大神を以て八幡大菩薩と稱し給ひ、且つ佛法の擁護者なりと信し給ふたのである。

即ち後鳥羽天皇が建久六年三月、石清水八幡宮に祈願し給ひたる宣命の中に曰く

中ニ就テ佐保天皇ノ御世ニ、大菩薩ヲ知識ニ唱ヘ奉リテ、造リ奉リ給ヘリ、旁此寺ヲバ大菩薩ノ擁護シ給フベキナリト所念行シテ、去ル六日モ祈リ申サシメ給フコト已ニ了リキ　（石清水文書）

と宣ひ、宣命中の大菩薩は即ち八幡大神佛習合の思想である、而して當時全國の神社は總て僧侶により占領せられ、神社には神官と僧侶と相並び神前に於て、常に讀經したる時代であるから、天皇が神佛同視の思想を有し給ひたるは當然である。斯くの如くであるからその政治が總て宗教政治となり、宮中行事が總て讀經供養となりたるは怪むに足らぬのである。

斯の如く天皇は神佛を同視し給ひたるが爲め、神を祈禱の對象と思惟し給ひたるは、多くの祈願の宣命中に表現せられたる所である。

即ち後鳥羽天皇が建久六年三月、石清水八幡宮に祈願の宣命中の中に曰く

掛マクモ、畏キ大菩薩重テモ重テモ、此狀ヲ平ラケク、安ラケク、聞シ食シテ叡情ニ思シ食ス所ヲ一一成就シ、事々圓滿ニ聖化滂流シテ、帝堯帝舜ノ世ニ異ラズ、皇胤繁多ニシテ、延曆延喜ノ風ニ相同ジクシテ、天皇ノ朝廷ヲ寶位動キ無ク、常磐堅磐ニ夜ノ守リ日ノ守リニ護リ幸ヘ奉リ給ヒテ、都鄙泰平ニ寺家安穩ニ護リ、恤ミ給ヘト恐ミ恐ミモ申賜ハクト申ス（石清水文書）

と宣ひて國家の安泰を禱らせ給ひ、又後堀河天皇が寛喜二年二月、石清水八幡宮に年穀を祈り給ひし宣命の中に曰く

掛マクモ畏キ大菩薩、此ノ狀ヲ平ラケク、安ラケク、聞シ食シテ千倉萬箱ノ詠旁ヲ聞ヘ、蒸嘗禴祀ノ禮、彌々儼ニシテ、國富ミ、俗阜カニシテ、天皇ガ朝廷ヲ寶位動キ無ク、常磐堅磐ニ夜ノ護リ日ノ護ニ護リ幸ヘ奉リ給ヒテ、上下和睦ニ朝野寮寀ニ護リ恤ミ給ヘト、恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス　（石清水文書）

と宣ひて臣民の富裕を禱り給ひ、又伏見天皇が正應六年七月、伊勢大神宮に祈願し給ひし宣命の中に曰く

掛マクモ畏キ皇太神、此ノ狀ヲ平ラケク、安ラケク、聞シ食シテ形兆ノ未ダ見ヘヌニ、災孽ヲ攘ヒ、兵戈ノ未ダ起ラヌニ、逆亂ヲ撥ヒ給ヒテ、天皇ガ朝廷ヲ寶位動ク事無ク、常磐堅磐ニ夜ノ守日ノ守ニ護リ奉リ給ヒテ、天下淳撲ニ海内清平ニ護リ恤ミ給ヘト、恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス　（公卿勅使參宮次第）

と宣ふは皆これ國家の安泰と、臣民の福祉とを希ひ給ふ無私の祈願である。

斯様なる思想が政治を支配したのであつたから、天變地異、風水疫疾は固より殆んど總ての政治上の事項を、讀經供養によつ

て處置せんとし給ひたることは、敢て怪むに足らさるものである。斯の如くこの時代に於ける政治は、全然信仰的であり、精神的であつたが爲め、その臣民に及ぼす影響は頗る間接であつた、假令は疫癘の流行に當り、往昔の天皇は醫師を派遣し、藥餌を給して臣民を憐れみ給ひしに反し、是の時代に於ては是よりも、先づ讀經と祈禱とによつて疫癘の流行を阻止せんと欲し給ひ、是に最も力を盡されたのである、又天候の不順により飢饉の起りたる際に於て、往昔の天皇は國縣の常平倉を開き、穀を臣民に分配し、又課役租稅を除き給ひて、臣民を憐れみ給ふたるに反し、是の時代に於ては是よりも先づ讀經供養し、或は天皇親ら般若心經を寫書して是を神社、佛寺に奉獻することによりて飢饉の難を救はんと欲し給ふたのである、これ實に祈禱政治の然らしむる處である。殊に是の時代に於て生じたる、大國難たる蒙古軍の來寇に關し、朝廷の行ひたる處置を續史愚抄より摘記すれば次の通りである。

文永四年二月日不詳
蒙古國王ノ書ヲ、征夷大將軍惟康王ノ府ニ贈ル

文永五年二月十五日
異國朕狀ノ事一院(後嵯峨上皇)御所ニ於テ評定有リ

文永五年二月二十五日
蒙古ノ事ニ依リ、廿二社奉幣使ヲ發遣セラル

文永五年三月二十三日
異國降伏ノ爲メ、東寺講堂ニ於テ仁王經法ヲ始修セラル

文永五年四月十三日
伊勢公卿勅使、神寶發遣、宸筆宣命ヲ獻ゼラル、蒙古ノ事ニ依ルナリ

文永五年六月二十二日
異國ノ事ニ依リ山陵使ヲ發遣セラル、山陵ハ神功皇后、天智天皇、宇多天皇、後三條天皇、後白河天皇、後鳥羽天皇、土御門天皇ノ御陵ナリ

文永五年七月十七日
異國降伏御禱ノ爲メ、延曆寺中堂ニ於テ七佛藥師法ヲ始行セラル

文永六年三月七日
蒙古ノ使八人、高麗ノ使四人、從類七十四人對島ニ至ル由ヲ告グ

文永八年九月七日
法皇(後嵯峨法皇)御所ニ於テ蒙古ノ事ニヨリ評定有リ、公卿關白已下八人參仕

文永八年十月二十三日
蒙古ノ使趙良弼已下百余人、去ル九月十九日筑前今津ニ着スルノ牒狀ヲ法皇(後嵯峨法皇)ニ奏覽ス、依テ法皇御所ニ於テ評定有リ、公卿關白已下六人參仕

文永八年十月二十五日
法皇異國御祈請ノ爲メ、石清水宮ニ幸ス

文水八年十一月六日
多寶院ヲ龜山殿ニ建テラレ、救世觀音、聖德太子ノ御影ヲ安置シ、供養ノ儀アリ、異國ノ事ニ依ルナリ

文永八年十一月二十二日
法皇御所ニ於テ重テ蒙古ノ評定アリ、同御祈ノ爲メ熾盛光法ヲ惣持院眞言堂ニ於テ行ハル
文永八年十二月十六日
伊勢ニ公卿ノ勅使ヲ發遣セラル、異國ノ事ニ依ルナリ
文永九年十一月二日
東寺ニ於テ異國降伏ノ爲メ、佛眼法ヲ始行セラル
文永十一年十月五日
異國軍勢襲來ノ由ヲ太宰府ヨリ告グ
文永十一年十月十三日
異國ノ勢壹岐島ヲ襲フ
文永十一年十月十四日
壹岐ノ守護、代庄官已下蒙古賊ノ爲メニ殺サル、對馬亦之ニ同ジ
文永十一年十月十八日
新院(龜山上皇)御所ニ於テ、蒙古ノ寇已ニ至ル事議定アリ
文永十一年十月十九日
今夜蒙古筑前早良郡ヲ襲フ
文永十一年十月二十日
太宰府三百餘艘ノ兵船ヲ以テ蒙古勢ヲ禦ク、克クズ

文永十一年十一月二日
蒙古襲來ノ御祈トシテ新院(龜山上皇)ヨリ宸筆ノ御書ヲ山陵八所ニ献ゼラル、神功皇后、天智、宇多、後三條、後白河、後鳥羽、土御門、後嵯峨各天皇ノ山陵ナリ
同御祈ノ爲メ佛眼法ヲ東寺西院ニ於テ始行セラル
文永十一年十一月三日
蒙古ノ事ニヨリ新院御所ニ於テ御トアリ
文永十一年十一月七日
蒙古御祈ノ爲メ、十六社奉幣使ヲ發遣セラル、又前大僧正慈禪ヲシテ一字金輪法ヲ延曆寺本坊ニ於テ行ハシム
文永十一年十二月七日
蒙古御祈ノ爲メ、七佛藥師法ヲ延曆寺中堂ニ於テ行フ
建治元年二月十七日
異國御祈ノ爲メ、十六社奉幣使ヲ發遣セラル
建治元年七月二十一日
鎭西ヨリ蒙古ノ賊ヲ關東ニ送ル
建治元年九月六日
蒙古ノ使杜世忠、何文若已下九人ヲ關東ニ於テ誅ス
建治二年閏三月五日
入道二品性助親王蒙古御祈ノ爲メ、大聖院ニ於テ、孔雀經法ヲ始修セラル

建治三年正月十二日
異國降伏御祈ノ爲メ、東寺ノ長者、僧正道寶ヲシテ伊勢神宮ニ三十日參籠セシム
弘安二年正月九日
異國降伏御祈ノ爲メ、東寺ノ長者、僧正壹助ヲシテ伊勢大神宮ニ參籠セシム
弘安四年一月十九日
東寺ノ長者、僧正定濟ヲシテ異國降伏御祈ノ爲メ、伊勢大神宮ニ參籠セシム
弘安四年二月日不詳
僧正勝信ヲシテ蒙古御祈ノ爲メ、石山寺ニ於テ參籠セシム
弘安四年三月二十五日
新院(龜山上皇)ノ御沙汰ト爲シ、廳殿ニ於テ五壇法ヲ始行セラル、異國御祈ノ爲メナリ
弘安四年五月八日
異國御祈ノ爲メ、二十二社奉幣使ヲ發遣セラル
弘安四年五月二十一日
蒙古屬國若干ノ兵船ヲ率ヒテ我國ヲ襲フ、其中高麗ノ兵先ヅ壹岐、對馬ノ二島ニ登ル、凡ソ船十萬七千八百四十艘、每船千人ヲ容ルト太宰府言フ
弘安四年六月二日
異國御祈ノ爲メ、不動法ヲ東寺西院ニ於テ修セラル
弘安四年六月四日

蒙古御祈ノ爲メ、石清水宮ニ於テ御讀經アリ
弘安四年六月五日
肥前鹿島ニ於テ、官軍蒙古ト戰フ
弘安四年六月十三日
異國御祈ノ爲メ、孔雀經法ヲ大聖院ニ於テ修セラル
弘安四年六月十八日
異國御祈ノ爲メ、七佛藥師法ヲ延曆寺中堂ニ於テ行ハル、又最勝王經百部ヲ石清水宮ニ於テ轉讀セラル
弘安四年六月二十日
異國御祈ノ爲メ、宸筆御書ヲ山陵八所ニ獻ゼラル、同御轉ノ爲メ新院石清水宮ニ幸シ御神樂ヲ行ハル、二十二日還幸セラル
是ノ日太宰府言上ス、去ル六日ヨリ十三日ニ至リ蒙古ト合戰ス、賊千餘人ヲ殺ス、因テ賊少シク退クト
弘安四年六月二十二日
同御祈ノ爲メ、仁王經法ヲ東寺講堂ニ於テ修セラル
弘安四年六月二十三日
同御祈ノ爲メ、今日ヨリ十日間百僧ヲ以テ、法華百部ヲ石清水宮ニ於テ轉讀セシム
弘安四年七月一日
異國御祈ノ爲メ石清水宮ニ於テ、大般若經ヲ轉讀セラル
弘安四年七月十一日
新院(龜山上皇)御祈ノ爲メ、春日社ニ幸セラル、十三日還幸

弘安四年七月十九日
新院同ジク日吉社ニ幸セラル、二十日還幸
弘安四年七月二十六日
同御祈ノ爲メ今日ヨリ七ケ日石清水宮ニ於テ、尊勝陀羅尼一切經、大般若百部仁王經ヲ轉讀セシム、導師ハ西大寺思圓上人
弘安四年閏七月一日
石清水宮ニ於テ大般若ノ供養有リ、今度御祈ノ爲メ西大寺ノ思圓上人ノ請ニ任セ、天下三日禁酒スト云フ
弘安四年閏七月二日
異國御祈ノ爲メ伊勢ニ公卿勅使ヲ發遣セラル、勅使中御門大納言經任、天皇神祇官ニ親臨セラル
弘安四年閏七月四日
同御祈ノ爲メ今日ヨリ三ケ日、六百許ノ僧ヲ以テ一切經ヲ石清水ニ轉讀セシム、新院ノ御沙汰ナリ
弘安四年閏七月七日
今明日異國御祈ノ爲メ、不動法及ビ仁王經ノ轉讀ヲ東寺ノ講堂ニ於テ行ハル
弘安四年閏七月十四日
大宰府驛奏シテ曰ク、去ル一日大風逆浪ヲ動カシ、蒙古兵船六萬余艘忽チ漂沒ス（壹岐、對馬ノ間一艘ノ賊船無シト云フ）
肥前ノ鷹島ニ於テ、生虜數千人ヲ誅スト
弘安四年閏七月二十一日
異國御祈ノ爲メ内侍所臨時御神樂ヲ行ハル、行幸アリ
弘安四年八月十二日

異國降伏報賽ノ爲メ石清水宮ニ於テ一切經ノ供養アリ、舞樂荒序等アリ
以上の記述により文永及び弘安の役に於て、天皇及び上皇が如何に憂慮し給ひしかを知ると同時に、是に對して行はれたる處置が、神社に對する奉幣及び祈願と、佛寺に於ける讀經及び祈禱であつたことを知り得るのである、是れ當時兵權は全く鎌倉幕府の所有する所であつて、朝廷に於ては軍事に對する處置をなすこと能はざる爲め、已むを得ざることであつたが、當時如何に讀經が盛に行はれたるかを推知し得るのである。

其四　放生思想

鎌倉時代の高調せられたる是の時代に於ては、之に基づく放生思想が政治上に發現したるは當然であるが、是を事實に徵するに、天皇、太上天皇、攝政等不豫の際、病を救療せんが爲め大赦を令せられたることもあるが、前時代の末期より起りたる佛殿堂塔の建立の場合に於て、大赦を令せられたること多きを見る、而して是の時代の末期に於ては、天皇崩御の忌日にその冥福を祈らんが爲め大赦を令せられたるを見る、是れ皆な放生思想の然らしむる所である。
今續史愚抄により、是の時代に於て行はれたる是の種の大赦の事實を摘記すれば左の如くである。

後鳥羽天皇　文治元年九月四日
東大寺大佛開眼ニ依リ、非常ノ赦ヲ行ハル
後鳥羽天皇　建久元年十月一日
法皇日吉社ニ於テ千僧御讀經ヲ行ハル、仗坐ニ於テ赦令ノ事ヲ仰セラル
順徳天皇　建保元年四月二十六日
法勝寺九重塔ヲ供養セラル、主上行幸、今日赦令ヲ行ハル
順徳天皇　建保五年七月十七日

上皇(後鳥羽上皇)御不豫ノ御祈ニヨリ、非常ノ赦ヲ行ハル

四條天皇　仁治二年十一月三十日

禪定大閤(藤原道家)所惱ニ依リ、非常ノ赦ヲ行ハル

後二條天皇　嘉元三年八月二十三日

法皇(龜山法皇)御腦平癒ノ爲メ、非常ノ赦ヲ行ハル

後二條天皇　德治元年九月十二日

一院(後宇多上皇)龜山院ノ爲メ灌頂堂ヲ建テラル、此日非常ノ赦ヲ行ハル

花園天皇　正和三年二月十七日

後嵯峨院國忌ニ因リ、免者ヲ行ハル

花園天皇　正和三年三月十三日

後白河院國忌ニ因リ、免者ヲ行ハル

（以上續史愚抄）

第三節　德治思想の衰退

其一　德治本思想

この時代に於ても天皇の德治思想は猶ほ殘存した、卽ち天皇の德を以て萬民を化し、是によりて國家を治めんとするものであつた。

卽ち後鳥羽天皇の御代、文治三年三月に當時專ら政務に當らせられたる、後白河上皇の下し給ひたる院宣の中に曰く

每ニ長途ノ區分ヲ願ミ、彌政道ノ克治ヲ思フ、近ク事無シト雖モ、未ダ德ヲ修ムルニ遑アラズ、化俗ノ道、經國ノ術ハ、獨

リ治ムルコト能ハズ、宜シク衆智ニ憑ルベシ　(日本全史)

と宣ふは天皇の修德によりて俗を化し、國を經せんとするの德治思想を表現するものである。

又後嵯峨天皇が寬元二年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕眇身ヲ以テ、謬リテ元首ニ備ハリ、萬機ノ政ヲ親ラシテヨリ、四週ノ年ニ迄(イタ)レドモ、德天ニ合ハズシテ、天頻リニ變ヲ示シ、化地ニ合ハズシテ地屢震フコトアリ　(平戸記)

と宣ふもの亦天皇の德天に感應して陰陽を調和し、天變を阻み是により臣民を化育せんとする德治思想を表現するものである、又龜山天皇が文永十年四月下し給ひたる詔の中に曰く

況ンヤ頃者陰陽節ヲ失ヒ、水旱時ナラズ、稼藏ノ名アリト雖モ、更ニ貢賦ノ實ナク、庶官常ニ榮辱ノ時ニ乏シク、兆民併セテ遊惰ノ輩トナルオヤ、但ダ帝道ヲ行ヘバ卽チ帝タリ、王道ヲ行ヘバ則チ王タラン、澆訛ノ時ト謂フコト勿レ　(續吉紀)

と宣ふもの亦た帝道卽ち王道を以て、國家を治めんと欲し給ふものであつて、王道とは卽ち天皇の德によりて萬民を化育し、國家を治めんとする德治思想を表現するものである。

其二　象徵思想

この時代に於ける歷代天皇の咎徵思想は、前時代のそれと毫も異らなかつた、卽ち瑞徵に關しては是を信ぜられなかつたが、咎徵卽ち天變地異、疫癘等の出現流行に關しては、天皇の德未だ至らず、天皇の政未だ正しからざるが故に、天は咎徵を示現して是を戒むるものと信じ給ひ、その責を躬ら引きて愼み畏れ給ふのであつた。

卽ち後鳥羽天皇が建久六年三月石清水八幡宮に奉られたる宣命の中に曰く

抑モ世神末ニ臨ミ、德菲薄ニ在リテ休祥ハ著ハレ難ク、妖變ハ荐リニ聞ユ、慙愧ノ思措ク所ヲ知ラズ　(石清水文書)

と宣ふが如き、又後堀河天皇が寬喜二年二月石清水八幡宮に奉られたる宣命の中に曰く

辭別ケテ申賜ハク、近日地維屢振ヒ、雷電自ラ鳴ル、加之、都鄙ノ間ニ疾疫流行ノ由ヲ聞シ食シ驚ク處ナリ（石清水文書）

と宣ふが如き、又後嵯峨天皇が寛元三年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕眇身ヲ以テ謬リテ元首ニ備ハリ、萬機ノ政ヲ親ラシテヨリ、四廻ノ年ニ迄ンドモ、德天ニ合ハズシテ天頻リニ變ヲ示シ、化地ニ合ハズシテ地屢震フコトアリ、咎徵間ニ至ルト雖モ、祥瑞聞ヘズ、況ンヤ亦タ稼藏猶ホ空シク、萬國ノ貢診ニ乏シク、邦家未ダ治マラズシテ、百姓ノ凋弊ニ屬スルヲヤ、熱治績ヲ思ヒテ、獨リ襟懷ヲ勞ス（平戸記）

と宣ふが如き、又龜山天皇が文永十年四月下し給ひたる詔の中に曰く

朕不敏ヲ以テ謬リテ洪緒ヲ受ク、德義疎ナルコト十四年、唯萬機ヲ諸詢ニ任ズ、信默過グルコト一兩日、憖ニ二柄ヲ眇末ニ親ラス、譬ヘハ猶ホ涸水ヲ涉ラント欲シテ、未ダ濟ル所ヲ知ラザルガ如シ、爰ニ彗客春見ハレテ、奇合ノ徵ヲ示シ、坤儀夏震ヒテ厚德ノ應ヲ觀ズ、是レ朕ガ政ノ闕クルコトアルカ、若シクハ民心ノ未ダ噍ラザルカ（續吉記）

と宣ふが如き、又伏見天皇が正應六年七月伊勢大神宮に奉り給ひたる宣命の中に曰く

加之、頃者天變屢呈ハレ、地妖頻リニ示ハル、又炎旱旬ニ涉リテ稼穡節ニアラズ、彼ト云ヒ、是ト云ヒ、一ハ嘆キ、一ハ愼ム、是レ卽チ朕ガ薄德ノ然ラシムルナリ（公卿勅使參宮次第）

と宣ふが如き皆な是の時代の天皇の咎徵思想を表現するものであつて、天變地異、疫癘等の示現を天皇の德未だ至らざる爲めであると思惟し給ひ、且つ畏れ、且つ愼み給ふのである。

斯樣なる象徵思想の結果として、歷代天皇は天變地異、疫癘等の示現によりて年號を改め給ひ、その政治を一新せんと欲し給ふたのである。

其三　曆數思想

是の時代に於ても、前時代の如く歷代天皇は天文博士、曆博士等の唱ふる朔旦の冬至を以て吉徵なりとなし、又辛酉の年を革

命の年、甲子の年を厄年なりと信じ給ひ、又日蝕、月蝕、彗星の出現等を凶徵となし給ふた。

卽ち前時代の如く、十九年毎に一回來る十一月一日の冬至を以て朔旦の冬至と稱へて、百官是を祝賀し、賀表を奉呈したる事實を見るのである、卽ち左の通りである。

天皇	朔旦冬至年月
土御門天皇	建仁二年十一月
後堀河天皇	承久三年十一月
四條天皇	仁治元年十一月
龜山天皇	正元元年十一月
後宇多天皇	弘安元年十一月
伏見天皇	永仁五年十一月
花園天皇	正和五年十一月

皇紀

一八六二年
一八八一年
一九〇〇年
一九一九年
一九三八年
一九五七年
一九七六年

又この時代の歷代天皇は彗星の出現を以て最も懼れ給ひ、是を以て國家に兵亂、災禍の起る表徵なりとなし給ひ、神佛にその攘除を祈禱し給ふを常とした、これ等を今日の科學思想によりて見れば、頗る論據なき事のよふであるが、未だ是等の原因に就て明瞭ならざる時代に於て、是等を咎徵となして懼れ愼み給ひたるは當然である、又陰陽師及曆家の唱ふる辛酉の歲を以て革命の年となし最も愼み給ひ、是に次で甲子の年を懼れ給ふたやふである、是の時代に於ける改元の理由とする所は次表のやふである。

天皇	改元ノ日	新年號	改元ノ理由	繼續年數
後鳥羽天皇	壽永三年四月十六日	元暦	踐祚ニ依ル	一
仝	元暦二年八月十四日	文治	火災地震ニ依ル	五
仝	文治六年四月十一日	建久	明年三合ニ依ル	九
土御門天皇	建久十年四月二十七日	正治	踐祚ニ依ル	二
仝	正治三年二月十三日	建仁	辛酉革命年ニ依ル	三
仝	建仁四年二月二十日	元久	甲子厄年ニ依ル	二
仝	元久三年四月二十七日	建永	赤班瘡ニ依ル	一
仝	建永二年十月二十五日	承元	三合ニ依ル	四
順徳天皇	承元五年三月九日	建暦	踐祚ニ依ル	二
仝	建暦三年十二月六日	建保	天皇元服ノ爲メ	六
仝	建保七年四月十二日	承久	天變旱魃三合ニ依ル	三
後堀河天皇	承久四年正月三日	貞應	踐祚ニ依ル	二
仝	貞應三年十一月二十日	元仁	天變炎旱ニ依ル	一
仝	元仁二年四月二十日	嘉祿	未詳	二
仝	嘉祿三年十二月十日	安貞	疱瘡ニ依ル	二
仝	安貞三年三月五日	寛喜	去年大風ニ依ル	三
仝	寛喜四年四月二日	貞永	去年飢饉ニ依ル	一

四條天皇	貞永二年四月十五日	天福	踐祚ニ依ル	一
仝	天福二年十一月五日	文暦	天福ノ字始ヨリ世人受ケズ諒闇相續クニ依ル	一
仝	文暦二年九月十九日	嘉禎	未詳	三
仝	嘉禎四年十一月二十三日	暦仁	天變ニ依ル	一
仝	暦仁二年二月七日	延應	上下天亡ノ聞有リ及變災ニ依ル	一
後嵯峨天皇	延應二年七月十六日	仁治	旱魃ニ依ル	三
後深草天皇	仁治四年二月二十六日	寛元	踐祚ニ依ル	四
仝	寛元五年二月二十八日	寶治	踐祚ニ依ル	二
仝	寶治三年三月十八日	建長	未詳	七
仝	建長八年十月五日	康元	赤班瘡ニ依ル	一
仝	康元二年三月十四日	正嘉	太政官廳炎上ニ依ル	二
仝	正嘉三年三月二十六日	正元	疾疫流行ニ依ル	一
龜山天皇	正元二年四月十三日	文應	踐祚ニ依ル	一
仝	文應二年二月二十日	弘長	辛酉ノ革命年ニ當ル	三
仝	弘長四年二月二十八日	文永	甲子ノ厄年ニ依ル	一一
後宇多天皇	文永十二年四月二十五日	建治	踐祚ニ依ル	三
仝	建治四年二月二十九日	弘安	去年ノ春ヨリ病事流布ノ故	一〇
伏見天皇	弘安十一年四月二十八日	正應	踐祚ニ依ル	五

仝	正應六年八月五日	永仁	天變地震炎旱ニ依ル	六
後伏見天皇	永仁七年四月二十五日	正安	踐祚ニ依ル	三
後二條天皇	正安四年十一月二十一日	乾元	踐祚ニ依ル	一
仝	乾元二年八月五日	嘉元	天變及炎旱ニ依ル（彗星）	三
仝	嘉元四年十二日十四日	德治	天變ニ依ル	二
花園天皇	德治三年十月九日	延慶	踐祚ニ依ル	三
仝	延慶四年四月二十八日	應長	天下疫病ニ依ル	一
仝	應長二年三月二十日	正和	天變地震等ニ依ル	五
仝	正和六年三日三日	文保	地震ニ依ル	二
後醍醐天皇	文保三年四月二十八日	元應	踐祚ニ依ル	二
仝	元應三年二月二十三日	元亨	辛酉革命年ニ依ル	三
仝	元亨四年十二月九日	正中	風水及甲子厄年ニ依ル	二
仝	正中三年四月二十三日	嘉曆	天變地震疫疾ニ依ル	三
仝	嘉曆四年八月二十九日	元德	疫疾ニ依ル	二
仝	元德三年八月九日	元弘	疫疾流行ニ依ル	三

上表に據るときは、後鳥羽天皇より後醍醐天皇に至る約百五十年間に於て、改元したること五十回であり、內、咎徵思想により改元したること二十三回、曆數思想により改元したること八回に及んでをる、その如何に咎徵思想及び曆數思想の高調したるやを知るのである。

上記の如き天皇の咎徵思想と、曆數思想と關聯して生じたる恤刑思想も亦た是の時代に於て繼續し、咎徵の出現するは是れ天皇の德未だ及ばざるが爲めであり、而して天皇の德未だ臣民を化する能はざるが故に罪囚を生ずるのであるから、刑囚は寧ろ恤れむべきものとなして、是等咎徵凶徵毎に大赦を行ひ給ふた、是等の思想を明白に立證すべき文獻を有せざるも、是を事實に就て見れば左の如くである。

後堀河天皇　寬喜二年十一月二十日
　容星御祈ニ依り非常ノ赦ヲ行ハル
龜山天皇　文應二年二月二十日
　辛酉厄年ニヨリ文應ヲ改メテ弘長ト爲ス、赦令アリ
龜山天皇　弘長四年二月二十八日
　甲子厄年ニヨリ弘長ヲ改メテ文永ト爲ス、赦令アリ
後宇多天皇　建治四年二月二十九日
　疫疾流行ニヨリ建治ヲ改メテ弘安ト爲ス、赦令アリ
伏見天皇　正應二年五月二十六日
　免者ヲ行ハル、天下病事流布ニ依ル故ナリ
伏見天皇　正應六年八月五日
　天變及ビ地震ニヨリ正應ヲ改メテ永仁ト爲ス、赦令アリ
後二條天皇　乾元二年八月五日

炎旱甚シキニヨリ乾元ヲ改メテ嘉元ト爲ス、赦令アリ

後二條天皇　嘉元四年十二月十四日

天變ニヨリ嘉元ヲ改メテ德治ト爲ス、赦令アリ

花園天皇　延慶四年四月二十八日

疫疾流行ニヨリ延慶ヲ改メテ應長ト爲ス、赦令アリ

花園天皇　應長二年三月二十日

天災及地震ニヨリ應長ヲ改メテ正和ト爲ス、赦令アリ

花園天皇　正和三年二月七日

免者ヲ行ハル、近日疱瘡病患者有ルニ依ルナリ

花園天皇　正和六年三月三日

地震ニヨリ正和ヲ改メテ文保ト爲ス、赦令アリ

後醍醐天皇　元應三年二月二十三日

辛酉ノ厄年ニヨリ元應ヲ改メテ元亨ト爲ス、赦令アリ

後醍醐天皇　元亨四年十二月九日

甲子厄年ニヨリ元亨ヲ改メテ正中ト爲ス、赦令アリ

後醍醐天皇　正中三年四月二十三日

地震ニヨリ正中ヲ改メテ嘉暦ト爲ス、赦令アリ

上記によれば是の時代に於て、咎徴想想及び暦數思想に基き大赦又は赦免を行ひ給ふこと十五回、而して咎徴思想によるもの

（以上續史愚抄）

十回、暦數思想に基き大赦又は赦免を行ひ給ふこと五回であつた。

然しながら是を全般に就て觀察するに、後鳥羽天皇より後醍醐天皇に至る約百五十年間に於て行はれたる大赦又は赦免の回數十五回なることは、略ほ十年に一回の比例であり、前時代の二百年間に於ける四十回、卽ち略ほ五年に一回の比例より見れば、恤刑思想は大に減退したることを見る。

第四節　法治思想の喚起

前時代に於ては法治思想は全く衰退し、律令格式は單なる法文として毫も是を勵行せず、加之、藤原氏の專横と風俗の廢頽と警察の弛緩とにより遂に無政府狀態に陷つた。

然るに是の時代に於ては關東に於て源氏、北條氏が覇を唱へ、政治の大權を掌握したるも、猶ほ近畿中國地方並びに神社、佛寺に對する行政は朝廷政治の勢力範圍内であり、且つ天皇の父たる上皇は院中に於て政を執り給ひたるが故に、鎌倉幕府の存在に拘はらず屢々法令の發布せられたるを見る、是れ幕政に對して法治思想が喚起せられたるものである、卽ち

後鳥羽天皇	建久二年三月二十八日	新制三十六ヶ條
順德天皇	建暦二年三月二十二日	新制二十一ヶ條
後堀河天皇	嘉祿元年十月二十九日	新制三十六ヶ條
後堀河天皇	寛喜三年十一月三日	新制四十二ヶ條
後深草天皇	建長五年七月十二日	新制十八ヶ條
龜山天皇	弘長元年五月十一日	新制二十一ヶ條
龜山天皇	弘長三年八月十三日	新制四十一ヶ條

龜山天皇　文永十年九月二十七日　新制二十五ケ條

の如きその著明なるものである、而して此に注意すべきは順徳天皇建暦二年は承久の變の九年前であり、後堀河天皇嘉祿元年は承久の變より四年後であり、後深草天皇建長五年は承久の變より三十二年後であり、龜山天皇弘長元年は承久の變より四十年後であり、弘長三年は承久の變より五十二年後である、而して承久の變は是の時代に於て朝廷が政權失墜の一大段落なるに拘はらず、猶ほ承久の變後五十年に至る迄、屢々法令の發布せられたるを見るとき、是の時代に於て鎌倉幕府が政權を掌握したるも、猶ほ近畿、中國地方が朝廷政治の下にありたるを知るのであつて、我等は是の時代を二重政治の時代と主張する所以である。

上記の新制なるものは何れも時弊を矯正せんが爲めに發布せられたる法令であつて、奈良朝、平安朝時代の律令格式とその樣式を異にし、全く當時に於て必須なる禁令であり、且つ法令條項に理由を附加しあるを以て一種の詔勅の如き觀を呈するものである。

今建暦二年の新制二十一條の條項のみを摘記すれば左の通りである。

一、諸社ノ祭祀、神事等ヲ法ノ如ク勤行スベキ事
一、恒例臨時ノ佛事等ヲ法ノ如ク勤行スベキ事
一、有封ノ社司ヲシテ本社ヲ修造セシムベキ事
一、諸寺ノ執務人ヲシテ本寺ヲ修造セシムベキ事
一、京畿諸國諸社ノ末社ヲ建立スルノ別功ヲ停止スベキ事
一、諸國ノ吏國領ヲ神社、佛寺ニ寄進スルヲ停止スベキ事
一、伊勢大神宮以下諸社司ノ進奏、上狀猶ホ濫ヲ企ツルヲ停止スベキ事

一、所部ノ官司、諸社ノ神人、諸寺ノ惡僧ノ濫行ヲ停止セシムベキ事
一、賀茂祭使齋王、禊供奉人ノ簪車及ビ從類ノ裝束ノ過差ヲ停止スベキ事
一、同使等ノ艫、近衛官人ノ祿法ノ過差ヲ停止スベキ事
一、五節、出火桶、樏棚ノ金銀錦繡風流ヲ停止スベキ事
一、京畿諸社ノ祭ノ供奉人ノ裝束已下過差ヲ停止スベキ事
一、緇素上下諸人ノ服飾過差ヲ糺定スベキ事
一、緇素男女從類ノ員數ヲ糺定スベキ事
一、諸司諸衛ノ官人車ニ乘リ、幷ニ同從ノ騎馬ヲ停止セシムベキ事
一、六齋日ノ殺生ヲ禁斷スベキ事
一、僧侶ノ兵仗ヲ停止スベキ事
一、私ノ出擧ノ利一倍ニ過グルヲ停止スベキ事
一、京中ノ道橋ヲ京職監臨ヲ加ヘ諸家當路洒掃ヲ致スベキ事
一、閭里ノ群飮、射的ヲ停止スベキ事
一、京中ノ媒嫁ヲ停止スベキ事

以上二十一ケ條であり、上六條は主として神佛及び神社、佛寺に關したる制令であり、次の七條は奢移を禁ずる制令であり、以下六條は時弊矯正の制令であつて、當時の時弊を矯正し給ひたるを知り得るのである、卽ち神に對する祭祀及び佛に對する法要の怠慢、一般の奢移（新制中過差又は風流とは奢移の意である）僧侶の惡行、帶兵等を抑制し給ひたるものである、嘉祿以後の新制に就ては今日文獻存在せざる爲め、その詳細を知り能はざるも略ほ建暦

の新制に似たるものと想像し得る。

斯の如く是の時代に於て法令の屢々發布せられたるは、全く前時代に於て衰退したる法治思想が復活したることを表現するものである。

第五節　神治思想の喚起

其一　神治本思想

是の時代の歴代天皇の政治の中心思想は神治思想であつたが、猶ほ我國本來の神治思想の核心たる敬神思想を固持し給ひ、神に對する信仰最も篤く、伊勢大神宮に對しては崇敬最も至り、天皇の子女を齋内親王として大神宮に差遣して奉侍せしめ給ひ、且つ天下事あれば必ず伊勢大神宮に奉告し給ふた、又た是の時代に於ける歴代天皇は石清水八幡神に對する信仰最も篤く、天皇親ら行幸あらせられて親拜し給ひ、特に上皇、法皇は八幡宮に參籠し給ふて祈願をこめらるゝを常とした、是に反して賀茂神に對する信仰は平安朝下期時代に比し著しく衰へたるやふである、即ち齋内親王の差遣なく天皇の行幸親拜も少なかつたやふである、然しながら大體に於て天皇の神に對する信仰は頗る篤く、國家の平安と、臣民の福祉とを希ひ給ふたのである。

就中後嵯峨天皇は敬神の大御心特に篤く、從來宮中に於て行はれ、主として神祇官のみが是を行ひたる六月十一日及び十二月十一日の月次神今食祭に親臨して、祭祀を行ひ給ふたることは特筆すべき事である。

卽ち土御門天皇が建仁三年十一月石清水八幡宮に祈願の爲めの宣命の中に曰く

抑モ世澆末ニ臨ミ、德菲薄ニ在リテ、休祥ハ著ハレ難ク、妖變ハ荐リニ聞フ、慙愧ノ思措ク所ヲ知ラズ、但ダ朕叡慮ノ化疎シト雖モ、敬神ノ誠尤モ深シ　（石清水文書）

と宣ひ、又順德天皇が建暦二年十二月神祇祭祀の懈緩を誡め給ひたる勅の中に曰く

吾ガ朝ノ彝範尤モ敬神ヲ先ニス、萬機繁務ナルモ、祭ヲ愼ムヲ過ツコト無シ、是ヲ以テ邦ヲ治メ、民ヲ安ンズル、專ラ冥助ニ憑ル、恒例臨時宜シク禮節ヲ嚴ニスベシ、而ルニ有司怠慢ニシテ職掌ヲ務メズ、諸國ノ拒捍條制ニ違背シ、黷神ノ禁ニ卹ル、戒メザルベカラズ、就中祈年祭以下四度ノ幣帛、案上案下尊設ノ備ヘアレドモ、諸國ノ諸社奉送ノ實ナシ、且ツ祈年穀以下神宮ノ幣物、率分納ムル所、近年或ハ艱澁ヲ訴ヘ、當日纔カニ進貢ヲ致シ、儀式夜ニ至リ、奉遣曉ニ及ブ、今ヨリ以後永ク懈緩スルコト勿レ　（日本全史）

と宣ひて祭祀の怠慢を誡め給ひ、又後堀河天皇が寛喜二年四月石清水八幡宮に祈願し給たひる宣命に曰く

謬リテ眇眇ノ身ヲ以テ、忝シク元元ノ首ト爲リ、一日ノ愼ミ玆ニ九年、德化ノ菲薄ナルヲ慙ツト雖モ、神靈ノ加被ニ憑ル所ナリ　（石清水文書）

と宣ひたる如き皆な天皇の敬神思想を表現したるものである。

其二　一君萬民思想

この時代に於ては歴代天皇は兵權を失ひ給ひ、是が爲め政權の大部は鎌倉幕府に掌握せられた、是に於て天皇の御自覺が起つたことは當然であつて、恰かも太古蘇我氏全盛の時代に於て、聖德太子、中大兄皇子等の唱へ給ふたる「普天の下王土にあらざるなし」との一君萬民思想の喚起したるを見る。

是の思想は特に源義經の搜索及び藤原秀衡及び泰衡征討の際に於ける宣旨（詔勅）及び院宣に於て現はれてをる、卽ち後鳥羽天皇が文治四年二月二十一日義經追捕の爲め、藤原秀衡父子に諭し給ひたる宣旨（勅）の中に曰く

既ニ鳳銜ニ背キ、陸奥出羽ノ兩州ヲ虜掠シ、國衙庄家ノ使者ヲ追出ス、普天ノ下寰海ノ内、何ゾ王土ニ非ラザラン、誰カ王民ニ非ラザラン、爭テカ違勅ヲ存シ、暴虐ニ同スベケンヤ　（東鑑）

と宣ひ、更に後鳥羽天皇が文治四年十月二十日再び藤原秀衡父子に諭し給ひたる宣旨(勅)の中に曰く

而ルニ皇命ヲ恐レズ、猥リニ子綱ヲ述ブ、普天ノ下豈以テ然ル可ケンヤ（東鑑）

と宣ひ、又同時後白河法皇が下し給ひたる院宣の中に曰く

露顯ノ趣風聞已ニ成ル、泰衡等、身ハ王民ノ地頭ト爲リ、帝土何ゾ強テ鳳詔ニ背カン（東鑑）

と宣ふもの皆なこの思想即ち一君萬民の思想を表現するものであつて、是等は秀衡、泰衡等に對する言を借りて當時の幕府の權力者、源頼朝に宣ふものと推察せらるる。

斯様なる一君萬民の傳統思想を實現せんと努力し給ひたるは、仲恭天皇の承久三年に於て後鳥羽上皇が企畫せられたる政權恢復の擧であつた、而かも不幸にしてこの擧が失敗に終り、遂に三上皇の配遷となつたことは皇室の爲め、實に千歳の痛恨事であつた。

第六節　對臣民思想

是の時代に於ける歴代天皇の對臣民思想は前時代のそれと毫も異らなかつた、歴代天皇は常に臣民を慈育愛養することを以て、その天職と信じ給ふたのである。

然しながら是の時代に於ける文献が頗る乏しく、天皇の愛民思想を明示する資料に乏しきを遺憾とするものであるが、それでも猶ほ是を證明する一二の文献の存在するを見るのである。

是の時代の歴代天皇は平安朝時代の如く、臣民を慈育、愛養せらるゝ大御心より常に風雨時順、五穀豐穣を希はれたのであり、是が爲め炎旱に遭へば使を伊勢大神宮及びその他の諸社に遣はして雨を祈り、又佛寺をして讀經せしめて雨を祈り給ふたその記述は、史上頗る多く殆んど枚擧に遑あらざるものである、今、後堀河天皇が寛喜二年二月石清水八幡宮に使を遣はして宣ひ

たる宣命の中に曰く

穀ハ萬民ノ命百王ノ寶ナリ、玆ニ因リテ洪範ノ文、食ヲ以テ本ト爲ス、豐稔ノ樂、豐ヲ以テ先ト爲ス、今恒典ニ隨ヒテ專ラ冥德ヲ仰グ、東作ノ春ヨリ西収ノ秋マデニ膏澤節ニ順ヒ、稼穡年有ランコトハ、大菩薩ノ厚キ御助ケ廣キ御惠ニ在ルベキナリ（石清水文書）

と宣ふは臣民の爲め、風雨の時順を祈り給ふ天皇の大御心である。

又是の時代に於て最も頻繁に流行したる疫癘に關して、歴代天皇は最も多く宸襟を腦まし給ひ、屢々宸筆の宣命を諸社に、宸筆の般若心經を諸寺に奉じ給ひたるその叡慮はいとも畏きものである。

即ち後堀河天皇が寛喜二年四月石清水八幡宮に奉じ給ひたる宣命の中に曰く

又頃者都鄙ノ間ニ疾疫流行ス、民ヲ憂フルノ心時ニ休マス、早ク患難ヲ消シテ、平全ヲ得セシメント所念行シテナム（石清水文書）

と宣ふは天皇の是の大御心を表現するものである。

この時代の歴代天皇の愛民思想は斯の如く毫も變化しなかつたが、然しながら斯の思想に基づく政治的方策は、平安朝下期より漸次に推移して是の時代に於ては全く異様のものとなつた、平安朝及びその以前に於ては水旱飢饉あれば府庫を開き、穀を給して臣民を賑恤し給ひ、疫癘流行すれば醫を遣はし藥を給して臣民の病苦を勞ひ給ふたのであつたが、是の時代に於ては國庫既に空しく、又醫藥を給するの費なき爲め、天皇の行ひ給ひたるは、一向ら神に祈願し、佛に祈禱し、讀經してその目的を達せんとする間接的のものであつたことは、時勢の推移上已むを得ざるものであつた、是の時代に於ても時々京都の市民に賑恤を加へ給ふことはあつた、然しながらそれは常に最勝講の終末日に於て行はれ、佛教思想による一種の供養として行はれたのであつて、眞の意味に於ける賑恤ではなかつた。

然しながら炎旱に雨を祈禱し、霖雨又は風雨に止雨を祈禱して臣民の農業を助け、臣民を富庶ならしめんとの祈禱祈願は殆んど毎年行はれた、その事實を擧ぐることは繁に耐へないのであるが、然しながら疫癘の流行に際し、行ひ給ひたる祈願及び讀經は左記の如く百錬鈔及び續史愚抄に詳細に記述されて居る、殊に後嵯峨上皇、伏見天皇、後宇多上皇、後二條天皇の如き般若心經又は仁王經を親ら書寫し給ひ、是を供養して疫疾を祈禱し給ひしことは、臣民を憐れみ給ひし叡慮の如何に深かりしかを親ふに足るものであつて、正に特筆大書すべき事項である。

後堀河天皇　寛喜三年(飢饉)

十月十九日　公卿ノ勅使ヲ發遣セラル(權大納言隆範卿)宸筆ノ御宣命ヲ奉セラル

後深草天皇　正元元年(飢饉及疫疾流行)

三月二十七日　飢饉及疫疾等ノ爲メ、臨時二十二社奉幣使ヲ發遣セラル、今日ヨリ疫疾御祈ニヨルナリ

仁王經御讀經ヲ修セラル

五月七日　今日ヨリ禁裏ニ於テ如法北斗法ヲ修セラル、疫疾御祈ニヨルナリ

五月二十七日　後嵯峨上皇嵯峨殿ニ於テ宸筆般若心經ヲ供養シ奉ラル、疫疾ノ災ヲ攘フ爲メナリ

十月二日　主上宸筆ノ御書ヲ山陵ニ獻セラル、是レ天變並ニ御惱等ノ事ヲ申サル爲メナリ　(以上百錬抄)

龜山天皇　文永元年(咳病流行)

七月二十日　宮中ニ於テ五大虛空藏法、金輪法等ヲ始行セラル、是レ當月咳病流布及ビ彗星出現御祈ナリ

八月二日　仁和寺北院ニ於テ病事御祈ノ爲メ、孔雀經法ヲ始行セラル

後宇多天皇　建治三年(疫疾流行)

十二月六日　來ル十日ヨリ三ケ日法勝寺ニ於テ、仁王經ヲ轉讀スベキ由宣下セラル、今秋已來天下病患流布ノ故ナリ

十二月二十九日　五畿七道諸國ニ仰セ、流布ノ疫疾ヲ攘フ爲メ官符到來ニ從ヒ、吉日ヲ擇ヒ仁王般若經ヲ轉讀セシムベキ由宣下セラル

後宇多天皇　弘安元年(疫疾流行)

五月十八日　疫疾御祈ノ爲メ百僧ヲシテ興福寺ニ於テ、等身十一面觀音像ヲ造ラシム

五月二十二日　疾疫ニヨリ二十二社奉幣使ヲ發遣セラル

後宇多天皇　弘安六年(疫疾流行)

正月三十日　去年ノ夏ヨリ疫疾流行ス、因テ五畿七道ノ諸寺ニ仰セ三ケ日ヲ限リ、仁王般若經ヲ轉讀スベキ由宣下セラル

六月二十日　五社(伊勢、石清水、賀茂、平野、春日)奉幣使ヲ發遣セラル、天下疾疫ニ依ルナリ

六月二十二日　今日ヨリ三ケ日南殿ニ於テ大般若御讀經アリ、天下病事ノ爲メ御祈ナリ

伏見天皇　正應二年(病事流行)

四月二十八日　近日病事流布ニ依リ、今日ヨリ七ケ日南都七大寺及ビ延曆寺ノ僧十口ヲシテ大般若經ヲ轉讀セシムベキ旨宣下セラル

六月六日　興福寺ニ於テ一日造立藥師ノ事アリ、病事流布ノ事ニ依ル

六月九日　二十二社奉幣使ヲ發遣セラル、病事流布ニ依ルナリ

六月二十七日　宮中ニ於テ今日ヨリ七ケ日孔雀經法ヲ行ハル、阿闍梨入道二品性仁親王、天下病事ニ依ルナリ

十二月二十九日　今年疫病流行、因テ主上宸筆ノ般若心經ヲ祇園社ニ納メラル

後伏見天皇　正安二年(疫疾流行)

六月十日　四月以來世間病事流布ニ由リ四角四堺祭ヲ行ハル

六月二十二日　五社(伊勢、石清水、賀茂、平野、春日)奉幣使ヲ發遣セラル、世間病事流行ニ依ルナリ

後二條天皇　德治二年(赤班瘡流行)

七月十二日　天所赤班瘡流布ス、因テ御祈ノ爲メ一院(註後宇多上皇)ノ御所ニ於テ仁王經ヲ寫サル、上皇亦タ宸翰ヲ染メラル(一字毎ニ御三禮有リ)

七月十六日　今日ヨリ三ケ日諸社諸寺ニ於テ仁王般若經ヲ轉讀スベキ旨宣下セラル、病事流行ノ爲メナリ

花園天皇　延慶三年(病事流布)

五月二十七日　四月ヨリ世間病事流布ス、因ツテ四角四堺祭ヲ行ハル

花園天皇　應長元年(疫疾流行)

四月二十五日　天下疫疾ニヨリ九社(伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、丹生、貴布禰)奉幣使ヲ發遣セラル

花園天皇　正和三年(疱瘡流行)

二月一日　疱瘡流行ニヨリ四角鬼氣祭ヲ行ハル

二月十三日　宮中ニ於テ不動延命法ヲ始行セラル、七ケ日タルベシ

花園天皇　正和五年(疾病流布)

七月十二日　頃日疾病流行日ヲ追フテ盛ナリ、因テ祭主神祇大副藤直朝臣ニ仰セ、兩宮ニ參籠セシメ祈謝サルベキ由宣下セラル

七月十五日　宣下セラル、曰ク近日疫病流布ス、因テ明十六日ヨリ七ケ日仁王般若經ヲ石清水、賀茂上下、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野等ノ社ニ於テ、又大般若經ヲ七大寺及ビ延曆寺等ニ於テ轉讀セシム

第七節　對國家思想

前時代以來我國と唐宋との交通は既に絶へ、亦た三韓との交通もなく、從つて是の時代に於ても源平兩氏の爭覇戰以後對外關係は殆んど存在しなかつた、然るに是の時に於て俄かに西天に轟きたるは蒙古軍の襲來であつた。卽ち文永及び弘安の役である、殊に弘安の役に於ては蒙古は數十萬の大軍を以て、九州北岸に襲ひ來つたのであるから是の時に於ける我國朝野の騷ぎは一通りではなかつた、鎌倉幕府は北條時宗の斷乎たる處置により全國の兵力を九州に移し、その防禦に力を盡し、而して京都に於ける朝廷は主として神佛に對する祈禱祈願によりて、この國難を脫せんと欲し給ふたのであつた、就中當時院にありて政を親らせられたる龜山上皇は、いたく宸襟を惱まし給ひ、宸筆の書を伊勢大神宮に奉り給ひ身を以て國難に代らんと宣ふに至つた、卽ち增鏡の記述は左の通りである。

（以上續史愚抄）

ソノ比蒙古オコルトカイヒテ、世ノ中サワギ立チヌ、イロイロ、サマザマニ恐ロシウ聞ユレバ、本院新院ハアヅマヘ御下リアルベシ、內、春宮ハ京ニ渡ラセタマイテ、東ノ武士ドモ上リ候フベシナド沙汰アリテ、山々寺々御祈カズナラズ、伊勢ノ勅使ニ經任大納言マイル、新院モ八幡ヘ御幸ナリテ、西大寺ノ長老召サレテ眞讀ノ大般若供養セラル、太神宮ヘ御願ニ我御心ニシモ、カカル亂出デキテ誠ニコノ日本ノソコナハルベクバ、御命ヲ召スベキヨシ御手ヅカラ書カセタマイケル

この記述中の本院は後深草上皇、新院は當時院にありて政務を親らし給へる龜山上皇、內は後宇多天皇、春宮は後の伏見天皇であり、經任大納言は中御門經任であり、西大寺の長老とは思圓上人である、又伊勢は大神宮であり、八幡は石清水八幡宮である、而して御命を召すとは國に殉ずるの義である、卽ち上皇は殉國の大精神を以て伊勢大神宮に禱り給ふたのである、是れ實に上皇の最も偉大なる責任觀であると同時に、偉大なる國家觀でつた。